

平成22年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成22年 3月 2日 開会

）

平成22年 3月23日 閉会

吉田町議会

## 平成22年第1回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月2日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告	1 5
○議会改革特別委員会委員長報告	1 9
○空港関連特別委員会委員長報告	2 3
○議案第2号～議案第25号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	2 6
○議案第7号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第21号の質疑、討論、採決	7 1
○議案第25号の質疑、討論、採決	7 1
○散会の宣告	7 1

### 第 2 号 (3月16日)

○開議の宣告	7 3
○一般質問	7 3
藤 田 和 寿	7 3
片 山 武	8 5
大 塚 邦 子	9 1
○散会の宣告	1 0 3

### 第 3 号 (3月17日)

○開議の宣告	1 0 4
○一般質問	1 0 4
勝 山 徳 子	1 0 4
枝 村 和 秋	1 1 6
八 木 栄	1 2 7
○散会の宣告	1 3 3

### 第 4 号 (3月23日)

○開議の宣告	1 3 4
○議案第6号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第11号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 5 0

○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 8 7
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9
○発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
○議員派遣について	1 9 2
○議会閉会中の委員会継続調査について	1 9 2
○町長あいさつ	1 9 3
○議長あいさつ	1 9 4
○閉会の宣告	1 9 5

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 本日ここに平成22年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

毎度のことでございますけれども、議員各位の定例会における元気な顔に接して、本当にうれしく思っております。また、ひとつよろしく願い申し上げます。

あと、皆様、政治の世界に身を乗り出した方々でございますから御承知のこととは思いますが、英語で政治のことをポリティックスと申します。これは、ギリシャ語のポリスにかかわるといふ、ポリティコンの複数形、ポリティカのそのまま政治ということになったものでございます。もともと複数形でございます。

なぜ、私がこんなことを申すと皆さん思っておられるでしょうけれども、基本的に私つらつら考えるに、国もそうでございますけれども、地方も骨太の議論というものがほとんど聞こえなくなってまいりました。皆様14人で構成される議会のことではなくて、定例会の意味での議会でございますけれども、議会というものは、全体にかかわる、いわばポリスにかかわる諸問題を扱い、そのポリスの経営について、どのようにしていくか、どの方向へ持っていくのかというのをするのが、私は議会であると思っております。

予算に関する説明書、皆様のお手元に参っておりますけれども、ぜひとも、款項目節の節の部分に関して、皆様からいつものように質問がございますけれども、その分につきましては、ぜひとも所管課に行って担当課長に聞いていただければ、私は事足りる問題であると思っております。そこの部分で、わからないことがあれば、また議会でお話ししていただければ結構であると思っておりますけれども、骨太の議論には、今申し上げたような款項目節の節の部分は、ぜひとも所管課の課長に言って、その内容について得心のいくまで話を聞いていただければおわかりになると、私思っております。ぜひとも、吉田町の議会におきましては、骨太の議論で吉田町をどうするかという問題で丁丁発止の議論を繰り広げてまいりたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願い申し上げます。

以上です。

---

### ◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、13番、八木 栄君、1番、佐藤正司君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から3月23日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

本年、1月27日水曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第3回政策研修会がホテルセンチュリー静岡で開催されました。内容は、講演が2部形式で行われまして、第1部は県企画部部長代理、君塚秀喜氏を講師に「富士山静岡空港の現状と課題」について、第2部は産業部観光局長、出野 勉氏を講師に「東部・中部・西部地域における観光誘致客戦略」についての講演がありました。講演終了後、静岡県、静岡県議長会との意見交換が行われました。

次に、本年2月17日水曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡県市町村センターで開催されました。議事としては、平成22年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

報告事項では、静岡県市長会町村会総合事務局組織の見直し案について、報告がありまし

た。現在の3室体制を2室体制にし、職員14人体制を維持したいという内容でありました。その後、今後の事業日程についての連絡があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告は終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業に関する運営方針等について申し上げます。

さて、改めて申し上げるまでもなく、平成21年度は世界的な経済不況の影響を受け、国内の景気も後退の一途をたどり、国も地方公共団体も厳しい財政運営を強いられております。

また、昨年行われた国政選挙において、政権政党が交代し、新たな政府は「コンクリートから人へ」「新しい公共」「未来への責任」「地域主権」「経済成長と財政規律の両立」という五つの基本理念のもとに、予算編成過程を国民一人一人の問題として意識していただくことを目的に、事業仕分けという手法を取り入れて平成22年度予算を編成し、国民の関心を引いたことは記憶に新しいところであります。

平成22年度予算とともに、平成22年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額、いわゆる地方財政計画が国会に提出されました。この計画では、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により地方税収入が大幅に落ち込む一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、地方公共団体は定員削減や人事院勧告の完全実施による給与関係費の減少を見込んでも、なお財源不足が過去最大の規模に拡大すると見込んでおります。

そのため、地方交付税総額の1兆1,000億円の増額、公債費負担の軽減などにより、普通地方交付税の交付を受ける、いわゆる交付団体への影響を最小限にとどめるための手厚い措置が盛り込まれておりますが、この措置により、当町のような財政力指数の高い不交付団体との処遇の格差はますます広がってまいります。このような社会経済情勢の中、平成22年度吉田町一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億7,000万円といたしました。

前年度当初予算と比較いたしますと、1億300万円、約1.2%の増となりましたが、これは、平成22年度に新設される子ども手当の分3億5,953万円によるもので、この額を差し引いて比較いたしますと、約3.0%の減となり、全体としては厳しい環境を踏まえた堅実な予算となっております。

それでは、歳入の特徴から申し上げます。

当町の歳入の根幹をなす町税につきましては、52億5,830万円余と見込みましたが、前年

度と比較いたしますと、約7%減の3億9,509万円余の減収となります。

そのうち、個人町民税につきましては、前年度比約16.2%減の2億5,264万円余の減額を見込み、法人町民税につきましても、前年度比約27.7%減の1億4,247万円余の減額を見込んでおります。

固定資産税につきましても、家屋は、前年度比約7.1%の増の約8,400万円の増額を、償却資産は、減価率を上回る設備投資が見込めないため、前年度比約7.9%減の7,904万円余の減額を見込むなど、固定資産税全体で前年度比約0.2%増の31億344万円余を計上しております。

加えて、町たばこ税につきましても、販売本数の減少を見込み、前年度比約9.4%減の1億5,096万円余を計上しております。

そして、その他の歳入の大きな減額項目といたしましては、前年度比約5.3%減の1億700万円を見込んでいた地方譲与税を初め、約29.0%減の1,350万円を見込んでいた利子割交付金、約3.3%減の2億9,000万円を見込んでいた地方消費税交付金、16%減の4,200万円を見込んでいた自動車取得税交付金、約21.3%減の6,112万円余を見込んでいた地方特例交付金などがございます。

また、地方交付税の特別交付税につきましては、当町は、平成22年度において普通地方交付税における臨時財政対策債振替前の収入不足団体になると見込まれるため、普通地方交付税算定後に生じた特別な財政需要などに充てることができる交付額が増加すると見込み、約1億円を計上しております。

このように、景気後退の影響を受け、町税等の税収は大幅な減収を見込んでおりますが、身近な行政サービスの低下を招かないようにするため、財政調整基金を取り崩して一般財源を補うほか、減債基金を取り崩して公債費に充当するとともに、暮らしやすく、人と環境にやさしい施設を基本理念とした、総合障害者自立支援施設の建設財源として地域福祉基金を取り崩すなど、既存財源を有効に活用することにより歳入を確保することといたしました。

次に、歳出でございますが、特徴といたしましては、「福祉、子育て、健康づくり、教育」に配慮した予算編成といたしました。

事業展開の構想を交えながら、申し述べさせていただきます。

まず、昨年10月に着工いたしました総合障害者自立支援施設の建設工事でございますが、22年度分といたしまして、2億2,290万円余を計上しております。現在、工事は順調に進捗しており、3月末には外壁コンクリートの打設が完了し、その後、屋根や内装工事、電気・空調設備機器等の設置工事、そして、外溝整備工事を順次行い、8月の完成に向け計画的に工事を進めております。

また、より多くの町民の皆様には本施設の存在と意義を知っていただき、親しんでいただくと同時に、障害者相互の理解を深め、障害者と地域住民との交流と共生の輪を広げることを目的に、現在、本施設の愛称を募集しているところであります。

次に、子育て支援の新たな事業として、子ども手当が創設されますが、これは、国がコンクリートから人への理念のもとに、次代の社会を担う子供の育成を支援するためのもので、当町においても、事業費といたしまして6億6,203万円余を計上いたしております。

子ども手当は、中学校終了までの子供1人につき月額1万3,000円を支給するもので、この中には児童手当も含んだ金額となっております。平成22年度の児童手当分に限って、児童福祉法に基づき、国、地方、事業主が応分の額を負担し、それ以外につきましては、全額国

が負担するというものであります。子ども手当の支給事務を円滑に実施するための体制整備が急がれております。

他方、仕事と子育ての両立を支援するための重要な役割を担っている事業として、放課後児童クラブ事業があります。

共働きの一般化、地域の子育て機能の変化等により、児童を取り巻く環境が大きく変革し、児童をめぐる問題が多様化していく中で、質の高い子育て支援の対策として放課後児童クラブが果たす役割は大変大きく、意義深いものと考えております。

当事業は、平成15年度に39人の利用で始まった事業であります。利用人数は毎年増え続け、今年度は190人が利用し、平成22年度の利用の申し込みは現在202人で、さらに増加が見込まれております。

特に、中央小学校区におきましては、今年度86人の児童が利用しておりますが、国が示す放課後児童クラブガイドラインでは、1クラブ当たりの人数は最大70人とされており、これに沿った補助事業としての適正な人数とするため、現在のクラブを分割する方策の検討が急務となっております。

そのため、現在、旧さゆり保育園跡地に建設中の総合障害者自立支援施設が完成しますと、さくら作業所の機能がこの施設へ移行するため、さくら作業所の改修を行い、中央小学校区の放課後児童クラブ室として利用することを考えております。吉田町総合障害者自立支援施設の開所予定の平成22年10月に合わせ、町内4クラブ体制で放課後児童クラブ事業の運営をしていくことを計画しております。

今後も、児童の受け入れにつきましては、可能な限り入所希望に応ずる方向で、働く親を持つ児童の放課後及び学校長期休業期間中の生活の場を確保するとともに、親が安心して働ける環境づくりの一つの方策として積極的に事業を展開してまいります。

以上、福祉、子育て支援事業について申し上げましたが、昨年度と比較いたしますと、民生費が31.8%増の23億2,037万円余となっております。

次に、健康づくり事業について申し上げます。

町民の皆様、だれもが健やかに暮らせる社会を実現するため、さまざまな事業を実施しておりますが、主な事業の一つにがん検診がございます。

死亡原因第1位の悪性新生物のうち、女性の大腸がん、乳がんが上位を占めているのが現状であります。早期発見、早期治療を行えば治る病ですので、検診の大切さを町民の皆様に認識していただくとともに、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診につきましては、前回検診受診者と節目の年齢になる方に通知する従来の方法から、対象者全員に受診券を送付する方法に変えて、受診率を現状の30%から、国の目標である50%達成を目指してまいります。これらの健康増進事業費は5,107万円余、前年度に比べ83.9%と大幅な伸びとなっております。

次に、絵本を通じた育児支援といたしまして、親と子が絵本を介して向き合い、絵本に親しみ、温かく楽しい時間を過ごすことができる環境づくりとして、新たにブックスタート事業の実施を予定しております。

この事業は、平成22年4月以降に生まれた吉田町在住の赤ちゃんに絵本をプレゼントするとともに、読み聞かせることの大切さなどに対する理解を深めるとともに、実践に結びつけようとするものであります。

次に、吉田町オリジナルダンスを活用した健康づくり事業として、昨年度に引き続き、吉



田町ダンス健康づくり推進委員の方々を中心に、「ダンスで健康 ストレス解消！」の合い言葉のもと、ダンス講習会の開催を予定しております。

また、新たに5月と6月の2カ月間、吉田町オリジナルダンス「ヤーレコのSAY！」の初心者向けのダンス講習会を計画し、多くの町民の皆様の健康づくり増進に努めてまいりたいと考えております。

さらに、昨年実施し、大変な盛り上がりを見せました「パフォーマンス発表会」を「笑っしょい よしだ フェスティバル」と名称変更し、平成22年においても開催を予定しております。

健康づくり事業の一環として行われるこの「笑っしょい よしだ フェスティバル」は、吉田町オリジナルダンスを健康づくりの中心に位置づけ、「ヤーレコのSAY！」を通して老若男女を問わず町民の皆様の健康増進を目的としておりますが、会場内を笑顔いっぱいにすることが参加者全員の心身の健康づくりに役立つものと受けとめております。また、オリジナルダンスを初めとする健康づくり事業費として1,729万円余を計上しておりますが、地域のコミュニティーづくりの一役を担うものとして、さらなる普及に努めてまいり所存でございます。

健康づくり事業について述べましたが、平成21年度において、議員の皆様にたび重なる補正予算審議をお願いし、お認めいただきました榛原総合病院への財政支援につきましては、病院事業が指定管理者へ移行することによりまして、負担金が、平成21年度と比べ約38.6%減の4億8,802万円余の計上となりました。

次に、健康づくり関連事業として、高齢者介護予防について申し上げます。

高齢化は極めて急速に進行し、5年後の平成27年には4人に1人が高齢者という超高齢社会が到来することが予測されております。このような中、吉田町における高齢化率は、平成22年2月1日現在19.31%、65歳以上の高齢者人口は5,903人となりました。県内37市町の中で6番目に高齢化率の低い当町でございますが、年々高齢化が進んでおり、町民5人に1人が高齢者という状況に近づいてきております。

高齢化対策の一つとして、高齢者の介護予防が上げられます。介護予防意識の定着した健康長寿の町であれば、高齢化によるさまざまな社会的影響を最小限にとどめることができると言っても過言ではありません。

介護予防事業における介護予防健診の受診者数は毎年増加傾向にあり、健診の結果、介護が必要となる可能性の高い方、すなわち特定高齢者となった方は、平成21年度は317人で、平成20年度の232人を大きく上回っております。そのため、特定高齢者となった方に対する介護予防事業である運動機能向上や栄養改善などを推進する体制を強化し、これらの事業を積極的に展開していくことで、多くの方の心身機能の低下を食いとめ、介護を必要としない健康状態を維持できるよう事業を行ってまいります。

また、65歳以上の高齢者を対象に、健康相談・支援を行う吉田町地域包括支援センターにおいても、介護予防ケアマネジメント事業のさらなる充実に努め、高齢者の皆様が元気で住みなれた町で健康で生き生きと暮らしていただけますよう努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

当町の国民健康保険被保険者数は、平成20年10月ごろから、失業等により、社会保険から離脱者の加入が増加しており、景気の動向からもしばらくはこの傾向が続くものと考えられ

ます。このような状況下においては、被保険者の所得の上昇を見込むことは難しく、国民健康保険税収入の十分な確保は厳しい状況が続くことが考えられます。

また、療養給付費や高額療養費等の医療費は大幅に増加しており、これらも引き続き増加傾向で推移するものと見込んでおります。

平成22年度国民健康保険事業当初予算は、歳出では保険給付費の増加、歳入では保険税収入の減収が見込まれることを踏まえて、不足分につきましては国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰り入れで対応してまいりたいと考えております。

基金の保有高につきましては、過去3カ年の保険給付費等の平均年額の25%を有することが国保財政の安定化につながるとされており、これを目標数値にしてまいりましたが、医療費の急増により財源措置が難しいことから、基金からの繰り入れを予定しているところでございます。

国民健康保険事業が相互扶助で成り立っている制度であることを念頭に据え、今後は、保険税の収納率の向上と医療費の抑制を図り、国保の財政運営の安定化と健全化を図っていく所存でございます。

次に、教育関係について申し上げます。

平成21年度からの2カ年事業である「ちいさな理科館」の平成22年度事業費として6,729万円余を計上しております。ちいさな理科館の完成予定は本年6月末で、8月7日にはオープニングセレモニーといたしまして、名誉館長に御就任をお願いしております、元文部科学大臣の有馬朗人先生をお招きし、理科の実験を行っていただく予定であります。

開館後は、週末や学校の長期休業期間を中心に自然観察や実験を行い、子供たちの自然科学に対する興味や関心を喚起し、また、夢と刺激を与えられるような教育環境づくりを行ってまいります。

続きまして、学校図書館事業について申し上げます。

読書活動は、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、人生を豊かに生きていく上で欠くことのできないものであります。当町では、平成16年度から3年間、国の指定を受けまして学校相互の資料の共同利用及び教育実践の共有化、また、町立図書館との連携による教育活動の充実に取り組んでまいりました。

さらに、平成22年度におきましては、学校における子供たちの読書活動を支援するため、従来の児童・生徒1人当たり1,000円の図書費を、近隣においてもトップクラスとなる児童1人当たり1,500円、生徒1人当たり2,500円と大幅に増額し、学校図書館の一層の充実を図ってまいり所存でございます。

次に、図書館について申し上げます。

図書館は、開館以来多くの町民の皆様にご利用されておりますが、一方で、図書館を利用したくても高齢や障害などの理由で来館が困難な方々がおられることも認識しております。平成22年度は、通常の図書館サービスが受けられない方々へ、図書の貸し出しを行うアウトリーチサービス事業を推進してまいりたいと考えております。

この事業は、既に一部で試行実施しておりますが、その1例として、町内の介護福祉施設への団体貸し出しサービスが挙げられます。お年寄りの希望に合った本を施設にお届けし、利用者の皆様には大変喜ばれております。将来的には、個人のお宅への宅配サービス等も視野に入れてまいりたいと考えております。

これまでの待ちの姿勢から意識を転換させ、図書館側から積極的に働きかけ、新しい利用者を開拓し、より多くの町民の皆様のために役に立つ図書館を目標として取り組んでまいります。

続きまして、安全安心な町づくりを進める事業であります。

吉田漁港津波・高潮防災ステーションの整備について申し上げます。

本事業は、平成17年度から国と県の補助を受け、津波・高潮危機管理対策緊急事業として進めてまいりました。陸閘と大幡川水門の一元的な遠隔操作・制御を実現することで、予想される東海地震による津波や台風による高潮から漁港付近にお住まいの皆様の生命と財産を守ることができます。

平成21年度をもって、補助事業である津波・高潮防災ステーション整備事業は完了する見込みでございますが、今後は、津波・高潮防災ステーションの適切な運用のために、迅速かつ正確な操作方法などの訓練を実施するとともに、機器類等が常に正常稼働できるよう、保守点検、維持管理に努めてまいります。

また、この津波・高潮防災ステーション事業として実施できなかった防潮堤への非常用階段、第2、第4、第6陸閘の非常用階段の手すり、第1陸閘から第6陸閘の非常用階段の照明設置工事につきましては、今後整備してまいります。

次に、吉田漁港の整備について申し上げます。

吉田漁港につきましては、漁業関係者の安全な職場環境の確保や漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、平成13年度から国や県の補助を受けながら整備を進めているところであります。

湯日川河口の河川護岸が築造から約40年を経過し、腐食による耐力低下が懸念されているため、昨年度より補修・補強対策のための改良工事を行っており、平成22年度につきましても、引き続き事業を実施してまいります。また、船舶の航行の安全性を確保するための航路浚渫、泊地浚渫も実施してまいります。これらの水産基盤整備事業及び小規模局部改良事業といたしまして、7,110万円の事業費を計上しております。

次に、都市基盤整備関連事業について申し上げます。

初めに、都市計画道路榛南幹線でございますが、住吉幹線から町道中臨港線までの区間につきましては、平成15年から暫定2車線で供用開始し、現在、その両端で整備を進めております。

住吉幹線から海岸幹線までの区間につきましては、静岡県都市局の事業区間620メートルと町の事業区間の360メートルに区分けし整備を進めております。県の事業区におきましては、地権者の皆様の御理解により一部の用地を残すだけとなり、現在住吉幹線側から水路つけかえ及び道路工を実施しております。

町の事業区間につきましては、平成21年度までに65%の用地取得を行い、平成22年度も地権者の皆様の御理解をいただいた上で、引き続き用地取得を進めてまいります。

また、県道路局の事業となる海岸幹線から二級河川坂口谷川を渡り、牧之原市までの区間につきましては、現在、吉田町側の地権者の皆様のうち43%の方と契約を締結することができました。平成22年度には、残りの用地の取得に努め、平成23年度から坂口谷川の橋梁工事に着手していく計画であります。

榛南幹線につきましては、県都市局と道路局がさまざまな補助金等を利用しながら早期完

成を目指しております。

次に、都市計画道路東名川尻幹線の整備でございますが、東名吉田インターチェンジから国道150号までの区間につきましては、平成20年度に第1工区である東名吉田インターチェンジから吉田大東線までの区間が開通をいたしました。第3工区である富士見幹線から国道150号までの区間につきましては、平成22年度に残りの用地取得を目指し、平成23年度から道路工事に着手する計画であります。

なお、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めているところでございますが、平成22年度は、町道高畑高島線との交差点改良及び道路舗装工事を計画しております。

都市計画道路中央幹線につきましては、平成22年度に道路舗装工事及び東名川尻幹線との交差点部分の用地取得を計画しており、都市計画道路大幡川幹線につきましては、平成22年度も引き続き道路工事及び用地取得を計画しております。

以上、幹線道路整備事業費といたしまして、2億5,210万円を計上し、計画的に整備を進めてまいります。

続きまして、生活道路の整備でございますが、平成21年度から新規事業として進めております町道西の坪大浜5号線につきましては、地権者の皆様の御理解と御協力により、本年度63%の用地を取得することができ、平成22年度も引き続き地権者の皆様の御理解をいただいととも、一部工事に着手する計画であります。事業費といたしまして1,030万円を計上しております。

また、新規事業といたしまして、愛宕前2号線を計画しており、事業費1,880万円を計上し、平成22年度は測量調査を行い用地の取得を進めてまいります。

各地域の生活道路整備につきましては、町民の皆様から数多くの要望が寄せられ、日常生活における不便などを解消するためにも、順次整備を進めてまいり所存でございます。

続きまして、河川改修でございますが、準用河川大窪川の整備につきましては、下流から国道150号までの改修は既に完了しており、平成20年度からは国道150号から上流の改修を進めており、平成22年度も引き続き上流に向けて改修してまいります。

次に、榛南広域営農団地農道整備事業でございますが、この事業は榛南地域における広域農道で、静岡県志太榛原農林事務所が事業主体となり整備を進めており、当町も事業費の一部を負担しております。平成22年度は、県道交差点改良工事などを含め1,655万円を計上し、平成24年度の開通を目指して整備をしております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

現在の地域再生計画では、下水道事業と浄化槽事業を合わせた汚水処理人口普及率を61.5%に向上させるという目標を掲げており、計画最終年度に当たる平成22年度には、目標達成に向けて整備を進めてまいります。

平成22年度の管渠整備につきましては、汚水処理施設整備交付金を活用して、住吉上組地区と川尻西向地区を中心に、管渠延長で約2.5キロメートル、面積で約10ヘクタールを整備し、また、地震対策下水道事業費補助金を活用して、既存の管渠の耐震化と避難地へのマンホールトイレの設置を進める計画であります。

次に、上水道事業について申し上げます。

町では、水道利用者の皆様に安定した水の供給を推進するため、平成22年度におきまして

も老朽管の布設がえ、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事を計画しております。

まず、平成22年度の老朽管布設がえ事業といたしましては、牧之原市坂部の前玉宮前線配水管布設がえ工事、町営住宅住吉団地付近の浜河原3号線ほか1路線配水管布設がえ工事の計2本、約491メートルの石綿管を布設がえする計画であります。そのほかに、水道管布設事業といたしまして、2本の事業、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事も予定をしております。

次に、町民の皆様の安全安心を守る防犯対策について申し上げます。

地域から犯罪を減らすために、警察活動に頼るだけではなく、町民の皆様一人一人が防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動することが重要であります。

当町では、「吉田町防犯まちづくり条例」を制定し、平成19年4月1日から施行しております。地域との連携を深め、お互いが見守り合い、助け合う力を取り戻し、犯罪の起きにくい防犯町づくりに積極的に取り組むことが必要と考えております。また、平成20年12月の吉田町防犯まちづくり推進協議会におきまして、毎月15日を防犯の日と定め、町全体に防犯の意識づけを推進しているところでございます。

こうした中、町内では、平成21年度中に自転車盗が56件発生しております。これは、町内で発生した刑法犯認知件数の2割を占めている状況であり、自転車盗の抑止が街頭犯罪を抑止する上で重要な課題と受けとめております。

現在、警察、町、自治会等と協働した防犯キャンペーンや防犯講話や緊急雇用創出事業による駐輪場などの防犯指導を実施しているところでありますが、犯罪の抑止にはパトロール活動の強化や地域安全活動の強化に加え、犯罪の被害に遭いにくい安全で安心な環境づくりも重要であります。

このような防犯対策の一環として、平成22年度には防犯カメラ設置事業を実施し、犯罪者に犯罪の機会を与えない環境づくりと、犯罪の被害に遭いにくい環境づくりを総合的に整備してまいりたいと考えております。

次に、吉田町の将来像を目指した第4次吉田町総合計画でございますが、前期基本計画が平成22年度をもって終了することにより、第4次吉田町総合計画後期基本計画の策定をいたします。

吉田町第4次総合計画は、「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすい町 吉田町」を将来像として、平成18年3月にスタートし、その中で、平成22年度までの5カ年の前期基本計画を定め、行政と町民が一体となって町づくりに取り組んできたところでございます。

この間、少子高齢化のさらなる進展、地方分権への対応、経済情勢の急速な悪化など、当町を取り巻く状況が予想以上に変化する中で、こうした状況に柔軟に対応しながら前期基本計画に沿って事業を進めてまいりました。さらに、景気の低迷を反映して税収は伸び悩んでいる上、榛原総合病院へのたび重なる財政支援などで当町の財政環境は今まで以上に厳しくなっております。

このような中、平成23年度から平成27年度までの5カ年を期間とする後期基本計画を本年度策定いたします。

当町を取り巻く時代の変化や町民のニーズを十分に踏まえた上で、基本構想の理念を継承しながら、総合計画全体の方向性や個別施策のあり方について再検討し、計画策定後は、吉田町第4次総合計画の将来像の実現を目指した町づくりの推進を図ってまいりたいと考えて

おります。また、吉田町男女共同参画プランにつきましても、新たに平成23年度から向こう5年間のプランを策定いたします。

計画の趣旨にもごさいますように、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに女性の社会参加を実践していかなければなりません。計画づくりと相まって、実践が伴うような計画づくりを行っていく必要があると考えております。

今後は、学校・職場・家庭・地域といったあらゆる分野において、女性が活躍している、女性が生き生きと生活しているモデル的な町を目指して、新たに作成したプランに沿って事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、本年度1年を通して実施してまいりました町制施行60周年記念事業につきまして申し上げます。

町では、町制施行60周年を記念し、先人たちの業績に感謝するとともに、未来に向けて吉田町のさらなる発展を喚起することを目的として、全庁を挙げて各種の記念事業を行ってまいりました。

これら記念事業を振り返ってみますと、まず、オープニングイベントとして4月に開催した「吉田町みどりのオアシスマつり」では、町内の保育園や幼稚園の園児と、その御家族が花の種のついた風船を空に飛ばす「バルーンリリース」を実施してメモリアルイベントを盛り上げていただきました。

続いて6月には、吉田町凧揚げ大会と、事業費総額2億円となるプレミアム商品券発行事業、8月には、吉田町港まつり花火大会、10月には吉田町町制施行60周年記念式典、記念コンサート、吉田町文化祭「芸能祭」と「文化展」、11月には小山城まつり、12月には吉田町駅伝大会、最後の記念事業として今年1月に行った「NHK公開録音 上方演芸会」と、全部で11の記念事業を実施してまいりました。

おかげをもちまして、実施いたしましたイベント全体として、延べ8万1,000人の方々に御来場いただき、還暦の節目を迎えた吉田町を町民の皆様とともに盛大にお祝いすることができ、この町制施行60周年記念事業を通じて「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすい町 吉田町」の実現に向けて前進できましたのも、議員各位並びに町民の皆様のお理解と御協力のたまものと心から感謝申し上げますとともに、町民の皆様方が引き続き吉田町のあしたに夢を持ち続けることができる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

昨年は、町政を取り巻く環境が大きく変化した年でありました。

富士山静岡空港が開港しまして、人と人との交流や物の流れが大きく変化した1年でもありました。そのような動きの中で、町内において大規模イベント事業を実施する民間の企業または団体に対しまして、「吉田カムカム補助金」と銘打ち、地域活性化大規模イベント事業補助金を交付する新たな制度の創設を平成22年度に予定しております。

「2万人以上の会場入場者数、または2万人以上の来町者を確実に見込むことができるイベントであること」や「吉田町を宣伝する取り組みを実施する内容を含むイベントであること」などのすべての要件に該当する事業を対象に補助金を交付するものであります。

大規模イベント事業を、吉田町に関する情報を多くの地域の方々に発信し、吉田町の宣伝に寄与する場と位置づけ、町の活性化につなげてまいりたいと考えて200万円の事業費を計上しております。

さて、町民の皆様のお命を守る2次救急の最後のとりででもあります榛原総合病院の存続を

めぐり、町民の皆様には多大な不安や御不便をおかけいたしました。

本日、組合管理者である牧之原市長から、榛原総合病院の体制について、ようやく町民の皆様への説明が行われることとなりました。町民の命を守るという確固たる信念のもと、大変厳しい局面ながらも持ちこたえることができ、本日を迎えることができましたことは何物にもかえがたい喜びでございます。

榛原総合病院が地域の基幹病院としての機能を取り戻していくことが一番の使命であると考えますので、院長を初め病院職員の方々、また指定管理者として運営を行っていただきます徳洲会スタッフの方々を吉田町としても今後とも見守り、支援してまいりたいと考えております。

町民の皆様方が将来にわたり真の幸せを実感できる町づくりや施策を全力で進めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、平成22年度に向けての施政方針といたします。

○議長（増田宏胤君） 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田宏胤君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に総務文教常任委員会委員長からお願いします。

5番、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

それでは、総務文教常任委員会から、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

1月21日、役場4階第2会議室におきまして午前9時、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し協議を行いました。

まず、町内小・中学校の視察において、各委員より指摘された事項のまとめについて話し合いました。

その結果、委員長案の説明を行い、協議を行いました。

その結果、以下ようになりました。

1、質問事項については、教育委員会事務局に再度確認すること。2、教科担任制や小・中学一貫校などの町の考えを確認すること。3、不登校や学業のおくれについては、町の方針を伺い検討すること。4、課題等において、秋田県の委員会視察で得た事例等を参考として報告すること。

引き続きまして、委員会視察の各委員提出レポートをまとめた案について協議を行いました。

また、インフルエンザで行えなかった住吉小学校視察は、2月18日に実施することとなりました。

最後に、次回委員会について協議を行い、2月19日午前9時から行うこととなりました。

以上、本日の決定事項を委員にお諮りしたところ、全員異議がなく、委員会を終了いたし

ました。閉会は10時30分でした。

2月18日、役場4階第2会議室におきまして、午前10時より、出席委員6名、公務欠席1名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会し、住吉小学校に移動し、学校教育の振興について視察を行いました。

教頭先生より日程説明を受け、6年1組の外国語活動の授業参観を多目的ホールで行いました。授業は、英語のコミュニケーションを楽しむゲーム形式の内容でした。その後、会議室にて、水嶋校長ほか2名の先生の出席をいただき、新学習指導要領と外国語活動について報告を受け質疑を行いました。

委員。外国語活動授業についての研修は。

学校。本年度は夏休みなどを使い、10時間指導研修を行いました。次年度からは30時間予定しております。だれが5年生、6年生を担当してもよいように指導研修をしています。

委員。教材等特色のある指導法など検討されていますか。

学校。本年度は、英語ノートを中心に繰り返し発音するチャンツやさまざまなゲームなどを行っております。まだ指導法を手探りで探っている状態です。

委員。文法とか表現なども教えるのか。

学校。外国語活動を通じ、英語嫌いにならないような橋渡し、コミュニケーションの素材を養うように行いたい。

その他の質疑内容は、地域人材活用、総合学習、教員配置、教員補助、特別支援学級などについて行いました。

視察を終了し、役場会議室に戻り委員会を終了いたしました。閉会は12時でした。

2月19日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時より、出席委員数7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

説明員として、教育委員会から高橋事務局長と増田局長補佐の出席をいただきました。

まず、町内の小・中学校と秋田県の視察後にまとめた質問につき説明を受けました。

一つ、人的な側面として、教員数や人材面について、教員の負担増への対応として、配置等を県教委に依頼、外部団体からの行事等依頼事項を減らすなど。二つ、C I U増員については、厳しい財政運営の中追加なし。人材活用として、地域のコンソーシアムの充実で賄う。時数等は、各学校の教育方針の独自性を尊重することなど。三つ、制度面では、中学校と小学校6年生は35人学級体制で、国からの加配で4名増員予定である。4、授業研究や研修について、物的な側面について。5、現状として、不登校生徒・児童について、外国人児童について、小・中学校連携強化やステップルームなどの運営について。

以上の説明を受け、その後質疑を行いました。

説明員退席後、各委員から教育振興に関する調査について意見をいただき、それを次回まとめることとし、委員会を終了いたしました。閉会は11時でした。

2月22日、4階第2会議室におきまして、午前9時より、当局から総務課長、企画課長、町民課長、社会福祉課長、健康づくり課長、高齢者支援課長、教育委員会事務局長の御出席をいただきました。定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、平成22年度第1回議会定例会に上程を予定されている議案について概要を、各担当課長より御報告いただきました。その後、所管事務調査に入るため、当局の皆様へ御退席をいただきました。



教育振興に関する調査については、調査の結果、意見について案を朗読し協議を行いました。

委員。学校の土曜日授業と教科担任制が制度上可能なら施行するように要望で入れたい。

委員。教員枠の増員や教師加配は、国・県へ強く要望する。

委員。学校への外部団体からの依頼事項等の負担について、現状教育委員会が行っている負担軽減措置を今後も継続し徹底するように望む。

委員。地域人材やボランティアの登用や活用について、早期に制度の構築を要望する。

各委員の意見を参考に、案を最終修正し、まとめることとお諮りしたところ、全員異議なく了承されました。

最後に、議会閉会中の調査案件について、教育振興に関する調査は本日で終了とし、今後は健康促進に関する調査を総務文教常任委員会の継続調査とすることを委員にお諮りしたところ、全員異議なく引き続き継続調査することと決定しました。閉会は11時でした。

なお、教育振興に関する調査の調査結果は、議会最終日に配付し報告といたします。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長から報告を願います。

4番、杉村嘉久君。

〔産業建設常任委員会委員長 杉村嘉久君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（杉村嘉久君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

最初に、閉会中の所管事務調査でございます。

12月9日に、下水道課長、それから産業課長のお二人にいろいろお話を伺いました。

まず、下水道課の課長のお話ですけれども、下水道の事業再評価に関すること、それをいろいろ専門的な内容もかなり入りましたけれども、説明を受けまして、それに伴う事業再評価、監視委員会等だとか、専門的なものをいろいろ受けまして、終了後、質問等を行いました。

それから、産業課長からは、小山城まつりにつきまして、毎年やっておりますけれども、60周年の記念事業の一環ともして行ったということで、例年とは違う集客の方法もとったということで、かなり来場者も多かったということ等を伺いました。

それから、もう一つは、津波・高潮防災システム、この建物の6階にありますけれども、そのシステムの概要説明ですとか、実際、8月の地震がありましたけれども、そのときの画像、映像ですね、それも再現して見せていただいたりしまして、その後、専門的なことになりましたけれども、質疑応答がありまして、閉会しております。

この所管事務調査の内容につきましては、議会だよりも掲載しましたものですから、ぜひごらんいただきたいと思っております。

次に、委員会の視察研修ですけれども、視察研修につきましては、1月19日に実施するこ

とを決定をしました。そして、実施は2月3日、4日に1泊2日で実施しました。目的は、産業建設常任委員会の所管事務調査、新たなる産業の創出の一環として先進事例の視察を行うことにより、本町の政策形成に寄与することを目的とするということです。

それから、視察先及び研修事項ですけれども、最初に静岡県農林技術研究所、それから、次に長野県の合同会社信州自然村、それから、3番目にクリーンレイク諏訪～諏訪湖流域下水道豊田終末処理場を見学しました。それから、予定になかったんですけれども、出発間際になりまして、この合同会社信州自然村と同じ村ですけれども、上伊那郡南箕輪村というところの役場の議会事務局から非常に強い要望といいますか、希望がございまして、ぜひ短時間でもいいから村役場へ寄っていただきたいということもありまして、急遽予定に入れて、いろいろ話をしてきました。

4カ所になりましたけれども、特に温室メロン栽培の、農林技術研究所では温室メロン栽培の植物工場化ということ掲げて取り組んでいるわけです。静岡県も以前は温室メロン、いわゆるメロン生産を非常に大勢の方がやっております、たくさんのメロンが生産されたわけですけれども、今非常に少なくなってきてしまいまして、吉田町に限っても2軒の農家の方しかやっておらないということもあるようです。

ここでは、植物工場化で、いわゆる栽培をすべて自動化しようということで、温室も従来のものであって、非常に単価の安いものを使って、非常にコストがかかるということで撤退する方が多いということですが、いわゆるコストを5割削減するような方法、温室のこととか肥料、水やりの装置とか、そういったものを5割減らすということを農林技術研究所は、農協であるとかいろいろところへ情報提供をしているようです。

この詳細につきましては、最終日に報告書を皆さんに配付しますので、それを読んでいただければと思います。

信州自然村合同会社、これは生産者の顔が見える医食同源食の開発についてということで、これは国の認可を受けました、いわゆる今盛んに言われておりますトレーサビリティ、生産地のわかるものを販売しようということでやっております、今現在この会社は年商6億円ぐらいまでに成長したわけですが、やはりコスト高というものが課題になっているということで、全国各地に販売店を持っているわけですが、この近くでは、静岡の松坂屋に置いてあるそうです。また皆さん、行かれまして、すぐこの商品がわかります、この会社のというものが、いろいろつくってやっていますけれども、ごらんいただきたいと思います。

それから、クリーンレイク諏訪ですけれども、これは諏訪湖は長野県の観光資源として大きな価値があるわけですが、以前は周辺の市町村からの、いわゆる住宅地や工場の排水が諏訪湖に流入しまして、非常に汚くといいますか、もう本当に異常なおいもするようになってしまったと。それを解消しようということで、県と、関連する7市町村が協力して組織をつくりまして、大々的に水の浄化を進めてまいりまして、今はきれいになったということです。ここに金の売却とありますけれども、これは、報告書には書きましたけれども、諏訪湖の北に金を含んだ鉱脈があると。それとか、金メッキ工場がやはり上流に何工場あるとか、そういったことで諏訪湖に自然に流入すると。それを、水をきれいにする段階の、ある工程で精錬というんですかね、することによって金が、最近の3年間で4,000万円になったそうです。売却しているわけですが、

そういったことで、非常に力を入れておまして、今後はさらにこの技術、それから金のほかに建材に使う人工骨材、それなんかも事業化してやっておるということで、県のお金がかなり入っているものですから、それも報告書には詳しく説明してあります。すみません、ちょっと上手に話ができませんでしたが、最終日にはまた報告書を配付させていただきますので、それをぜひご覧いただきたいと思います。

以上で終了させていただきます。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（増田宏胤君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。  
13番、八木 栄君。

〔議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

議会改革特別委員会の活動報告をいたします。

平成21年12月22日火曜日、役場4階第1会議室にて、午前9時から11時16分、第12回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、1、議会報告会を実施しての反省、2、今後の進め方についてです。

議会報告会を終えて特に感じたことを伺ったところ、次のような意見が出ました。

委員。当初の予想よりも随分参加人数が少なかった。町内会単位といったように小さな範囲で報告会を開いたらどうか。

委員。参加者への告知方法、特に女性の参加が少なかったので、今後については、このところを考えていきたい。

委員。議会改革の中での報告会として第一歩を踏み出せてよかった。報告会でのことを、今後議会や委員会に生かしていきたい。

委員。初回ということでもあり、勉強不足というか準備不足が目立った。意見交換会では、何でも意見を聞くのではなく、テーマを決めてやったほうがよい。

委員。議会改革をやる中で、報告会ができて議会基本条例を考えてく中で町民の意見を聞くことができてよかった。今後の1年間で大事である。今回の報告会は成果があった。

委員。議会報告会を実行に移したことはよかった。

委員。1回目として、議会が表に出ていったことは成功と言える。今後は、資料を含めて準備をしっかりする。年に1回くらいの行事として考えたらどうか。議会改革便りのものの発行を考えてみてはどうか。

以上が委員より出された意見です。

次に、今後の進め方について協議しました。

今回の議会報告会結果を冊子にまとめ、自治会等へ配付したらよいのではないかと。議会改革のキーワードである調査研究項目について協議を進めていきたい。議会基本条例や議会改革についての議員研修を実施したらどうか。

以上のような意見が出ました。

議会改革特別委員会にて、議会報告会のまとめをするように決定しました。また、本日の特別委員会にて使用された全資料を全議員に配付することに決定しました。

特別委員会で議会報告会のまとめをつくり、全員協議会にて諮り、その後自治会等へ配付することに決定しました。1月中旬に配付することを予定しています。

議員研修については、全員協議会に諮り、講師については全議員から希望を求めることになりました。日程については3月末までということで決まりました。今後、調査研究を行っていく、テーマの議員定数について、予算決算の審議方法について、を全員協議会にて担当者から提案することに決まりました。

議員研修の講師については、議会運営委員会に提示することとなりました。

次回の特別委員会の開催は1月15日であることを告げ、委員会を閉会しました。

以上が第12回議会改革特別委員会の報告です。

平成22年1月15日金曜日、役場4階第1会議室にて午前9時から11時23分、第13回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、1、議会報告会のまとめ、2、キーワードの項目についてです。

まずは、議会報告会において、持ち帰った、町民の方たちからの質問について、19日までに委員長がまとめ、事務局に提出することに決まりました。また、報告会のまとめの内容について、委員により一通り目を通していただき、その後、表紙から順に1ページずつ委員全員で協議し決定する作業を行いました。本日の委員会で修正された報告会のまとめを全員協議会にて諮ることになりました。

次に、キーワード項目について協議しました。

最初に、議員定数について、枝村議員より、平成7年からこれまでの吉田町の議員定数の移り変わりについて、資料をもとに細かな説明がありました。この件については、特別委員会からの提案として、全員協議会にて報告させていただくよう議長にお願いしました。

次に、予算決算の連合審査について、佐藤議員より、近隣市町の審査方法と、県内で当町と違った審査方法を実施している市町の紹介と、その審査方法について資料をもとに説明がありました。吉田町の現状を話し合い、今後についても、どのようにしていきたいかを協議しました。

事務局から当局に、審査方法についてのことを伝えておくようお願いしました。この件についても、特別委員会からの提案として、全員協議会にて報告させていただくようにしました。

続いて、議員の役職について、杉村議員より資料をもとに説明がありました。

現在、議員に任せられている役職の中で、どうしても議員がやらなくてはいけないものなのかどうかを検討していく必要があるということで、この件についても全員協議会にて報告させていただくことにしました。

このほか、議会報告会の今後について、キーワードの町民と議会とのかかわりの中の一般会議について、吉永議員と藤田議員とで、どのように進めていくかを次回説明していただく

ようお願いします。

また、議会報告会について、今後どのように考えていくのか、次回各委員の考えを伺うことにしました。

次回の特別委員会の開催は1月27日であることを告げ、委員会を閉会しました。

以上が第13回議会改革特別委員会の報告です。

平成22年1月28日木曜日、役場4階第2会議室にて午前9時から12時、第14回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、キーワード項目の検討についてです。

最初に、議会報告会について、今後の方針を委員に伺いました。全員が、引き続き議会報告会を開催することに賛成でした。

平成22年度においては、昨年同様11月に開催を予定するということが全員の意見が一致しました。

テーマについては、議会基本条例に関することであったらどうかという意見が出ました。また、議会報告会のまとめについて、全員協議会での指摘事項の修正について協議しました。内容の順序を入れかえることとし、質問点の不足部分を追加し、表紙の裏に議長からのお礼を兼ねたあいさつを入れることにしました。なお、この修正については、藤田議員にお願いすることになりました。

次に、吉永議員より、一般会議について説明がありました。

この件について話し合ったところ、本年5月に各種団体を対象として、テーマを持って全議員によって開催したらいかかという意見にまとまりました。

次回委員会にて、一般会議の具体的な案を報告していただくよう担当委員にお願いしました。

続いて、予算決算の審査について協議しました。この件については、実際に連合審査をやっているところか委員会にて審査をやっているところへ視察に行ったらどうかという意見にまとまりました。できれば、2月中に行けるように、担当者はしっかりと調査しておくようお願いしました。

議員定数については、早急に特別委員会を設置するのか、当初は全員で議員定数について十分協議をしていくのかを議会運営委員会に諮り、どちらの方法で進めるのかを決定していただくように議長にお願いしました。

役職については、平成22年度は現状のまま、23年度からは議員定数とあわせて協議していくことになりました。

次回の特別委員会の開催は2月5日であることを告げ、委員会を閉会しました。

以上が第14回議会改革特別委員会の報告です。

平成22年2月5日金曜日、役場4階第1会議室にて午前9時から11時23分、第15回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、キーワード項目の検討についてです。

最初に、議会報告会の進め方について協議しました。11月に実施予定のため、慌てずにじっくりと考えて進めていくことになりました。

次に、一般会議について協議しました。

担当者から会議の内容について説明がありました。具体的にはどのようなものを行って

つたらよいか、今の段階でははっきりと決まっていないとの発言がありました。議長から、一般会議の目的、内容、参加対象者については、原案のままでよいのではという意見が出ました。協議の中で、一般会議の名称を「出前議会」にしてはどうかとの意見があり、協議の結果、議会改革特別委員会では、この名称を出前議会とすることに決定しました。

2月12日の行政報告会終了後に全員協議会を開いていただき、5月に出前議会を予定していることと、2月23日か24日にワークショップのやり方について議員研修を実施することを報告させていただくよう議長にお願いしました。

次に、連合審査について協議しました。どのような形で審査することが望ましいのか、委員よりたくさんの意見が出ました。

協議の結果、隣の牧之原市が連合審査を実施しているということなので、2月10日水曜日、牧之原市役所相良庁舎にて、午後1時より連合審査について牧之原市の現状を説明していただくことをお願いし決定しました。なお、当日は、委員個々に現地へ集合することになりました。

次回の特別委員会の開催は2月17日であることを告げ、委員会を閉会しました。

以上が第15回議会改革特別委員会の報告です。

平成22年2月10日水曜日、午後1時より牧之原市役所相良庁舎会議室にて、牧之原市の連合審査について研修を実施しました。吉田町からは委員7名全員と事務局長が、牧之原市からは正副議長と事務局長、事務局職員の4名に出席していただき、資料をもとに詳しい説明がありました。その後、質問の時間を設けていただきました。特別委員会委員からたくさんの質問が出ましたが、それに対して丁寧な回答をいただきました。今回の牧之原市への視察研修は、私たち議会改革特別委員会の委員にとって実により勉強になりました。今後連合審査について協議するに当たり、活発な討論になることと思います。

平成22年2月17日水曜日、役場4階第1会議室にて午後2時から4時23分、第16回議会改革特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、キーワード項目の検討についてです。

最初に、連合審査について、過日連合審査の方法について、行政指導員の藤田氏から伺った意見を報告しました。今回の3月議会において、予算審査の方法を従来と違った方法で行いたいと思っていましたが、協議してまとめるまでの時間がなかったため、9月議会の決算に向けて審査の方法を考えていくことにしました。

ほかの町の審査状況を実際に見たほうがよいだろうということで、3月15日午前9時から牧之原市議会定例会での連合審査の様子を傍聴することに決定しました。なお、これについては、都合のつく委員の参加でよいということになりました。

続いて、一般会計の予算決算審査について、現状の問題点を挙げてもらい協議したところ、たくさんの意見が出ました。これらの意見をまとめて、3月5日の議員研修会の講師であるエトウ氏に質問として事前に通知しておくことになりました。

次に、一般会議についてですが、委員会としては、やはり出前議会という名称になりました。また、目的について、もう少しわかりやすくするよう意見が出ましたので、そのように修正することにしました。

ワークショップの研修については、2月24日の午後1時30分より4階第2会議室において、伊藤光造さんを招いて実施することを報告しました。

次に、政務調査費について協議しました。

委員会視察費と政務調査費との関連や他の市町における政務調査費の現状について、また、政務調査費の使い方などについての協議をしました。これについては、3月5日の議員研修後に続けて協議していくことになりました。

次に、議員定数についてですが、特別委員会を設置して協議するのか、まずは全員による協議を実施していくのか、どちらの方法をとるのか時間も限られていることから、議会運営委員会にて早急に決定するよう議長にお願いしました。

次回の特別委員会開催は3月12日であることを告げ、第16回議会改革特別委員会を閉会しました。

以上が議会改革特別委員会の報告です。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎空港関連特別委員会委員長報告

○議長（増田宏胤君） 日程第6、空港関連特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。3番、市川陽三君。

〔空港関連特別委員会委員長 市川陽三君登壇〕

○空港関連特別委員会委員長（市川陽三君） 空港関連特別委員会から報告いたします。

平成21年12月16日午後2時13分より、役場第2会議室において委員会を開催いたしました。委員7名全員の出席をいただき、定足数に達していることを確認し委員会を開会いたしました。

本日の協議事項は、委員会の活動について協議いたしました。多数の意見をいただき、空港を活用した町づくり並びに騒音、アクセス、自然環境等の諸課題について調査ということに決定いたしました。散会は午後3時16分でした。

平成22年1月26日午後1時30分より、役場第2会議室において委員会を開催いたしました。

当局より、企画課長と統括の出席をいただき、富士山静岡空港における離着陸の状況についてと、空港隣接地域振興事業について報告を受けました。報告後、質疑に入りました。

委員。離着陸について、空港の管制塔からの指示によるものと思うが、当初の予定と違う

点で、年間ベースで考えるということだが。

当局。着陸は管制塔からの指示、離陸はパイロットの判断ということですが。

委員。空港隣接地域振興事業は、開港後5年間と期限つきであるが、見直しはあるのか。

当局。事業費の配分枠では、今後継続は考えていません。枠が終われば終了。見直しはないということですが。

委員。町が希望している22年以降の予定事業を含めると、ほぼ100%と判断してよいのか。

当局。そのとおりです。

委員。騒音による苦情、電波障害による苦情は寄せられているのか。

当局。騒音による苦情は寄せられていません。電波障害は3件が対象で、その後1件は移転して町外へ越して対象ではなくなりました。あとの2件も、航空機による電波障害ではありませんでした。現在は、調査の結果で航空機が問題となっている案件はありません。

委員。防音工事について伺いたい。

当局。防音対象世帯は9件です。完了しているのは6件、対策工事取り下げが1件、今年度1件、22年度に1件です。

そのほか、質疑はたくさんございました。質疑終了後、今後の委員会活動について意見を伺いました。

空港を活用した町づくりに関連して、空港隣接地域振興事業の検証に大井神社前公園整備予定地と、その周辺地域への現地視察を行うことを決め、委員会を閉会いたしました。散会は午後4時10分でした。

平成22年2月8日午前9時より、役場第2会議室において委員会を開催いたしました。

委員6名の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

本日の調査項目、現地視察であることを告げ、暫時休憩とし、大井神社前公園整備予定地、空港誘導路直下長源寺にて視察を行いました。視察終了後、役場第2会議室において委員会を再開しました。

委員より感想を伺い、航空機による騒音は余り気にならなかったが、毎日生活している住民のことを思えば今後も住民の声を聞いていく必要がある。空港直下ということで、今後は、社会資本整備によってできた空港なので、空港を活用した地域づくりを考えていかなければならない。

離陸について、当初の予定と違うので、地域の訴えが気になる場所であるが、きょうは騒音については余り気にならなかった。天候、風向きによっても騒音も違うと思うが、きょうは余り気にならなかった。きょうは、余り気になる騒音ではなかったが、地元の人に聞くと、話し声も聞き取れないということもあるということを知っているので、今後も地元の人たちの声を聞いていく必要がある。

以上、感想を聞いて委員会を閉会いたしました。散会は11時40分でした。

平成22年2月12日金曜日午前8時58分より、役場第2会議室において委員会を開催いたしました。

委員7名の出席をいただき、定足数に達していることを確認し委員会を開会いたしました。

本日の協議事項は、現地視察後のまとめと委員会活動のまとめを3月定例議会へ最終報告



として委員長一任にして取りまとめとすることを決定いたしました。次回委員会にて、委員会調査報告書の最終取りまとめを行うことを確認して、委員会を閉会いたしました。散会は9時43分でした。

平成22年2月22日1時30分より、役場4階第2会議室において委員会を開催いたしました。

委員7名の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

本日は、3月定例議会に向けての委員会調査報告書の確認をし、最終報告とすることを決定いたしました。散会は2時10分でした。

当委員会は、委員会調査報告書をもって設置目的が完了したので、調査を終了することを全員一致で決定いたしました。

以上、委員会報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

ただいま、特別委員会の委員長から調査事件に対します目的に対して、目標が達成したというような御発言で、調査を終了するという報告をいただいたわけですが、まだ、空港ができて間もないということもございまして、委員会調査等で行った内容で、当初案と比べまして、離着陸の方向性も変わっております。よその市町は委員会終了しているというお話でございましてけれども、我が町吉田町は空港直下の町でございますので、ほかの町とも認識が違うということで、まず、我々議会といたしましても、県のほうに、直下に値する交付金の新設を要望している点、また、町におきましては、空対（空港対策協議会）というものが発足しておりますので、その方々との連絡調整等意見を伺ったのか。

また、議会報告会等で行われまして、北区におきましては、空港につきましてもさまざまな意見をいただいている現状があるということ踏まえまして、私は、この委員会はまだ継続するべきだと考えるわけですが、そのような議論というものは委員会ではなされたか、御質問いたします。

○議長（増田宏胤君） 委員長。

○空港関連特別委員会委員長（市川陽三君） 3番。

ただいま、藤田議員から質問がありました件につきましても、検討はさせていただきます。ただし、今後委員会の存続につきましても、問題等が発生した場合に再度立ち上げたらどうかという意見でまとまりました。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） もう1点お聞きします。5番です。

空港というのは、新たなインフラが整備されるわけで、過去、我々同僚議員も空港を活用した新たな産業創出等、一般質問等を行っておりますし、本会議の中でも質問しているということで、空港を活用した外からの入り、また、こちらからの出ということで、新たな産業を、町づくり等、そのような観点の調査というものが余り報告がなかったように感じるわけですが、その点についてどのような、委員会としてのまとめをされたか、再度お聞き

したいと思います。

○議長（増田宏胤君） 委員長。

○空港関連特別委員会委員長（市川陽三君） 3番。

ただいまの御質問につきましても、いろいろ意見が出ました。ただ、当委員会だけでできる問題でもございませんので、この件につきましては、行政、また民間、議会が一体となって今後検討していかなければならない問題でもありますので、ということで話が終了いたしました。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） すみません、最後です。

今回の調査におきまして、クレームが町に一件も出てないということで調査終了してありますけれども、それがオープンな話になると非常にあれだと思っておりますが、委員会で調査したと思っておりますが、その辺について再度委員長のほうから報告をお願いしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 委員長。

○空港関連特別委員会委員長（市川陽三君） 3番。

ただいまの件につきましても、6月の開港時に企画課、それから、8月中旬、お盆のあたりでしたですけれども、県の空港県事務所のほうで騒音調査を行っております。その件につきまして、報告を受けておるわけでございますけれども、そのときの騒音値もすべて下回っておりますし、特に町民からも騒音に関しての訴えというものはなかったというように聞いておりましたので、委員会としても、そのように判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

空港関連特別委員会への付託事項の調査は、委員長の報告のとおり終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認め、空港関連特別委員会は終了することとします。

---

#### ◎議案第2号～議案第25号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（増田宏胤君） 日程第7、議案上程を行います。

第2号議案から第25号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について2件、条例の制定について1件、補正予算について8件、当初予算について8件、財産の取得について1件、協議会の廃止につ

いて1件、規約の変更について2件、組合を組織する地方公共団体の数の減少について1件の合計24件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第2号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成21年8月11日付に行われた人事院勧告や労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ等を内容とする改正給与法等が平成21年11月30日成立しましたことから、地方公務員についてこれに準じた措置を講じなければならず、平成22年4月1日に施行する必要があることから給与条例及び勤務時間条例等の所要の改正をお認めいただくこととするものでございます。

内容の概要につきましては、特に長い超過勤務を強力に抑制するため、月60時間を超える超過勤務（日曜日または、これに相当する日の勤務を除く）に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150、深夜時間帯は175に引き上げ、また、特に長い超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、1カ月について60時間を超える超過勤務を行った職員に対し超過勤務手当の支給割合の引き上げ分にかえて、超勤代休時間を指定できることとするものでございます。

第3号議案は、吉田町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法第6条の2、または第24条ほかの改正規定が平成22年4月1日から施行されるため、法改正に合わせて所要の改正をすることをお認めいただくこととするものでございます。

第4号議案は、ちいさな理科館設置条例の制定についてでございます。

本議案は、観察、実験、実習及び工作などを行う、ちいさな理科館の建設が平成22年7月に完成、利用開始することに伴い、ちいさな理科館を公の施設として設置する内容の条例制定をお認めいただくこととするものでございます。

第5号議案は、平成21年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成21年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億41万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億6,110万4,000円とするとともに、子ども手当事務費、さくら保育園運営費、これは下水道接続工事ですが、大幡川幹線道路の改良事業費、日の出12号線道路改良事業費、橋梁維持改修費、これは橋梁長寿命化調査委託でございますが、土地区画整理事業、これは浜田土地区画整理組合補助金でございます。防災情報通信設備整備事業費、これはJ-ALERT整備でございますが、それから、理科教育設備整備事業、小学校費です。理科教育設備事業費、これは中学校費に係る、合計6,969万7,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を5,000万円減額する補正予算をお認めいただくこととするものでございます。

第6号議案は、平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,585万9,000円とする補正予算をお認めいただくこととするものでございます。

第7号議案は、平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ890万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,623万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ659万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,311万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,446万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,031万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,893万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ14億1,804万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億126万3,000円とするとともに、地方債の限度額を760万円を減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、平成21年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成21年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額から1,094万円を減額し、総額5億4,161万6,000円に、収益的支出の既定額に136万円を追加し、総額を5億2,058万円とするとともに、資本的収入の既定額から4,892万5,000円を減額し、総額1億333万1,000円、資本的支出の既定額から5,813万9,000円を減額し、総額を4億5,165万4,000円とするとともに、企業債の限度額を3,500万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成22年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,000万円と定めるとともに、一つの事業につきまして、平成23年度から平成36年度までの期間、1億6,669万1,000円の債務を負担することのほか、合計八つの事業につきまして総額6億1,790万円を限度とする地方債を起すこと及び一時借入金の最高額を5億円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成22年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億

5,922万5,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ22億7,448万7,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を1億円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、平成22年度吉田町老人保健事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ405万2,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第17号議案は、平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9,603万4,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第18号議案は、平成22年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億6,495万8,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,840万3,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして2億1,290万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの総額を2億5,000万円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成22年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成22年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億4,551万7,000円とし、収益的支出の総額を5億2,511万円とするとともに、資本的収入の総額を1億1,859万6,000円とし、資本的支出の総額を5億1,531万5,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億9,671万9,000円は減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,484万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,448万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,739万1,000円で補てんするものと定め、限度額9,300万円の企業債を措置するほか、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成21年度学校情報通信技術環境整備事業校務用備品の取得についてでございます。

本議案は、学校情報通信技術環境整備事業校務用コンピューター等機器購入事業につきまして、指名競争入札により契約金額1,963万5,000円で株式会社オカムラ榛南営業所所長、村松和則と物品売買契約を締結し、校務用備品一式を買い入れすることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についてでございます。

本議案は、平成22年3月31日をもって島田・榛原地区広域市町村圏協議会を廃止することについてお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、駿遠学園管理組合規約の変更についてでございます。

本議案は、障害者自立支援法の施行により、18歳以上の者は知的児施設、駿遠学園から障

害者施設に移行することになり、この受け皿となる共同生活介護施設、ケアホームですが、これが圏域に存在しないため、本組合が島田市にある旧養護老人ホーム金谷富士見寮を改修し、同施設を管理することとし、それに伴う事務及び経費の分担方法を定めるため規約の変更を行い、また平成22年度の御前崎市の分担金の人口割の人口を平成21年9月末日現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳登録人口とする内容の規約変更を行うことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、榛原総合病院の経費の支弁方法につきまして、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すこととされており、平成21年度が、その最終年に該当しているため、平成18年度から平成20年度までの3年間を利用率算定基準とする変更を行い、また、前3年間の利用率により算定した関係市町の負担割合の格差を平準化させるため、年度ごとの逓減逓増方式により負担調整を行うための経過規定を附則で定める内容の規約変更を行うことにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてでございます。

本議案は、本組合の構成団体である芝川町、新居町、富士宮市芝川町用水組合及び湖西市・新居町広域施設組合が本組合から脱退することから、本組合規約を変更することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします24の議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第7号議案の平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、第21号議案の平成21年度学校情報通信技術環境整備事業校務用備品の取得について、第25号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についての3議案につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。

それでは、また御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

第2号議案、第6号議案、第14号議案、第25号議案の4議案について御説明申し上げます。

初めに、第2号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

提出議案の1ページから4ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、平成21年8月1日付に行われた人事院勧告や労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ等を内容とする改正給与法等が平成21年11月30日に成立したことから、地方公務員についても、これに準じた措置を講じなければならず、平成22年4月1日に施行する必要があることから、給与条例及び勤務

時間条例の所要の改正を行うものでございます。

今回の改正は、時間外勤務代休時間を新設することから、吉田町職員の給与に関する条例を改正することになります。この給与条例を改正することに伴い、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても整合性を図るため所要の改正が必要になりますことから、2条例をあわせて改正する仕法を行うもので、それぞれの条例改正を明確にするため2条構成としているものでございます。

第1条では、吉田町職員の給与に関する条例を一部改正するものでございます。

改正の内容でございますが、本条例の第12条第1項は、第4号まででありましたが、時間外勤務代休時間の新設により1号を加えるもので、第13条は、第1項から第3項まででありましたが、3項を加える条項の改正や文言の整理について改正を行うものでございます。

給与条例の第12条第1項は、勤務1時間当たりの給与分を減額しない場合として新設する時間外勤務代休時間である場合を規定することを加えることにより、同項中、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げる改正を行うものでございます。

第13条4項は、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げることと規定しており、第5項は、前項に規定する支給割合、100分の150と、本来の支給割合100分の125との差額分100分の25の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定し、勤務しなかった場合には時間外勤務手当の支給が必要でないことを規定しており、第6項は、短時間勤務職員の時間外勤務のうち、その勤務時間と、その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの規定の適用については100分の100とすることを規定するものでございます。

以上が本条例第1条で改正する吉田町職員の給与に関する条例の一部改正の改正内容でございます。

次に、第2条では、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を規定しております。

改正の内容といたしましては、勤務時間条例第8条の2の次に、第8条の3項を1項として時間外勤務手当の一部の支給にかわる勤務外勤務代休時間として、勤務時間の全部または一部を指定する制度を新設することを規定し、第2項として、勤務外勤務代休時間を指定された職員は、正規の勤務時間において勤務する必要がないことを規定するものでございます。

第10条の改正は、休日に勤務を命じた場合、休日前に代休日を指定することができない勤務日等に勤務外勤務代休時間を加える内容の改正を行うものでございます。

以上が本条例第2条で改正する吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の改正内容でございます。

本条例の施行期日等につきましては、附則第1項におきまして施行日は平成22年4月1日から施行するものでございます。

また、本条例の施行に際しましては、附則第2項で吉田町職員の育児休業等に関する条例を一部改正するものであり、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げに伴い、育児休業条例第14条の表に読みかえ規定を加えているものでございます。

以上が第2号議案の吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第6号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

今回の補正は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,585万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

3ページをごらんください。

1款財産収入でございますが、土地開発基金の預金利子が、総額の見込みが7万6,000円となりますので、今回7万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費の1項1目一般管理費に歳入で増額補正いたしました預金利息の7万5,000円を全額計上し、土地開発基金への積立金を増額補正させていただくものでございます。

以上で平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

続きまして、第14号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の29ページから31ページまでごらんください。

平成22年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億5,922万5,000円とし、款項ごとの金額は31ページ第1表のとおりとするものでございます。詳細につきましては、お手元の平成22年度吉田町一般会計及び特別会計予算書に関する説明書の一般会計予算最終ページ197ページの次に、土地取得事業特別会計予算の事項別明細書がございますので、その明細書に沿って説明させていただきます。

1ページ、総括の歳入をごらんください。

1款財産収入は、前年と同額の1万1,000円、2款繰入金は、前年度より1,345万2,000円多い1億5,921万2,000円、3款繰越金及び4款諸収入は、いずれも前年と同額の1,000円とし、歳入合計1億5,922万5,000円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1款総務費に、前年度より1,345万2,000円多い1億5,922万5,000円を計上いたしました。

次に、2ページから4ページをごらんください。

歳入についての詳細でございますが、1款財産収入の1万1,000円は土地開発基金の預金利子1,000円と、土地売払収入1万円でございます。

2款繰入金の1億5,921万2,000円は、土地開発基金からの繰入金2,500万円と、総合運動公園整備用地買収に係る平成22年度償還分の一般会計からの繰入金1億3,421万2,000円でございます。

3款繰越金は1,000円でございます。

4款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5ページと6ページの歳出をごらんください。

1款総務費の総務管理費の1億5,922万円でございますが、土地開発基金への積立金に2,000円、財産取得費に2,500万円、土地開発基金の繰出金に1万1,000円、公債費で総合運動公園整備用地買収に係る用地先行取得債の平成22年度分元利償還金1億3,421万2,000円を



計上いたしました。

7ページには、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書がございますが、ここにある償還見込額や、平成22年度末現在見込額につきましては、全額総合運動公園整備用地買収での用地先行取得債にかかわるものでございます。

以上が平成22年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

続きまして、第25号議案 静岡県市町総合組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書60ページ、61ページ及び参考資料ナンバー12をごらんいただきたいと思います。

本議案は、本組合の構成団体である芝川町、新居町、富士宮市芝川町用水組合及び湖西市・新居町広域施設組合が本組合から脱退することから、本組合規約の所要の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容でございますが、別表第1及び別表第2中から、「芝川町」、「新居町」、「富士宮市芝川町用水組合」及び「湖西市・新居町広域施設組合」を削るものでございます。本規約の施行期日につきましては、附則におきまして、平成22年3月23日から施行するものであります。

以上が25号議案の静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての内容でございますが、本議案につきましては、本日の御審議をよろしく願います。

以上が総務課からの4議案についての御説明でございます。

御審議のほう、よろしく願います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第5号議案、第13号議案、第22号議案の3議案について御説明を申し上げます。

最初に、第5号議案 平成21年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての内容から御説明をさせていただきます。

別冊の補正予算書の表紙裏面をごらんいただきたいと思います。

第1条第1項でございますが、現計予算から歳入歳出それぞれ4億41万4,000円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ89億6,110万4,000円とする内容を規定しております。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

次の第2条でございますが、繰越明許費を設定することにつきましてお認めいただくものがございます。

内容につきましては、5ページの第2表繰越明許費に掲げてございますが、今回補正予算で計上いたします子ども手当事務費の全額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の対象となりますさくら保育園運営費と大幡川幹線道路改良事業費と日の出12号線道路改良事業費と橋梁維持補修費の全額、土地区画整理事業費における浜田土地区画整理事業組合補助金の一部、そして、第2号補正でお認めいただきました防災情報通信設備整備事業費の全額、第1号補

正でお認めいただきました理科教育設備整備事業費の全額、これらを、それぞれ平成22年度に繰り越して執行することをお認めいただこうとするものでございます。

また、第3条につきましては、地方債の補正でございます。

この内容につきましては、6ページに掲げてございますけれども、事業費の減額に伴いまして榛南広域農道整備事業及び地方特定事業大幡川幹線整備事業における起債限度額を減額することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細によって御説明をさせていただきたいと思っております。

9ページからの歳入をごらんいただきたいと思います。

1款町税でございますが、3,384万4,000円の減額でございます。これは、1項1目の個人町民税の現年課税分、所得割額が1,780万円、2目の法人町民税の現年課税分、法人税割額が1,604万4,000円減額となるものでございます。

次に、3款利子割交付金は500万円の減額でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

7款自動車取得税交付金は、700万円の減額でございます。

8款の地方特例交付金でございますが、277万6,000円の減額でございます。

1項1目の地方特例交付金につきましては、379万8,000円の減額となります。これは、児童手当特例交付金が46万7,000円増額する一方で、減収補てん特例交付金が426万5,000円減額となることによるものでございます。

2項1目の特別交付金につきましては、102万2,000円の増額となります。

11ページをごらんいただきたいと思います。

11款分担金及び負担金でございますが、607万2,000円の減額でございます。これは、2項1目民生費負担金のうち、保育所保護者負担金の減額によるものでございます。

次に、11ページから13ページまででございますが、12款の使用料及び手数料でございます。136万3,000円の減額でございます。

1項3目商工使用料の観光使用料の減額でございますが、小山城入場料の収入の減額でございます。

5目の教育使用料の社会教育使用料でございますが、52万3,000円の減額でございます。公民館、学習ホール、図書館の使用料がそれぞれ減額するものでございます。

また、保健体育使用料でございますが、7万円の増額でございます。これにつきましては、小・中学校体育館使用料の増額によるものでございます。

2項1目総務手数料でございますが、30万円の減額でございます。これにつきましては、戸籍窓口手数料の減額によるものでございます。

2目衛生手数料でございますが、1万円の増額でございます。これは、犬の登録手数料が6万円減額する一方で、清掃許可手数料が1万円、狂犬病注射済票交付手数料が6万円増額するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

13款国庫支出金でございますが、全体として541万5,000円の増額となります。

1項1目民生費国庫負担金でございますが、468万8,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより、自立支援給付費負担金が350万円、本算定により、保険基盤安定制度負

担金が118万8,000円、それぞれ減額することによるものでございます。

4目教育費国庫負担金でございますが、123万4,000円の増額でございます。これにつきましては、昨年8月11日の地震災害に伴う住吉小学校の復旧工事につきまして国庫負担が認められまして、公立学校施設災害復旧事業負担金が増額となることによるものでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目民生費国庫補助金でございますが、3,207万1,000円の減額でございます。これにつきましては、社会福祉費補助金におきまして地域生活支援事業費が57万4,000円、障害程度区分認定等事務費が10万7,000円減額となり、児童福祉費補助金におきまして次世代育成支援対策交付金が16万2,000円、子ども手当準備事業費補助金が491万8,000円増額する一方で、子育て応援特別手当交付金が3,420万円、子育て応援特別手当事務費取扱交付金が227万円減額することによるものでございます。

4目教育費国庫補助金でございますが、2万5,000円の減額でございます。これは、幼稚園就園奨励費が減額したことによるものでございます。

14ページから15ページにかけましてでございますが、8目の地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございます。4,021万9,000円の増額でございます。

3項1目総務費国庫委託金でございますが、74万6,000円の増額でございます。これは、外国人登録事務費の増額によるものでございます。

次に、14款の県支出金でございますが、2,362万4,000円の減額でございます。

1項1目の民生費県負担金でございますが、1,367万3,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより自立支援給付費が710万5,000円、本算定による保険基盤安定制度負担金が656万8,000円、それぞれ減額することによるものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

2目衛生費県負担金でございますが、261万8,000円の減額でございます。これは、交付額の決定に伴いまして、後期高齢者医療事務費が減額することによるものでございます。

2項1目総務費県補助金でございますが、288万5,000円の減額でございます。これは、事業費が確定したことによる石油貯蔵施設立地対策費が8万5,000円、事業見直しにより空港隣接地域振興事業費が280万円、それぞれ減額したことによるものでございます。

16ページから17ページにかけましての2目民生費県補助金でございますが、175万6,000円の増額でございます。これは、社会福祉費補助金におきまして、決算見込みによりまして障害者福祉推進基金事業費が56万4,000円、地域生活支援事業費が57万8,000円減額する一方で、交付基準が変更となったことによりまして、老人クラブ活動費が3万2,000円、決算見込みにより重度障害者医療費助成事業費が242万4,000円、補助金基準単価の変更によりまして神戸西会館運営費が1万2,000円、決算見込みによりまして介護保険利用者負担軽減措置事業費が1,000円、地域自殺対策緊急強化基金事業費が16万5,000円増額となりまして、また、児童福祉費補助金におきまして、決算見込みにより母子家庭等医療費助成事業費が8万7,000円、産休代替職員費が17万7,000円増額したことによるものでございます。

3目衛生費県補助金でございますが、495万2,000円の減額でございます。これにつきましては、受診件数の減少により乳幼児医療費が276万4,000円、健康増進計画調査委託料が当初見込み額を下回ったことによりまして、健康づくり総合支援事業費が76万5,000円、実績により合併処理浄化槽整備事業費が60万6,000円、同じく実績により妊婦健康診査支援事業費

助成補助金が81万7,000円減額したことによるものでございます。

4目農林水産業費県補助金でございますが、6,000円の減額でございます。これは、農業経営基盤強化資金借り入れ者が借入金を繰上償還したため、農業経営基盤強化資金利子助成事業費が減額となったことによるものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

6目消防費県補助金でございますが、351万5,000円の減額でございます。これは、実績により、大規模地震対策等総合支援事業補助金が減額したことによるものでございます。

8目の商工費補助金でございますが、460万円の増額でございます。これは、昨年地震災害があった展望台小山城の災害復旧工事などに伴う観光施設整備事業費補助金の増額でございます。

3項1目総務費県委託金は139万円の減額でございます。これは、実績によって静岡県知事選挙費を減額するものでございます。

2目民生費県委託金でございますが、4万2,000円の増額でございます。これは、住宅手当緊急特別措置事業に係る事務委託金の増額によるものでございます。

次に、18ページから19ページにかけましての3目土木費県委託金でございますが、98万3,000円の減額でございます。これは、都市計画費委託金におきまして用地事務費が100万円減額する一方、建築物実態調査業務委託金が2万3,000円増額いたしまして、河川管理費委託金において、水門1カ所当たりの管理費が1,000円減額されたことによりまして、水門管理事務費が6,000円減額となったことによるものでございます。

15款財産収入でございますが、397万1,000円の減額でございます。これは、2項1目不動産売却収入において、実績により減額することによるものでございます。

16款寄附金でございますが、88万1,000円の増額でございます。これは、1項1目一般寄附金において、一般寄附金が38万1,000円、ふるさとよしだ寄附金が50万円増額したことによるものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

19款諸収入でございますが、2億7,306万円の減額でございます。

1項1目延滞金でございますが、250万円の増額でございます。これは、収入実績に伴う増額でございます。

3項2目榛原総合病院運営資金貸付金返済金でございますが、2億6,258万2,000円の減額となります。これにつきましては、榛原総合病院が指定管理による運営となり、新たな貸し付けを行うことがなくなったことによりまして、貸付金元金収入を2億6,000万円、貸付金利子収入を258万2,000円減額することによるものでございます。

20ページから21ページにかけての5項2目の雑入でございますが、1,297万8,000円の減額でございます。これは、総務費雑入におきまして、有料広告掲載料と研修事業助成金の減額によりまして、11万2,000円の減額となります。

衛生費雑入におきましては、過年度返還金の増のほか、実績に基づき、がん検診徴収金、Challenge-YOGA講座徴収金、後期高齢者健康診査委託金が減となることによりまして、106万8,000円減額となります。

消防費雑入におきましては、実績に基づきまして、退職手当基金交付金が減額となります。また、主要地方道吉田大東線歩道設置工事が平成22年度に変更となったことによりまして、

消防施設補償費が減額となったことにより、708万8,000円減額となります。

教育費雑入におきましては、町史等資料販売、印刷代等、講座受講料が増額となる一方で、事業が平成22年度に変更になったことによる学校施設物件補償の減により471万円減額することによるものでございます。

22ページをごらんいただきたいと思います。

20款町債でございしますが、5,000万円の減額でございします。

1項2目農林水産業債では、榛南広域農道整備事業の負担金が減額したことによりまして、60万円を減額するものでございます。

3目土木債では、用地補償契約ができなかったことによりまして、4,940万円を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございしますが、53万6,000円の減額でございします。これは、1項1目議会費におきまして、議会視察費用を実績に応じて減額するものでございます。

23ページから24ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費でございしますが、2,107万5,000円の減額でございします。

1項1目一般管理費は25万円の減額でございします。これにつきましては、吉田町表彰費の決算見込みにより減額するものでございます。

2目の文書広報費でございしますが、79万円の減額でございします。これは、しずおかふるさとCM大賞が今年度なくなったことにより減額するほか、広報よしだ発行経費を実績に基づき減額するものでございます。

24ページから25ページをごらんいただきたいと思います。

5目の財産管理費でございしますが、260万7,000円の減額でございします。これは、契約差金など実績に基づき減額するものでございます。

6目企画費でございしますが、138万5,000円の増額でございします。これは、初倉線のバス運行におきましてバス利用者の減少がありましたことから、経常収益が経常費用の20分の1に満たないという状況が発生しましたことから、収益の不足額相当分を沿線の市町が補助する生活交通確保対策費補助制度に基づきまして補助金を今回措置するものでございます。

8目防犯対策費でございしますが、24万5,000円の減額でございします。これは、防犯まちづくり推進協議会委員報酬を実績に基づき減額するものでございます。

26ページをごらんいただきたいと思います。

10目人事管理費でございしますが、317万4,000円の減額でございします。これは、職員福利厚生費におきまして、当初想定しておりました産業医を選任できなかったことによる謝礼金の減額、それと、定期健診を受診する職員が予想より少なかったことから、健康診断委託料を減額したためでございします。

12目空港対策費でございしますが、1,379万7,000円の減額でございします。これは、大井神社前公園につきまして、整備方針をさらに検討するようにしたこと、設計業務を先送りしたほか、実績に基づいて公園用地費等を減額するものでございます。

27ページをごらんいただきたいと思います。

2項2目賦課徴収費でございしますが、有料広告掲載を取りやめたことによる財源振替とな

っております。

3項1目でございますが、戸籍住民基本台帳費につきましては21万3,000円の減額でございます。これは、実績に基づき臨時職員賃金を減額するとともに、有料広告を掲載した窓口封筒につきまして、在庫調整のため、本年度作成しないこととしたことによる減額でございます。

27ページから28ページをごらんいただきたいと思います。

4項4目県知事選挙費でございますが、138万4,000円の減額でございます。これは、実績に基づき減額するものでございます。

29ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費でございますが、6,062万6,000円の減額でございます。

1項1目は社会福祉総務費でございますが、113万円の減額でございます。これにつきましては、支給実績に基づき減額するものでございます。

3目国民健康保険費につきましては、489万円の減額でございます。これは、国民健康保険事業会計繰出金におきまして689万円を減額する一方、老人保健事業会計繰出金におきまして200万円を増額するものでございます。

30ページをごらんいただきたいと思います。

4目老人福祉費でございますが、575万8,000円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして、敬老会費及び老人保護措置費を減額するとともに、分担金の内容を見直したことによりまして、相寿園管理組合負担金を減額するものでございます。

31ページから32ページをごらんいただきたいと思います。

5目心身障害者福祉費でございますが、598万2,000円減額でございます。これは、実績に基づきまして心身障害者更生援護費を増額する一方で、浜名寮改築事業が平成22年度実施に変更となったために、心身障害者施設等負担金が減額となるほか、実績に基づきまして、心身障害者自立支援事業費、地域生活支援事業費を減額するとともに、前払い金を除きました障害者自立支援施設整備事業費を減額することによるものでございます。

6目人権・地域改善費でございますが、県補助金が増額したことによる財源振替でございます。

7目の介護保険費でございますが、1,426万2,000円の減額でございます。

これは、介護給付費が減額となる見込みでございまして、地域支援事業につきましては、特定高齢者把握事業における生活機能評価の実施者及び介護予防事業の参加者が当初見込んだ数よりも下回ったために事業縮小、または取りやめたことによる減額によるものでございます。

33ページから34ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目児童福祉総務費でございますが、3,125万4,000円の減額でございます。これは、母子家庭等の増加に伴い医療費が増額したことによる児童福祉費の増額のほか、平成22年4月から施行されます子ども手当事業を円滑に導入するため必要となる電算処理委託をするための子ども手当事務費の増額をする一方で、国におきまして子育て応援特別手当について執行停止となったことによりまして、子育て応援特別手当事業費を減額するものでございます。

3目保育所費でございますが、265万円の増額でございます。これにつきましては、下水道接続工事のため、さくら保育園運営費を増額するものでございまして、この事業は、地域

活性化・きめ細かな臨時交付金を充当いたしまして、22年度に繰り越して使用させていただくものでございます。

35ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございますが、2億7,992万3,000円の減額でございます。

1項1目保健衛生総務費でございますが、2億6,357万6,000円の減額でございます。これは、4月から雇用を検討していた保健師の臨時職員につきまして10月からの任用となったため、臨時職員賃金を減額いたしましたほか、健康増進計画調査委託料で差金が生じたことに伴う健康衛生管理費の減額、それと、榛原病院にかかわる病院運営資金貸付金を減額するものでございます。

2目の予防費でございますが、歳入県補助金の大规模地震対策等総合支援事業補助金につきましては、減額したことに伴いまして財源振替を行っております。

35ページから36ページをごらんいただきたいと思います。

3目環境衛生費でございますが、443万1,000円の減額でございます。申請件数の減少により、生ごみ処理機器等設置費補助金や合併処理浄化槽設置費補助金の減額などによる環境衛生費の減額のほか、勤務実績や契約差金による環境保全費の減額が主なものでございます。

それから、4目公害対策費でございますが、1万3,000円の減額でございます。これは、実績に基づく減額でございます。

37ページをごらんいただきたいと思います。

5目母子保健衛生費でございますが、239万9,000円の減額でございます。これは、医療費支払事務費、乳幼児・妊婦健診委託料、乳幼児医療費につきまして、当初見込みより受診者数が少なかったことによりまして減額する一方で、小・中学生医療費につきましては、新型インフルエンザの影響で増額することとなったことによるものでございます。

6目の健康づくり事業費でございますが、20万3,000円の減額でございます。これは、食育推進連絡会と若返り貯筋塾の開催回数減による謝礼金の減額でございます。

37ページから38ページをごらんいただきたいと思います。

7目老人保健事業費でございますが、625万4,000円の減額でございます。これは、老人保健事業事務費におきまして決算見込みにより減額したほか、後期高齢者医療事業事務費におきまして、実績により特定健診委託料を減額するとともに、低所得世帯及び社会保険の扶養者の均等割額の減額により、保険基盤安定繰出金が減額したことによるものでございます。

38ページから39ページをごらんいただきたいと思います。

8目健康増進事業費でございますが、304万7,000円の減額でございます。これは、それぞれの健診において受診者数が減少したことによる減でございます。

6款農林水産業費でございますが、197万9,000円の減でございます。

1項3目農業振興費でございますが、37万8,000円の減額でございます。

ハイナン地域水田協議会補助金につきまして、転作実施者がいなかったことから、全額減額いたしまして、農用地利用集積奨励補助金につきましては、実績に基づき減額するものでございます。

40ページをごらんいただきたいと思います。

5目農地費でございますが、141万2,000円の減額でございます。これは、県が事業主体となり、町が本体工事費等の経費の10分の1を負担する負担金事業におきまして、工事費が安

価となったことにより減額するものでございます。

2項1目林業総務費でございますが、18万9,000円の減額でございます。これは、事業実績により、松くい虫防除事業費が減額したほか、保安林等保護環境整備事業費につきまして、当初予定した200本の抵抗性黒松苗が品薄となりまして、100本の手当てにとどまったということによる減額でございます。

41ページをごらんいただきたいと思います。

7款商工費でございますが、1項3目観光費におきまして、県補助金の観光施設整備事業費補助金収入が増額となったことに伴う財源振替でございます。

41ページから43ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費でございますが、4,150万3,000円の減額でございます。

2項3目の道路新設改良費でございますが、2,740万7,000円の減額でございます。これは、一部用地及び物件補償交渉がまとまらなかったことによりまして、地方特定道路整備事業大幡川幹線整備事業費が減額となりましたが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当する事業として、大幡川幹線道路改良事業、それと、日の出12号線道路改良事業を予定するとともに、用地及び物件補償がまとまらなかったことによりまして、県費のカネマン大井線道路改良事業費を減額し、実績により日の出向原線道路改良事業費、東村線道路改良事業費、民附2号線道路改良事業費を減額することとしたことによるものでございます。

43ページをごらんいただきたいと思います。

4目橋梁維持費でございますが、530万円の増額でございます。これは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当いたしまして、長さ5メートル以上15メートル未満の橋梁の老朽化調査の実施を予定するものでございまして、全額22年度に繰り越して使用させていただくものでございます。

3項1目河川総務費でございますが、6,000円の減額でございます。これは、歳入の県委託金におきまして、水門1基当たり1,000円の減額による委託料の減でございます。

44ページをごらんいただきたいと思います。

4項1目都市計画総務費でございますが、204万円の減額でございます。これは、決算見込みによる設計委託料の減額でございます。

2目の土地区画整理事業費でございますが、1,548万8,000円の減額でございます。これは、工事量の減少、それから、事業見直しによりまして、浜田土地区画整理組合補助金が減額となるものでございます。

3目の街路事業費でございますが、186万2,000円の減額でございます。これは、東名川尻幹線整備事業費及び榛南幹線整備事業費におきまして、入札差金が生じたことから減額するものでございます。

45ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費でございますが、1,116万2,000円の減額でございます。

1項2目非常備消防費でございますが、168万5,000円の減額でございます。これは、消防団運営費におきまして、実績に基づき研修負担金を減額するほか、消防団員福利厚生費におきまして、当初想定していた退団者と実績との差額により、退職団員報償金を減額したことによるものでございます。

46ページでございますが、3目消防施設費につきましては567万円の減額でございます。



これは、県の主要地方道吉田大東線歩道設置工事が平成22年度に変更になったことによる減額でございます。それと、内容といたしまして、それに伴い消火栓の移設、これに伴う水道事業会計繰出金、これにつきましても減額をして、22年度に措置することによるものでございます。あと、5目の災害対策費でございますが、380万7,000円の減額でございます。これは、契約差金によるものでございます。

47ページでございますが、10款教育費でございます。1,188万7,000円の減額でございます。

1項2目事務局費でございますが、121万5,000円の減額でございます。これは、事務局事務費におきまして、昨年、新型インフルエンザの影響で、たびたび緊急連絡システムを利用いたしましたことから、緊急連絡通信料を増額する必要が生じた一方、実績に応じまして、アスベスト分析調査委託料を減額するとともに、幼稚園就園奨励費・幼稚園運営費補助事業費におきまして補助金を減額することによるものでございます。

47ページから48ページでございますが、3目教育諸費につきましては、342万4,000円の減額でございます。これは、小・中学校健康診断費におきまして事業実績による減額を行いつつ、教育振興事業費におきまして、これも実績に基づき補助教員賃金を減額するほか、講師謝礼金で巡回相談員と就学指導員の経費につきまして、国の特別支援教育総合事業で措置されることになったことから減額となるものでございます。

また、国際理解教育推進事業委託料では、事業確定によって減額しております。教育振興基金高校奨学金でございますが、対象者のうちの1人が辞退したことによって、また減額となっております。

また、ちいさな理科館事業費でございますが、雇用実績のない臨時職員賃金を減額するとともに、実績に応じた施設整備費の減額によるものでございます。

2項小学校費でございますが、500万6,000円の減額でございます。

1目の学校管理費でございますが、507万1,000円の減額でございます。これは、県の主要地方道吉田大東線歩道設置工事の工事時期が変わったことによるものでございます。

49ページをごらんいただきたいと思います。

2目の教育振興費でございますが、6万5,000円の増額でございます。これは、各小学校の要保護・準要保護児童就学援助費におきまして、認定者の変動に応じて増額するものでございます。

50ページの3項中学校費でございますが、31万2,000円の増額でございます。

1目の学校管理費でございますが、歳入におきまして体育館使用料が増額したことに伴い財源振替するものでございます。

2目の教育振興費でございますが、31万2,000円の増額でございます。これは、要保護・準要保護生徒就学援助費におきまして、認定者の変更に応じて増額するものでございます。

50ページから51ページにあります4項社会教育費でございますが、117万8,000円の減額でございます。

1目の社会教育総務費でございますが、83万6,000円の減額でございます。これは、実績に基づき減額するほか、芸術・文化振興事業費におきまして、恒例となっております小山城お花見茶会において、茶席に設置する傘借り上げ代を増額するものでございます。

52ページの2目の公民館費でございますが、8万1,000円の増額でございます。これは、決算見込みによる減額と、中央公民館活動費において生涯学習教育の教室の受講者が増加し、

受講機会を増やすようにしたことから、講師謝礼金を増額するものでございます。

53ページの3目学習ホール運営費でございますが、歳入におきまして、学習ホール使用料が減額したことに伴い財源振替を行うものでございます。

4目の図書館費でございますが、42万3,000円の減額でございます。これは、図書費を増額する一方で、決算見込みにより図書館管理費全体を減額するものでございます。

54ページの5項1目保健体育総務費でございますが、137万6,000円の減額でございます。これは、決算見込みによるものでございます。

55ページの12款公債費でございますが、54万4,000円の減額でございます。これにつきましては、前年度借入金償還利子が確定したことによる減額でございます。

13款諸支出金につきましては、2,882万1,000円の増額でございます。これは、2款1目基金費におきまして、今回の補正で減額となる一般財源の留保分の2,882万1,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

○議長（増田宏胤君） 企画課長の説明の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分とします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時10分

○議長（増田宏胤君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。  
企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） それでは、引き続きまして、第13号議案 平成22年度吉田町一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案つづりの19ページをごらんいただきたいと思います。

議案つづりの19ページでございますけれども、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額につきまして、それぞれ86億7,000万円といたしまして、その款項区分ごとの金額は20ページから26ページまでに掲載しております第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

この総額につきましては、前年度と比べますと1.2%の増加となります。

第2条につきましては、27ページに掲げました第2表の債務負担行為のとおり、国営かんがい排水事業大井川用水（一期）地区負担金につきまして、平成23年度から平成36年度までの期間で1億6,669万1,000円を限度額とする債務を負担することをお認めいただくとするものでございます。

第3条でございますが、28ページに掲げました第3表地方債のとおり、合計いたしまして6億1,790万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第4条でございますが、一時借入金の最高額を5億円と定めることにつきまして、お認めをいただくとするものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるも

のでございまして、同一款内の各項に計上した経費のうち、人件費相互間において流用することができることを定めたものでございます。

それでは、20ページからの第1表歳入歳出予算につきまして御説明申し上げますが、説明につきましては別冊の予算に関する説明書によって説明をさせていただきたいと思っております。

説明書の3ページからの歳入をごらんいただきたいと思います。

まず、1款の町税でございますけれども、町税につきましては52億5,830万6,000円を計上いたしました。対前年度3億9,509万6,000円、7%の減となっております。また、歳入総額に占める割合でございますが60.6%となります。

1項町民税でございますが、16億7,705万2,000円で、対前年度3億9,512万2,000円、19.1%の減となります。

最近における景気動向や徴収実績を勘案いたしまして、個人町民税では、対前年度2億5,264万6,000円、16.2%の減となる13億565万9,000円を計上いたしまして、法人町民税におきましても、対前年度1億4,247万6,000円、27.7%減となる3億7,139万3,000円を計上させていただきました。

また、町税総額の59%を占める2項の固定資産税でございますが、対前年度510万8,000円、0.2%増となる31億344万6,000円を計上いたしました。これは、減価償却資産におきまして、減価率を上回る設備投資が見込めないものの家屋における新規課税分が固定資産税全体の減額要因を上回ると見込んで増額するものでございます。

3項軽自動車税は6,302万円で、対前年度234万8,000円、3.9%増で、これは軽自動車660cc未満の増加によるものでございます。

4項の町たばこ税でございますが、1億5,096万8,000円で、対前年度1,564万円の9.4%減となります。

5ページをごらんいただきたいと思います。

5項の都市計画税でございますが、2億6,382万円で、対前年度821万円、3.2%となります。

次に、2款の地方譲与税でございますが、平成21年度決算見込み額及び地方財政計画の伸び率などを考慮いたしまして、地方揮発油譲与税を2,900万円、自動車重量譲与税を7,800万円、合計1億700万円を計上いたしましたものでございます。前年度比較でいきますと、600万円、5.3%の減収となります。なお、地方揮発油譲与税につきましては、平成21年度に地方道路譲与税から地方揮発油譲与税法に改正されたことに伴い、平成21年度は平成20年度に道路譲与税として課税されたものが、平成21年度に譲与されましたものを地方道路譲与税として計上させていただきましたが、平成22年度につきましては、この税目は廃目となります。

次に、6ページの3款利子割交付金でございますが、8款地方特定交付金まででございますが、平成21年度決算見込み額及び地方財政計画を勘案いたしまして、3款利子割交付金を1,350万円、4款の配当割交付金を490万円、5款の株式等譲渡所得割交付金を450万円、6款の地方消費税交付金を2億9,000万円、7款の自動車取得税交付金を4,200万円、8款の地方特例交付金を6,112万5,000円計上いたしましたものでございます。

利子割交付金につきましては、個人県民税収入決算額の県税に対する割合の前年度以前3年度分の平均値で算定した額となりますが、景気動向の影響から対前年度550万円、28.9%減といたしましたものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

地方消費税交付金につきましても、対前年度1,000万円、3.3%減としております。また、自動車取得税交付金につきましても、低燃料車、低公害車について、平成21年度から23年度までの間、税率軽減措置を盛り込んだ税制改正がなされましたので、対前年度800万円、16.0%減として算定しております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

地方特例交付金でございますが、児童手当特例交付金が平成22年4月から施行される子ども手当の創設に伴い、地方負担の増加分等を新たに対象とするため、名称を児童手当及び子ども手当特例交付金に改め、対前年度1,142万5,000円、68.4%増となる額を計上いたしました。

減収補てん特例交付金につきましては、住宅借入金と特別税額控除による減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収に伴う補てん分といたしまして、対前年度400万円、10.8%減となる額を計上しております。また、特別交付金につきましては、平成19年度に定率減税が全廃されましたことに伴い減税補てん地方特例交付金が廃止されましたが、この税源措置の影響額が平成21年度まで残ることから、平成21年度までの暫定措置として特別交付金が設けられておりました。しかしながら、平成22年度は廃目となります。

次に、9款の地方交付税でございますが、1億円を計上いたしました。これは、特別交付税の見込み額を計上したもので、本町は平成22年度において、普通地方交付税における臨時財政対策債振りかえ前の収入不足団体と見込んでおりますので、普通地方交付税算定後に生じた特別な財政需要などを考慮して交付されることを見込みまして、1億円ということで計上をさせていただきました。

10ページをごらんいただきたいと思います。

10款の交通安全対策特別交付金でございますが、前年度と同額の500万円を見込んでおります。

11款分担金及び負担金でございますが、1億3,108万4,000円、0.03%増となっております。

1項1目農林水産業費分担金につきましては、漁港事業の財源の一部に充てるため、吉田町漁港建設分担金条例に基づいて徴収するものでございまして、663万円を計上しております。

2項1目民生費負担金につきましては、老人福祉法、児童福祉法、吉田町立保育所保育料徴収規則等に基づきまして徴収するものでございますが、1億2,445万4,000円を計上いたしております。

11ページから13ページまででございますけれども、12款使用料及び手数料は、6,668万7,000円で、対前年度42万4,000円の0.6%増となります。

1項使用料でございますが、4,993万7,000円で、69万9,000円、1.4%の増加でございます。これは、町の施設行政財産等の使用につきまして、条例に基づき徴収するものでございまして、神戸西会館、健康福祉センター、漁港施設、観光施設、道路、河川、公園の占用、教育施設の使用料を計上したものでございます。

2項手数料でございますが、1,675万円で、対前年度27万5,000円、1.6%減となっております。これは、特定の方のために行う事務につきまして、法令または条例に基づき、その取り扱い内容分として徴収する手数料を計上したものでございます。

14ページから16ページまででございますが、13款国庫支出金でございます。6億8,658万8,000円でございます。対前年度3億8,118万5,000円、12.4%増を計上させていただいております。

1項国庫負担金でございますが、5億9,201万円で、対前年度3億7,625万5,000円、174.4%増となっております。この国庫負担金につきましては、障害者自立支援法、児童手当法、国民健康保険法、児童福祉法等に基づき町が行う事業の一部について国が義務的に負担するものでございます。

2項国庫補助金でございますが、町が行う各種事業に対する国の補助でございます。法令、要綱等により、補助対象事業、補助率、補助額などが定められておまして、計上額は8,221万2,000円で、対前年度232万7,000円の増加でございます。これは、地域活力基盤創造交付金事業費が前年度比1,100万円減少する一方で、次世代育成支援対策交付金が前年度比427万8,000円と増加し、また、新たに橋梁に対する長寿命化修繕計画策定事業費や松原団地地上デジタル放送設備改修工事に充てられる地域住宅交付金事業費、アスベスト除去工事費や吉田中学校下水道接続工事費に充てられる安全・安心な学校づくり交付金が増加していることによるものでございます。

3項の国庫委託金は1,236万6,000円で、対前年度260万3,000円、率にいたしまして26.7%の増加でございます。前年度と比較いたしますと、新たに子ども手当事務交付金が253万3,000円、学力向上実践研究推進事業委託金が26万5,000円増加しております。

17ページをごらんいただきたいと思います。

14款県支出金でございますけれども、4億3,738万6,000円で、対前年度3,365万6,000円、7.1%減少しております。

県負担金につきましては、国庫負担金と同様、町が行う事業の一部につきまして県が義務的に経費を負担するものでございます。

被用者児童手当負担金、非被用者児童手当負担金、被用者小学校修了前特例給付負担金、非被用者小学校修了前特例給付負担金、保険基盤安定制度負担金などが減少要因となっております。

2項の県補助金でございますが、1億8,808万3,000円で、対前年度2,837万7,000円、率にいたしまして13.1%減となっております。

増減の大きなものにつきましては、1目総務費県補助金で、空港隣接地域振興事業費が2,285万円減少いたしまして、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費で3,005万3,000円の増加となっております。

2目の民生費県補助金でございますが、重度障害者医療費助成事業費が363万円の増加、シルバー人材センターが平成22年度から法人化することに伴いまして、シルバー人材センター育成事業費がなくなり、かわりにシルバー人材センター運営費特別支援事業費が57万円増加いたします。

また、平成22年度に障害者自立支援施設が完成いたしますことから、さくら作業所を改修し、現在需要の多い中央小学校区放課後児童クラブを、現在の児童館とあわせて10月から2カ所で運営を始めることに伴いまして、放課後児童健全育成事業費が410万3,000円増加いたします。

19ページの3目衛生費県補助金でございますが、乳幼児医療費が289万3,000円減少いたし

ます。

4目の農林水産業費県補助金では、小規模局部改良事業費が230万円の増加、水産基盤整備事業費が712万円の減少となり、5目の商工費県補助金では、新たに消費者行政活性化基金事業費が217万6,000円の増加、6目の土木費県補助金では、都市計画街路東名川尻幹線事業費が625万円の減少、都市計画街路榛南幹線事業が250万円の減少となっております。

次に、20ページから23ページまでの3項県委託金でございますけれども、7,347万5,000円で、対前年度569万5,000円、率にしまして7.2%減少となっております。

増減の大きなものでございますが、1目総務費県委託金で、新たに参議院議員選挙費、それから、静岡県議会議員選挙費が増加する一方、徴税費が720万円減少しております。また、913万2,000円の国勢調査の委託金が新たに加わっております。

23ページをごらんいただきたいと思いますが、15款財産収入でございます。1,181万5,000円で、対前年度186万2,000円、率にしまして13.6%減少しております。

25ページをごらんいただきたいと思いますが、16款寄附金でございますが、36万円で、前年度費34万円増加しております。これは、一般寄附金におきまして、庁舎内に設置しております児童販売機の売り上げから利益還元協力金として寄附していただける仕組みを構築したことから、平成21年度の実績を勘案いたしまして予算計上するものでございます。

17款繰入金につきましては、5億1,331万7,000円で、前年度比3億2,110万9,000円の増となっております。これは、身近な行政サービスの低下を招かないよう財源不足分を補うため、財政調整基金を2億8,000万取り崩すほか、「暮らしやすく、人と環境にやさしい施設」を基本理念とした障害者自立支援施設の建設に伴う財源として、地域福祉基金を1億3,000万円取り崩し、公債費の償還を計画的に行うための資金として設けられた減債基金を1億円取り崩し繰り入れるものでございます。また、教育振興基金繰入金の330万円につきましては、平成20年度から始めた奨学金制度に充当するものでございます。

次に、27ページをごらんいただきたいと思います。

18款繰越金でございますが、2億4,000万円、対前年度4,000万円、率にしまして20%増加しております。これは、過去の決算状況などを勘案いたしたものでございます。

19款の諸収入でございますが、7,853万2,000円、対前年度3億3,031万1,000円、率にしまして80.8%の減少となります。これは、平成21年度に計上されていた榛原総合病院運営資金貸付金返還金の3億4,000万円がなくなったことによるものでございます。

32ページをごらんいただきたいと思います。

20款町債でございますが、6億1,790万円で、対前年度7,880万円、14.6%の増加でございます。

地方交付税制度の中で算定される財源不足補てん措置の臨時財政対策債につきましては、対前年度5,000万円増の4億円を計上いたしました。なお、起債予定額につきましては増加しておりますが、こうした厳しい財政環境の中でも償還元金の7億3,393万6,000円を下回る額ということで設定させていただいております。

続きまして、歳出でございますが、33ページからごらんいただきたいと思います。

1款の議会費でございますが、9,170万円で、対前年度25万6,000円、率にしまして0.3%の増加でございます。これは、議会運営費、議会調査活動費ともに減少するものの、職員人件費の計上額が増加したことによるものでございます。

35ページになりますが、2款総務費でございます。

11億5,888万3,000円で、対前年度3,226万2,000円、率にしまして2.7%の減少でございます。

1項総務管理費でございますが、8億1,221万1,000円で、対前年度1,913万8,000円、2.3%の減少でございます。

増減の主なものでございますが、職員人件費が3,863万5,000円の増、庁舎管理費における下水道接続工事費と下水道受益者負担金、公有財産管理費における公有財産台帳整備業務委託料の計上がなくなっております。

43ページからの企画費でございますけれども、企画調査費におきまして、新たに総合計画後期基本計画策定業務委託料が796万5,000円、地域交流費におきまして、地域活性化大規模イベント事業補助金（吉田カムカム補助金）を200万円、男女共同参画推進費におきまして、男女共同参画プラン策定業務委託料232万1,000円を計上いたしております。

また、46ページからの防犯対策費でございますけれども、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業の一環といたしまして、臨時職員賃金320万8,000円を計上いたしますとともに、機械借上料といたしまして、防犯カメラリース料27万6,000円を新たに計上しております。

48ページからの10目人事管理費でございますが、臨時職員対策費において、臨時職員の共済費や雇用保険料、社会保険料などを一括して計上しておりますけれども、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業の雇用による臨時職員や保育所臨時職員が増えたことによりまして、対前年度380万2,000円増加しております。

また、51ページからになりますけれども、12目の空港対策費でございますが、空港活用推進費におきまして、平成21年度じゅうに公園用地の取得ができて、大井川神社前公園設計委託は、平成22年度じゅうに地元の意見を取りまとめた上で事業に取りかかることといたしまして、22年度には計上を見合わせておりますので、対前年度7,131万6,000円の減額となっております。

52ページからの2項徴税费でございますが、2億6,252万4,000円で、対前年度968万6,000円、率にしまして3.6%の減少でございます。増減の主なものでございますが、税務総務費では、職員人件費が401万6,000円の増、執務体制の見直しから、臨時職員賃金が減となる一方、平成24年度評価替えに伴う標準宅地評価委託、固定資産基礎資料作成業務委託及び国税とのデータ連携に伴う費用が新たに追加されたことによりまして増加しております。

54ページの2目賦課徴収費でございますが、平成21年度まで基本負担金と処理件数割額の合計であった滞納整理機構負担金の積算が平成22年度から平成22年度実績に基づく徴収実績割額が追加されることとなりますことから増加となっております。また、過年度分の町税還付金の計上額は減少となっております。

55ページからの3項戸籍住民基本台帳費でございますが、4,944万4,000円で、対前年度543万7,000円、率にしまして9.9%の減少でございます。増減の主なものでございますが、職員人件費583万8,000円が主なものでございます。

56ページの4項選挙費でございますが、2,375万6,000円で、対前年度501万円、率にしまして17.4%の減少でございます。なお、平成22年度は参議院議員選挙費と県議会議員選挙費が計上されております。

60ページの5項統計調査費でございますが、981万4,000円で、対前年度702万4,000円の増

加となっております。これにつきましては、22年度に国勢調査が予定されていることが主な要因でございます。

63ページでございますが、3款の民生費につきましては、23億2,037万2,000円となっております。対前年度5億5,951万4,000円、率にしまして31.8%の増加でございます。

1項社会福祉費につきましては、11億2,884万1,000円で、対前年度1億5,351万5,000円、15.7%の増加でございます。増減の主なものでございますが、社会福祉総務費におきまして、職員人件費が1,736万1,000円増加、66ページからの3目国民健康保険費で、国民健康保険事業会計繰出金が955万7,000円の減額、それから、67ページからの4目老人福祉費では、社会福祉施設管理事業費における委託料が減少したことによりまして577万5,000円減額、また、老人福祉施設等負担金・補助金におきまして、シルバー人材センターの法人化に伴いまして、県費補助分が減額したことによりまして694万8,000円の減額、70ページからの5目心身障害者福祉費では、心身障害者更生援護費におきまして、扶助費となる重度障害者医療費給付の増額などによりまして734万5,000円の増額、心身障害者施設等負担金におきまして、相寿園管理組合負担金のうち、ケアホーム改築工事負担金などの増によりまして784万1,000円の増額、また、心身障害者自立支援事業費におきまして、居宅介護給付費など扶助費の増額によりまして1,399万2,000円の増額、それから、75ページの障害者自立支援施設整備事業費におきましては、障害者自立支援施設工事費などで1億1,888万2,000円増加しております。

それから、77ページの7目介護保険費では、介護保険事業会計繰出金が増加しております。452万1,000円増額となっております。

78ページの2項児童福祉費につきましては、11億9,121万1,000円で、対前年度4億600万8,000円、率にしまして51.7%の増加となっております。増減の主なものでございますが、児童福祉総務費では、児童福祉費におきまして、次世代育成支援行動計画策定業務が終了したことなどによりまして253万2,000円減額、また、新たに平成22年4月から施行されます子ども手当の創設に伴い、子ども手当事務費が253万3,000円計上されております。

80ページの2目児童措置費でございますが、児童手当費におきまして、4月からの支給分が子ども手当と併給になりますことから、2億1,989万円の減額となり、新設されました子ども手当費は6億1,100万円の増額となります。

3目保育所費でございますが、職員人件費では903万2,000円の減額、保育園管理費におきまして、臨時職員賃金などの増加により1,928万1,000円の増額、88ページからの4目児童館費では、児童館運営費においてよちよちサークルに伴う経費を子育て支援事業費に移管したことなどにより191万8,000円の減額、また、学童保育事業費におきまして、10月からさくら作業所を改修した施設と現在の児童館内と合わせて2カ所で放課後児童クラブを開始することに伴いまして549万1,000円増額、そして、子育て支援事業費におきましては、児童館運営費から移管しましたよちよちサークルに伴う経費などで146万8,000円増加というふうになっております。

93ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございますが、17億4,151万円で、対前年度2億7,143万1,000円、率にしまして13.5%減少となります。増減の主なものでございますが、保健衛生総務費では、職員人件費が1,452万4,000円の増額となります。また、榛原総合病院の負担金でございますが、3億720万5,000円の減額となります。



95ページの2目予防費でございますけれども、感染症予防費におきまして、これまで差し控えていた日本脳炎ワクチン接種につきまして、新たなワクチンの認可がおり、定期予防接種が再開されるようになることなどによりまして1,386万7,000円の増額となります。

96ページからの3目環境衛生費では、し尿処理費とごみ処理費に関する吉田町牧之原市広域施設組合負担金が5,160万4,000円の減額、それから、99ページの5目母子保健衛生費では、ひよこさん教室におけるブックスタート事業経費が増加するほか、小・中学生医療費の扶助費が増加することなどによりまして409万7,000円の増額となります。

また、100ページの6目健康づくり事業費でございますが、教育費から移管いたしましたダンス健康づくり事業費857万3,000円を計上いたしております。また、親子体操教室運営費につきましても、同じく教育費から移管いたしまして、幼児体操教室を2教室から3教室に増加して、合わせまして171万6,000円を計上させていただいております。

103ページの7目老人保健事業費でございますが、後期高齢者医療事業事務費におきまして、療養給付費負担金の減額などにより1,973万円減額となり、104ページからの8目健康増進事業費では、女性特有の乳がんや子宮頸がんはもちろん、女性のがん死亡率の最も高い大腸がんの早期発見・早期治療を図るための経費を新たに追加したことによりまして、2,330万9,000円の増額となります。

また、106ページの5款労働費でございますが、300万8,000円で、対前年度比4万3,000円の減額となります。

107ページにつきましては、6款農林水産業費でございますが、2億1,146万8,000円で、対前年度1,633万5,000円、7.2%の減少となります。

1項の農業費でございますが、8,590万9,000円で、対前年度586万2,000円、6.4%の減少となります。増減の主なものでございますが、農業総務費で職員人件費が403万4,000円の減額、112ページの5目農地費では、土地改良費において大井川土地改良区負担金のうち、新たに国営かんがい排水事業大井川用水（一期）地区負担金が追加されたことによりまして増額となっております。なお、この負担金事業につきましては、限度額を1億6,669万1,000円とする債務負担行為を設定させていただいております。

113ページの2項林業費でございますけれども、1,111万1,000円で、対前年度428万3,000円、率にしまして62.7%の増加となります。増減の主なもの、保安林等保護環境整備事業費で、417万4,000円の増額となりますが、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業の雇用制度委託費で行う事業を計上させていただいております。

114ページからの3項水産業費でございますが、1億1,444万8,000円で、対前年度1,475万6,000円、率にしまして11.4%の減少となります。増減の主なものでございますが、116ページからの3目漁港管理費では、漁港管理費の中で実施しておりました港内浚渫工事を小規模局部改良事業費で行うなど、519万3,000円減額いたしまして、水産基盤整備事業費では、工事請負費の縮小などによりまして1,000万円の減額となり、小規模局部改良事業費では、港内浚渫工事の増加などによりまして690万円増加するという計上になっております。

119ページをごらんいただきたいと思います。

7款の商工費でございますが、5,791万9,000円で、対前年度3,195万1,000円、35.6%の減少となります。増減の主なものでございますが、商工総務費では、職員人件費が388万5,000円の減額、商工振興費では、町制施行60周年記念事業にあわせた景気刺激策としてである商

店活性化事業補助金が終了したことなどに伴い、2,137万9,000円減額しております。また、121ページからの3目観光費では、町制施行60周年記念事業の一環としてイベント事業拡大を行ったものを例年並みに戻すということを行った関係で842万円減額となっております。

124ページをごらんいただきたいと思います。

8款の土木費でございますが、12億2,871万3,000円で、対前年度8,820万9,000円、率にしまして6.7%の減少となります。

126ページからの2項道路橋梁費でございますが、2億576万5,000円で、対前年度800万円、3.7%の減少となります。増減の主なものでございますが、127ページの2目道路維持費では、維持修繕費を増額したことなどにより525万3,000円増額しております。

128ページからの3目道路新設改良費では、新たに愛宕前2号線道路改良事業費1,880万円と、東向2号線道路改良事業費253万7,000円を計上いたしまして、継続事業の中では地方特定道路整備事業大幡川幹線改良事業費が155万5,000円の増額、西の坪大浜5号線道路改良事業費が366万2,000円の増額、県費カネマン大井線道路改良事業費では、1,125万8,000円の減額となっております。

また、129ページの橋梁維持費でございますが、橋梁に対する長寿命化修繕計画策定事業費が増額となる一方、維持修繕費が減額となり、23万1,000円の減額となっております。

130ページからの3項河川費でございますが、4,191万7,000円で、対前年度552万3,000円、15.2%の増加となります。増減の主なものでございますが、河川維持費では、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業の一環として、臨時職員賃金を計上するとともに、維持修繕におきまして大幡川及び清水川の浚渫工事などを計上したことによりまして680万9,000円増額、131ページからの3目河川新設改良費では、大窪川改修事業費が200万円増額となっております。

132ページからの4項都市計画費では、9億3,561万4,000円で、対前年度8,099万円、率にしまして8%の減少となります。増減の主なものでございますが、1目都市計画総務費では、調査業務委託が終了したことなどによりまして480万2,000円の減額、135ページからの土地区画整理事業費では、浜田土地区画整理組合負担金が増額するものの、補助金が減額したことによりまして658万5,000円の減額、136ページからの3目街路事業費では、公共の榛南幹線整備事業費が2,000万円の減額、県費の東名川尻幹線整備事業費が2,500万円の減額、県費中央幹線整備事業費が500万円の減額、県単街路整備事業負担金が250万円の減額となっております。また、139ページの4目公共下水道費は、1,347万8,000円の減額となっております。

141ページの5項住宅費でございますが、1,316万3,000円で、対前年度258万6,000円、率にしまして16.4%の減少となります。

143ページの9款消防費でございますが、2億9,766万8,000円で、対前年度226万2,000円、率にしまして0.8%の増額となります。増減の主なものでございますが、常備消防費で、吉田町牧之原市広域施設組合負担金が増額、また、145ページの消防施設費で、県の主要地方道吉田大東線歩道設置工事に伴って実施する第4分団詰所ホースタワー設置工事や火の見やぐら撤去工事などにより351万円の増額、146ページからの5目災害対策費では、水道事業会計繰出金がなくなりましたことにより1,819万7,000円減額となります。

次に、148ページでございますが、10款の教育費でございます。6億4,627万7,000円で、対前年度1,868万5,000円、率にしまして2.8%の減少となります。

1項教育総務費でございますが、1億9,901万9,000円で、対前年度3,888万5,000円、率に

しまして24.3%の増加となります。増減の主なものでございますが、149ページの2目事務局費で、職員人件費が375万4,000円減額、事務局事務費では、施設補修に計上したアスベスト撤去工事などにより1,228万5,000円増額となっております。

151ページからの3目教育諸費では、教育振興事業費の図書費に、これまで児童・生徒1人当たり1,000円で予算措置していたものを、小学生は1人当たり1,500円と、中学生は1人当たり2,500円と増額となったことから320万3,000円増額しております。

また、153ページのちいさな理科館事業につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業の一環として臨時職員賃金を計上するとともに、工事請負費や備品購入費などを計上いたしまして2,979万8,000円の増加となっております。

154ページからの2項小学校費でございますが、8,722万2,000円で、対前年度1,376万5,000円、率にしまして13.6%の減少となります。増減の主なものでございますが、職員人件費が570万5,000円の減額、住吉小学校及び中央小学校維持管理費では、備品購入費の減少などにより減額、自彊小学校維持管理費では、主要地方道吉田大東線歩道設置工事に伴い、校門等移設工事を行うものの、全体としては減額となっております。

また、164ページからの3項中学校費でございますが、5,542万6,000円で、対前年度320万4,000円、5.5%の減少となります。増減の主なものでございますが、吉田中学校維持管理費におきまして、浄化槽維持管理手数料が減少するとともに、下水道受益者負担金がなくなりましたことなどから337万2,000円減額となります。

167ページからの4項社会教育費でございますが、1億5,476万4,000円で、対前年度429万3,000円、率にしまして2.7%の減少となります。増減の主なものでございますが、175ページからの図書館費で、職員人件費が454万2,000円増額するものの、図書館管理費におきまして図書費の減少や委託事業の見直し、借上料の見直しなどにより886万1,000円減額となっております。

177ページの5項保健体育費でございますが、1億4,984万6,000円で、対前年度3,630万8,000円、率にしまして19.5%の減少でございます。増減の主なものでございますが、保健体育総務費で職員人件費が210万6,000円減額、180ページの給食施設費で、共同調理場に係る吉田町牧之原市広域施設組合負担金が1,290万6,000円減額しております。

183ページの11款災害復旧費でございますが、前年度と同額の10万円を計上しております。

184ページからの12款公債費につきましては、8億8,188万6,000円で、対前年度148万8,000円、0.2%の増額となります。償還元金が873万9,000円増加し、償還利子が725万1,000円減額となっております。

186ページの13款諸支出金でございますが、49万6,000円で、前年度比160万4,000円の減額となります。これは、基金運用利子収入を見込んだものでございます。

187ページの14款予備費でございますが、前年度と同額の3,000万円を計上させていただきました。

ただいま、以上の御説明を申し上げました内容に従いまして、歳入歳出それぞれ86億7,000万円を計上させていただいております。

また、本議案の参考資料といたしまして、参考資料ナンバー4、それから参考資料ナンバー5の2種類の資料を用意させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。なお、参考資料ナンバー5の平成22年度一般会計予算に関する主要な事業の説明書につつま

しては、今回初めて作成したものでございますが、予算に関する説明書の説明欄にある括弧書きの番号をもとに、設定しました事業ごとに、それぞれの事業の目的や内容を記述したものでございますので、事業を把握される上での御参考になればと思ひまして作成したものでございます。今後、改良しながら、資料としての精度を上げていくよう定着させていきたいと考えておりますので、お気づきの点等ございましたら、またお教え賜りたいと存じます。

以上の点もお願い申し上げながら、議案の御審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第22号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についての説明に移らせていただきます。

議案つづりの55ページをごらんいただきたいと思ひます。参考資料につきましてはナンバー9にございますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

この協議会につきましては、従前の一部事務組合から、平成17年4月1日にこの協議会組織に移行しております。この協議会につきましては、当初1市6町で構成されておりましたけれども、関係市町の合併によりまして、現在は島田市、川根本町、それと当町の1市2町の構成となっております。

今回の廃止につきましては、行政区域の広域化が図られ、広域行政圏施策は当初の役割を終えたといたしまして、協議会を構成いたします市町の首長会議におきまして解散の合意がなされましたので、地方自治法第252条の6の規定により、平成22年3月31日限りで島田・榛原地区広域市町村圏協議会を廃止することにつきまして、構成団体で協議するため議会の議決をお願いするものでございます。

また、協議会の廃止に伴いまして、協議会規約も同時に失効させるものでございます。なお、協議会の廃止につきましては、すべての構成市町の議会の議決があった後に、参考資料にありますとおり、協議会の廃止と協議会規約の廃止について県知事に協議書を提出して手続を行うこととなりますので、よろしくお願ひします。

以上が第22号議案の内容でございます。

以上、企画課関係の3件の議案につきまして、御説明申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

町民課からは、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案の6件についてお認めをいただこうとするものでございます。

最初に、第7号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

議案書の12ページと別冊の平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ890万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,623万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、これまでの実績に基づきまして、平成21年度の決算を見込んだものであり

ます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、5ページをごらんください。

まず、歳入から申し上げますと、1款国民健康保険税は、一般被保険者数と退職者被保険者数の増減による変更と延滞金で、一般被保険者分が220万円の増、退職者被保険者分が754万9,000円の減、合わせまして1,445万1,000円の増額であります。

6ページの2款使用料及び手数料は、督促手数料で14万円の増額、3款国庫支出金では、国庫負担金の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金は、拠出金額の確定により、次の7ページの特定健康診査等負担金は、事業の完了により685万5,000円の減額、国庫補助金は、財政調整交付金で交付額の確定によりまして835万1,000円の減額、合わせまして1,521万6,000円の減額であります。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者療養給付費等の減少によりまして、509万9,000円の減額、8ページの6款県支出金では、県負担金は高額医療費共同事業負担金が拠出金額の確定、特定健康診査等負担金が事業の完了によりまして94万3,000円の減額、県補助金の財政調整交付金は、交付額を見込みまして600万円の減額、合わせまして694万3,000円の減額とするものでございます。

9ページの7款共同事業交付金は、高額医療費共同事業負担金、保険財政共同安定化事業交付金の交付額の確定によるもので、1,193万4,000円の増額、9款繰入金は、一般会計からの繰入金で、低所得者に対する保険税の軽減分と支援分からなる保険基盤安定繰入金と、10ページの職員給与等繰入金、財政安定化支援事業繰入金で、こちらは事業の決算を見込みまして689万円の減額であります。

11款諸収入では、延滞金を130万円増額し、11ページの雑入では第三者行為納付金、返納金、前期高齢者療養費等で257万7,000円の減額、合わせまして127万7,000円の減額であります。

歳出では、13ページをごらんください。

1款総務費では、総務管理費が22万6,000円減額、徴税費は33万8,000円の減額、14ページの運営協議会費が4万1,000円の減額、合わせまして60万5,000円の減額で、レセプト点検に係る臨時職員賃金や旅費などの需用費等であります。

2款保険給付費は、15ページをごらんください。

療養諸費は療養給付費、療養費、そして、16ページの審査支払手数料で1,287万円の増額、17ページの高額療養費、高額介護合算療養費は178万2,000円の増額、合わせまして1,465万2,000円の増額であります。これは、実績を踏まえたものでございます。

18ページの7款共同事業拠出金は、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の拠出金額の確定を受けまして、1,366万1,000円の減額、8款保健事業費では、特定健康診査等事業費は、事業がほぼ終了しましたことから290万3,000円の減額、20ページの保健事業費は、人間ドックの利用者の増等によりまして176万8,000円の増額、合わせまして113万5,000円の減額であります。

11款諸支出金は、償還金の老人保健医療費拠出金精算分と高額療養費特別支給金で815万1,000円の減額であります。

以上が平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明であります。

続きまして、第8号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の13ページと別冊の平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ659万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,311万9,000円とするものであります。これは、3月までの過誤返戻分を推計しまして平成21年度の決算を見込んだものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、3ページをごらんください。

歳入では、まず、1款支払基金交付金は、医療費交付金、審査支払手数料交付金で、こちらは交付決定に基づきましたもので1万5,000円の減額、2款国庫支出金は、実績に基づくもので360万円の減額、4ページの3款県支出金も実績に基づくもので90万円の減額、4款繰入金は一般会計からの繰入金で200万円の増額、これは、歳出の過誤返納分に係る財源として繰り入れるものでございます。

5ページの6款諸収入の142万2,000円の増額は、実績によるものでございます。

次に、6ページをごらんください。

歳出では、1款医療諸費は、医療給付費625万円、医療費支給費31万3,000円、審査支払手数料3万円で、いずれも決算見込みに基づきまして減額するものであります。

以上が平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

続きまして、第9号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の14ページと別冊の平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,446万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,031万5,000円とするものでございます。これは、本算定に基づきまして後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことなどによるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、3ページをごらんください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料は、本算定に基づきまして1,097万3,000円を減額し、3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、こちらも本算定によりまして後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことで349万2,000円の減額であります。

5ページの歳出では、1款後期高齢者医療広域連合納付金1,446万5,000円の減額は、本算定によりまして納付金が確定したものによるものでございます。この納付金は、後期高齢者医療保険料と低所得世帯の均等割減額分及び社会保険被扶養者の均等割額減額分を合わせたものでございます。

以上が平成21年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。

続きまして、第15号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書の32ページから35ページと、別冊の平成22年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の中ほどにあります吉田町国民健康保険事業特別会計をごらんください。

まず、議案書の33ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,448万7,000円と定めるものでございます。

前年度と比較しますと、1億311万7,000円、4.7%の増でございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借り入れ額の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の34ページから35ページ、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の3ページからごらんください。

1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者分として6億2,220万5,000円、4ページの退職被保険者分が6,250万4,000円、合わせまして6億8,470万9,000円で、前年度と比べますと3,528万7,000円、4.9%の減となっております。これは、景気の低迷によります所得の減少分を勘案したものでございます。

5ページの2款使用料及び手数料につきましては10万円で、前年度と同額でございます。

3款国庫支出金につきましては、国庫負担金が療養給付費等負担金、これにつきましては、算定方法の変更を行いまして、高額医療費共同事業負担金は、拠出金額に基づきまして、6ページの特定健康診査等負担金は、補助単価の変更を行いまして4億6,054万6,000円を計上し、国庫補助金は財政調整交付金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、出産育児一時金補助金でありまして2,745万7,000円、合わせまして4億8,800万3,000円としまして、前年度と比較しまして1億2,716万1,000円、20.7%の減となっております。これは、国庫負担金の中の療養給付費等負担金の減が主な要因であります。

7ページの4款療養給付費等交付金につきましては、1億1,509万9,000円で、前年度と比較しまして961万、9.1%の増となっております。この交付金は、退職者の療養給付費等の支払いについて、保険税収入で賄うことができない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

8ページの5款前期高齢者交付金につきましては4億5,551万1,000円で、前年度と比較しまして1億1,937万3,000円、35.5%増となっております。この制度は、前期高齢者に係る保険者間の不均衡の調整を図るものでありまして、保険者から徴収します前期高齢者納付金を財源としまして、社会保険診療報酬支払基金から市町村個々に交付されるものでございます。

6款県支出金につきましては、県負担金が国庫負担金同様に、高額医療費共同事業負担金が拠出金額に基づきまして、特定健康審査等負担金は補助単価の変更を踏まえたものでございまして1,145万4,000円、9ページの県補助金は、財政調整交付金で9,861万9,000円、合わせまして1億1,007万3,000円で、前年度と比較しまして81万円、0.7%の減となっております。

7款共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業負担金、保険財政共同安定化事業交付金で1億9,438万1,000円、前年度と比較しまして22万4,000円、0.1%の増となっております。この交付金は、国民健康保険における高額医療の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業でありまして、一般被保険者を対象に支給した実績に基づきまして交付されるものと保険財政共同安定化事業交付金とでなっております。

10ページの8款財産収入につきましては24万円で、前年度と同額であります。

9款繰入金につきましては、基金繰入金と一般会計繰入金で、基金繰入金は国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金で1億4,906万9,000円、11ページの一般会計繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分と支援分からなります保険基盤安定繰入金と職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の6,662万3,000円で、合わせまして2億1,569万2,000円、前年度と比較しまして1億3,951万1,000円、183.1%の増となっております。これは、医療費の急増によります財政措置のため、支払準備基金からの繰り入れが増加要因であります。

12ページの10款繰越金につきましては1,000万1,000円で、前年度と同額であります。

11款諸収入につきましては、延滞金、預金利子、雑入の第三者納付金、返戻金、前期高齢者療養費でありまして67万8,000円、前年度と比較しまして234万3,000円、77.6%の減となっております。これは、雑入の中の老人保健医療費拠出金精算分の減によるものであります。以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、15ページからをござらんください。

1款総務費は、総務管理費に844万2,000円、16ページの徴税費は1,014万4,000円、運営協議会費は36万9,000円、合わせまして1,895万5,000円で、前年度に比べ389万7,000円、25.9%となっております。これは、徴税費の電算委託料等の増が主な要因であります。

17ページの2款保険給付費につきましては、療養諸費は療養給付費と、18ページの療養費、さらに19ページの審査支払手数料で14億304万3,000円、高額療養費と、20ページの高額介護合算療養費で1億2,078万3,000円、さらに21ページの移送費は15万円、出産育児諸費は出産育児一時金と、22ページの支払手数料で2,059万1,000円、葬祭諸費は240万円、合わせまして15億4,696万7,000円で、前年度に比べまして1億4,671万8,000円、10.5%の増となっております。これは、一般被保険者に係る療養給付費、高額療養費等の伸びが主な要因でありまして、保険給付費が歳出全体の大半を占めていることには変わりございません。

23ページの3款後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者支援金等と後期高齢者等関係事務費拠出金で3億306万6,000円で、前年度に比べまして3,680万7,000円、10.8%の減であります。これは、被用者保険や個々の保険者が後期高齢者の医療給付費等を賄うために前期世代からの支援金であります後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

24ページの4款前期高齢者納付金等につきましては、前期高齢者納付金と前期高齢者関係事務費拠出金で54万5,000円、前年度に比べまして58万3,000円、51.7%の減であります。これは、各保険者間の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が各保険者の義務的支出に占める割合を勘案しまして、全保険者で公平に再案分する負担調整措置であります。

25ページの6款老人保健拠出金は、老人保健医療費拠出金と老人保健事務費拠出金で277万8,000円、前年度と比べまして275万2,000円となっております。これは、老人保健事業の財源であります医療費拠出金事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございますが、前年度の老人保健医療費拠出金は当初予算には計上せず、補正予算で対応しましたことから大幅な伸びとなっております。

26ページの6款介護納付金につきましては1億3,818万6,000円で、前年度に比べ924万3,000円、6.3%の減となっております。これは、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被



保険者を対象としたもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。

7款共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金、27ページの保険財政共同安定化事業拠出金等で2億2,551万5,000円で、前年度に比べ393万円、1.8%の増となっております。これは、保険者の財政運営の不安定を解消するためのものをございまして、高額医療費等の共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営する事業でありまして、町が拠出金として負担するものであります。

28ページの8款保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費1,857万円、29ページの保健事業費777万6,000円、合わせまして2,634万6,000円で、前年度に比べ29万円、1.1%の増となっております。これは、糖尿病等の生活習慣病の予防のため実施します特定健康診査や国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用であります。

30ページの9款基金積立金につきましては24万円で、前年度と同額であります。これは、国民健康保険給付等支払準備基金への積立金でありまして、歳入の財産収入であります基金利子を充当するものであります。

10款公債費につきましては6万3,000円で、前年度と同額であり、これは、一時借入れによる利息分であります。

31ページの11款諸支出金につきましては182万6,000円で、前年度に比べ783万7,000円、81.1%の減となっております。これは、保険税還付金と償還金で、主に償還金の減によるものでございます。

32ページの12款予備費につきましては1,000万円で、前年度と同額であります。これは、医療費の伸びや突発的な医療費の必要性を考慮させていただいたものであります。

以上が平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第16号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の36ページから39ページと、別冊の平成22年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町老人保健事業特別会計をごらんください。

まず、議案書の37ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ405万2,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと817万1,000円、66.8%の減となっております。これは、老人保健事業が廃止されたことで平成22年度予算計上は、平成20年3月分の資格の移動によります賦課後戻分になります。

議案書の38ページから39ページ、予算に関する説明書は、歳入歳出予算事項別明細書の2ページからごらんください。

歳入では、1款支払基金交付金につきましては、医療費交付金と審査支払手数料交付金で203万8,000円で、前年度に比べまして468万、69.7%の減となっております。

3ページの2款国庫支出金につきましては133万4,000円で、前年度と比べまして226万7,000円、63.0%の減となっております。

3款県支出金につきましては33万4,000円で、前年度と比べまして56万7,000円、62.9%の減、4ページの4款繰入金につきましては、一般会計繰入金で33万4,000円、前年度と比べまして56万6,000円、62.9%の減であります。

5款繰越金につきましては1万円で、前年度に比べまして9万円、90.0%の減、6ページ

の6款諸収入につきましては2,000円で、前年度に比べまして1,000円、33.3%の減とするものであります。

以上が歳入であります。

次に、歳出は6ページからごらんください。

1款医療諸費は、医療給付費387万6,000円、医療費支給費12万4,000円、審査支払手数料3万6,000円で、合わせまして403万6,000円、前年度に比べまして808万円、66.7%の減であります。

7ページの2款諸支出金は、償還金と一般会計繰出金の1万6,000円で、前年度に比べまして9万1,000円、85.0%の減とするものであります。

以上が平成22年度吉田町老人保健事業特別会計予算の説明であります。

続きまして、第17号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の40ページから43ページと、別冊の平成22年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算をごらんください。

まず、議案書の41ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,603万4,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと825万6,000円、4.0%の減となっております。これは、老人保健制度の廃止に伴いまして、後期高齢者世代と現役世代の負担を明確にした後期高齢者医療制度ができたことに伴うものでございます。

議案書の42ページから43ページ、予算に関する説明書は歳入歳出事項別明細書の2ページからごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款後期高齢者医療保険料につきましては1億6,446万1,000円で、前年度と比較しますと650万5,000円、3.8%の減であります。これは、75歳以上の後期高齢者の皆さんからいただく保険料であります。

2款使用料及び手数料につきましては2万1,000円で、前年度と同額であります。これは、総務手数料及び督促手数料であります。

3ページの3款繰入金につきましては3,104万5,000円で、前年度と比較しますと175万1,000円、5.3%の減であります。これは、低所得世帯の均等割減額分及び社会保険等の被用者の均等割減額分を一般会計から一部負担するための繰入金であります。

4款繰越金につきましては1,000円で、前年度と同額であります。

4ページの5款諸収入につきましては50万6,000円で、前年度と同額であります。これは、延滞金、加算金及び過料等ですが、主に資格の喪失に伴います保険料還付金の収入であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、6ページからごらんください。

1款分担金及び負担金は後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金で1億9,550万6,000円で、前年度に比べまして825万7,000円、4.1%の減であります。これは、後期高齢者の皆様からいただいた保険料と低所得者等の減額をした保険料を一般会計から繰り入れしたものであります。

7ページの2款諸支出金は50万2,000円で、前年度と同額で、主に資格の喪失に伴う過年

度分の保険料還付金等で、歳入の諸収入、償還金及び還付金等を充当したものでございます。

8ページの3款予備費につきましては2万6,000円で、前年度に比べ1,000円、4.0%の増で、これは、歳入の手数料と諸収入等を充てたものでございます。

以上が平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の説明であります。

これで、町民課からの6議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分とします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

社会福祉課長、水野辰明君。

〔社会福祉課長 水野辰明君登壇〕

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課から、第3号議案、第23号議案の2議案につきまして、御説明を申し上げます。初めに、第3号議案 吉田町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提出議案の5ページと6ページ、参考資料ナンバーの2をごらんいただきたいと思います。

平成20年12月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布をされました。この法律の改正によりまして、児童福祉法において、家庭的保育事業の規定が新たに加えられまして、市町村は保育に対する需要の増大、児童数の減少等保育所における保育ができないことについて、やむを得ない事由があるときに家庭的保育事業による保育等の適切な保護を行うことの義務規定が加わりまして、平成22年4月1日から施行されることとなります。この改正によりまして、市町村の実施する保育を「保育所における保育」と「家庭的保育」を区別することが必要となることから、吉田町の保育の実施に関する条例中の「保育の実施」を「保育所における保育」と規定し直すため、条例の一部改正をお認めいただくものでございます。

改正の内容でございますが、条例の題名を「吉田町保育所における保育に関する条例」に改め、第1条中、「保育の実施」を改正児童福祉法の規定であります「保育所における保育を行うこと」に改めまして、第2条の見出しを「（保育所における保育を行う基準）」に改めまして、第3条中の「保育の実施」を「保育所における保育」に改めるものでございます。

改正条例の施行時期は、平成22年4月1日とするものでございます。

以上が吉田町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、第23号議案 駿遠学園管理組合規約の変更についてでございます。

提出議案の56ページ、57ページと、参考資料ナンバーの10の1ページから4ページをごらんください。

駿遠学園管理組合につきましては、志太榛原地域の知的障害者の自立支援を行うため、3市10町で一部事務組合を組織をしまして、昭和44年4月1日に知的障害児施設駿遠学園を開

設をしまして、現在5市2町で運営を行っているところでございます。

当学園は、児童福祉法に基づく施設であり、18歳以上の者の利用につきましては同法の特例措置により認められていましたが、障害者自立支援法の施行によりまして18歳以上の者は知的障害児施設から障害者施設に移行することとなり、自宅を住まいの場にできない場合には共同生活介護施設、いわゆるケアホームに入所することとなります。この受け皿となりますケアホームが志太榛原圏域にないため、本組合が、島田市にある旧養護老人ホーム金谷富士見寮を平成22年度においてケアホームに改修をしまして、この施設を管理することとしまして、それに伴う事務及び経費の分担方法を定めるため規約の変更を行うことにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議をするため議会の議決をお願いするものでございます。規約の変更の内容につきましては、平成22年4月1日からの施行と、平成23年4月1日からの施行という2弾ロケット方式の変更となっております。

附則によりまして、第1条関係を平成22年4月1日から、第2条関係を平成23年4月1日からの施行としております。

第1条関係では、共同処理する事務の規定であります第3条第2号で、駿遠学園において行う短期入所事業に関する事務を規定しておりまして、第5号を第7号に、第4号を第6号に改めまして、第4号に駿遠学園において行う相談支援事業に関する事務、それから、第5号に駿遠学園において行う日中一時支援事業に関する事務を加えまして、第8号としましては、駿遠学園ケアホームの建設に関する事務を加えております。

第11条第2項第1号中の条項に「第4号」、「第5号及び第7号」を加えるほか、附則第2項の年度を「平成22年度」に改めまして、御前崎市人口割の基準日を「平成21年9月1日」に改めるというものでございます。

次に、平成23年4月1日施行の第2条関係でございますが、第3条第3号におきまして、「駿遠学園の生活寮に関する事務」を「駿遠学園ケアホームにおいて行う共同生活介護事業に関する事務」に改めまして、平成22年度で完了を予定しております第8号のケアホームの建設に関する事務を削るというものでございます。

それから、関係市町の分担金の規定であります第11条の第2項3号中の「入寮者割」を「入居者割」に改めまして、共同生活介護事業の分担金の負担割合につきまして、入居者割を50パーセント、人口割を25パーセント、均等割を25パーセントと新たに規定をするものでございます。

また、同条第3項第2号中の「入寮者割」の規定につきまして、「入居者割」に改めまして、根拠を「入居者数」に改定をするというものでございます。

以上が駿遠学園管理組合規約の変更についての説明でございます。

社会福祉課からの2件の件について御説明を申し上げます。

御審議をよろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

〔健康づくり課長 八木三千博君登壇〕

○健康づくり課長（八木三千博君） 健康づくり課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第24号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の58ページ、59ページ及び参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと思います。

本議案は、経費の支弁方法につきまして、組合規約第14条第2項の規定により、関係市町の負担割合を3年ごとに見直すことになっております。現行の負担割合は、平成18年度に見直しを行い、これに基づき平成19年度から平成21年度までの3年間適用し、平成21年度が最終年度となりますので、別表の利用率割算定基準の年度を改め、経過規定を附則で定めるものであります。

変更の内容でございますが、経費の支弁方法について規定しております第14条関係の別表中、利用率割の「平成15年度から平成17年度」までを「平成18年度から平成20年度まで」に改め、全3年の平均利用率により算定された関係市町の負担割合を年度ごとに漸減方式により負担調整を行うため、平成22年度、平成23年度の牧之原市、吉田町の負担割合を附則で定めるものであります。

なお、この規約は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上が第24号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

〔高齢者支援課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 高齢者支援課でございます。

本議会に上程いたしました第10号議案、第18号議案について御説明申し上げます。

それでは、議案ごとに御説明申し上げます。

第10号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

提出議案の15ページと別冊予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,893万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,804万5,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに介護サービス費、支援サービス費及び地域支援事業費の実績値にかんがみ、それぞれの見込み額により補正をするものでございます。

歳入から申し上げます。3ページをごらんください。

1款保険料の867万9,000円を減額し、2億8,875万1,000円とするもので、保険料の所得段階別被保険者が当初の見込み数より所得段階の低い第1、第2、第3段階が増加したことによりまして減額をするものでございます。

3款国庫支出金の介護給付費国庫負担金を2,202万8,000円減額し、2億3,217万5,000円とするもので、法定負担率の低い施設給付費は増額をしたものの、法定負担率が高い居宅支援サービス等が減額となることから、全体では減額になるものでございます。

国庫補助金の財政調整交付金は306万円を増額し5,230万4,000円とするもので、介護給付費は当初見込みより減少しましたが、国の定める負担率が当初計画値3.49%から4.05%に変更となったため増額になるものでございます。

地域支援事業国庫補助金は介護予防事業費の減額によるもので、介護予防事業費が214万1,000円、包括・任意事業費は16万8,000円それぞれ減額になるものでございます。

4款支払基金交付金は3,579万2,000円を減額し、3億9,384万7,000円とするもので、介護

給付費、介護予防事業費の減額が見込まれるため減額するものでございます。

5 款県支出金は1,226万1,000円を減額し1億9,934万7,000円とするもので、介護給付費、介護予防事業費、包括・任意事業費の減額が見込まれるため減額するものです。

7 款繰入金は1,093万円を減額し、2億2,651万2,000円とするもので、内訳として、1 項一般会計繰入金を1,426万2,000円減額し、2 項基金繰入金を333万2,000円の増額をするものです。

次に、歳出でございます。8 ページをごらんください。

1 款総務費でございますが、事務費の一部が処遇改善の周知経費の対象となったため、財源の振りかえを行うものでございます。

2 款保険給付費は8,009万円を減額し、13億3,089万6,000円とするもので、介護給付費等それぞれの実績見込みにより補正をお願いするものでございますが、2 項高額介護サービス等諸費の1 目高額介護サービス費につきまして、高額介護サービス給付費を実績見込みにより100万円減額し、高額医療合算介護サービス給付費及び高額医療合算介護予防サービス給付費につきまして、高額医療高額介護合算制度が施行され、今年度の見込みにより366万円の増額を行うものでございます。

11ページ4 款地域支援事業費は884万9,000円を減額し3,821万3,000円とするもので、介護予防事業、包括・任意事業の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、第18号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計予算の御説明をいたします。

提出議案の44ページから47ページと、別冊の介護保険事業特別会計予算に関する説明書の1 ページ以降をごらんください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,495万8,000円とするものでございます。前年度対比4.7%の増額でございます。

2 ページからごらんください。

歳入1 款は第1 号被保険者保険料で3 億54万5,000円でございます。年金からの特別徴収として2 億5,689万8,000円、普通徴収は4,306万8,000円、滞納繰越分は57万9,000円でございます。

2 款使用料及び手数料は1 万2,000円、督促手数料等でございます。

3 款国庫支出金の3 億2,822万6,000円につきましては、介護給付費国庫負担金として、介護標準給付費に対して施設給付費15%、居宅給付費20%の2 億6,206万7,000円、財政調整交付金は5,164万8,000円、地域支援事業費の介護予防事業費25%の補充537万9,000円、包括・任意事業費は40%の912万8,000円でございます。

4 款支払基金交付金4 億5,042万6,000円は、第2 号被保険者40歳から64歳までの方の介護保険料が支払基金より交付されるもので、介護標準給付費及び地域支援事業費の介護予防給付費30%でございます。

5 款県支出金2 億2,615万5,000円は、介護給付費が施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の2 億1,889万9,000円、地域支援事業補助金は介護予防事業費が12.5%の268万9,000円、包括・任意事業費が20%の456万4,000円でございます。

6 款財産収入9 万5,000円は基金利子でございます。

7 款繰入金2 億5,848万2,000円は、一般会計からの法定繰入金で、介護給付費の12.5%、1 億8,498万8,000円、地域支援事業は、介護予防事業の12.5%の268万9,000円、包括・任意

事業が20%の456万4,000円、その他一般会計繰入金は、包括支援センター臨時職員1名分の人件費と事務費分で3,966万3,000円、介護給付費準備基金繰入金は2,238万3,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は419万3,000円でございます。

8款繰越金は100万円、前年度繰越金でございます。

9款諸収入1万7,000円は、第三者納付金、返戻金及び預金利子でございます。

次に、歳出を申し上げます。

11ページをごらんください。

1款総務費は3,676万1,000円でございます。一般管理費462万7,000円、賦課徴収費166万1,000円、介護認定審査会費3,024万7,000円、趣旨普及費3万円、計画策定委員会費は19万6,000円でございます。

2款保険給付費は14億7,989万8,000円でございます。

介護サービス等諸費14億331万4,000円は、要介護者が利用した在宅や施設サービス等に対する保険給付と、要支援認定者に対しましては、介護度が上昇しないように介護予防給付を行うものでございます。

高額介護サービス費は1,843万7,000円、審査支払手数料は137万4,000円、特定入所者介護サービス費は5,677万3,000円で、こちらは低所得者の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費、居住費について負担限度額を超える場合に給付されます。

3款基金積立金1万5,000円は、前年度の余剰金を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費は4,724万2,000円でございます。介護予防特定高齢者施策事業費1,393万6,000円、介護予防一般高齢者施策事業費758万3,000円、包括的支援事業費2,269万3,000円、任意事業費303万円でございます。

5款公債費は、一時借入金の利子でございます。

6款諸支出金4万1,000円は、保険料還付金、償還金でございます。

7款は予備費でございます。

以上、2議案の御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第11号議案、第19号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第11号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算書第3号をごらんいただきたいと思います。

第1条におきまして、現計予算から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ10億126万3,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。これは、2ページに掲げてございます公共下水道事業に充当する起債限度額の減額をお認めいただこうとするものでございます。今回の補正につきましては、決算見込み額による公共下水道事業費の減額、それに伴います町債の減額をお願いするものでございます。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

7款の町債は、公共下水道事業費管渠建設費の減額に伴い、管渠建設費の起債分を760万円減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款公共下水道事業費1目管渠建設費、町単管渠建設費の22節水道管移設補償費760万円の減額をお願いしたいというものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億126万3,000円とさせていただきたいというものでございます。

続きまして、第19号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提出議案の48ページから51ページ並びに別冊の平成22年度一般会計及び特別会計予算に関する説明書参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,840万3,000円とし、また、この款項区分ごとの金額は50ページに掲げてございます。この総額は、前年度と比べ1,809万円、1.8%の減額でございます。

第2条は、51ページに掲げました第2表地方債のとおり、計上額2億1,290万円、利率6%以内とする地方債を起すこととお認めいただくこととさせていただきます。

第3条は、一時借入金最高額を2億5,000万円と定めることについてお認めいただくこととさせていただきます。

それでは、50ページの第1表歳入歳出予算について御説明いたします。別冊の予算説明書によって御説明させていただきます。

歳入の2ページからごらんください。

1款の分担金及び負担金は、受益者負担金でございます。予算額1,695万4,000円、前年度比1,052万1,000円、38.3%の減額でございます。これは、今年度21年度の整備面積から賦課するもので、前年度より賦課される面積の減少によるものでございます。

2款使用料及び手数料は、下水道使用料が主なものでございます。予算額は6,321万7,000円、前年度比209万1,000円、3.2%の減額でございます。

使用料ですが、今年度に大口顧客企業からの排水量の大幅な減少による使用料の減額に伴い、9月補正で減額させていただいた現計予算額より132万9,000円、2.2%の増額でございます。

3款国庫支出金は、予算額8,600万円で、前年度比600万円、7.5%の増額でございます。地震対策下水道事業の工事着手に伴う事業費増のためでございます。

4款繰入金は、一般会計からの繰り入れで、予算額5億8,931万8,000円、前年度比1,347万8,000円、2.2%の減額でございます。

5款繰越金は、予算額700万円で、前年度比200万円、40%の増額でございます。

6款の諸収入、予算額301万4,000円は、雑入に消費税還付金300万円を計上したものが主なもので、前年度比100万円、24.9%の減額でございます。消費税還付金の減額によるものでございます。

7款町債の予算額2億1,290万円は前年度比100万円、0.5%の増額でございます。

以上、収入合計は9億7,840万3,000円でございます。



次に、歳出でございます。

1 款公共下水道事業費は、予算額 4 億 7,986 万円で、前年度比 1,098 万 9,000 円、2.2% の減額でございます。これは、管渠建設費が地震対策事業の工事着手はあるものの、前年度比 1,091 万 9,000 円、2.8% の減額、管渠維持管理費は、前年度比 48 万 7,000 円、7.5% の増額、浄化センター維持管理費は前年度比 55 万 7,000 円、0.6% の減額によるものでございます。

2 款公債費は、予算額 4 億 9,754 万 3,000 円は、年次償還に基づくものが主なもので、前年度比 710 万 1,000 円、1.4% の減額でございます。

3 款予備費につきましては、前年度と同額 100 万円でございます。

以上、歳入歳出予算それぞれ 9 億 7,840 万 3,000 円でございます。

これで平成 22 年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 水道課長、岩本忠博君。

〔水道課長 岩本忠博君登壇〕

○水道課長（岩本忠博君） 水道課でございます。

それでは、第 12 号議案、第 20 号議案の 2 議案について御説明申し上げます。

初めに、12 号議案 平成 21 年度吉田町水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の平成 21 年度吉田町水道事業会計補正予算書（第 1 号）をごらんください。なお、本書は、損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画につきましては消費税込みの金額で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 2 条の収益的収支及び支出の収入について御説明申し上げます。

第 1 款水道事業収益は、既決予定額から 1,094 万円減額し 5 億 4,161 万 6,000 円にしようとするものでございます。

第 1 項の営業収益は 1,133 万 5,000 円減額し、5 億 3,728 万 6,000 円にするもので、その内容は給水収益の一般家庭用、営業等の有収水量の前年度より大幅な減少により 681 万 3,000 円の減額、受託工事収益の給水工事収益がなかったことにより 445 万 2,000 円の減額、その他営業収益の手数料等の減額により 7 万円の減額によるものでございます。

第 2 項の営業外収益は、受取利息及び配当金及び雑収益が増加したことにより 39 万 5,000 円増額の 433 万円とするものでございます。

次に、収益的支出の第 1 款水道事業費は、既決予定額に 136 万円増額し 5 億 2,058 万円にしようとするものでございます。

第 1 項の営業費用は 227 万 4,000 円減額し 4 億 1,720 万 8,000 円にしようとするもので、その内容は、原水浄水及び配水費の国道・県道の漏水処理がなかったことによる路面復旧費の減少、委託料、動力費等の減少により 947 万 9,000 円の減額、業務費の郵送料等の減少により 8 万 7,000 円の減額、総係費の賃借料等の減少により 20 万 9,000 円の減額、減価償却費の再積算により 513 万 2,000 円の増額、資産減耗費の再積算により 236 万 9,000 円の増額によるものでございます。

第 2 項の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出が減額したものの、消費税

が増加したため363万4,000円の増額、1億137万2,000円にしようとするものでございます。この結果、今予算による予定純利益は1,313万円を見込んでおります。

次に、2ページ、第3条の資本的収入は、既決予定額から4,892万5,000円減額し1億333万1,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債は、県施行事業の施行時期の見直しや配水管整備事業の入札結果等により3,500万円減額し、6,100万円とするものでございます。

第2項の他会計出資金は、非常用発電機設置工事の入札結果により395万1,000円を減額し1,184万9,000円、第3項のその他資本的収入は、工事負担金が下水道工事の減少によりまして837万4,000円の減額、加入分担金が新規加入者の減少により160万円の減額となり、その他資本的収入全体では997万4,000円を減額し、3,048万2,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、既決予定額から5,813万9,000円減額し、4億5,165万4,000円にしようとするものでございます。

第1項の建設改良費の委託料が事業時期の見直しや入札結果により2,195万6,000円減額し、工事請負費につきましては、県施行工事の見送りや入札結果などにより3,618万3,000円の減額になり、建設改良費全体では5,813万9,000円減額し、3億5,601万4,000円とするものでございます。

第2項の企業債償還金につきましては補正はございません。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,832万3,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額3,860万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,101万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,869万7,000円で補てんさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては17ページから26ページに、平成21年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第20号議案 平成22年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の平成22年度吉田町水道事業会計予算書と参考資料ナンバー7をごらんください。なお、補正予算でも申し上げましたように、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、給与費明細書、執行計画につきましては消費税込みの金額で計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページ、第3条の収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の予定額は5億4,551万7,000円で、前年度対比98.73%の703万9,000円の減額でございます。

第1項の営業収益は5億4,121万1,000円で、前年度対比98.65%の741万円の減額となります。その主な内容につきましては、給水収益につきましては件数の増加は見込まれるものの、有収水量の減少により5億3,550万円の予定額とさせていただきました。

受託工事収益につきましては、受託工事の減少により60万円減額の394万円とさせていただき、その他、営業収益につきましては消火栓維持管理料が少し増え177万1,000円とさせていただきました。

第2項の営業外収益につきましては、受取利息及び配当金が利率の低下に伴い1万1,000

円の減額、39万9,000円、消費税還付金につきましては、今年度は見込んでおりません。

雑収益につきましては、下水道事業への資料提供の増加に伴い38万2,000円増加の390万7,000円、営業外収益全体では37万1,000円増額の430万6,000円の予定額とさせていただきます。

次に、収益的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費の予定額は5億2,511万円で、前年度対比101.13%の589万円の増額でございます。

第1項の営業費用は4億2,383万7,000円で、前年度対比101.04%の435万5,000円の増額となり、その主な内容は原水浄水及び配水給水費で、人件費及び量水器取りかえ件数の増加に伴う修繕工事費等の増加、路面復旧費及び動力費の減額により496万9,000円減額の1億4,016万6,000円とさせていただきます。

受託工事費では、他会計からの緊急な給水工事のための委託料を減額したものの、工事請負費、材料費、修繕費につきましては前年並みとし、60万円減額の460万円とさせていただきます。

業務費は、人件費、備消耗品費の増加で129万7,000円増額の4,066万8,000円、総経費は人件費等の減額で74万円減額の2,340万5,000円、減価償却費は、前年度建設改良費分が増え928万2,000円増額の2億982万7,000円、資産減耗費は前年同様502万円、その他営業費用は、普通貨物自動車の買いかえに伴う重量税、代行料で8万5,000円増額の15万1,000円とさせていただきます。

第2項の営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費が500万2,000円減額の7,653万2,000円、繰越勘定償却が新水源調査業務委託等により854万増加の1,865万6,000円、雑支出が17万円減額の333万円、消費税が183万3,000円減額の75万5,000円とさせていただきます、営業外費用全体では9,927万3,000円で、前年度対比101.57%の153万5,000円増額とさせていただきます。

予備費につきましては、前年同額の200万円とさせていただきます。

この結果、本予算における予定純利益は323万円と見込まれます。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款資本的収入の予定額は1億1,859万6,000円で、前年度対比77.89%の3,366万円の減額でございます。その内容は、第1項の企業債が配水管布設がえ工事費のみの借り入れとなり、300万円減額し、前年度対比96.88%の9,300万円、第2項の他会計出資金は、1,450万円減額し130万円、第3項のその他資本的収入につきましては、工事負担金では、下水道工事の減少で1,456万円の減額で、1,489万6,000円、加入分担金が160万円減額の940万円とし、その他資本的収入全体では1,616万円の減額の2,429万6,000円とさせていただきます。

次に、資本的支出について御説明申し上げます。

第1款資本的支出の予定額は5億1,531万5,000円で、前年度対比101.08%の552万2,000円の減額でございます。

第1項の建設改良費は4億2,332万6,000円で、前年度対比101.82%の755万7,000円の増額となり、その内容は、建設改良費として水道管理図の作成や新水源の調査などの業務委託料が1,731万6,000円増額、材料費におきましては、前年度と同額、工事請負費は水道関連の工事の減少により2,960万9,000円減額、固定資産購入費としまして新水源用地の土地購入費

1,792万5,000円、車両購入費で250万円の増額によるものでございます。

第2項の企業債償還金は9,198万9,000円で、前年度対比97.84%の203万5,000円の減額とさせていただきます。この結果、資本的収入が資本的支出額に不足する額3億9,671万9,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,484万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,448万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,739万1,000円で補てんさせていただくものでございます。なお、詳細につきましては32ページから41ページまでに、平成22年度吉田町水道事業会計予算執行計画が計上してございます。

以上が水道課からの2議案についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

〔教育委員会事務局長 高橋政旨君登壇〕

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

本定例会に上程いたします第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定について、第21号議案 平成21年度学校情報通信技術環境整備事業校務用備品の取得についての2件について御説明を申し上げます。

提出議案の7ページ、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

ちいさな理科館設置条例の制定についてでございます。

本議案は、ちいさな理科館の建設に伴い設置条例の制定をお願いするものであります。

本条例の本文は、8カ条から成り、附則で施行期日を定めております。

第1条は、設置に関する規定であります。現在の子供たちの周りには、人類が長年にわたって積み上げてきた科学技術の成果品であふれています。このため、子供たちは生活の中でいろいろな機器に頼り、場合によっては物事を自分の頭や耳や目で判断せず、コンピューターにゆだねるようになってきました。自然現象や物事の変化を自分の目や耳でとらえ、頭で判断し行動する機会を与え、自然と接する機会を提供し、子供たちの探究心に刺激を与えるような実験や観察の機会をより多く与えることにより、子供たちがより多様な道を選択できることを目的としております。

第2条は、名称及び位置について規定するものでございます。所在地の地番は、建物部分が位置する場所の地番をとりました。

第3条は、事業に関する規定であります。

第1号で身近な動物や植物の観察、第2号でものの仕組みや自然の原理を学ぶことを目的とした実験、3号で学校の授業と関連づけた理科の発展的な学習、4号で教員の観察・実験等の研修、5号でその他自然科学の楽しさを学ぶ体験や実験と定めております。

第4条は、運営協議会に関する規定であります。運営協議会は、理科館の運営に関する事項について、適切な運営を図るために設置するものであります。

第5条は、指定管理者による管理に関する規定であります。理科館の管理運営を法人その他の団体に委託することができるとしております。

第6条は、指定管理者が行う管理の基準に関する規定であります。

第7条は、指定管理者が行う業務の範囲に関する規定であります。

第8条は、委任規定であり、理科館の管理運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で

定めることと規定します。

なお、議決をいただいた場合の施行期日でございますが、附則で、施行の期日を平成22年8月1日としております。

参考資料といたしまして、ナンバー3ちいさな理科館の管理及び運営に関する規則案を提出いたしました。

続きまして、第21号議案 平成21年度学校情報通信技術環境整備事業校務用備品の取得について御説明申し上げます。

議案書の53ページ、54ページと参考資料のナンバー8をごらんいただきたいと思います。

この事業は、学校ICT環境事業の一環であります学校情報通信環境整備事業でありまして、政府の目標でもあります校務用のパソコンを教員1人1台配備するものでございます。

契約の目的でございます。

品名でございます。校務用備品一式。

契約の方法でございます。指名競争入札による契約でございます。

契約の金額でございます。1,963万5,000円。

契約の相手方。静岡県榛原郡吉田町住吉14-1、株式会社オカムラ榛南営業所、所長、村松和則と契約するものであります。

参考資料1ページをごらんいただきたいと思います。

入札結果表であります。3社の辞退があり、5社での入札となり、落札価格1,870万円で株式会社オカムラ榛南営業所が落札したものであります。

内容といたしましては、校務用パソコン136台、校務支援用ファイルサーバー4台、ほか周辺機器一式、ソフトウェア一式等でございます。

この仮契約は、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が1,500万円以上でありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、21号議案の平成21年度学校情報通信技術環境整備事業校務用備品の取得についての議案でございますが、この事業は、国の平成21年度補正予算による経済対策によるもので、教員1人1台パソコンの導入を行おうとするものであり、昨年の9月議会において補正予算として計上させていただいたものでございます。

事務を進める中で政権が交代し、国の補正予算については見直しが行われました。これに伴い事業の執行が大幅におくれることとなりました。しかし、学校におけるパソコンの導入は校務を円滑に進める中で行わなければならないものであります。これによりまして、3月議会定例会の初日での議決をお願いするものであります。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（増田宏胤君） 各担当課長からの説明が終わりました。

それでは、ここで、ただいま説明のありました議案のうち、総務文教常任委員会へ審議を付託する予定であります議案について、質疑を行います。

第6号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案の9議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第6号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案の9議案については、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、第6号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案の9議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会へ審議を付託する予定の第11号議案、第12号議案、第19号議案、第20号議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第11号議案、第12号議案、第19号議案、第20号議案については、産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、第11号議案、第12号議案、第19号議案、第20号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第8、第7号議案 平成21年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第9、第21号議案 平成21年度学校情報通信技術環境整備事業校務用備品の取得についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第10、第25号議案 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきましてあり

ありがとうございました。

次回の本会議は3月16日火曜日午前9時から本会議一般質問であります。よろしくお願  
いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時48分



開議 午前 9時01分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第15日目でございます。ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

一般質問通告書に上げた地域交流の活性化策について、一般質問をいたします。

平成21年6月4日に開港しました富士山静岡空港は、静岡県のホームページの説明にこのように書かれております。現在の21世紀が大交流の時代であり、大競争の時代である点、県民の皆様の明るく豊かな未来を想像していくため、富国有徳の魅力ある地域づくりを県政の基本理念に挙げている点、美しく雄大な富士山のように、豊かな快適な空間の中で有徳の志を持った人々が育ち、活躍する魅力ある静岡県の実現を目指している点などを挙げております。そしてその実現には、快適な暮らしや元気な産業を支える交流の基盤が欠かせないとされています。そのために、国内各地や世界の国、地域に短時間でアクセスできる富士山静岡空港は、富国有徳の魅力ある地域にはなくてはならない交通基盤ですと位置づけて説明を行われております。

我々の住む吉田町は、その交流基盤を30分以内圏に得たわけでございます。事実、町民の方にお聞きしたところによりますと、自宅の上空の機影を確認しその後空港ターミナルまで車で行っても、十分知り合いの方の出迎えに間に合う近さだと話されたことを聞いたことがございます。実際にじっくりするわけでございますけれども、今回の定例会に平成22年度の予算が上程されました。2008年のリーマンショックから端を発した世界同時の経済危機の影響で、2009年の経済は低迷いたしました。その結果、個人町民税において、前年度と比べまして約16.2%減の約2億5,000万円の減額を見込み、また法人町民税におきましても、前年度と比べ、約27.7%減の約1億4,000万の減額を見込んでおります。町税全体では約7%減の

約3億9,000万円の減収となり、税込総額が52億5,830万円の当初予算の内容となったわけでございます。これは我が吉田町だけではなく、県内35市町において、企業集積と人口増が目立つ県東部の長泉町以外はすべて前年を下回る見通しのことと報告を受けております。

そんな中、短期経済予測によりますと、新興国に支えられ、景気は上向きにとの報告が出ております。今回の景気回復をデフレ定着や百貨店の閉鎖、そして国債の格下げ期限などから2000年代の前半の景気回復に短経が同じような状態であると。既視感、一度味わった感じがあるという、デジャブ景気と名づけたエコノミストもいます。しかしながら、輸出頼みで家計には弱く、回復に弾みがないのが現状だと考えます。

他方、内閣府が8日に発表しました2月の景気ウォッチャー調査によりますと、景気の実感、まち感を示す街角景気は、現状判断指数では前月に比べ3.3ポイント高い42.1となっており、3カ月連続で上昇しております。家電、自動車の売り上げは持ち直し、外国人観光客が増えたとの指摘でもございます。特に観光面では、中国人の富裕層が増加しており、客単価が上がっている北海道の報告や、現在NHKのドラマで行われております「龍馬伝」の影響で、四国各県がにぎわっているとのことでもあります。我が町も、早期に実体経済が回復することを願うものであります。

さて、定例会初日に町長から施政方針の報告を受けました。その中に、富士山静岡空港が開港し、人と人との交流や物の流れが大きく変化した1年と昨年を総括されておりました。まさしく我が意を得たりと感じた次第でございます。今月9日、川勝県知事の記者会見で、静岡空港の需要予測について、課題であったと発言し、開港1年目の国際線の年間利用者数106万人を、海外便も含め60万人程度と需要予想を修正いたしました。開港から現在までの9カ月間の利用者数は四十数万人とのことです。2年目では70万人、3年目では80万人の目標を示したとの報道でございました。すなわち、1日平均1,500人弱の利用が現在までであったということでございます。それに、土日祭日などは空港見学者も多数訪れ、ターミナルビルの3階の展望デッキ、展望ホールは、駐機している機体や離着陸を見学する人であふれております。そして2階のショップは、おみやげを買う人や各種のPRブースなど、空港利用者や送迎者、そして見学者と、人、人、人が集まっております。実際に飛行機利用者以外で何人ぐらい利用されているかは把握はしてございませんが、開港前は全く人の動きがゼロだったところが、最低でも1日平均1,500人以上の利用者が集まるところに変わったわけでございます。その人々を何とか町に誘導し、人と人とが触れ合い、町がにぎわうようになれば、地域が活性化する一助になるかと考えます。

そこで、一般質問の内容を地域交流の活性化策とし、質問を行います。

昨年6月4日に吉田町の新たな玄関口として、富士山静岡空港が開港し、今日の吉田町の発展の基礎となった東名吉田インターチェンジとともに、人と人との交流、そして物や情報の流れの拠点として、大きな社会資本インフラを得ました。それらのインフラを最大限に活用し、町では、地域交流を通じて町の活性化につながる事業を新規事業として平成22年度に予定されていると伺いました。第4次吉田町総合計画の中に、施策の大綱として「心を豊かにする交流を活性化する」がうたわれ、都市間交流が位置づけられており、大変期待するところであります。そこで、以下のことをお尋ねいたします。

1つ、平成22年度4月より新設される吉田町地域活性化大規模イベント事業補助金、吉田カムカム補助金の目的と内容、そして効果についてお伺いいたします。

2、現在、地域交流事業として志太・榛原、榛南・東遠地域、大井川流域等の広域的な連携を図り、圏域の一体的な発展を目指した事業展開を行っているが、今後の課題と展望について伺います。

3、吉田町の新たな情報発信基地として、富士山静岡空港のPRブース、そして情報発信ツールとして、本年度からFM島田に放送番組を制作する事業が予定されました。それらを利用した交流の活性化策について伺います。

最後に、第4期吉田町総合計画の後期基本計画が本年度策定される予定です。前期基本計画の5カ年事業を踏まえた町長の新たな指示について伺います。

以上、地域交流の活性化策について御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 地域交流の活性化策はについてお答えします。

ただいま基礎自治体の置かれている環境は、国が主導しました平成の大合併により、大きなさま変わりを見せております。言うまでもございませんが、当町の周辺につきましても、国や県が実施する合併促進のための財政支援策を受けて、合併に踏み切った自治体が続出し、静岡県内では平成14年度末に21市49町4村と74あった自治体が、現在では政令市2市を含む23市14町の37市町となり、平成22年度当初には23市12町の35市町になろうとしております。この合併の流れを受け榛原郡は、川根本町と当町の2町だけで構成するようになり、おのずと地域連携のあり方が変わってまいりました。

他方、昨年6月4日の富士山静岡空港の開港により、新たな人、物、情報の流れが生まれました。当町の場合、富士山静岡空港の開港に伴い、負の影響を受けるようになったのも事実でございますが、空港のもたらす正の影響を最も享受できる可能性を持った自治体の一つが当町であることも事実でございます。

こうした状況の変化を踏まえながら、4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の新設される吉田カムカム補助金の目的と内容、そして効果についてでございますが、この補助制度は富士山静岡空港を利用される方々に興味を持っていただけるような魅力あるイベント開催を誘発させるための新規事業として予算化したものでございます。富士山静岡空港が開港したことによりまして、空港を核とした新たな人や情報の流れが生まれていることは紛れもない事実であり、これを当町の活性化につなげるためには、みずからこの流れの中に身を置く手だてを講じなければなりません。この手だての一つが吉田カムカム補助金でございます。当町は観光資源に乏しく、一般的な観光客をリピーターにすることは難しい状況にありますので、町に人や情報呼び込むためには、呼び込むことができる仕掛けが必要でございます。今回、この仕掛けとして、吉田町を舞台として大規模イベントを開催する意欲を持っていただけるようなインセンティブを用意することを考案いたしました。2万人以上の来場者を見込むことができる大規模イベントの開催を誘発させることによって、富士山静岡空港を利用して訪れる方々や町外者の当町への訪問意欲を喚起したいと考えており、吉田カムカム補助金は、その大規模イベント開催を誘発させるためのインセンティブでございます。この吉田カムカム補助金は、吉田町内において2万人以上の開場入場者、または来町者を確実に見込むことができるイベントを開催しようとする民間の企業や団体を

交付対象とするものでございまして、2万人以上5万人未満の規模のイベントの場合は50万円、5万人以上の規模のイベントの場合は100万円を交付することを予定しております。またこの補助金の交付条件には、イベント実施の中で必ず吉田町を宣伝する内容を盛り込むことを義務づける制度とするように考えております。そしてこの補助制度の創設趣旨からしまして、補助効果を最大限に発揮させるためには、補助金交付時期を事業実施前として、大規模イベント開催を少しでも容易になる環境を整えるべきであると考えながら制度設計を行っているところでございます。平成22年度当初予算には200万円を計上いたしましたですが、さらに積み増しするような状況となりますよう、この補助制度を積極的に活用していただき、大規模イベントが活発に開催される町となり、そのイベントを媒体として、人の交流が盛んになるとともに、情報や物の流動性が高まり、町の特産品や伝統がいろいろな形で広がりを持ち、町全体が活性化していくことを期待するものでございます。

次に、2点目の地域交流事業として、志太・榛原、榛南、東遠地域、大井川流域等の広域的な連携を図り、景気の一体的な発展を目指した事業を行っているが、今後の課題と展望はについてお答えします。

当町はこれまで、地域振興、産業振興、観光、環境、医療、消防など多方面において、大井川流域や富士山静岡空港周辺市町を初め多くの自治体と連携を図りながら、行政運営を行っております。そして民間におきましても、さまざまな形で地域連携が図られているものと認識をしております。中でも、榛南と志太・榛原地域につきましては古くからの結びつきがあり、民間でも行政でも大変活発な交流を行っていたものと認識しておりますが、合併が進み、既存の圏域の枠組みが機能を失い、新たな利害が生じている地域見られるなど、新たな地域間交流を模索するような局面を迎えております。また依然としてスケールメリット重視の風潮が続いており、新たな広域化の波が押し寄せる気配も感じられる状況にございます。そうした中、今ある地方自治体は、国や県の施策に翻弄される中で人口減少社会を迎えるとともに、極めて深刻な財政状況にも見舞われ、ほとんどが借金の額をふやし、財政状況を悪化させております。そしてここに至りまして、自治体経営の質の良し悪しが顕著にあらわれはじめ、客観的に自治体の体力を推し量ることができるような状況を迎えているということを経験してきております。

当町は、こうした複雑な情勢の中で、確かな地域連携を構築していかなければならないわけではございますが、こうした厳しい情勢の中にあるからこそ、揺るぎない必然性のある素材を重視した地域連携を模索すべきであろうと考えております。当町の場合、必然性のある素材として最初に浮かぶものは、大井川の流れが挙げられるものと考えております。現在はその上で、目的に合わせながら臨機に広域連携に広がりを持たせていけばよい時期ではなかろうかと考えております。

続きまして、3点目の吉田町の新たな情報発信基地として富士山静岡空港のPRブース、そして情報発信ツールとして、FM島田放送番組政策事業があるが、それらを利用した交流の活性化策はについてお答えします。

まず、富士山静岡空港のPRブースでございまして、目下空港ターミナルビル2階に空港周辺市町の島田市、牧之原市と吉田町が利用できるPRスペースを設けていただいております。開港当初から2市1町が3つの展示スペースを4カ月ごとにローテーションしながら使用していただいております。展示品は町のPRポスター、町の航空写真、町を紹介する見開き

のデータスクラップ、特産品であるウナギとシラスのサンプル品などですが、自由に持ち帰ることができる町の「よくばりマップ」、観光ガイドブック、ウナギのパンフレットなども置いており、特に町の「よくばりマップ」は頻繁に補充しております。現在は、開催が近づいている吉田公園のチューリップ祭りのPR写真も展示し始め、吉田町に足を運んでいただけるようPR活動を行っております。これまでも町内で行われるイベントの紹介を行っておりますが、今後につきましても、情報発信拠点の一つと位置づけ、特に吉田カムカム補助金を受けて行うイベントなどにつきましては、必ず空港のPRスペースで宣伝を行ってまいりたいと考えております。

次に、FM島田放送番組制作事業についてであります。FM島田の放送は、島田市の全域、藤枝市の一部、焼津市の一部と、当町の半分程度で受信できる状況にあるコミュニティーラジオ放送でございます。当町では、町内の半分程度ではございますが、現在でも受信できるエリアがあるという点を重視し、平成22年度からFM島田と提携した情報発信を計画しております。ただし、当町の全域をカバーする放送ではないことから、町内向けの放送ツールとして考えることよりは、町外への発信ツールという考え方に重きを置いて活用を図る計画でございます。当町のイベントや地域の催事をお知らせするほか、受信可能エリア内の方々との交流を深めるため、首長会談などを通して町の運営について知っていただく企画などを実施してまいりたいと考えております。また、株式会社FM島田とは災害協定も締結いたしましたので、災害時などにはFM島田の放送を通じて、災害情報を町民の皆様にお知らせするとともに、状況によりましては、受信可能なエリア内の他の自治体の方々に御支援をお願いするような情報伝達手段としても活用できるようになっております。町の情報発信事業は、今後ますます充実したものにならなければならないと考えておりますが、町単独でラジオ放送事業を展開することは容易なことではございませんので、今後、このFM島田のコミュニティーラジオ放送事業エリア拡大も視野に入れた参画のあり方を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の総合計画の後期基本計画を本年度策定されるが、前期5カ年事業を踏まえた新たな指示はについてお答えします。

第4次吉田町総合計画の基本計画につきましては、総合計画策定時において、社会経済情勢などの急激な変化に対応するために、前期基本計画期間と後期基本計画に分け、5年後に後期基本計画を策定することが明記されております。この方針に基づき、平成22年度には後期基本計画策定作業を行うものでございますが、周知のとおり、前期基本計画期間中にはまさしく急激な社会経済情勢の変化がもたらされたわけでございますので、見直しの時期としては最も適した時期であると考えており、あらゆる角度から見直しを行う必要があると受けとめております。しかしながら、目指す将来像の「人と人心安らぎ健康で住みやすい町吉田町」につきましては変わりございませんので、その実現を前提とした後期基本計画を立案するように指示することは当然でございます。まだいまだ前期基本計画期間は1年を残しているほか、これまでの検証作業も伴いますことから、計画策定の具体的方針はさらに検討して、新年度に入ってから指示したいと考えておりますが、前期基本計画同様、町民の皆様がシンプルに住みやすいと実感できる持続可能な福祉社会を想定することに変わりはありません。議員各位におかれましても、大所高所からの御支援を切にお願い申し上げる次第でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、再質問させていただきます。

まず、最初でございます。

今回の地域活性化ということで、冒頭に私の質問の中で経済のことを言わせていただいたわけですが、このような経済下、少しでも町民の皆様方の気持ち、トレンドが明るくなるような格好での今回の地域活性化策というのは、大変私的を射ているなど考えるわけでございます。現状認識をここで一度したいと思っておりますので、担当の方の御答弁をお願いしたいんですが、過去において我が町において行ったイベントについてお尋ねいたします。今、カムカム補助金に関しましては2万人、5万人という数字が出ているわけで、どうしてもイメージがわきませんので、その辺のことを踏まえてお尋ねしたいと思っております。

全国的規模で行いました大きな催しとしますと、2001年4月21日から5月27日に開催しました、ちょうど塚本課長が第一線で頑張った事業でありますけれども、「しずおか緑・花・祭」を想像いたします。また、イベントと言っては語弊があるかもしれませんが、2003年夏季のわかふじ静岡国体のなぎなたの大会も、多くの方々が参加した事業ではなかったかと考えております。また町のイベントとしましても、もう定着化しておりますけれども、これは決算数字であります。20年度においては吉田町のたこ揚げ大会が1,000人、港花火大会が2万5,000人、小山城まつりが2万2,000人という報告になっておりますけれども、昨年、60周年事業ということで、みどりのオアシスマつりを初め一連の事業を行ったわけですが、その辺の事業規模について、ここで説明をいただきたいと思っております。「緑・花・祭」、国体、町の60周年の事業ですね。4事業について、どのぐらいの規模で実際この町に町内及び町外から人に集まっていたか、活性化したかといったことの数字の御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

過去のイベントの実績ということでございますが、ただいまの議員のほうからお話があったものが主な当町のイベントということでとらえております。それで、2001年の「しずおか緑・花・祭」につきましては目標60万人ということだったわけですが、これを上回る62万人を記録したということは記憶しております。ただ「緑・花・祭」の場合は、開催期間が非常に長い期間でございましたので、60万人を超える来場者を迎えたということで、かなり県外等々からも当町へ訪れていただいたというちょっと特殊なイベントだというふうに思っております。しかも主催が県だったということで、またなぎなたにつきましても、国体関係でございますので、これも仕掛けとしては県であったと。あと当町関係では、やはり昨年でございますが、60周年記念イベントを記念行事を加えて行った港まつり、それから小山城、こうしたものについては例年よりも来場者は多かったということで記憶しておりますが、今回のカムカム補助金のおおむね2万人を超えるイベントということになりますと、やはり小山城まつり程度の方々を来町者を見込めるというような規模を想定しております。小山城まつりの場合は、1日であれだけの人数を呼び込むということでございますが、複数の日にまたがるイベントであっても、おおむね2万人程度を呼び込むイベントということになりますと、それなりにPRもされるというようなイベントになりますし、周知の機会も多くなるということで、そうした規模を念頭に置いて、制度設計を行っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今、町のほうで行われている事業がそのような形、県の事業もあったわけでございますけれども、先ほど、町長からの御答弁にもありましたけれども、来月の4日から11日にかけて、NPO法人しずかちゃんが主催しますチューリップまつりが毎年行われていて、5万、6万、7万と、毎年参加者がふえているような話は聞いております。そのように、先ほどの町長の答弁にあったとおり、いろんな方々がお見えになることによって、この町に影響が、いい、みんなの活性化策がなされるわけだと考えるわけでございますけれども、人が大勢吉田町を訪れば、人が動けば物も動きますし、また情報の発信とともに享受も得られると思います。そこで経済効果等をもしお考えであったならば、試算されているようであれば、今回、総額200万円の補助事業でございますけれども、2万人来ることによってどのぐらいの経済効果実際生まれるか、事業によっては多少違うとは思いますが、今回のものを考えるに当たって、ある程度試算されていると思いますので、そういったものがあるようでしたら御答弁をお願いしたいと思いますが、お願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

経済効果ということでございますが、今回のカムカム補助金につきましては、対象となるイベント、人数を限定するというだけでございまして、それと国・県とか町とか、そうした自治体関係が主催するもの、そうしたものは除外するというで考えておまして、民間の方々によるイベントを念頭に置いております。そういう関係で、いろんなイベントが考えられると。例えば、民間の中で広く一般に呼びかけをするようなコンサートを開催するとかですね、そうしたものであっても対象にするという制度にしようと思っておりますので、イベントの種類によっては全く経済効果というのは違ってまいりますし、それを試算ということが非常に難しいという状況でございますので、経済効果の試算ということは行っておりません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） これはネット上の資料でありますけれども、同じような事業ではないですけれども、釧路で行ったラーメンフェスタでの事例です。主催者が約1,400万円投資して、ラーメンを食べていただいたということで600万円ありますが、このラーメンを食べにきていただくことによる関連商品が5,250万円ということで、総額1,400万円の投資で7,250万円の試算という、これは小樽商科大学の調査の結果でございますけれども、そういうような、出ているわけで、これは町にとってみれば大きな、ガソリンを入れることもあるでしょうし、いろんなものを地場産品を買っていただくようなことにもなるだろうし、本当にいい運用を期待するわけでございます。実際に今、説明を受けまして、この概要についての確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

今、御答弁の中で課長のほうから、コンサートも対象になるよということをお話をいただいたわけでありまして、その辺の認識として、民間が行うということでありまして、やはり営利目的で行うわけでございますけれども、そこでどのようなそれ以外に補助を行うに当たっての代償として限定するものが、今の答弁ですと吉田町を宣伝すること、2万人以上の観客というんですか、来場者を見込むことという2点の説明だけだったと思うんですが、

それ以外に今回の事業につきまして、町としてこれが今回の補助事業に該当するかどうかという検討というんですか、その項目についての回答、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

ただいまのイベントの制度の中の対象ということだろうかと思しますので、お答えをいたしますが、この必須の条件といたしまして、まず民間が主催する大規模イベントであるというものが必須の条件となります。それで、大規模イベントという定義でございますが、まずおおむね2万人以上の来場者、または来町者を見込めるということで想定しております。それと先ほど議員おっしゃられたように、町を宣伝する内容を含むと、これも条件の一つとして加えるつもりでございます。それから民間が主催するイベントということであっても、国や県や町、そうしたものが委託事業として行うような場合がございますので、全額を委託金で賄われると、そういうようなイベントは適用から外すという考え方をしております。

それから、町内外に対して広く宣伝されまして、原則としてだれもが入場対象者となり得る機会を得ることができるイベントだと。限定された入場者を想定したイベントではないというような除外規程をつくらうと思っております。

それから、伝統的祭事に類するイベント、地域のお祭りとか、そうしたものは対象外ということで考えております。

それから、政治活動とか、思想普及とか、反社会的活動、こうしたものはこの補助金の対象から外すという予定でおります。

大体大きく挙げまして、こうしたところで制度設計を行っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今の説明でもあったわけですが、吉田町を宣伝する取り組みというんですね、そこの判断というものが非常に難しいと私は想像するわけで、主催者がこれは吉田町が宣伝することでありますよということであれば、でもそれを判断するこちら側の町としての姿勢があると思うんですから、これを広くいろんな方々にこの制度を説明するに当たって、吉田町を宣伝するというのはどういうことですよというのをある程度かみ砕いた説明をしないと難しいと思うんです。例えば吉田町何々事業、コンサートであればいいのか、それともその会場内に、よくゴルフの大会なんかですと地元のPRブースを設けるとか、地元のボランティアの人たちを大勢受け入れて、その啓蒙を図るとか、その事業を通じて地元にある程度の貢献を行うとかのはありますけれども、宣伝をする取り組みというのは、ちょっと理解、言っていることはわかりますけれども、広くこの制度を周知させるためには、そのこの点の補足をお願いしたいと思います。具体的な、どのように考えているかお願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

具体的に宣伝をどうするかということですが、まず1つには、イベントそのものの中に吉田という文言を入れていただくということが可能であればお願いをしたいというのがまず1点目、考えられることです。

それからあと、吉田町から補助金が出て運営されているということ具体的にわかるような表示をお願いするというのも考えております。



あとは、余りこの補助金が吉田町をPRしていただくのも非常に目的としては大きいんですけども、吉田町で大規模イベントを実施していただけるということが主たる目的ですので、余りそこで制約を加えるということは考えておりません。それで主催者側の企画の中で、弾力的にそうした提案をしていただくという中で審査をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今の課長の御答弁は本当にわかりやすく、本来の目的というのが明確であるというのは確かにそう言われたとおりですから、また私の質問の仕方が悪かったみたいですけども、十分理解しました。

ここの先ほどの町長の御答弁の中で、申請があったら今回の目的を考えて事業実施前に交付するよと、早期の交付をするということのお話がありました。そうしますと、流れとしまして、申請者が申請して、本来ならば検討委員会というんですか、そういうのを設けてやるのか、その辺の庁舎内の流れというものの説明をお願いしたいんですが、よろしく願います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

ただいまの庁舎内の事務処理ということでございますが、やはり事前交付ということでありますので、リスクを伴うということもございます。そのリスクをできるだけ回避するという関係から、一般的には補助申請が出て、補助申請が出たところで内部決裁ということで書類決済するのが一般的でございますが、今回の場合は、庁舎内に審査会を設けるつもりでおります。審査会を開催いたしまして、その提案をこの制度に合致するかどうか、それを審査を経まして、それを通ったものに対して事前交付をしていくとというようなことで考えております。それで、事業が終わった段階で実績報告を当然出させていただきますので、それとの、申請との差異、それを判断いたしまして、場合によって返還請求も行うというような制度につくろうと思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） そうしますと、審査会でその企画書というようなものを審査して、通すと。その後報告いただいて、もし違った場合は返還を願うということではありますが、その辺のところで誓約書等を書いてもらうと思うんですが、その実績報告書をいただいたときも、その審査会で同じように審査するののかというところの点を1点。それと色々な町でやっていただく事業としますと、私も過去において民間のまちづくり団体に席を置いていたわけでございますけれども、やはり町でやる場合には、講演とか共催とか、会場について減免措置をいただくとか、そういった形で行ったわけですけども、そういったものとのリンクは、関係はどうなるか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

まず、1点目の実績報告の段階での審査会でございますが、審査会を通しまして決定するというつもりでおります。

それから、講演か、共催かのというようなお話でございますが、実際に補助金ということ

でお金を出していきますので、主催の一部に加わるということになるというふうに思っておりますので、共催という形で取り扱いをお願いしようというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） この関連で言いますと最後ですけれども、最後に政治活動、思想普及活動、反社会的活動というのはもうもちろんあれですけれども、政治活動とか、思想普及活動というのは非常に判断が難しいと思われるんですけれども、それも審査会で行うのかね。後に売名行為の活動であったよとかね、いろんなことが考えられるわけで、そこにおいては厳格な形で企画書提出に当たってこの旨の説明し、担保というんですかね、とるんでしょうか、貴重な税金がそこに行くわけですから、その確認はどうされるかお願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

事前交付をするということでございますので、やはり申請の段階では十分実施内容がわかる企画書を提出していただくということで様式もそろえますので、その中でそうしたイベントの内容の中にそういうものが盛り込まれているかどうかということは、判断できる内容に整えていただいて申請をしてもらうというつもりでおりますので、そうしたところの判断はできるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

そうしますと、今回は一般当初予算のほうに計上された事業でございます。本定例会最終日22日に議案が通った以降ですね、これは22年度ということは4月1日からこの制度が運用されるということになるわけで、それ以降申請すれば随時実行していくといったことの確認をお願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

議員おっしゃられるとおり、4月1日から施行したいという制度で考えておりまして、4月1日ということで、年度変わりというような時期もございますので、原則事前交付を原則とするわけですが、交付の行い方といたしまして、事前交付、それから一部事後交付になるイベントも対象にしたいというふうに思いますし、4月1日からとにかく適用できるような形で、今後年度が変わりましても、ちょうど年度変わりの扱いというのは非常に難しいところがございますので、できるだけイベントが開催しやすいような形で交付できるように制度をつくりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番です。

それでは、次の質問のところに移ります。

広域の志太・榛原、大井川流域の関係でございます。

これに関しましては、議案も出ていたわけでございますけれども、流れが変わってきたといったことで、非常に変わってきたわけでありまして、町長のほうからお話があった

とおり、やはり吉田町は大井川の伏流水という、大井川の恵みを大変受けているわけでございます。決算報告書の中にも書いてありますけれども、大井川マウンテン構想領域のさまざまな協議会等で、里山があって、水が回れておりますし、今、吉田漁協でとれますシラスなんかも、おいしい大井川の南アルプスのミネラルが十分なものがあるために、我々川下の町民として恩恵を受けているわけで、その辺のところの啓蒙策というんですかね。地域交流に関する啓蒙策というのが大切だということでありましたけれども、実際そのような事業が行われておりまして、今度の日曜日にも大井川をはぐくむ森、育林体験事業が予定されているわけでございます。また今月ですけれども、行った事業ですけれども、6日にも大井川用水を学ぶ視察会が河川環境保全活動の啓発事業で行われたわけで、さまざまな事業も行われています。昨年度におきまして、10月と11月におきまして、大井川中流域を学ぶ視察会が開催されたということでございます。ちょうど1年以上前ですけれども、金谷の夢づくり会館では、山、川、海はパートナーと題した流域シンポジウムが行われたわけで、そこに我が町の組合長さんも参加して、報告及びパネラーとして参加したということとなっておりますけれども、そのものが町に非常に恩恵を受けているというのはわかっているんですけれども、どのような形でやはり町としてももう少し発信というんですかね、来てもらうこともそうですけれども、我々のほうから里山のほうに出かけて行って、大勢でお邪魔して交流をして、また向こうのほうから帰ってもらうような地域交流というんですかね。先ほど町長のほうから答弁は新しい都市間連携も模索していかなきゃならないという形がありますけれども、確かに静岡市内、合併等を行いまして、市町村、基礎自治体の数が減っているわけで、吉田町として、その点についての単独で行く以上、自分たちの地域の資源を守る意味から、やはり広域的な連携というものがなくなってくると思うんですが、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 答弁の中でも申し上げたことですが、平成の大合併でもって、地域の組み合わせであるとか、さまざまなものが大きくさま変わりしたことは議員よく御承知でございますので、議員は違った判断をしたわけでございますけれどもね。結果として吉田町は単独の道を選択したということになるわけですが、大きな意味で先ほどお話し申し上げました中で、大井川の水の流れというふうな部分をこれからの都市間連携の、広域連携の柱に据えて、今後、吉田町の広域連携というものを図ってまいりたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） そうしますと、今度、第4次総合計画で後期計画をつくるわけですが、都市間交流というところがあるわけで、その中にもそこについては厚く指示をするということによろしいのでしょうか。また、総合計画ですね、本当に私も町長がこのコピーは絶対変えないよというお話があったわけですが、「人と人心安らぎ健康で住みよい町吉田町」というのは大好きな言葉であります。これは絶対守っていただきたいと思っておりますし、これはずっと続けていっていただきたいと思うわけですが、その総合計画の中には、過去において全国吉田町サミットという形で、新潟、埼玉、広島、愛媛、鹿児島という形で連携してきたといったことであります。その当時はそのような交流もあったわけですが、幸か不幸か、私は幸いだと思うんですけれども、今、全世界中で

吉田町というのは我が町だけになったわけで、この利点をやっぱり生かして、いろいろな情報発信ができるのではないかな、それが地域交流にも結ぶのではないかなと思います。幸い今度、FDAで開設されました鹿児島空港から鹿児島に向かう途中ですね、九州自動車道を通りますと薩摩吉田インターチェンジということで、吉田町民にとってみると、吉田インターという何かすごく親しみを感じるようなものがあるわけで、そういった全国で吉田町事業で培ってきた人材とか、そういったものを基盤としてやるよというものが施策の中の方針としてうたわれたわけでございますけれども、さまざまなものの機会を使って、このカムカム補助金だけではなくて、こちらからも相手の方もいらっしゃるといような、そういったような企画の提案とか、そういったものにもこの事業を今後広げていって、最終的にこの地域が人でにぎわって活性化すればいいと思いますんで、イベント事業だけではなくて、いろんなものに関して、今後、活性化策として御検討されるのかどうか御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、過去に吉田町サミットというのがございました。私が1度行きましたか、それで終わったわけでございますけれども、基本的にあのような交流事業は、私は全く無利益なものであると思っております。基本的にお金を使って、要は散在して終わりと、じゃ具体的にそこで一体何らかの建設的なものが生まれてきたかという、私は余りなかったんじゃないかと思っております。お互いに吉田町という町名を持ったというだけで話をしていると、また集まりを持ってくるというふうなことは、本来、戦略的な物の考え方をする場合にはやってはいけないことであると思っております。したがって吉田町のサミットですね、交流によって生まれたものが何があるかと私つくづく考えるわけでございますけれども、余りないと思っております。基本的に、やはり戦略的に情報であるとか、あるいは人であるとか、物であるとか、そういうふうなものを考える場合には、当然のことながら使える資源は少ないわけでございますので、先ほど申し上げたような大井川の流れというものをいわば広域連携の柱として、今後吉田町というものは築き上げていきたいと思っておりますけれども、そういう広域連携の中で吉田町というものを位置づけて、吉田町の情報であるとか、そういうふうなものを発信する、そういうふうな方策に吉田町は今後戦略の方向というものを結びつけてまいりたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） その点は考え方の違いでありますので、私は、吉田という唯一残った町名、この吉田という文字の結びつく方々は吉田という名字の方もいらっしゃるだろうし、吉田というのは田んぼがよいということで、いろんな切り口で可能性は広がるんじゃないかなと思いますので、その辺のところは仕掛けでありますので、そういったことがもしイベントで出ればいいなと思います。

静岡空港の人たちを今後この町に引っ張るといことで、富士山静岡空港のホームページを見たわけでございます。その中に静岡県観光協会のホームページがございました。その中で吉田というキーワードで検索して、実際に3月、4月のイベントを探したんですけれども、残念ながらその静岡県の観光協会のホームページですけれども、載っていなかったんですよ。ですからそういった点と、実際空港に行ってチラシ、先ほども大好評のこの「欲張りマップ」、すみません、一部ずつ部数持ってきちゃったんですけれども、遠州吉田物語もあ

ります。本当に明るい形で、洗練されたものであるんですけども、実際、これはどこに置いてもいいような形で作られているということで、ある程度静岡空港に置く場合は、空港からここまで何分ですよというようなマップもあるわけなんですけれども、残念ながらこの地図の中の吉田町だけの範囲でしかないものですから、空港が載っていないものですから、空港からどうやってあげればいいのかというのはなかなかわかりづらいという点もあると思いますので、今度、入れかえ時期に関しましては御検討をお願いしたいなど考える次第でございます。

最後でございますけれども、過日、吉田町議会におきましても、議会改革の取り組みの一環で、まちづくりアドバイザーの伊藤光造さんを吉永議員の御紹介でワークショップを行ったわけで、テーマが「元気にぎわいのあるまちづくり」をテーマに行ったわけです。14名の議員を2つに分けて行ったわけで、そこから導き出された答えというのが偶然でございますけれども、人と人の触れ合いと、だれもが出やすいまちづくりであります。今回町が行う新規の大規模イベント促進事業に関しまして、我々議員としても、一つの整合性というんですかね、同じようなことを考えているのではないかなど。やはり地域が活性化すること、人が集まることが最低限のものであるなということも思った次第であります。そのワークショップの答えというのは、ここにいる全員の意見の集約であったものですから、町の考えでもそんなに違ってないかなという形で期待しております。こういった事業をさまざま行うことによって、より一層町が活性化すること、やはり今の時代は基礎自治体の一つのその地域の産業の根幹をなす大きなイニシアチブというか、ものを持っていると思いますので、一歩前へ出ていただくような格好でどんどん仕掛けをやっていただいて、町が活性化することを期待して、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 以上で5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

---

◇ 片 山 武 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、6番、片山 武君。

〔6番 片山 武君登壇〕

○6番（片山 武君） 私は、平成22年第1回吉田町議会定例会に、本日の一般質問におきまして、中央小学校グラウンド整備事業について、黒田教育長にお尋ねします。よろしく願いいたします。

中央小学校の運動整備が町内小・中学校に比べておこなっている点についてお尋ねします。

中央小学校は、昭和42年4月に吉田小学校、川尻小学校の統合により、当初、最初は吉田小学校を吉田教場、そして川尻小学校を川尻教場として、2教場で学習が行われていました。昭和43年6月に現在地に新しい校舎の完成とともに移転し、現在の中央小学校でございます。平成19年10月には創立40年がたち、現在に至っています。その間には体育館は昭和43年6月に新築され、また平成15年2月には新しく建てかえられております。またプールも、同じ昭和44年6月に新設され、平成5年6月にまた2度目の新しく新設されております。そして平成3年3月には生徒の増により校舎増築がされ、C棟が完成されています。そのほかにも、

学校の施設等の整備が行われておりますが、ただ1点運動場整備だけが取り残されているように思いまして、今回の私の質問とさせていただきます。

町の第4次総合計画、前期基本計画、実施計画によりますと、平成22年度には、今年ですが、実施計画はなく、平成23年度に1,410万1,000円の予算がつき、現状の測量、そして基本実施設計、用地の測量、地質調査となっております。また24年度には1億5,380万円の予算がつき、グラウンドの造成、道路、水路のつけかえとなっております。そして事業完了予定年度は平成25年以降となっております。また平成16年第2回議会定例会においては、先輩議員の大塚議員が私と同じ中央小学校グラウンド拡張整備について質問されております。それから既に6年が過ぎています。

そこでお聞きします。

大塚議員の一般質問から今回の質問までの進捗状況と、運動場の拡張工事が終了し、新しい運動場が完成して生徒がのびのびと運動できるのはいつごろになるのかなるべく詳しく説明を求めるものです。よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 中央小学校グラウンド整備事業についてお答えをします。

一昨年の議会でも申し上げましたが、長年の懸案であった中央小学校東側の用地買収計画につきましても、関係者の御協力により平成2年度から平成19年度までに7,027平方メートルを取得し、計画用地の買収を終了したところであります。さらに平成20年度には防災対策や学校行事の際の駐車場確保のため、買収した用地の南側部分の整地を行いました。

さて、学校が確保すべき運動場の広さであります。文部科学省が定める小学校設置基準によりますと、児童数721人以上の小学校では7,200平方メートル以上の面積が必要とされております。中央小学校の場合は、本年5月現在の児童数は879人ですが、教育委員会の施設台帳では、運動場の面積は9,282平方メートルであり、文部科学省の基準を十分満たしております。またほかの2小学校と同様に、200メートルトラックと100メートルの直線コースをとることができ、学校教育に必要とされる広さと必要な条件は満たされております。

しかし、かつて中央小学校には校舎南側に3,340平方メートルの小運動場があり、低学年の体育に利用しておりましたが、平成2年度の校舎増築に伴い狭くなってしまい、小運動場の機能は果たせなくなりました。このため、昼休み時間などに子供たちが一斉に運動場に出て遊ぶときなどは、低学年から高学年まで入り混じって遊ぶこととなり、手狭であることは否めません。またほかの小学校の運動場はほぼ四角形であるのに対し、中央小学校運動場の場合は幾らか変形であるため、学校教育以外での使用の場合は不都合が生じることもあります。

教育委員会としましては、このような状況にかんがみ買収を進めてきたわけであり、これにこたえていただいた関係の皆さんの御協力により取得しました尊い土地でございますので、1日も早く子供たちのために活用できるように整備を進めたいと考えております。

しかしながら、現在の運動場を拡張するために回避しなければならない課題も幾つかあります。1つは、用地と運動場に挟まれた道路のつけかえであります。道路をどうつけかえるかについては、子供たちの通学路の変更と、日ごろ道路を使用しておられる地域の皆様の意向を考える必要があります。また、道路わきを流れる水路もつけかえとするとするか、住吉小学

校のように暗渠とするかということもあります。さらに校舎についても、建築以来40年の歳月がたち、老朽化が進んでおります。このため、運動場整備とともに、校舎の建てかえの問題もあります。これらを踏まえ、平成20年度には非公式であります、歴代校長と現校長とを交えた中央小整備についての意見交換を行い、幾つかの御意見をいただきました。「念願であった運動場整備を優先し、校舎の改築についてはその後としてほしい。ただし以前から悪臭のトイレなど部分的な補修は適宜行ってほしい」。「校舎改築は10年後をめどとするが、ほかの小学校より優先的に中央小学校の改築を進めてほしい」。「校舎の位置は、ほぼ現在の位置でよいが、校舎の配置などについては、改めて構想を立ててほしい」。「なかよし山の位置は移動しても、運動場内に残してほしい」などの御意見をいただきました。教育委員会としまして、これらの意見をもとに、今後あらゆる方面の意見をいただきながら、校舎を含めた整備構想を練り上げてまいりたいと考えております。

さて、議員御質問の新しい運動場が完成して、子供たちがのびのびと運動できるのはいつごろになるのかであります、狭い運動場で遊ぶ子供たちの状況に御心配をいただき、大変ありがたいことと感謝を申し上げます。しかしながら、残念ながら当町の現在の財政状況を考えますと、いつごろになれば新しい運動場ができますと申し上げることはできません。教育委員会といたしましては、中央小学校グラウンド拡張工事を教育委員会の最重要案件の一つと位置づけ、財政状況の許す範囲内で早期に予算化される優先事項と考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） それでは、再質問させていただきます。

私が今回この質問に立たせていただいたわけですが、それは、私はたまたま昭和23年から63年まで榛原の学生協に約21年勤務させていただきました。その間に私は、榛原郡下8町内の小・中学校の巡回でやらせていただいて、そして現場の先生方、校長先生方のお話を聞き、そしてやっぱり今私が言ったように、平成、昭和のときには統合する学校が非常に多くありました。そして特に私が目についた学校で言いますと、川根3町でございますが、川根町ですが、まず川根小学校とそして身成小学校、そして塩本小学校、そして葛籠の小学校と、教育長さんも御存じのとおりだと思いますが、非常に不便なところにありまして、川根町の川根小学校の跡地に新しく統合されて、そして校舎も運動場も整備されて、新しい川根小学校と生まれ変わり、また塩本、そして葛籠とかという不便な地域には通学バスを使ったり、そして大鉄の鉄道によって、葛籠の学校の子供たちは通学するようになり、大きな学校で多くの生徒と授業ができるという喜びもお聞きしました。

また中川根に行きましても、中川根、今は南部小になっておりますが、下長尾小学校、また僻地の久保尾、春野町に近いようなところの学校でございますが、その学校も統合され、国道沿いに中川根南部小学校として、やはり中央小学校前後のときになされております。本川根の町に行きましても、やはり千頭小学校と本川根東小学校が統合され、本川根小学校となっておりますものですから、そういったところの学校の先生、PTAの方々に聞きましても、やはり統合されて、子供の送迎までさせていただき、のびのび大きな学校になるということ、学校によっては複式学級が学年別にクラスされるだけでも、子供たちが非常に喜んでいくという、そしてなおかつ、運動場整備ができてのびのびと運動ができることによって、他

校の対抗試合に行っても、やはり見劣りせずのびのびとやっていて、非常に狭い地域でも優先的に学校の用地確保、運動場を含めてのそういったものを、子供の夢を託してやっていただけるといのが各学校、現状に行つての先生方の本当に地元に対する、教育に対する感謝というものを感じてきたものですから、私が今回の質問をさせていただいたんですが、残念ながら最後のほうの完成の見込み数がないというのが、もう少し私は何らかで進めていただきたい、私の意見として言わせていただきますと、はっきり言って40年間もできなかったものですから、その間に南海地震とか東南海地震とかという、そういう非常に地震の耐震的な条件が厳しくなり、それこそそういう公共建物は耐震診断までやらなくちゃできなくなるという、そういったものが一度に重なってきたということは、何らかにちょっと手落ちがあったかな、ボタンのかけ違いがあつて、地元の方との話し合いができなかったんじゃないかと思うんですが、そうやっておいて振り返ってみますと、私は先ほども言ったように、大塚議員が平成16年に一般質問されていますが、そのときの教育長さんのお話ですと、本当に何が何でも予算をつけていただいて、私がやるんだつたら1日も早くという、すごく熱意のあるようなお返事をいただいでいて、たまたまそれが時間が切れて終わっちゃつたものですから、その後の進捗状況とかというふう聞いたわけですが、本当にそういうふうなあれになつていて、もう一度聞きたいんですが、この実施計画書には、私が言ったように25年度以降ですが、その後のそういった問題が学校の校長先生方とか、そういった皆さん方がいろいろお話しして、全員で考えていただいて非常にありがたいんですが、それこそその間に、やっぱり児童放課後クラブとか、保育園の新設とか建てかえとか、全部いろんなことをやつていただいでおりますものですから、本当に真剣に考えていただいて、校舎の建てかえと運動場の拡張、そうしてそれをどれくらいの目標というものを、私は持つていただいて、町長とお話しして、何が何でも最重要課題だということで、生徒がのびのびやつていただくために私は思つてやるんですが、そここのところをもう一度何かお言葉をいただいけませんか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 今、片山議員がおっしゃつた川根筋のことも私も長年教員をやつておりますんで、よく事情はわかつておりますし、それから今、説明しましたんですけれども、この中央小学校の運動場を何とかしたいという気持ちがないわけじゃないわけで、歴代の校長や、それから現役の校長に会つて話をしたときも、校長先生方もぜひ欲しいという意見を言われながらも、やっぱり町の財政とか、これは町だけの責任じゃないんで、国の全体経済状態もかかわつてゐるわけでありまして、そういうことを考えた上で、現状では先延ばしされてもいたし方ないと、そういう意見であります。だから子供のことを考えないわけじゃありませんし、何とかしたいという気持ちは、議員同様に我々みんな関係者は持つてゐるわけでありまして。私も吉田町の町民でもありますし、長年教育の仕事に携わつてきたわけでありまして、気持ちは全く同じですけれども、さつき答弁申し上げましたような現状でありますので、そここのところは理解していただきたいというふう思つております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 私も、ある程度その点は承知ですが、本当に子供が今吉田町で一番大きな学校になつております。そしてやはりその学区内、また町内を歩いてみても、新しく新設される新築家屋がやっぱり学区のところには多いものですから、これは何度でも願ひし



たいということで食いついていこうと思って、きょうは下がらないつもりでお伺いしましたので、よろしくお願ひしたいんですが、本当に私も、例えばの話で悪いんですが、隣の先ほどの私より前に質問した方のように、合併により非常に榛原郡が変わり、そして隣のことを悪く言っちゃ悪いですが、牧之原市のように、そして小学校が10校にふえ、中学校が4校です。そしてその中学校には組合立が2校、そして小学校にも1校あるようなところはなかなか話が進められないような気がいたしますが、おかげで我が吉田町は、中学校が1校、そして区割りを同じように南中、北中と統合したんですが、そして新しい中学ができたときに、学校の先生方の決まりとして、どんなに離れていても子供たちは歩いて通学ということで、本当に住吉の処理場のほうからでも、そして神戸と島田との境でも、子供たちが全員が学校の決まりを守って、そして今現在そういうふうになっているという、子供たちは忠実なものですからそういったもの、そして中央小学校も、今現在、我々がおったときと同じようにヘルメットをかぶって通学しているよ。忠実な問題を私はこの目で見ているものですから、余計特に子供に、家の子供よりかよその子供というような気持ちで質問させていただいているんですが、本当にそれをたまたまグラウンド整備だけで終わるようだったらいいんですが、何とかそれを教育長にお願ひしたくて、それじゃ町長ちょっとお聞きしたいんですが、いいですか。

〔「いいですよ」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんのお手元には予算書が行っております。予算書で三星で一体幾ら払っていますか。1億5,000万ですよ。1億5,000万まだ払わなきゃならないですよ。そのお金があれば、別にいつでもできます。議会は三星には目をそむけたい、うやむやにしたいというのは議会の総意でございますけれどもね。

それはさておき、議員御承知のように榛原病院の問題が起きました。榛原病院に、私が町長になってから営々と積み上げてきた預金も、町のあちらのほうに何としてもやっぱり出資しなければならないというふうな形で充当させていただきました。そういうふうなことが重なって、なかなか中央小学校のグラウンドの整備が、土地の取得はできましたけれども、本格的な整備にはいまだ着手できないという状況で、本当に申しわけなく思っております。そういうようなことがあるものですから、それと同時に、私は教育長に常々申し上げているんですけれども、吉田町の最大の事業は教育であると。やっぱり未来を担ってくれるのは子供でございますので、子供たちが健やかに1人落ちこぼれることなく出ていっていただくというためには、やはり教育というものに対して、でき得る限りの財源配分をしなければならぬと思っております。今申し上げたように、榛原病院の問題と、それから三星の問題、これを、榛原病院は何とか解決したわけでございますけれども、三星の問題はできる限り早目に売却をして、できる限り早目に中央小学校の整備等に財源配分をしたいと考えておりますので、ぜひともこの辺につきまして、つらいところでございますけれども、ぜひとも御承知おき願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。

ありがとうございます。

私も、それこそ町長に特別にお願ひしようと思ったんですが、本当に三星の問題で言われ

ますと困りますが、しかし半面、榛原病院については、私は向こうの牧之原よりかこちらの町のほうがうんと一般の職員も担当する方が半日以上行って、そして我々想像つかないような速さで再建していただいて、そして多額な金を本当につぎ込んででも、徳州会という、そういう医院を呼んでいただいたということは、その中でやはり徳州会のモットーも365日24時間お客を断らないという、患者に対する一つの意気込みもあると一緒に、いろいろな問題が解決して、それこそ榛原病院が解決して、本当に財政的にできるようだったら最優先的に財政のあれを融通する、そして子供たちがのびのびとできる運動場の拡張、そして耐震補強とか新設というものに、中央小学校に新設ということを最重点的に考えていただくことをお願いしたいと思いますが、どんなものでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど申し上げましたように、教育は我が町の最大の事業でございますので、できる限りそのように思いをいたして、財源の配分をできるような環境を整えたいと思っておりますので、ぜひともまた御支援のほどをお願いします。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 教育長に最後をお願いします。

今だと本当に教育長さんと町長さんと意見が一致しておるようでございますので、とにかく押し通して、子供たちが本当によかったと言って、そして運動場を整備することがやはり町代表になり、県の代表になり、そして国体の代表になるような選手を育てていただけるような環境整備をぜひともお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 大変ありがたい御意見をいただいて感謝しておりますが、一度また中央小学校の子供たちの運動場で遊ぶ様子を見ていただきたいと思っておりますけれども、確かに昼休みなんかはひしめいている部分もありますけれども、それはそれで結構楽しくみんな、大きい子も小さい子も助け合いながらやっておりますので、教育の面では特別な大きな支障があるわけではありませんので、その辺は十分御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（増田宏胤君） 6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） ありがとうございます。

本当に子供たちはのびのびとやっているといます。総合体育館のあのフェンスを見ますと、中央小学校がサッカーとかいろいろなものに選ばれて出るといって看板が出ていますものですから、言っちゃなんですが、あの狭いところでよく頑張っていると、そういうふうに見ておりますので、またこれから私も運動場を子供たち、昼休みとか授業のところを見学させていただいて、また陰ながら応援させていただきたいと思っております。

きょうはありがとうございます。質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で6番、片山 武君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

- 議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
引き続き一般質問を行います。
- 

◇ 大塚邦子君

- 議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。  
〔9番 大塚邦子君登壇〕  
○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成22年第1回吉田町議会定例会の一般質問に際しまして、事前に通告してありますとおり町長公約の実行について、田村町長に質問をいたします。

一昨年秋に発生した100年に一度の危機と言われる世界的な経済不況は、ことしにはプラス成長に戻るとの予測がなされる中、日本経済については二番底に陥るのではないかとの見方が広がると聞いています。新政権においても、国家成長戦略として環境、エネルギー分野を初め、医療、介護、健康関連産業の新規市場や新規雇用を目指すなどのほか、足もとでは内需を拡大するため、財源に苦慮しながらも国民の家計にお金を入れようと、子ども手当や高校の実質無償化などを予算化しております。

さて、3月議会初日には町長より福祉、子育て、健康づくり、教育に配慮されたという平成22年度施政方針並びに歳入歳出総額を86億7,000万円とした一般会計予算の説明がありましたが、我が町においてもこうした現下の経済情勢の影響を受け、昨年度と比べ、個人町民税は2億5,264万6,000円、法人町民税も1億4,247万6,000円の減少を見込み、町税全体では3億9,506万円、平成21年度と比べ7%の大幅な減少となる一方で、社会保障関係費の自然増や高い水準で推移してきている借金の返済に当たる公債費などの財政負担が押し寄せ、財源確保のため、6億1,790万円の起債や2億8,000万円の基金取り崩しを行うなど、厳しく、また堅実な予算編成になったと伺ったところであります。

さて、本年度は町長にとって任期最終年度になりますので、生みやすく育てやすい、健康を維持しやすく、社会に参加しやすい、打ち明けやすく周囲が手を差し伸べやすい福祉社会の建設を初め、教育環境の整備のほか、都市防災基盤整備や企業誘致、また財政の健全化等、町民との公約を達成すべき大事な総仕上げの年になるのではないのでしょうか。町長は就任以来、当面は合併しない道を選択した後、地方分権の受け皿になるべく職員のスキルアップを行うとし、また町のビジョンに持続可能な地域福祉を実現する社会を据えるなど、将来を見据えたまちづくりを掲げられましたが、町長が描いてきたようなまちづくりはできたのでしょうか。

さらにまた、来年度は第4次吉田町総合計画の後期計画の策定年度でありますので、長引く不況による所得の減少や失業、少子高齢化など、社会経済構造の変化や地方の財源と権限を拡充するという地域主権などの新たな課題に対して、今後どのように取り組まれていかれるのか、以下の点を伺います。

- 1つ、平成22年度施政方針のもとでの職員体制の特徴。
- 2つ、三星建材工場跡地売却の見通しとトップセールス戦略。
- 3、第4次吉田町総合計画後期計画に盛り込みたい重点的課題。

以上が私の質問の要旨です。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町長の公約実行について、1点目の平成22年度施政方針のもとでの職員体制の特徴は何かについてお答えします。

職員体制の基礎となる職員数につきましては、平成17年3月の総務事務次官通知において、平成17年7月1日時点の定員に対する明確な削減目標を掲げ、平成22年4月1日までにこの数値に基づき、定員を削減するよう求めております。

平成18年6月の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行革推進法に定められた総人件費改革において、平成22年4月1日時点の地方公務員の総数が平成17年4月1日時点の総数に比べ、4.6%以上の削減たる数値目標を設定するよう規定されております。当町はこの要請を実現すべく、集中改革プランや定員管理計画において、平成17年4月1日時点の職員総数224人から4.91%減の11人を削減し、平成22年4月1日時点の職員総数を213人とする定員目標を掲げました。現在のところ、平成22年4月1日時点の職員総数は212人となる見通しであり、平成17年4月1日時点の職員総数に対して、6.25%の定員削減となる見込みであります。

平成22年度の職員体制を構築するに当たりまして、まず第一に、この210人という限られた職員数を効果的に配置することが肝要なことであると受けとめております。他方、昨今の行政を取り巻く環境に目を転じますと、国におきましては政権政党が交代し、新たな予算編成のもとで新たな政策が実行されるなどの大きな変革があり、県においても、新たな首長のもとで新たな執行体制が構築されており、この影響は少なからず町政運営にも及ぶものと想定をしております。

また、当町におきましても、平成22年度は総合計画における後期基本計画の策定や、新たな行政改革大綱の策定など、さまざまな場面において、一定の区切りを迎えていると認識しております。こうした状況を踏まえ、平成22年度が行政の転換期であるにとらえ、施政方針でも申し上げましたとおり、福祉、子育て、健康づくり、教育に重点を置きながら、各事業が効果的に展開できる体制を整えたいと考えております。

さて、平成22年度体制に向けた人事編成作業は、先ほど申し上げました職員総数210人を前提として、調整を行っているところでございます。概略を申し上げますと、団塊世代職員の大量退職や機構改革、さらには女性職員の管理職への登用など、大規模な人事編成となった前年度とは異なり、本年度は極力現状の機構や執務体制を維持する方向で調整をしております。このような新体制に対する基本方針は、真に行政の転換期を迎えている年度であるがゆえに、前年度と同様の組織体制への大きな刺激は組織内にストレスが生じ、行政機能の低下、ひいては町民サービスへの影響が懸念されるとの判断によるものでございます。また議員御指摘のとおり、本年度は私にとりまして、町民の皆様にお約束しました公約実現の総仕上げの年になるわけですが、今やらなくてはならないのは、職員全体でこれまでの行政経営を振り返りながら、さらなる行政経営の展開をする時期ではなかろうかと考えております。何ができて何ができなかったのか、そしてどのような手段でどのような改善をしていけばいいのか。これは計画を立て、実行し、その評価・検証に基づいて改善見直しを行う、いわゆ

るP D C Aサイクルの考え方による最後のアクション部分に相当するものでございます。

平成22年度は、着実に落ち着いて行動のできる体制を整え、しっかりと腰を据えて行政経営を展開してまいりたいと考えております。今日に至るまで、地方分権の受け皿として認められる資質の向上を実現すべく、職員のスキルアップを進めてきたところでありますが、行政を取り巻く環境は今後ますます厳しさを増すことは明らかであります。すべての職員が新たな課題に立ち向かう気概を身につけるためには、個々の職員がみずから課題を課し、みずから解決していこうとする前向きな姿勢を身につけることが重要であります。平成22年度の体制の中では、組織能力を左右すると考えられる管理職の強化を重点に掲げ、それぞれの業務の実情を把握しながら、職責に応じた行動ができる職員の育成にも努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の三星建材工場跡地売却の見通しとトップセールス戦略についてお答えします。

住吉工業用地につきましては、平成17年第1回議会定例会の一般質問に対する答弁の中で、優良企業を誘致する方向であると表明をさせていただき、平成19年7月27日、売却先を選定する組織を設置し、誘致活動を展開してまいりました。平成21年9月より一括売却を原則として一括売却、製造業を工業地域の用途に合致する業種に改め、公募しておりますが、数件の問い合わせはあったものの、企画書の提出までには至っておらない状況でございます。

現在までの誘致活動につきましては、産業課を窓口として進めている誘致活動とトップセールスと2通りで進めております。産業課の誘致活動としましては、県とともに首都圏、関西圏、中京圏の企業立地に関する情報が集まるゼネコンや金融機関などに企業訪問を実施するとともに、圏の引き合い企業などを訪問し、誘致情報を収集したり、情報発信を実施してまいりました。平成19年度13企業、平成20年度16企業、平成21年度に入り、2月末現在までに11企業に誘致活動を進めているものの、平成20年度前半までは企業からの問い合わせ等もありましたが、平成20年度後半からは世界同時不況の影響を受け、国内景気も急激に悪化したため、問い合わせもほとんどない状況でございます。企業撤退、企業縮小の話聞くようになり、企業訪問をしましても、今は設備、施設の投資は考えていないとの企業がほとんどであります。県内の企業立地状況につきましても、県企業立地推進室によりますと、設備投資抑制と生産拠点の集約の動きが広がり、新規進出企業が大幅に減るとともに、平成21年1月から6月までの県内企業立地件数は、前年同期77.5%減の20件、立地面積は85.5%減の16ヘクタールと大きく落ち込んでおります。この傾向は、全国的に見ても同様であります。県内の落ち込みが激しく、前年までは誘致件数、面積とも全国1位を誇っておりましたが、本年は、件数は5位、面積は18位に転落した状況であるとのことでございます。現下の社会経済情勢のもとでは売却することは非常に困難であり、見通しも立たない状況にありますが、景気回復も見据えて情報収集に努め、できる限りの優良企業に情報提供をしてまいりたいと考えております。

トップセールスの誘致活動としましては、町も厳しい財政運営を強いられていることから、ターゲットとしては製造業で雇用が期待でき、それなりの法人町民税も見込める企業に焦点を合わせて売り込みを図っているところであります。しかしながら現在の景気が二番底の懸念を帯び始めている状況下では、それほどのぜいたくを言うこともまかりならず、ストライクゾーンを広げて待ち、友人・知人からのどんな情報であれ即座に対応し、相手先企業の上

層部へのつながりを探し直接足を運び、一刻も早く売り抜けるよう努力してまいりたいと考えております。先般もある有力な仲介業者より耳寄りな情報提供があり、この一月余りはトップセールスにも走り、先月も産業課長を帯同し、東京に説明に伺ったところでございます。

現在の厳しい財政状況を考えますと、できる限り早くこの用地を売却し、財政運営の弾力性を高めなければならない状況でございますので、今後とも時間が許す限り、あちこちにトップセールスに赴くとともに、多くの企業に情報提供し、早期売却ができるよう精力的に誘致活動を進めてまいります。

次に、3点目の第4次吉田町総合計画後期基本計画に盛り込みたい重点的課題はについてお答えします。

平成22年度において策定する計画は、第4次吉田町総合計画の基本構想を引き継いで見直しを図る5年間の後期基本計画であり、基本構想を一新するものではございませんので、昨今の大きな社会経済情勢の変化に対応しながら、目指す将来像の「人と人心安らぎ健康で住みやすい町吉田町」を達成するために、必要な施策を盛り込むこととなります。前期基本計画につきましては、平成22年度の1年を残しておりますので、平成22年度の予算を執行することでさらに計画を進めてまいります。後期基本計画の策定に当たりましては、前期の達成度を把握しながら、実情を踏まえた計画にまいりたいと考えております。このため、厳しい経済情勢、榛原総合病院へのたび重なる財政支援による当町財政の疲弊に加え、普通地方交付税交付団体10市の国の地方財政政策など、行政運営上極めて大きな財政上の負の要因があることも直視し、持続可能な福祉社会を前提とした将来像の実現を目指すように運営方針を決定してまいりたいと考えております。

なお、後期基本計画の策定に当たりましては、町民の皆様様の御意見もちょうだいしながら進めてまいりますので、現段階で具体的な事項を申し上げることは差し控させていただきます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

ただいま町長から答弁をいただきました。ありがとうございました。

何点か再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけれども、平成22年度の施政方針のもとの職員体制の特徴について伺いをいたしたところでございます。町長はこの時期を行政の転換期ということで位置づけをされまして、今回は特に任期の最終年度ということで、大きな組織体制の変化はないということの御説明でございました。その中で町長は、一定の区切りの年だということも述べられたわけですが、行政経営の話もございました。職員全員が一つになって行政経営を考えてするときというふうに述べられておりますけれども、その町長が考える行政経営ということで、今最もやらなくてはならないということ考えていることについて、少し御説明をいただければというふうに思います。経営ということに対して御説明をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） あすの枝村議員の一般質問にも関連する質問でございますけれども、基本的に行政経営の観点から人事体制を考える場合、一番大事なことはまず実態的なことで申し上げれば、210人という職員の底上げを図る。それと同時に、今後ますます地方分権で

あるとか、地域主権の考え方が浸透してまいりますので、それに対応するためには、管理職の職務と責任というものを強化することによって、そのことを通じて、いわば職員の人材育成を強固に図るといふようなことを基本にしてまいりたいと思いますし、それと同時に、単に目の前に置かれている事務事業というものをこなすわけではなく、時代の流れというものをデータ的に把握した上で、刻々変わる現実というものに対応して、自分の所掌の事業というものを組み立てていくと、そういうふうなみずから課題を課し、みずからそれを解決していくと、そういうふうな人材を育ててまいりたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 町長は、職員のスキルアップに取り組みをされてきたと思いますけれども、今、御答弁にあったように、職員の方々については、みずから課題を設定し、課題を解決する能力ということでスキルのアップを図るといふことでございました。また管理職を強化していくという話もございましたけれども、具体的に管理職をどのように強化されていくのかという点と、それから職員のスキルアップについて、大変それぞれの職員が頑張っているとは思いますが、町長がその査定をとするならば、職員全体のスキルアップ度というのはどのぐらい図られたものなのか、その点の御答弁をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 管理職の職務と責任の強化でございますけれども、基本的に管理職の仕事というものは、一般的に人事管理であり、それから業務管理であり、さらに近年になりまして、そこに危機管理がつけ加わってくるわけでございますけれども、基本的にそのようなことについては、管理職となる人間たちが一通りの教育は受けているわけでございますので、それについて、改めてそれについて思い起こさせるということも大事でございますけれども、大事なことは現実に課のトップとして、課内の人事管理であるとか、業務管理というものがどのように行われているかということにつきまして、具体的にそれを掌握し、問題があればそれについて是正させていくと、そういうふうな方向というものがこれからの管理職には求められてまいるのでないかと思っておりますし、私もそういう方針でもって、管理職の研修等に当たりたいと思っております。

〔「スキルアップ」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 申しわけありません、その職員のスキルアップがどこまで進んだのかというものでございますけれども、予算的には1,000万であるとか、800万円であるとか、そのような形での予算もつけまして、職員が自発的に自分の職務に関係するものもございまして、直接関係しないものもございまして、自分がやりたいというふうなものを自分で見つけて課長に許可を受ければ、自分で行ってこいというふうな体制をとっておりますので、件数とすれば、ちょっと私今申し上げることはできませんけれども、そういう職員の自発的な研修は非常にふえていることは事実でございます。そしてまたいろいろな報告につきましても、目を通す限りにおいてはそれなりの成果を得ていると思っておりますけれども、具体的に数字であらわせというと、私もどういふふうに申し上げればよろしいのかわかりませんが、ちょっと数値については具体的なデータを持っておりませんので、ひとつ御容赦賜りたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 確かに、数字であらわすというのは難しことだと思いますけれども、

町長は就任直後、当面は合併をしないという選択をしたと同時に、地方分権の受け皿に耐え得る職員かどうかというところでスキルアップという言葉が出てきたというふうに思います。町長が今の段階で吉田町の職員体制で地方分権の受け皿になり得るということでの評価といえますか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） スキルアップの途上でございますので、私は職員を信じておりますし、職員もそれなりの能力と資質を持っておりますので、それについて教育し、また研修し、また意識を変えてもらうことによって、吉田町は地方分権の受け皿になり得るものと私は信じております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

吉田町の定員管理の計画の話が答弁の中にありまして、平成22年の4月1日の予定で212人でいくということでした。

そこで、行政課題や行政事務量もふえていると。そして住民の生活に大変影響を与えるような社会情勢の中で、政策立案能力といいますか、そういったものも求められてきて大変だというふうに思っています。212人で行われるということですが、過日、国の緊急雇用の創出事業で臨時の特例の交付金が出まして、それで町の臨時職員を採用するという説明がございました。私、企画課長が言った数を数えていきましたら、31名の臨時雇用があるというわけで、これは言い換えれば1年の期限つきで、1年で終わりということでした。事務補助というのも特別認められたということで、今回役場の中にそうした1年を限った臨時的な雇用があるということで、少しそこら辺を考えますと、役場全体の行政力とすると、本来ならそこは正規の職員なり、非常勤の職員なりを充てて対応すべきところではないかというところをやはり、そのところを少々疑問に思いますけれども、その点町のほうではどのように考えておられるのか、これは総務課長か企画課長にお答えをいただければというふうに思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

緊急雇用創出事業ということで、担当窓口、企画課でございますので、私のほうからお答えをいたします。

緊急雇用の創出事業につきましては、国の補正予算に盛り込まれた経済対策でございますので、一過性のものでございます。それを受けまして、国が県のほうにお金を出しまして、県がそれを基金に積んで、その中から各市町が事業を行うと。財源となりますのは国のお金がすべて財源となるわけでございますけれども、それで今回、緊急雇用につきましては、地方自治体が直接雇用するというような前提の中での制度ということで、町長の答弁の中にもありましたけれども、これまでは地方自治体の職員数というのは、削減を国が強制的に、強要してきたと、言葉は悪いかもしれませんが、そういう中にある状況で、今回経済対策という一環で、自治体に直接雇用を求めてきたということで、非常に矛盾する事業だというふうに現場では受けとめておりますけれども、ただ、雇用対策を進めることにつきましては、現状ではプラスになる状況であるということで、当町でも実施しております。制度からいきますと、既存の予定された事業に充てるなど、雇用では対象にはしないという制度でござい



ますので、新たに発生する事業に対して、失業者を雇用して充てるというのが原則でございます。そういう点で先ほど、22年度で31名程度ということでお話がありましたけれども、おおむねそのような予定をしておりますが、その中で、新たな事業としてつくったものについては対象になるわけでございますが、それが廃止できるかどうかということが非常に難しいところでございます。中には、そのままこの制度がなくなっても住民サービスを維持するためには新たな措置を講じなければサービス低下につながるというようなものも実際にございますので、そうしたところについてはそれなりの代替策をとっていかなければいけないだろうというふうには思っておりますが、現在のところでは第一に考えなければいけないのは失業者の雇用と、これを進めることでございますので、その制度に合うように今のところは雇用計画をつくっているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

必要な人材確保、あるいは長期的な行政経営の展望から見て、やはりその失業対策とはいえ、やはり今課長が答弁されたように、事業廃止ができなくて住民サービスのために必要だということであれば、そこのところの来年ですか、しっかりと人員配置の点には御配慮いただきたいというふうに思いまして、お願いをしておきたいと思えます。

それから、国のほうの法律が平成14年にできました。再任用職員の制度というのがございますね。これは町の定員管理計画の中にも触れられておりますけれども、専門的な知識を要する業務には再任用職員の採用制度を活用していくというふうになっています。吉田町では平成18年条例制定しておりますけれども、こうした専門的な知識を要する業務に関して、資格だとか、知見だとか、そうした専門的な方を役場に採用したという事例が実例がございますか。実績をお聞きしたいと思います。総務課長にお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 再任用ですか。再任期ですか。再任用は行政指導員で、ことし採用しておりますけれども、再任期でしたら……

○9番（大塚邦子君） 吉田町一般職の任期つき職員の採用でした。ごめんなさい。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 教育委員会に指導主事として21年から採用してございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） その方1名だけでございますか。少し急な答弁を振ることになりますけれども、これが教育委員会のほうでございませうか。教育長、御答弁いただきたいと思えますけれども、任期つきの職員の採用ということで、教育委員会では専門的な知識を要する業務に関して、専門的な方を採用されたということでございませうけれども、その効果といたしますか、その点について御答弁いただければと思いますので、お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 教育の専門職として非常に大きな働きをしてくださっております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

町長にお伺いしたいと思いますけれども、職員のスキルというのは技能等ですけれども、

スキルアップを図って行政経営に備えていくということは理解をするものでございますけれども、一方で町長がこれ、この条例は制定されたこともありまして、教育委員会のほうでは既に効果的に人材を活用されているという、そういう実績もありますので、今後、町長がこの一般職の任期付きの職員の採用についてどのように考えておられるのかお答えをお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） やはりそのことは、具体的にある事業構想があり、それに投下する財源が決まって、成果が認められるというふうなものの場合に、やはりそのような任期付きという専門的な知識を持った方を採用するということが、職員から考えられないとするならばそのような方を採用するという方向のことを検討するわけでございますので、今申し上げた3つの前提条件がやはり満たされなければ無理だと私は思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

逆にそうした条件に合うということであれば、町長はそうした任期付きの採用職員を採用していくということで理解をしてよろしいんですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） あくまでも3つの条件というものを満たさなければ、これは基本的に単なる思いつきの採用になりますんで、それは厳に慎まなきゃならないと思っておりますんで、その辺については、重ねて私が申し上げた3つの条件というものが満たされなければその任期付き職員の採用ということは念頭に考えるということとはございません。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

続きまして、三星建材工場跡地、これは住吉工業団地ということでございましたね。失礼をいたしました。その売却の見通しとトップセールスの戦略について町長にお伺いして、御答弁をいただいたところでございますが、大変現状では売却は困難ということで、町長もトップセールスをしてなるべく早く売却をしていきたいということでございました。大変今、県の企業誘致のほうも、県下の厳しい財政状況の中で、企業も設備投資を抑えたりということがありまして、大変今厳しいというふうに私も理解しております。そういう中で、1日も早く雇用の創出にもつながり、法人税増収という税収にもつながる企業への売却ということを進めてほしいと思うのでございますけれども、今現状、全国どこでも企業誘致というのが大変な状況の中で、方向性を少し変える、静岡新聞の社説に出ておったことなんですけれども、その土地の有効活用をどうしていこうかというような視点で、企業誘致というよりは人材の育成が大事だよというような論説が載っていたことがございます。今、大変厳しいですけれども、その工業用地をどのように売却していくかというのは本当に町長のトップセールスも含めた、そうした戦略の中に入れていく必要があるかというふうに思っているわけでありまして、質問といたしましては、22年度の施政方針の中にもございましたように、大変社会保障費が自然増でふえていき、それから借金の返済もふえていきという中で、今年度の負担がふえている……

〔「減っている」の声あり〕

○9番（大塚邦子君） 減っているんですか。しかしながら大きな金額が残っているというこ

とでございます。一方で、その税収が下がってきたというところがございまして、いかに今後吉田町がその税収、収入をふやしていくかというところを考えますと、やはりこの問題、土地の利活用という問題は大きくなっていると思います。15年後には社会保障費が今の2倍になるという予測が先日中央の勉強会の中である方がおっしゃってございました。国家予算で今30兆円だそうですけれども、それが15年後には60兆円になると言っていました。これから年金とか、医療とか、介護とか、今度創設された子ども手当も、やり始めたら続けなきゃならないということで、大変批判もある中でありますけれども、そうしたのが現状なんです。ですので、所得をこれからどうしても上げていくのかという問題もありますし、それから何といたっても働きたくても働くところがないというところで、全国の高校生の就職内定率も昨年末では75%、静岡県は80%、1月末の県内の大学生の内定率も72%ということで、昨年同期よりも悪化しております。中学生に関しては10.6%ということで、ほとんど就職、働きたくても働くところがないということで、町民の中には働く場所を探し求めているということがございます。そういう意味でも吉田町内に企業なり働く場所をつくっていくということは町長の使命ということになるかと思えます。

そこで、トップセールスをされていくということでございましたけれども、大変厳しい中でどのようにトップセールスを今後していくのかというところについてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、訂正をお願いしたいんですけれども、後年度負担は減っておりますので、基本的に財政規律が一番大事でございまして、借金よりも支払いを超えるような借金はしないという私の方針でございまして、借金は減っておりますので、その点はひとつ御訂正賜りたいと思います。

今、吉田町にとって、本当にお金となるものは何なのかと。今、ある意味においては、榛原病院の問題で吉田町は財政的にかなり厳しくなっております。そのことを考えた場合に、やはり財政運営の弾力性をいかに確保するかということが最大のポイントでございまして、そのためにはもうあそこを売って財政の弾力性を確保するほかに執行はございません。国のように造幣局でいわゆる国債を刷れば、いくらでも借金はできる、吉田町もそれができれば、うちの町の中にございますけれども、印刷のところで町債を刷ってばかばかやればいいんです。しかしそれはできません。ということは単純な話、できること、今後こうすればこうなるだろうということよりも、現在の段階においては、何はともあれ最大の我が町のボディーブローとなっている三星を売却して財政の弾力性を確保するというふうなところが最大の問題でございまして、何はともあれ、それを買ってくれる企業をトップとして探していくというふうなところでございまして、答弁の中でも申し上げましたけれども、確かにもう二番底の懸念から、二番底ではないかというふうなところが不動産業界では大体皆さんが押しなべて共通の認識になりつつあるようなところでございまして、世の中というのはおもしろいところございまして、議員は日本経済新聞をお読みですか。あれを毎日丹念に見ると、今どういうことが行われているのかというのがよくわかります。というのは、商事系統の会社がいわば資金を用いまして、いわばそれぞれの業界について集約化を進めているというところでございまして、集約化の中において、何とかうまくそこに当てはまらないかと思っているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、針の穴を通す

ような作業でございますけれども、何とか針の穴を通したいと思っているのが現実でございますので、何分その辺について、よろしく御研鑽賜わりたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

住吉工業用地ですけれども、町長が今そういう情報の中から、その情報をつかみながらトップセールスをされているというところで、私はそれ以上のことは今申し上げられませんが、やはりぜひその話を成功に持って行ってほしいというふうに思いますね。その一方で、吉田町にはまだ未利用地がございますので、毎回言うんですが、吉田町は交通の便と、それから豊富な水がございますので、引き続きそうしたことをトップセールスの中で企業にアピールをしていただいて、町長が公約の中で掲げております企業誘致に向けて、それも一生懸命やっていただきたいというふうに思う次第であります。

そこで、静岡新聞の社説の話先ほどしましたけれども、こうした今企業の立地は大変苦労しているということの中で、そこには外部との連携を仲立ちする機能と、これは役場にあると思いますけれども、それとやはり人材の育成が欠かせないというふうに記事が指摘をされていますね。町長はやっぱりこの町の将来を見据えて、そうした取り組みをしてほしいと思うんでありますけれども、その点についてのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） よく言われる言葉に、次の選挙で働く人は政治屋、次の政策を考える人は政治家と申しますんで、政治家はすべからず次の世代を見据えて考えなきゃならないですけれども、先ほど藤田議員の一般質問にもちょっと答えたと思うんですけれども、やはり今は足元を固める時期ではないかと私は思っております。単純な話、議員御承知のとおり、合併をした町が恐らく今後、5年を経ずしてまたさらに財政悪化が落ち込むのはもうはっきりわかっております。それは、地方交付税というものがこれまでは例えば隣の町の牧之原市で言えば、相良町と、それから榛原町の合算で算定されていたものが、10年をたちますとこれは一本算定になりますんで、いっぺんに地方交付税が物すごい勢いで減ります。ということは単純な話、次の世代を考えれば、そういうことを踏まえた上での財政運営をしなければならぬわけですが、吉田町とすれば、先ほど藤田議員の質問にも答えましたけれども、大井川の流れというものを、いわば我々の目の前にある素材として、それを一つの核として戦略を構築していくと、広域連携の中です。その中でさまざまな人材交流であるとか、そういうものをしながら、いわば財政の堅実さを取り戻しつつ、そのような広域連携の中で吉田町の足元を固めて、次の世代のことを考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

第4次の吉田町の総合計画の後期計画に盛り込みたい重点課題をお聞きしたところ、町長からは具体的なことは今時点では考えはないと。というよりは、町民に意見を聞いていくこととございまして。しかしながらその持続可能な福祉社会をつくっていくことと変わりはなくというふうにおっしゃってございました。私はやはりここを考えたときも、ここは財源が必要になりますねという話になります。持続可能な福祉社会を考えていくときには、やはり人口減少で少子高齢化でということを考えていきますと、やっぱり先立つものがなければ

ば、持続可能な福祉社会をつくっていくということは大変厳しいのかなというふうに思っておるところでございます。そうした中で、初日にも説明があったように、時代の変化や町民のニーズを十分踏まえた上で、総合計画全体の方向性や個別施策のあり方について再検討されるというふうに述べておられました。こうした中で町長、持続可能な福祉社会をつくっていくにはある程度のやはり吉田町が借金をしない、貯金も余り使わないということになると、どうして財源を確保していくかということにどうしても行き着くのでございますので、町長が今後そうした産業振興であるとか、どうしてここの地域の経済を成長させていくかということについてのお考えを余り今まで具体的に聞いてもないいもんですから、その点のことを答弁を求めたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、これもまた訂正をしてもらいたいんですけども、吉田町は人口減少ではありませんので、人口は増加です。非常に珍しい町でございますので、その点はよく理解してもらいたいと思っております。

人が集まるということは、いろんな意味で、それぞれの企業に非常におもしろい思惑というものを投げ与えるようでございます。と申しますのは、流通も含めてさまざまな業種が吉田町に目を向けるんですけれども、そのうちの数社が私のところに来て、いろいろ話をするんですけれども、なぜそういうふうなことになるかという、やはり最終的な問題というのは人が集まる。人が集まるからこそ町の勢いというものがある、だからこそ企業が目を向けると、そういうふうな循環になっています。今後、吉田町の財源の問題ですけれども、先ほど申し上げたように、もうずっと先の財源は今とても考えられる状況ではありませんので、それはそういうふうな次世代のものについては、それは当然のことながら、もっと大きな総合計画であるとか、今後の政治ビジョンの中で申し上げていけばよろしいわけですけれども、やはり基本的にはこの21世紀は人の交流と同時に水の世紀と言われますので、吉田町にとって本当に、ずっと昔は災害のもとであった大井川でございますけれども、今は恵みの大井川でございますので、水であるとか、それからこれまでの先人たちが営々と築いてきましたインフラでございますか、そういうふうなものをよりよく維持し、またそれをできる限りさらに発展させて、多くの企業も集まるような町に持っていきたいと、こんなふうに思っております。やはりかなめは人の勢い、人の集まる町、人の勢いがある吉田町というのが原点になってくるのではないかと私は思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 人口減少ということで町長から訂正を求められたわけでございますけれども、私が言う人口減少というのは、日本全体が人口減少化していく。したがって内需の拡大がだんだん先細りになっていくのではないかとという大きな視点でとらえた人口減少ということで、吉田町は幸い人口がふえているということでございますので、新たな課題も生まれているかと思っておりますけれども、そういうことでありますので、よろしくお願いたします。

そうした、町長が地域産業、地域経済の成長戦略の概要と申しますか、アウトラインみたいなものを今お示しをしてくださいましたけれども、私はぜひそれを後期の計画の中で具体的に入れていってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうかというのが1点と、それから先ほどの答弁の中で、前期の達成度をはかってから後期の計画に持っていくというような答弁もございました。この前期の達成度というのはどのように図っていくようになるん

でしょうか。その点、企画課長のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

先に少しお話をさせていただきますが、もう少し人口減少とか、財政的にどうのこうのという話が出ますが、私、財政も預かっておりますので申し上げますが、もう少し吉田町に対して皆さん、自信を持っていただきたいと思いますね。よその町と、よその自治体と違うんだと。違うところがかなりあるというところを、議員の皆様方がまず自信を持っていただかないといかんわけですね。この近隣でも例えば耐震化が進んでいないとか、それから必要な老朽化の部分はまだ更新もしていないとか、そういうところも自治体としてはあるわけです。そうしたものはすべて隠れた借金なんですね。吉田町にそういうものがあるかどうかというところもちゃんと把握していただきたいと思います。吉田町がどういう町なのかと、どういう自治体なのかということもちゃんと踏まえた中で判断をしていただかないと、高齢化社会の中で吉田町が倒れるとか、人口減少の中で埋没するとか、そんな変な考え方になってきます。吉田町の実態というものはどうなのかということをごまかすのではなくて、本当に皆様方に知っていただきたい。今後、ちょっと広報を使いまして、財政的にどんな町であるかというところを、4月からまたトピックス的に出したいというふうに思っておりますので、また御参照いただきたいというふうに思います。

それで、検証の方法ということでございますが、一番メインとして使うものは、住民アンケートということで考えております。やはり住民満足度を推しはかるということをもって、達成度をはかっていきたい。それをまた行いながら、次の後期基本計画の骨子をつくり上げていくというものに結びつけていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番。

町長には、その地域の成長、地域経済の成長に向けたアウトラインがきょう示されたものですから、それを具体的に総合計画のところに盛り込む考えはないかということをお聞きしました。

今、企画課長から御答弁ありましたけれども、私が一番言いたかったことなんですけれども、確かに吉田町は大変近隣と比べればうんと秀でているぐらいきちんとした財政の裏づけのもとで計画的に事務事業をやっているというふうに私は思います。ただ、言いたいことは、町民を見たときに、やはり税金を払うというのが大変な厳しい、今、所得が落ち込み、それから働くところがない、若者も働くところがない。せっかく吉田町で生まれ育った子供も吉田町で働く場所がないと、そういうこともありますので、そうしたところをやはり行政としてきちんとそういう社会整備といいますかね、そういうところをつくってもらいたいよというのが私の言わんとする趣旨でございます。町長、最後に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 吉田町の昼間人口を御存じですか。昼間の人口。吉田町というのはよその町から来る町なんですよね。そういう意味においては、ほかの町に比べて格段の就業機会のある町なんです。そのようなことをさらに増していくという作業を進めていくわけで、

吉田町が単独でもって経済政策をとること、とてもできるものではございません。それはやはり国とか大きな世界経済の流れの中で行くわけでございまして、吉田町とすれば、吉田町の持っている今申し上げたようなさまざまな利点であるとか、優秀さというものをさらに後退させることなく前に進ませるというふうなことを、さまざまな施策を打って町民の満足度を上げて進めると、それがいわゆる行政のトップの責任であると思っております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 一般質問のほうをさせていただきましてありがとうございました。以上で終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は17日水曜日午前9時から本会議一般質問であります。よろしくお願ひします。本日はこれにて散会します。

散会 午前11時44分

開議 午前 9時00分

- 議長（増田宏胤君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会第16日目でございます。
- 

◎開議の宣告

- 議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 勝 山 徳 子 君

- 議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

〔11番 勝山徳子君登壇〕

- 11番（勝山徳子君） 私は、議席番号11番、勝山徳子でございます。

平成22年第1回吉田町議会定例会において、さきに通告してあります1、子宮頸がん撲滅推進について。2、高齢者に対する安心安全のまちづくりについて、の2点について一般質問をいたします。

初めに、子宮頸がん撲滅推進についてお伺いいたします。

私は、平成21年第3回吉田町議会定例会において、女性特有のがん検診推進事業について一般質問をさせていただき、町長から当町の乳がん及び子宮がんの受診率、女性の特有のがんに対する今後の対応につきましては、女性の皆様にとりまして極めて重要なことであると考え、吉田広報に平成21年10月号と平成22年2月号に町長からのメッセージに、女性のがん検診について掲載していただきました。

また、議会初日に行われた町長の施政方針の中でも、健康づくり事業について町民の皆様だれもが健やかに暮らせる社会を実現するために、さまざまな事業を実施しておりますが、主な事業の一つにがん検診がございます。死亡原因第1位の悪性新生物のうち、女性の大腸がん、乳がんが上位を占めているのが現状であります。早期発見、早期治療を行えば治る病



ですので、検診の大切さを町民の皆様にご認識していただくとともに、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診につきましては前回検診受診者と節目の年齢になる方に通知する従来の方法から、対象者全員に受診券を送付する方法に変えて、受診率を現状の30%から国の目標である50%達成を目指し、予算を5,107万円余り、前年度プラス2,330万円が計上されております。

財政の厳しいときに受診率50%を目標に掲げ、予算を計上していただけたことに心から感謝申し上げます。吉田町の女性ががん検診の意識啓発をしていかなければと痛感しております。

また、榛原総合病院だより第52号に、「子宮頸がんの予防接種開始しました。予防できるがんがあるって知っていましたか」とありました。子宮頸がん予防ワクチンについても吉田広報に掲載していただき、町長も御理解して検討していただく対策と思っております。

女性特有のがんの中でも発症率、死亡率ともに高い子宮頸がんは、特に若い世代の発症が目立っていると言われております。そんな中、昨年未からワクチン接種による予防が可能になりました。子宮頸がんから自分や娘の命を守るために、知っておくべきことを少し述べておきたいと思っております。

これは銀座クリニック勤務の産婦人科医、関根美香先生にマツダケイコさんが取材文を寄せて、それを引用させていただきます。先に、自治医科大学附属大宮医療センター婦人科の今野先生より、メッセージというものがあまして、ぜひこれも皆様にご聞いていただきたいと思ひまして紹介させていただきます。この会場でも男性が多く、子宮頸がん予防を少しでも理解いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

「子宮頸がん予防は男性には関係がないと思ひていませんか。女性は男性にとってかけがえのないパートナーであり、さらに重要な一家の働き手、家族の長、母、祖母としての存在で、子供や家族の健康、地域社会、経済活動の健全化に欠かすことのできない存在です。がんで子宮を失う、あるいは死亡するという事は、この貴重な女性や家族にとっての将来の子孫を失うこととなります。子宮頸がん検診によって女性の活力と生命を守り、明るい社会を築くことができます。男性にとって大切なパートナーである女性と、家族を守るために検診の意義を御理解ください」こういうメッセージがありました。

次に、子宮頸がんのことで皆様にも御理解いただきたいと思ひまして、少し読まさせていただきます。

「子宮頸がんは、子宮の本体部分から入り口の子宮口に伸びる細長い頸部に発生するがんです。子宮の本体部分、つまり胎児が成長する部分は子宮体部といい、ここにできるがんは子宮体がんと呼ばれ、区別して考えられます。子宮のがんは女性特有のがんの中でも乳がんに次いで多く見られるもの、中でも子宮頸がんは20代から30代の女性で一番多いがんになっています。以前は発症率のピークは70代でしたが、年々低年齢化し、現在は30代で一つのピークを迎えるようになってきました。

もともと子宮頸がんは子宮の入り口付近であり、臆に突出している部分にできるため、ほかの内臓のがんや子宮体がんと比べて観察しやすく、婦人科検診などで見つけやすいため、早期発見しやすいがんなのです。また、進行も比較的ゆっくりで、治療しやすく、予後が良好なものも特徴。さらに近年は子宮頸がんに関する啓発活動も盛んになり、早期に発見される機会も増え、命を落とす人は少なくなっています。しかし、今なお年間約3,500人が亡くなっていると言われます。子宮頸がんについてもっと多くの方が正しい知識を持つことで、こ

の数はゼロに近づけることも可能なのです。

子宮頸がんはほとんどの場合ヒトパピロマウイルス——以下HPVといいます——ウイルスの感染が原因になっています。HPVは女性の約8割が一生涯に1度は感染すると言われる、どこにでもいるウイルスです。粘液の接触によって感染するため、主に性行為を介して感染していると考えられます。感染してもおよそ9割の場合はウイルスが自然に排除され、体に何の影響も与えません。残りの1割程度で感染が持続し、その部分の細胞が異常を起し変化します。さらに、その中の一部が数年から数十年かけてやがてがん細胞に変化してしまうのです。

HPVに感染した人の1,000人のうち、がん化するのは1.5人と言われます。先に年々発症年齢の低下が目立つとありましたが、これは性交渉の若年化が一つの原因になっているとも考えられます。HPVはごくありふれたウイルスで、体を清潔に保っていても、コンドームを用いた性交渉でも感染の予防にはなりません。年齢やパートナーの数なども関係なく、一度でも性交経験のある人ならばだれでも感染している可能性はあるのです。

子宮頸がんは治療しやすく、完治も可能なのです。異形成やごく初期のがんなら、子宮頸がんの一部分を切除すればほぼ100%完治できます。その場合は術後の妊娠や出産も可能です。命を落とすことはほとんどありません。しかし、その段階を長く放置してがんがほかに広がっていたり、深く潜っていたりすると、子宮を周囲の組織と一緒に全部摘出したり、転移した部分を切除することが必要になります。この場合は手術後に尿が漏れたり出にくかったりするような尿管障害や、便通が乱れる排便障害、またリンパ節を切除した場合はむくみなど、術後の生活に長引く支障が残ってしまう可能性もあるのです。もちろんがんが広がれば最悪の場合命を落とすこともあります。したがって、異形成の段階で見つけることがとても大切です。ただ、初期の段階では自覚症状がほとんどありません。性交後の出血、不正出血、下腹部や腰の違和感などの症状を覚えるのはがんが進行してからです。自覚症状がないからといって自分だけは大丈夫、という過信は禁物。検診を受けることだけが早期発見につながる方法だということを理解しましょう。

子宮頸がんを発見するには、子宮頸がん検診を受診することが確実に簡単な方法です。多くの自治体で2年に1回検診を受けることができます。子宮頸がんはゆっくり進むので、年に1回の検診を受けておけば異形成の段階で発見することができます。検診は子宮頸部の表面を綿棒のような器具でこすり、細胞をとるだけの簡単なものです。短時間で済み、痛みもありません。軽度の異形成が見つかってもしばらくすると自然に正常な状態に戻ることもあるので、様子を観察するケースも多くあります。ただ残念ながら感染したHPVを取り除いたり、変化してしまった細胞をもとに戻したりする薬などはないため、進行が認められた場合は患部を切除することになります。HPVは、はしかや風疹などと違って何度でも感染します。何歳になっても、また一度異形成が治った経験を持つ人も年に1度は検診を受けることが大切です。性交渉があるような年齢の娘さんにも検診を受けるよう、お母さんから話してあげることも大切です。

昨年末、子宮頸がんの予防ワクチンが厚生労働省から認可されました。HPVにも多くの種類があり、そのうち特にがんを引き起こしやすい2種類の形、16型、18型が特定されています。この二つの形は若年層の頸がんの原因になりやすく、がん化させるスピードが速いのです。ワクチンはこの2型の感染を防ぐもの、3回に分けて接種することで長期にわたって

の予防が可能です。特に性交渉を経験する前に接種しておくことが感染予防に効果的です。10歳から接種が可能なので、10代前半の女のお子さんがある場合は、よく話し合い、接種を検討してもいいでしょう。既に欧米などでは諸外国で公的補助のもと、広く使われており、重篤な副作用はほとんど報告されていません。大人でも16型や18型に感染していないこともあり、また再感染を予防できることから接種が進められています。40から45歳でも3割から4割の効果があるとされています。ただ、これですべての子宮頸がんを予防できるわけではなく、ワクチンを接種しても検診は大切です。予防できるがんで命を落とすことのないよう、予防と検診を実践してほしいものです」とありました。

がん検診と子宮頸がん予防ワクチン接種することで、ほぼ100%予防ができると言われ、我が町から子宮頸がん撲滅を目指し、次の3項目についてお伺いいたします。

- 1、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成についてお伺いいたします。
- 2、健康教育、がん教育として学校現場の取り組みについてお伺いいたします。
- 3、がん検診受診率50%を目指し、さらなる取り組みについてお伺いいたします。

次に、高齢者に対する安心安全のまちづくりについてお伺いいたします。

先に訂正をお願いいたします。通告書の質問の要旨の中で、既存住宅については「2008年6月1日」を「2009年6月1日」に訂正をお願いいたします。そして、質問1の「2008年度設置義務化された」を、「2009年度設置義務化された」に訂正をお願いいたします。また、質問が消防署管轄であり、広域議会で検討されることと思われるかもしれませんが、我が町の高齢者に対する安心安全のまちづくりに関して、町の考えをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

最近テレビや新聞などで火災の報道をよく見かけますが、住宅火災による死者が後を絶ちません。ことしは特に寒い冬だからでしょうか、住宅火災による悲惨な結果が多く目につきます。消防庁が発表した平成21年1月から9月までの期間における住宅火災による死者は754人で、前年同期より95人減少、このうち65歳以上の高齢者は449人で、前年同期より91人減少していますが、住宅火災による死者数の59.5%を占めています。今後さらなる高齢化の進展に伴い、さらに増加するおそれがあります。また、6割以上が逃げおくれによって被害に遭われており、時間帯では午後10時から午前6時までの就寝時間帯に多く発生している状況です。

このような状況に対応するため、消防法及び火災予防条例が改正され、新築住宅については2006年6月1日から、既存住宅については2009年6月1日から、住宅用火災警報器の設置及び維持が義務づけられました。住宅用火災警報器により、火災を早期発見し、消火器などで住民による初期消火を行えば、火災発生の抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができ、安心安全のまちづくりにも貢献すると思ひ、次の3項目についてお伺いいたします。

- 1、2009年度設置義務化された住宅用火災警報器の設置率と高齢者世帯の設置状況をお伺いいたします。
  - 2、住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析し、高齢者世帯への広報をされているのかお伺いいたします。
  - 3、住宅用火災警報器のさらなる設置推進についての取り組みについてお伺いいたします。
- 以上が私の質問の要旨でございます。吉田町民の皆様が、将来にわたり真の幸せを実感で

きる施策として、町長の御所見をお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の子宮頸がん撲滅推進についてお答えします。

子宮頸がん予防のための文献によりますと、子宮頸がんという悪性腫瘍の存在は紀元前450年のヒポクラテスの時代から既に知られておりましたが、19世紀に入り、手術的治療が試みられるようになりました。そして、19世紀末に根治的手術療法及び放射線療法が開始され、20世紀半ばまでにはほぼ完成し、子宮頸がんに対する主たる二つの治療法となりました。現在子宮頸がん患者の病後の経過はさらによくすることを目指して、この二つの治療法に化学療法をいかに組み合わせるかという模索が続いております。

一方、子宮頸がんの発生要因につきましては、1970年代の疫学研究により性行動が注目され、初交年齢やパートナー数などがリスク因子とされた時代がございました。しかしながら1983年に子宮頸がんから初めてヒトパピロマウイルスが検出され、その後の基礎研究からヒトパピロマウイルスのうちでも16型と18型など、ハイリスク・ヒトパピロマウイルスの性感染が主要原因であることが判明いたしました。すなわち子宮頸がんは、まず子宮頸部にヒトパピロマウイルス感染が起こり、数年を経てがんへと進行するものと考えられております。

ところが、人社会において、このヒトパピロマウイルスがどのように伝播しているのかの実態は、最近まで不明でございました。このヒトパピロマウイルスの感染のメカニズムがようやく明らかになったのは、1990年代後半の臨床研究によるものでございます。その結果、ヒトパピロマウイルス感染自体は非常にありふれた現象であり、一生で見ると全女性の70%から80%は性的接触でヒトパピロマウイルスに感染することがわかってまいりました。そして通常はすぐに排除されますが、一部の女性においてヒトパピロマウイルス感染状態が持続され、がんへと進行することが明らかとなっております。この事実から、ヒトパピロマウイルスワクチンによってこの感染を予防し、子宮頸がんの1次予防を図るという手法が考えられました。

日本におきましては、平成21年10月にヒトパピロマウイルス16型と18型の2価ワクチンが承認され、優先接種の対象年齢を11歳から14歳へと推奨しております。接種方法は、筋肉注射で3回接種し、4年から5年は高い抗体価が持続することが確認され、10年以上ヒトパピロマウイルス16型と18型への感染予防効果があると予想されております。

それでは、1点目の子宮頸がんワクチンの公費助成についてお答えします。

日本でのヒトパピロマウイルスワクチンの接種につきましては、先ほども述べましたとおり11歳から14歳の小・中学生接種が推奨され、任意接種となっておりますので、対象となる小・中学生と保護者の御理解をいただき、同意のもとで接種することが必要となります。さらに小・中学生でヒトパピロマウイルスを接種してからおよそ10年後、性生活が活発になる20歳代に再度ヒトパピロマウイルスワクチン接種が必要になってまいります。

子宮頸がんの発生はほとんどがヒトパピロマウイルスの感染が原因であることは先ほども述べましたが、現在ヒトパピロマウイルスは100種類以上のタイプが知られており、そのうち15タイプが子宮頸がんの発生に関与していることも明らかになっております。これらの中

でヒトパピロマウイルス16型と18型が約70%を占めるという報告もございます。すなわち、現在日本で承認されておりますヒトパピロマウイルスワクチンを接種しても、子宮頸がんの発生をすべて予防できるわけではないということになります。したがって、予防接種実施の有無にかかわらず現在実施している子宮頸がん検診が今後も極めて重要であると言えるわけでございます。

国が進めております20歳からの子宮がん検診は、子宮頸がんの早期発見を可能にしていることから、子宮頸がん予防対策としてヒトパピロマウイルスワクチン接種の周知とともに、子宮がん検診について十分な啓発や早期からの予防教育を行い、積極的な受診と予防行動が子宮頸がんの撲滅に寄与するものと受けとめております。

しかしながら現在、日本でヒトパピロマウイルスやヒトパピロマウイルスワクチンに関する認知度というものは、それほど高くないのが現実でございます。先日当町で実施した講習会において、参加者である町内の女性に、ヒトパピロマウイルスとヒトパピロマウイルスワクチンについてお伺いしましたところ、26人の出席者すべての方が初めて聞いたと回答されました。このことから当町ではヒトパピロマウイルス等に対する女子、保護者、教師などへの啓発活動を積極的に推進していく必要性を強く感じております。まず、町の広報やチラシ等を利用し、機会あるごとに保護者を含めた町民の皆様に、がん検診の大切さについて啓発活動を行うことで、子宮がん検診を含めたがん検診の必要性を理解していただくことが重要であり、がん予防の意義を大人が身をもって子供たちに示していくことが現在の課題であると考えております。

また、先ほども述べましたが、ヒトパピロマウイルス16型と18型などのハイリスク・ヒトパピロマウイルスは、性感染症が主要原因であることから、ヒトパピロマウイルスワクチン接種につきましては接種対象者と保護者、その他教育関係者などの理解を得た上で実施することが適切であると考えておりますので、国内外の効果や副作用などの情報収集を行い、さらにそれぞれの関係機関とよく協議した上で、今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の健康教育、がん教育として学校現場での取り組みについてお答えします。

学校における健康教育は、小学校におきましては6年生の家庭科及び保健学習で取り上げております。これはがん教育というのではなく、病気の予防ということで行っているものでございます。家庭科におきましては、食事の役割を知り、日常の食事の大切さに気づくこと、体に必要な栄養素の種類と働きについて知ることなどから、病気の予防について学習しております。保健学習におきましては、健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにすることを学習しております。また、小学校5、6年を対象とした薬学講座を行い、薬に対する正しい知識についても学んでおります。

中学校においてもがん教育というよりも心身の機能の発達と、心の健康について理解をするといった内容であり、保健体育や家庭科において健康について取り上げて学習しております。保健体育では生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることを目的とした中で、性に関する内容や感染症の予防といった内容を取り上げております。家庭科におきましては、自分の食生活に関心を持ち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えることを学んでおります。さらに薬学講座を実施し、飲酒、喫煙、薬物などについて薬剤師の講話を行っております。

次に、3点目のがん検診受診率50%を目指し、さらなる取り組みについてお答えします。

がんは昭和56年から我が国の死因の第1位となり、現在では死因の3割に達しており、今後も人口の高齢化に伴い、死亡者数の増加が見込まれております。がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見、早期治療が重要であることから、がん対策基本法第13条において国及び地方公共団体は、がん検診の受診率向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発、その他必要な施策を講ずるものとする、と定められております。

こうした現状の中、厚生労働大臣は平成21年7月にがん検診率50%推進本部を設置し、がん対策推進基本計画の個別目標であるがん検診受診率50%以上の達成に向け、国、企業、地方自治体、関係団体等が連携協力して、普及啓発活動やイベントの開催等を行うことで、政府一丸となって全力で取り組んでいくことを決意表明したところでございます。

町では大腸がん検診や肺がん、喀たん検診の検体容器を提出していただく際に、検診結果が郵送で届きますが、要精密検査等と結果が出た際には不安がらずに必ず受診し、不安を安心に変えていただくようにと、町の保健師が説明をさせていただいております。

がんの早期発見、早期治療を行うためには、がん検診の結果を正確に受けとめ、きちんと理解した上で次の受診行動がとれることが大切であることを、お一人お一人に地道な説明をさせていただいております。

がん検診事業につきましては、町長からのメッセージや保健だよりのコーナーでも何回か取り上げ、紹介をさせていただいたことは記憶に新しいところでございます。そこでも紹介いたしましたが、がん検診を受診するには当然費用がかかりますので、当町では町民の皆様ができる限り少ない自己負担額で自発的にがん検診を受けていただけるように助成を行っております。

平成22年度には女性の集まる会場を利用し、平成21年度よりもさらに積極的にがん検診の大切さ、有効性、最新情報の紹介等に重点を置いた健康教育を実施していく予定でございます。

がん検診の中で子宮頸がん検診に対する対応の強化につきましては、先に申し上げましたとおり、さらにがんによる死亡の中で特に女性の死亡率が高い大腸がん、乳がんを予防するために、女性の受診対象者の範囲を見直し、早期発見、早期治療につながる受診率の向上に取り組んでまいります。

具体的には平成21年度大腸がん、乳がん及び子宮がん検診の受診対象者は、前年度に受診された方及び40歳、50歳等節目年齢の方に限定し、受診券を送付してございましたが、平成22年度は女性に限り、大腸がん、乳がん検診の場合は40歳以上の対象者の方、子宮がん検診の場合は20歳以上の対象者の方全員に受診券の送付を予定しております。受診券を送付することで受診対象者であることの周知を図り、より多くの町民の皆様にご受診していただき、結果として受診率の向上が図られることを期待しております。

そのほかにも平成22年度におきましては、試行的ではありますが集団検診として土曜日に乳がん、子宮がん検診の受診ができるよう検討しているところでもあります。今後もより多くの町民の皆様にご受診の意義を御理解していただき、積極的に受診され、がんの早期発見、早期治療が進むことにより、がんによる死亡者数が減少することを願うとともに、そのために努力してまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者に対する安全安心のまちづくりについてのうち、1点目の2009年度設置義務化された住宅用火災警報器の設置率と、高齢者世帯の設置状況についてお答えします。

火災による死亡者数を減少させるため、平成16年6月に消防法が改正され、住宅用火災警報器につきましては平成18年6月1日以降に建築される住宅は、建築時から設置が義務化されるとともに、静岡県では平成18年5月31日以前に建築された既存の一般住宅や小規模な共同住宅につきましては、平成21年6月1日からの設置が義務づけられました。これを受け、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部では平成21年5月31日までの間に、既存住宅への住宅用火災警報器設置の促進を図るため、法改正の趣旨や設置の必要性について広報に努めております。

また、消防本部では平成21年6月に町内各自治会を通して、組長を対象に普及促進のための啓蒙活動を兼ねた一般住宅への住宅用火災警報器の設置状況確認のためのアンケート調査を実施しております。それによりますと、アンケートの配付件数は527件、回収件数は459件、回収率は87.1%でそのうち設置件数は233件、設置率は50.8%でございました。

また、未設置世帯の226件の設置していない理由につきましては、293の回答が寄せられましたが、そのうち回答数の多い順に申し上げますと、「設置期限を過ぎたことを忘れていた」94件の32.1%、「設置費用負担が大きい」66件の22.5%、「設置することによりどれくらいの効果があるのかわからない」49件の16.7%、「自分で設置することは難しい」33件の11.3%等でございました。なお、このアンケート調査は、高齢者世帯の設置状況を把握するための調査項目は設けられておりませんでした。

次に、2点目の住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析し、高齢者世帯への広報をされているのか、についてお答えします。

現在住宅火災で死亡する人は全国で年間1,000人以上で、そのうち高齢者は6割を占めている状況でございます。そのようなことから、火災による死亡者数を減少させることを目的に、住宅用火災警報器の設置が義務化されたものであり、火災発生の抑制効果を目指して設置を義務づけたものではありませんので、そうした観点の情報は入手しておりません。

広報につきましては、消防本部において高齢者世帯限定ではなく、全世帯を対象に「住宅用火災警報器の設置はお済みですか」と題しまして購入する際の注意点や取りつける場所等について、平成20年3月号及び平成21年4月号の広報よしだに掲載しております。

その他、広報を兼ねましたアンケート調査はこれまでに3回実施したほか、各種団体へ出向いて設置義務化等の広報活動を行っております。

次に、3点目の住宅用火災警報器のさらなる設置推進についての取り組みについて、お答えします。

消防本部におきまして、火災予防運動期間中の広報活動としてパンフレットの配布、広報よしだ等への記事の掲載、定期的に普及促進のための啓蒙活動を兼ねた設置率の調査を行う等、今後も設置率の向上を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 御答弁をいただきまして、再質問をさせていただきます。

がん検診事業について、広報に女性のがん検診事業について非常に事細かく掲載をしていただき、またこれを読んだ方たちも検診に対する意識というものが変わってきているのではないかというふうに思います。

しかし、数字的な部分を見ますと、なかなか数字が上がらないというのが現状でありまして、本当にこの30%の実績から50%の受診率を上げていくということはこれは本当に並々な

らぬ啓発活動をしていかなければいけないのではないかというふうに思っております。せっかく大変な中予算をつけていただいた、これは本当に感謝をしております。予算がつかなければ実施がされませんので、その意味では前年度の2,300万余りのプラスの予算というものが、もう本当に吉田町民の女性の皆さんが感じていただければなということ、念願をしております。

そして、このがん検診受診率50%の予算を立てていただきまして、まず50%受診者の予定数をお伺いしたいと思います。子宮頸がん、乳がん、大腸がんの数をまずお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、子宮がんに関しましては3,000人を予定しております。それから、乳がんに関しましては2,200人、それから大腸がんに関しましては5,100人を予定しております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） すみません、大腸がん数が……、もう一度すみません。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 5,100人でございます。

○11番（勝山徳子君） はい、すみません、ありがとうございます。

本年2月の吉田広報に、平成19年度、平成20年度の検診者数が掲載されております。また、平成21年度の一般会計補正予算で、健康増進事業費304万7,000円の減額が計上されております。がん検診の予定数から受けた人が少なくなったための減額補正になってしまったと思っております。まず、平成21年の予定をしていた人数と受けた人の人数をお伺いしたいと思います。同じく子宮がん、乳がん、大腸がんをお願いします。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 子宮がんにつきましては834の方が受診をしております。大腸がんにつきましては1,227の方が受診しております。それから、乳がんにつきましては663の方が検診をしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 予算を立てたときの人数というものが出ていると思いますけれども、今受診をした人数をお伺いいたしましたが、受診の予定をした人数というものを聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 21年度の当初予算での予定数でしたけれども、子宮がんが900人を予定しておりました。それから乳がんは700人、それから大腸がんは申しわけありません、人数把握しておりません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） はい、ありがとうございます。

平成19年度、平成20年度、21年度の受診の人数を今把握ができて、乳がんの検診が前



年度よりも約35人ぐらい増えておりまして、子宮がんが前年度よりも約100人減っています。この状況を見まして、私は本当にこの今回の50%の数字を掲げて予算を立てていただいたということに対しては、並々ならぬ啓発活動というものが非常に大事ではないかというふうに思っております。担当課として今先ほど町長からも啓発活動のお話がありましたが、具体的に課としての取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 先ほど町長からの答弁にもありましたように、広報等で周知していくということも実際やっていますけれども、それから本人、対象者の方全員に通知をする、これも今までと変わって、今までは町長も言ったように節目の方と前回受診した方の方に通知していたものを、対象者全員にという形に変えていきます。それから、最も重要であると思われるものが、文書で通知するのではなく、直接お話をして理解をしていただくということが非常に大切なことだと思っております。ことしに関しましては、今までは受け身の状態で待ち構えていたものをこれからは出ていこうと考えておりまして、あらゆる女性の団体のところに出て行って健康教育を行い、いかにがん検診が必要なものかということを理解していただいた中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 前年度からはかなりいろんなところで啓発活動がされていき、また受診券も対象者に全部配付される等々の話を伺いまして、前年度よりも非常にやる気だなという感じは受けております。その中で、がんに対する意識、またがんの病に対する恐れ、そういうものに対する、今回は子宮頸がんもやはりワクチンが10歳代から受けられる、またそういう機会を通して子供と親が一緒になって勉強できるような、そういう体制づくりというものも大事ではないかなというふうに思います。小さいころからその意識を培っていけば、当然二十歳になったときに子宮頸がんの検診にもどんどん行けるのではないかというふうに思っております。

先日榛原総合病院の説明会の学習ホールのときに、病院長とこのがん検診のことについて話を、立ち話でありましたがさせていただきました。やはり意識が薄いので、とにかく病院長も講演とか、何らかの形で協力はいただけるということもお話を伺いました。あらゆるところで専門家のお話を聞きながら、また本当に私も一般質問の冒頭で子宮頸がんのことで事細かく話をさせていただきましたけれども、やはり具体的なことを知らせることが大事なことであるというふうに思っておりますので、学校においてもぜひ健康に対する、また6年生、5年生に対する勉強するところがあると思いますが、何らかの形で親と子が一緒になってその話を聞ける場とか、そういうものを設けることというのは可能でしょうか。

学校で小学生とか中学生対象に。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 現在学校で行っている教育は、将来健康な生活を送るためのいわゆる健康教育ということになります。

だから、子供たちには心身の機能の発達であるとか、あるいは病気から自分を守るためにどうしたらいいとか、あるいは差し当たって薬学についての知識を与えるとか、そういうことが中心になっておりまして、がんについて特にそれを取り上げてやるということは現在

の学校教育の中では一般には行われていない。これは理由はがんについて30人とか40人の子供を前に指導するというのは、子供たちそれぞれにいろいろな事情があるわけで、大変難しい要素があるわけですので、将来はどうなるにしろ現在ではそういう教育は、そういう学習はしておりません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 今現在はそういう教育はされてないということですが、今このがんの死亡率というものが非常に高いというものに対して、子供だけに教えるというのではなくして、親と子と一緒にになって講演会を聞くとか、病院長に来ていただいて何らかの形で父兄参観とか、そういう形の何か取りかかりというものが必要ではないかなというふうに思っております。ですので、非常にこの知識的なものと、またみずからの検診によって命を守っていけるという、そういう基本的なことというものが、子供は子供なりに教えていけばそれがいずれ大人になったときにも培っていけるというふうに思っておりますので、そういう意味では、PTAの皆さんのところが講演会をやるとか、何らかの形でまた何かの機会があったら、ぜひまた検討の課題にでもしていただければありがたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 先ほど30人、40人の子供を前にして、この教育を学習するのは難しいと言ったことはどういうことかといいますと、子供たちの周りにはがんを持つ大人、がんで亡くなった大人がいるわけで、そういう子供たちの心情を考えたときに、一般的な言い方で学習するということは大変難しいわけで、特に今議員が取り上げられたこのがんの問題につきましても、対象が先ほども答弁の中にもありましたように、小学生から中学生の女の子ということになるわけで、まだその年代ではいろいろなことを十分な判断ができないわけでありますので、例の予防接種については200年前のジェンダーの問題もあるわけで、ですからまず保護者の理解を得ると、保護者を啓発するということが第一であろうと、私はそう思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 私は親も子供も一緒にになって、子に教えることによってまた親も一緒に勉強していけるというふうに逆な発想があったものですから、わかりました。でも本当にこのがん検診事業に対しては、町がこれだけの予算を立てて進めていく上においては、いろいろな形での取り組みというものを考え、またいろいろなところに手を打たなければいけないのではないかとこのように思っております。

一つの提案になりますけれども、啓発活動の中で保健協力委員さんとか日赤の方だとかいろいろな方たちの女性団体さんとかがいると思いますけれども、私は公募でがん検診に対する意識のある方を集めて、がん検診受診を推進するという、そういうグループのようなものを発足して、何らかの形、いろいろな企画、またそういうものを考えていく推進隊のような、そういうものを結成してはどうか。で、この1年間がん検診事業に対しての推進を進めてみたらどうかというふうに思いますが、健康づくり課長、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの提案、大変すばらしい提案だと考えます。た

だし、がん検診に関しましては現在のところ強制でやっているわけじゃなくて、皆さんが任意的にやっている話でありますので、またこういう団体というか協議会みたいなものを設けた場合に、町主導型でいくと何となく強制的なイメージを持ってしまわれますので、できましたら、それは大変いい話だと思いますので、議員が主導でやっていただければありがたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） わかりました、頑張りますので。すごい言い方されたなという感じで。一応は推進として頑張りたいと思います。ただ、年度末において受診が少なかったよでもう何千万という予算が減額ということは絶対ないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後の刻になりましたので、高齢者に対する安心安全なまちづくりについてお伺ひしたいと思ひます。

この高齢者に対して、やはり火事といつてもすぐ高齢者というものは動けるわけではありませぬ。ですので、把握として高齢者宅、単身者、また障害のある方とかそういう弱者に対して住宅用火災警報器がまず設置されているのかどうかという、そういう町として心配すべきじゃないかというふうには私は思つたのですが、高齢者支援課長、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

○高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 今の関係ですが、高齢者が亡くなつた方の6割を占めてゐるということも受けまして、町の取り組みとして毎年5月に民生委員さんにお願ひしております、高齢者実態調査がありますが、その中でひとり暮らし調査票を作成していただいておりますので、その方に火災要警報器の設置状況という欄を設けまして、火災警報器の設置をしてあるかどうかの調査をしていきたいと思ひます。

また、設置していない方につきましては、法改正の趣旨や設置の必要性等についてのパンフレットの配付をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） ぜひ状況的なものは把握していただき、また設置していないところにおいてはお金のかかることですので、今安いものもありますので、ぜひ設置義務が果たせるように、状況的には100%設置をしていただけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

今、全国では、高齢者に対して住宅用火災警報器の普及ということで、高齢者宅、また個人の高齢者宅には無償で配付を進めているというところもたくさん状況的には聞いております。今ごろこういう話をするのはちょっと遅かつたような状況で、把握状況しか訴えられないのかなというのが現実でありますけれども、火災といへば自分のところだけではなくして、近隣をも巻き込む火災でもあります。でも命を守つていかなければ、即逃げていけるような態勢をつくつていかなければいけないという、逃げられる状況がこの住宅用火災警報器の目的だと思いますので、ぜひこれから高齢者が安心して安全な町で、この吉田町で住めるといふ、自慢できるものとして取り組んでいただきたいというふうによろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 以上で、11番、勝山徳子君の一般質問が終わりました。

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、2番、枝村和秋君。

〔2番 枝村和秋君登壇〕

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村和秋でございます。おはようございます。

さて、私は平成22年第1回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、町の行政経営指導員について質問するものであります。

今議会は町の1年間の行政運営にかかわる経費、新年度予算を決めるものが主なものであります。平成22年度は歳入歳出それぞれ86億7,000万円となっております。議会初日の施政方針にも述べられていたように、本予算は昨年度の当初予算と比較しますと、金額で1億300万、率で約1.2%の増額になっています。予算が膨らんだ理由は、民主党への政権交代により新設された子ども手当の事務費と手当費を合わせた6億円が平成22年度予算に反映されたからであります。

子ども手当については財源のそのほとんどが国の財源でありますので、従来の町の予算比較でいけば約3%の減となり、緊縮財政予算となっております。町の自主財源である町税も景気低迷のあおりを受け、税収入の減となり、基金の取り崩しや臨時財政対策債で歳入不足を補っている予算となっております。歳出のほうでは実施計画の一部事業先送り、あるいは事業内容の見直し、さらには経常経費の削減努力をしているように私は見ております。

また、私が絶えず関心を持っている町の起債残高、すなわち借金の残高であります。普通会計と上下水道事業会計企業債、下水道事業会計債を合わせた金額が平成20年度末においては198億5,316万6,000円、平成21年度末の見込みでは193億5,961万9,000円、平成22年度末見込み額で190億2,944万8,000円となっております。平成21年度、22年度の2カ年で約8億2,400万が減額される見込みでございます。よく借金も財産のうちということもいいますが、やはり借金は借金、ないにこしたことはありません。着実に吉田町の借金が減額していく傾向は大変喜ばしく、町民にとっても大変いいことだと思います。

この町の財政のやりくりも大変な時期に、借りる借金より返済のほうを多くし、借金残高を減らしていく努力の姿勢は大変評価したいと思います。近年社会経済情勢の変化や分権型社会における多様化などにより、行政運営や行政経営が大変厳しくなってきています。そのような中、昨年3月には豊かな経験を持つ団塊世代の職員の方が同時に多数定年退職をされました。急激な世代交代が行政サービスの低下を招くことも懸念され、サービスレベルを落とさずに時代の要請に沿った組織の強化を図るために、行政経営指導員として3名の方が再任用職員として勤務されております。

この行政経営指導員については、昨年9月議会でも同僚議員が質問をされております。取り組み状況と今後の予定は、という質問に、取り組みについては3人の行政経営指導員は町長の直轄の職員で特命の処理を行っているということであり、今後の予定は、との質問については行政経営指導員から大枠の素案が出ているので、それらを詳細なものに仕上げる計画づくりを進めさせている。さらに、それぞれのプランに沿ったプロジェクトチームを立ち上

げ、本年度事業実施を目指しているとの答弁でありました。町のために四十数年間にわたって御貢献され、再度行政経営指導員として今まで培った豊かな知識と能力を十分発揮されていたと思います。以下の点について伺います。

まず1点目ですが、昨年4月から1年が経過しようとしています。行政経営指導員の役割とその効果はどうですか。

2番目ですが、行政経営指導員の平成21年度の予算執行額はどのぐらいになりますか。

3点目として、平成22年度はどのように考えていますか。

4点目ですが、職員の定員削減計画との関係はどのように考えていますか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町の行政経営指導員につきまして、お答えいたします。

まず1点目の、昨年4月から1年が経過しようとしているが、行政経営指導員の役割とその成果はどうか、の御質問と、3点目の平成22年度はどのように考えているのか、につきまして説明させていただく内容が相互に関連いたしますので、一括してお答えいたします。

平成21年第3回議会定例会における藤田議員からの一般質問への答弁の中でも申し上げましたことですが、3人の行政経営指導員は私の直轄の職員として、私の出しました特命に基づき、目下次の三つの課題を処理しております。

三つの課題のうちの一つ目は、行政に対する苦情等への対応について。二つ目は管理職の職務と責任について。三つ目は高齢者の移動、外出支援についてであります。

私は平成20年度の終盤を迎え、改めて今後の基礎自治体の方向性を考察いたしました。今後の基礎自治体は間違いなく付与される権限が多くなる方向にあり、付与されるスピードは加速されるものと判断いたしました。そのため早急にその備えを行わなければならないと考え、3人の行政経営指導員の再任用を決断したわけでございます。

そうした中、政権政党が交代し、地域主権を提唱するようになり、これまでの地方分権という概念が変わりだし、権限の移譲先となる地方自治体の主体性を明確に、かつ強力にする方向のアクセルが踏み込まれようとする機運が出てまいりました。そしてその方向が進展いたしますと、地方自治体の行政サービスの多様性に拍車がかかることは想像に難くないことでもあります。さらに、少子高齢化のうち高齢化のベクトルが今後ますます強まることを考えれば、先に述べた三つの課題は喫緊のものにならざるを得ないと受けとめた次第です。

その理由は、地方自治体の権限につきまして、地方分権から地域主権へと権限の移譲先の主体性が明確にかつ強力にする方向にアクセルが踏まれつつあることは、地方自治体の管理職の職務と責任の強化を踏まえた人材育成の要求、地方自治体における行政サービスと多様性に拍車がかかることは、行政所掌区分を超えた苦情処理の管理、すなわち苦情処理の専門家による処理の要求、少子高齢化のうち高齢化のベクトルが今後ますます強まることは、高齢者の外出支援に対する社会整備の要求となつてあらわれてくると考えたからにほかなりません。

政権政党交代があり、あらゆる行政システムが揺れ始めている今日、三つの課題の処理はより確実に行う必要があります。これらを実施するためには、課長経験者で高度な調整能力

を持つ3人の再任用職員が適任であり、3人の行政経営指導員の役割は採用当初よりも重要性が増しているものと考えております。

行政経営指導員につきましては、こうした意図をもって配置し、課題を処理させているものでございます。本年度につきましては3人それぞれが課題に取り組み、それぞれのプランに沿ったプロジェクトチームを立ち上げ、積極的に議論を重ね、現状と課題を整理し、それぞれの課題解消に向けた一定の方向性が成果として報告されました。

平成22年度はその成果をもとに事業実施を目指しておりますので、行政経営指導員の高度な能力を引き続き活用しようと考えております。

第1の、行政に対する苦情等への対応につきましては、行政経営指導員の役割を三つの項目に分け事業実施を考えております。

1点目は、福祉関連を除く特別に管理すべき苦情や相談の処理。

2点目は消費者相談の処理。

3点目はどこでも訪問しますへの周知及び受け付けでございます。

これは町民の皆様などから寄せられる苦情や相談で、その内容の所管が明確であるものにつきましてはそれぞれの担当課で処理を行っておりますが、それ以外に所管が不明であったり他の課にまたがるような苦情や相談は行政経営指導員が窓口となり、苦情や相談内容を聴取した後、関係する課と調整を行い、その処理に当たるものでございます。

第2の管理職の職務と責任につきましては、行政経営指導員の役割を二つの項目に分け、事業実施を考えております。

1点目は、副町長と協働して統括以上の管理職の研修指導。

2点目は、それぞれの課の業務の実情を把握し、業務管理と人事管理についての助言指導でございます。これは、課長職は所管業務の責任者でありますので、その職責を果たすために欠くことのできない業務管理、人事管理、危機管理にかかわる知識、ノウハウの向上を図る教育研修を実施するとともに、課地補佐、統括級の管理職につきましても職階に応じた教育研修を行い、それぞれが上位の職階を目指す人材となり得るよう、実施指導を行うものでございます。

第3の高齢者の移動・外出支援につきましては、行政経営指導員の役割を三つの項目に分け、事業実施を考えております。

1点目は家庭内暴力、育児放棄、介護放棄等の苦情・相談の処理。

2点目は生活保護申請事務の補助。

3点目は、仮称ではございますが福祉ボランティアセンターの設立の支援でございます。

以上が行政経営指導員の役割とその成果及び平成22年度の計画でございます。

私が3名の行政経営指導員に与えたそれぞれの特命事項は、組織の強化、人材育成などすぐに目に見える成果や効果が得られない場合もございます。職員の能力開発や組織力の強化を図るための努力はこれまでも実践しているところでございますが、基礎自治体の一層の体力強化の重要度が増す状況にありますので、議員の皆様におかれましても御理解をいただきたいと思っております。

次に、行政経営指導員の平成21年度の予算執行額はどのくらいになるのか、でございますが、行政経営指導員3名の給与につきましては吉田町職員の給与に関する条例第3条に定める給料表のうち、再任用職員の区分にある給料を適用しております。

次に、職員の定員削減計画との関係はどのように考えているのか、でございますが、当町では平成17年4月1日時点での職員数を、平成22年4月1日までに4.9%減の11人を削減する定員管理計画を策定しております。

本年4月1日時点で目標を達成できる見込みではありますが、行政経営指導員も定員管理計画画上職員としてカウントをしております。この削減計画の策定につきましては、各地方公共団体の特性を考慮せず一律に職員を減員させる国の意向が色濃く、他の市町に先駆け、定員削減を積極的に実施してまいりました当町にとりましては、今回の措置は非常に厳しいものとなっておりますが、職員数の減員に伴う行政サービスの低下を最小限に食いとめるため、職員一同が一丸となって取り組んでいるのが現状でございます。

地方分権が進展し、財源が伴わない権限委譲など、今後ますます増大する基礎自治体の役割を考えますと、現状に甘んじることなく新たな時代に即応できる組織力の向上、職員の資質と向上に向けての努力を今まで以上に求められるのは明白であります。課長職経験者ならではの高い管理能力を有する行政経営指導員が、職員への指導や業務への助言なども担うことがその一助となり、行政ニーズへの迅速かつ柔軟な対応につながるものと確信をしております。

これからも真の幸せを実感できるまちづくりの実現に向け、絶えず努力していく所存でありますので、議員におかれましても御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） それでは、再質問に入ります。

まず、質問に入る前に、私が今回この行政経営指導員の質問をした経緯は、世間の人というか一般的に、役場でOBというか退職された方が4名ほどいるけれど、何をしているだや、というような声からであります。

私は決して行政経営指導員、大先輩である、私は元役場の職員ですから、大先輩の方たちが今やってくれております、能力も買っております、そういう面で、必ずしも頭から否定しているものではありません。今度の予算を見ても、本当にその努力というのは私は認めております。それは、先ほども申しましたが、実施計画の中でこういう道路をつくりたいんだけどということ、21年度のっているんだけど、それを先送りをしてまで、あるいは事業の中で例えば敬老会の事業を見ますと、21年が45万で今年度は2万ということで、それを見ますと報償費だと思ったんですが、100歳以上の、100歳到達者が1人1万円で2万円の予算ということで、21年度までは米寿の88の人の小遣いというか祝い金が1人5,000円というのが、それがすべてなくなっているということで、そういうのもすごく一つの英断ということですね。そういう事業を見直しということで、それ以上に経営指導員が今大事だよと、そういう形で考えているんじゃないかなと思っております。

そういう中で町長にお聞きしたいんですが、それくらい行政経営指導員が今大切だよと、きのうも、まず足元から固めていかなければいけないということが出ていたんですが、やっぱり「何してるだよ」という声もありますもんでね。町長よくメッセージでいろいろ、先ほどもがんの検診のことも書いているし、こういう経営指導員のも、もしあれなら書いていただければ、要はその訴えが届くんじゃないかなと、町民に、私はそう思うんですけどね。そうすれば私が聞かれたときにメッセージに書いてありますと言えるし、正直言って今までこの1年何していたか見えないということで疑問に思いましたもので質問に至ったわけです。

そういうわけで町長にお聞きしたいところは、例えばメッセージでそういう発信をしていくというお考えはありますか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御要望でございますけれども、議員もきょう私の答弁を聞いたわけですから、声高に議員に御質問された方に詳細にまた説明していただきたいと思っております。

こういうような形で今日枝村議員の一般質問に答えたわけでございます。平成22年度に向けて事業化のことをお話ししましたので、それなどにつきましても当然のことながら、町長からのメッセージについて申し述べたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） よろしく願いいたします。

それでは、少し細かい質問に入っていきます。担当課長で結構だと思いますが、また町長にお願いする場合もあります。

定員管理については、昨日の同僚議員からもそのことに触れておりますから大方わかりましたが、確かに町長おっしゃるとおり、国では権限移譲、事務の権限ですね、そういう形で仕事ばかり来てお金をよこさんよという、かなりそういう形でやっぱり難儀というか、人の手配が大変だと思います。これは私も同感でございます。そういう中で、22年4月では目標は213のところ、210人まで行っているということで、1月1日の給料表のそれで書いてありますもので、それでいくと6.25%の削減率だということで、よそよりもかなり進んでいるということで、わかりました。

そういう中において、再任用職員というのは定員に入っているんでしょうか。担当課長。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 再任用職員、4人いるわけなんですけれど、3人の方は入ってございます。1人の方は短期でございますので、これは入れてございません。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） はい、わかりました。

まず21年度の今月末ですが、退職者予定者数とそのうち、その退職される方の中に再任用の方はまずいらっしゃいますか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 本年度でございますけれど、1月31日に1名の方が都合により退職されました。今月3月31日をもって退職される方は4人ございます。計5人21年度に退職されます。その中に再任用される方はございません。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） それでは、22年度の再任用の職員は4名という、要するに任期の更新ということで4名でよろしいでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 今のところそのような形で予定しております。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 予算の執行額ということで質問したわけですが、恐らく大方が人件費だと思います。そういう中で、吉田町の給与の職員に関する条例の中にありますよと。総額



は多分言ってしまうと頭数で割ればわかってしまうということで、個人情報だからということで総額は言えないということでよろしいでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） そのとおりでございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 職員に関する給与条例という条例集の中にありまして、これは4,685ページですか、例規集の中に行政職あるいは技能職の給料表がありまして、行政職の一番下に再任用職員ということで、給料表が載っています。1等級から6等級までの金額が載っています。ちなみにちょっといいますと、1等級が18万6,500円、あるいは2等級21万4,200円、3等級25万8,600円、4等級27万8,900円、5等級29万4,500円、6等級32万600円ということであります。先ほど町長が言われたように、この表のとおりですよということだと思います。それで、これは確認ですが、再任用の給料の決め方でございますが、これは吉田町職員の再任用制度の運用に関する実施要綱というものがありまして、その10条ですが、職務の級ということで、私が読み上げて自分なりに解釈をしますが、それでよろしいかどうかの一応確認でございます。

再任用職員の職務の級は、退職時の職務の級にかかわらず、吉田町職員の給与に関する条例ということで、各給料表の再任用職員に適用する級とし、職務の内容に応じ再任用職員ごとに町長が決定するというので、私は最初この表を見たとき、6等級32万600円、いい、ということでね、今の再任用されている方がみんな課長でやめましたもので、そこかなとは感じていたんですが、本当はそうじゃないんだよと、町長がその仕事ぶりを見てこの等級に決めるよという解釈でこれはよろしいでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 10条に書いてあるとおり、職務の内容に応じ検討して、決めさせていただいているということでございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） わかりました。

それからもう一点、賞与についてはいかほど、何カ月分ということで結構ですが、出て……。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それこそ平成21年12月に改正させていただきましたけれど、22年度につきましては再任用の方の場合、6月期が1.0、12月が1.20、合計で年間2.20の率でございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 私の周りにも団塊世代の人がたくさんおります。定年退職され、あるいは早期退職された方で、今嘱託とか臨時で働いているという方が多くおります。そういう中で、この給料表を見ていただいたら、やっぱ役場ええな、そう言う方が結構いらっしやいます。特に賞与はなしだよという方がかなりおります。ただこれは再任用の制度で、このような制度になっていますから、私はあえてこれは否定はいたしません、ですからそれ以上に仕事を頑張りたいという気持ちでおります。

そういう中、よくこの世間の人から広報にも載っていましたが、1月の広報ですが、いつも定員と給与に関しては情報公開しますよということで毎年、これは何年前から、恐らく新

しいことで、数年前だと思いましたが、よくやってくれているなと思います。そういう中において一つお願いというか要望というかね、できれば再任用のその給料表だけでも、これは個人情報に当たるとは思っていますが、そのようなスペースを一部つくと、載せるという、そういうことは考えていただけないでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それこそ今広報に載っているのは給与実態調査で得られた情報をそのまま引用させてもらって、掲載させてもらっているわけでございます。今の段階では議員がおっしゃられたようなことは考えておりません。ただし、役場のホームページで例規集を閲覧できますものですから、そこを引いてくれれば、そのような形で表は出ております。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） すみません、今傍聴席のほうから最初に質問されてしまいましたものであれなんですが、ただ、より広くということで考えれば、広報が一番手っ取り早いのかなと、そのように思います。

次に、これも一応町民の方にちょっと「何だえっ、聞いておいてくれや」ということで聞かれたんですが、やはり1年たつわけですが、去年4月から行政指導員が仕事につかれて1年たつわけですが、当然いろんな仕事に従事されているところも見受けられました。あるいは定額給付金事務や選挙事務、このような異例な事務ありということで、職員の負担緩和のために経営指導員もそちらのほうへ応援に出たということになっております。

そういう中において、去年のことですが行政経営指導員の3名の方が静岡空港から韓国に行ったようだが、何をしに行ったのか、もし行く必要があったなら産業課の職員が空港を活用したまちづくりを調査しに行くべきではないのかなということ、そんなようなことを聞かれました。私はそのとき初めて聞きましたもので答えようがありませんでした。そこで、その方に説明するためにも、質問いたします。

まず、韓国へ行った目的、なぜ行政指導員でなければならなかったのか、産業課の職員が行けなかったのか、行った経費は、行った日は勤務日か、ということでこの4点お願いします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 空港関連の件ですので、企画課で答弁をいたします。

ただいまの行政経営指導員が出張した案件でございますが、出張いたしました日につきましては、昨年6月5日から7日にかけての3日間でございます。6月5日につきましては金曜日でございます。金、土、日という中で出張をしております。

それで、この出張の内容でございますけれども、企画自体は富士山静岡空港利用促進協議会という県全体の組織がございます。これは静岡空港の利用促進を図る団体でございます、県が主宰して県の市長会とか町村会とか、そうした公のところ、吉田町も当然入っておりますけれども、それと民間の団体などもすべて入りまして、静岡県を挙げて空港利用促進を図る応援団として組織されている団体でございます。

この静岡空港利用促進協議会の主催で、まず開港に合わせまして静岡空港を利活用するための広報を担ってくれる担当者の出張を組みましょうということで、韓国に向けまして仁川を経由しての取材ツアーという目的を組まれました。それで、この取材につきましては、空

港利用促進協議会から1人当たり3万円助成をすると、それ以外の費用については各参加する団体で負担をするということで、出張の依頼があったわけでございます。

それで、この目的どおりであれば、本来広報担当者とかそうしたところが参加をするというのが最も効果的なわけですが、この6月の上旬というのはどういう時期であったかといいますと、新型インフルエンザの蔓延が予期されるような事態でして、当町の中では新型インフルエンザ対策本部が設置されました。新型インフルエンザ対策本部の中には、各課に所属している職員というのは全員対策本部員ということで位置づけられておまして、自由に外出もできないなど、大体自宅待機、いつ呼び出されるかわからないと、こういうような事態で職員は待機するような状態が続きます。

そうした中で、この出張の要請にこたえるのは非常に難しいということで、当初はお断りすることもやむを得ないかなというふうに思っていたわけですが、我々空港周辺市町の中の一つでございまして、その本当の地元の地元でこれにも参加しないというような対応が非常に対外的にも余りいい対応ではないんじゃないかということから、この対策本部に属さない職員をとということで考えまして、そのときに行政経営指導員の3人の方に行っていたと。

この時期出張するということについても、海外に行って感染をするということも考えなければいけなかったわけです。ですから、空港帰ってきてそのまま職場に来られるかどうかもわからないような状態ということで我々危機管理上想定しました。そういう状態出張を命じなければいけないということから、この3人の方、無理にお願いをいたしまして出張を命じさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） やっぱり空港が開港して、当然隣町として、あるいは静岡県の観光とかあるいは地元の観光の活性化ということで、そういうつき合いもあるかと思えます。それで今の内容もわかりました。ただ、行きっぱなしじゃなくて、やっぱり3人で行ってきて豊富な、しかも有能な元職員でありましたから、行った切りじゃなくてそのものを、きのうも地域活性ということで同僚議員から質問出ましたけれど、何かそういうところへその方たちの見てきた、見聞というのですか、それを生かしていただければ、さらにいいのかなと思えますが、またその辺はどうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 出張の経緯からいたしまして、それを広くPRするという責務は持っていたわけですが、その当時の復命も出ておりますけれども、ただ当時の状態としては、新型インフルエンザというのは非常に我々にとりまして脅威であったわけでございます。町民の皆様方のかく安全を守らなければいけないという立場にあるというふうに自覚しておりますので、そうした中で、この時期に海外にどんどん出ていってくださいというようなこともPRしにくかったということもございまして、余り外に向けての発信はしなかったわけですが、今後においてそうした憂いももうない状態でございますので、昨年60周年記念等の中でも空港のPRも行っておりまして、そうした中にはそういう資料も入れ込んだという実情はございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

昨年のをあれを見ますと、定額給付金、先ほども申しましたが選挙事務など、ことしも選挙があろうかと思えます、参議院でしたか。そういう中で、昨年はイレギュラーなどというところで行政指導員もその事務に携わっていたわけなんです、今年度も選挙事務があるわけですが、それへの従事の計画というか予定はあるでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） まだ具体的には考えておりませんが、もし都合がつけばそれこそ選挙についても経験豊富でございますので、できたら手伝っていただきたいというようなことは思っております。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 私はそこら辺の見方がちょっと違うかもしれないんですけど、選挙事務に関してはそんなに豊富な経験と知識がなくても、できる事務じゃないかなということを感じています。せっかくそれ以上に町の優先度の高いプロジェクトチームが三つできて、それを推進していくに当たって、その部分についてはひとつ町民の雇用の拡大等にはならないと思うんですけど、そういうだれにもできるような事務についてはなるべく町民に、公募なり開放していくとか、そういう形でやればいいのか。むしろそちらの特命事項、三つの課題ですか、そちらへ本当に全力を傾けてもらいたいなということを感じているわけですが、これはあくまでもまだ先の話ですもんね、個人的にはそのように思っております。

それから、これは人件費の関係ですから、平成22年度の行政経営指導員の予算は、昨年の、21年度の当初も私聞いた覚えがあるんですけど、例えばその人が民生委員とかという、そういう中に人件費として継続されていると思うんですけど、その辺をちょっと教えてください。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 一般管理費のほうに2方、それから社会福祉総務費のほうへ1人というような形で組んでございます。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 22年度は、21年度に練りに練ったプロジェクトのを22年度に向けて実施していくということで先ほど町長から三つの課題がありました。

そこでちょっとお聞きしたいのは、やっぱり組織ですから、3名の方は町長の直轄だよという形で、そこでも私も組織にいた人間ですから、ちょっとそこで頭をひねるには、例えば起案をしたりあるいは何か予算額が伴うものなら執行したときの伝票切りとか、そういうのはさっき担当部門だか何かと言っていましたけれど、とりあえず起案書みたいなのはだれが書くとかって、そういう流れというかその辺をちょっと教えていただければ。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 仮に苦情等の処理について、いろんな相談等が寄せられた場合、当然その担当になった行政経営指導員がそれについて聴取し、それについて報告すると。普通の報告でございますので、まず書類等については当然ながら私のほうに報告が来ることになります。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） はい、わかりました。

最後に一つの提案でございますがね、先ほども申しましたが、3名の方は私より三つ上で本当に大先輩でありました。当然能力もあるし豊富な知識、経験も私より数段上でございます。

私はやっぱり、先ほどの三つのプロジェクトの推進だけでは、多分もてあますんじゃないかなど。もっと能力以上のものを出せるということで、例えば先ほども苦情の関係で入っていますが、担当課で困っていることがあった場合、やっぱり一緒に悩んでやって、その処理に当たるといことも多分苦情処理の解決ということで、そういうことだとは思っております。当然今社会福祉課長のところで困っている問題があるんじゃないかなということでも私も察しているところですが、行ってやればいいのかというような形で半分は思っているわけなんです。要は本当に豊富な経験や知識ですから、いろんな事例とかというのを知っているわけですよね。そういう中で話ができてなるべくスムーズな解決を図られるんじゃないかなということもありますし、これは先ほど一つ町長に苦情処理のところの部分に触れるのかなと思っているし、あるいはさっきの三つの課題だけじゃなくてですね。本当に今税込の落ち込みが大変、これは所得の減少によって税込が減少、あるいは法人税とかね、会社の。それはわかるんですが、税金を納めたくても納められない人はある程度は確約をとって税務課のほうも努力しているわけですが、中には役場に不満を持っていて納めないよという人も中にはあろうかと思うんです、滞納者の方で。税金だけじゃなくて公共料金ですか、保育料、あるいは水道料金とか、下水道料金とかいろいろね。

例えば、そこも豊富な経験を持っている方たちですから、やっぱり不満を聞いてその辺の解決を聞いて、行政指導員がそういう滞納者のところへちょっとお話をしに行くということで収納率の向上対策ということで力を入れるとか、あるいはさっき管理職の云々ということで、これ職員のスキルアップということの意味合いだとは思いますが、このごろ本当に研修費も年々、きのうもちょっとそのお話出ました。最初の16年ごろだったかな、そのころは90万ほどでして、今22年度予算で800万と、昨年度は1,000万でしたか。決算額は若干落ちて、五、六百万かな、そういう形でできています。僕は、職員の研修も大事だとは思いますが。それでスキルアップも大事だと思っています。ただ、昔はこうやったよと言うことは余りよくないことですが、昔自分の若い職員のところは、手づくりの研修のようなそういうことも、カセットを聞いて話をしたり、あるいは来島ドックの坪内さんですか、そういう本を読んで、あるいは八甲田山の状況の映画を見まして、それに対して生き延びるサバイバル云々ということで、どうしたらということで、そういうことを考えて町民に対してのサービスとか考えていこうという形でやられたように、私はそういうことをやってきましたもので、昔は職員研修費というのは余りお金が出ていなかった。

確かに僕は、全然それを使うなということじゃなくて、要するに今3人の経営指導員が残っていますもんで、そういう方が講師となり、見本になってそういう研修費を多少削減していくのも一つの、いるだけのすごいなということ。ただ町長、何度も言っているように研修の成果というのは本当見えません。見えないものでどうやってそれが住民サービスに結びついていくかというのは、正直言って職員の心構え次第だと思っています。ですからその辺は大変だとは思いますが、そういう意味合いで例えば収納率の向上とか、今言った、行政指導員が研修員講師になって研修をやるとか、あるいは問題があったらすぐその担当課長と話しているかもしれんけんが、担当課長ひとりで行ってこいじゃなくて、一緒になって話を

聞いてやるとかね。こんなような、私はプロジェクト以外にそういうのも力入れていけば、より幅広い行政指導員の役目というか、そういうのが私なりに思うんですが、町長その辺はどうですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、質問するときにははっきりとわかるように、だらだらとしないでピンポイントでちゃんとお話ししていただかないと、一体議員の質問が那边にあるのか、さっぱりわからなくなりますんでね。ひとつまた今後はそういうふうなようにお願いします。

議員の質問を聞いて、もちろんでございまして、プロジェクトというのは基本的には特命事項のことをいいますよね、プロジェクトです。だから単純な話、私が平成21年度に行政経営指導員に指名した者につきましては、成果として出てまいっておりますので、それは当然のことながら、保備修正を加えた上で平成22年度はその業務に邁進していただくと、それは当たり前のことでございます。

それから議員がおっしゃられたように、さまざまな保育料であるとか、それから給食の費用等、いろいろな意味で説明してもなかなかお支払いをしていただけないというふうな方々には、場合によってはそれが非常に難しい事例の場合は、当然のことながら行政経営指導員の方にも出ていただいてやっていただくと。これは当たり前のことでございます。だからそういう意味においては当然のことながら、行政経営指導員というものは私が採用した人間でございまして、当然のことながらそのプロジェクトに応じて今申し上げたように、それぞれ非常に難しい問題になりますので、その問題に鋭意努力していただくというふうな形で、むち打ってまいりたいと思っております。

それから研修費の問題でございませけれども、別に議員に申されることはないと思っております。むしろ800万円を使えなかったことが私は残念であると思っております。そのくらいそれぞれの職員のスキルアップを図ることが目下の急務でございまして、それについてはもっともっと課長のしりをたたいて、それぞれの課の職員に対して、行け、というふうな形で、どんどん行っていただくと。これが一番大事なことでありますし、また先ほど申し上げたように、統括以上の職員に対する副町長と連動しての、いわば教育については当然のことながら今後もっともっと厳しくなっていくと、こんなふうに思っておりますし、それについてはやってもらいたいと思っております。

それから、議員も経験豊富な課長を務めた人間でございまして、議会の皆様に行政というものについてぜひとも研修をして、議員の皆様の議員力についてスキルアップを図っていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、議員が行政に対してさまざまな要求をすることはもちろんでございませけれども、議員の皆様の活動というものはほとんど町民には知られておりません、はっきり申し上げて。議員が何をやっているかというのは、私もしょっちゅう聞かれます。一体議員というのは何をやっているんだよと、そういうこともございまして、例えば私が議会報告会やる時に議員の皆様をお願いした事項について、今もって何の報告もないと。どんなふうになっているかと。議会報告会をされてそこでさまざまな、例えば質問事項が出たはずでございませけれども、何か月もたっていますが今もって何の話もないと。こんなことでは非常に困っておりますので、議員から、議員の皆様ぜひともお話をし、より早く私を含め、町民の皆様にもその辺の執務についてお答えいただけるようお願いしたいと思っております。よ

ろしくお願いします。

○議長（増田宏胤君） 2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 今逆に質問というか課題を与えられたようなことで、今回の質問にはちょっと触れておりませんもので、その辺はまたここにいる議員の皆さんが町長の今言ったことを感じていただければ結構だと。私はそのことについて答弁はいたしません、個々にそれは議員が考えればいいのかということだと思います。

それこそ先ほども申したように、全然行政経営指導員に対しては頭から本当に否定しているわけではありません。今本当に厳しい行政経営の中で頑張ってくださいと、むしろ私はエールを送っているのかなと自分で思っております。そういう中、21年度やってきたことが、正直言って特命事項ということではなかなか明かせなかったかもしれませんが、そういうことでもっとさらに頑張ってくださいということで、エールの意味で質問をしたつもりであります。そういうことで頑張ってください、よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で2番、枝村和秋君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

---

#### ◇ 八 木 栄 君

○議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄でございます。

私は、平成22年第1回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、さきに通告いたしましたとおり、中学3年生までの医療費完全無料化についてと、職員の喫煙についての2点についてお尋ねをいたします。

最初に中学3年生までの医療費完全無料化について、質問いたします。

平成19年発行の田村マニフェスト、この中で中学3年生までの医療費完全無料化と掲げてあります。今現在中学3年生までの医療費は無料化ということで実施されておりますが、これはあくまでも保険適用の医療費に限るわけで、病気にもいろいろありまして、中にはその治療が国で認可されておらず、医療費無料化の申請ができないものもあるのが実情です。交通事故のように加害者から治療費が出るものや、鍼灸、マッサージの中でも保険が適用されないものについて、その制度から除外されることには納得をいたしますが、治療が保険適用外であるということはほとんどが難病であると思っておりますが、いかがでしょうか。

難病の中で私が知っている病気を挙げますと、潰瘍性大腸炎という病気があります。この病気は国の指定する難病となっているため、その治療費は患者の負担がほとんどかからないと伺っています。しかしすべてがそうあるわけではなく、病気によってはその治療方法が国で認可されておらず、保険適用外という治療もあります。医療費の完全無料化はあくまでも保険適用に限るため、このような認可がされていない治療については無料にはなりません。また、このような治療の費用が高いように思われます。高額療養費の支給などの制度にしても、保険適用になっているため、すべて自己負担になってしまいます。中学3年生までの医療費完全無料化という言葉からすると、何だか不公平な感じがします。

この吉田町に住み、当たり前前に納税し、生活している人の子供であっても、治療が認められているかないかということで受けるものが変わってしまう。本当に中学3年生までの医療費完全無料化というなら、こうした国の認可がなされていない治療に対しても、何らかの手当てをしてあげることが必要ではないでしょうか。いや、こういった子供を持つ家庭にこそ、中学3年生までの医療費完全無料化という中で手を差し伸べてあげるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

次に、職員の喫煙について質問をします。

この質問をするきっかけは、本年2月21日に開催されました第17回女性フェスティバルに参加し、講演を聞いたことにあります。加治正行さんという医学博士による講演で、演題は「禁煙は愛」というものでした。当日の講演を聞いた方は、内容についてはわかっていることと思いますが、私としましてはこの講演、とてもよかったです。私の中で喫煙に対する考えがこれまでとは変わっていきました。そして、役場庁舎の東側にある喫煙所でたばこを吸っている職員のことが以前から気になっていましたので、今回質問をさせていただきます。

私は、たばこをやめてから12年ほどたちます。昔は1日20本ぐらい吸っていましたので、たばこを吸う人の気持ちが全然わからないというわけでもありません。職員の中でたばこを吸う人は何人かいます。その人たちや来庁者を含めた庁舎内にいる方たちのたばこを吸う場所として、庁舎東側の駐車場に喫煙所が設けられていると思います。職員の方は、たばこを吸いたくなると自由にその喫煙所まで来てたばこを吸うわけですが、1本のたばこを吸うのにどれくらいの時間がかかるのでしょうか。移動時間を含めて15分くらいかかるのではないかと思います。その間仕事の手を休めることになり、仮に勤務時間内に10本のたばこを吸う人は150分勤務時間が減ることになります。午前中の休憩、午後の休憩、昼休みの3回に限定してたばこを吸うようにしたらいかがでしょうか。

私の経験から言わせてもらいますと、建設工事の仕事をしていたころ、社会人になりたてのころは工事現場においてくわえたばこで仕事をしている職人がよく見られましたが、時の流れとともに工事現場において喫煙に対しても厳しくなり、くわえたばこの禁止はもちろんのこと、喫煙場所の指定や休憩時間でのみ喫煙というようになりました。このように、決められたことを守り、仕事を続けていく中で、仕事中は1日3回の休憩時間だけにたばこを吸うことに体がなれてしまい、私もそれなりになりました。仕事が終わってからは当たり前吸ってはいました。

職員の方も禁煙を勧めたいのですが、どうしてもやめられない方もいると思いますので、勤務時間に関係なく午前中の休憩時間、昼休み、午後の休憩時間と1日3回たばこを吸う時間を設けたらいかがでしょうか。1日で吸うたばこの本数を減らしてゆき、最終的に禁煙が



できる職員が出てくることを願うものです。午前、午後の休憩時間をつくってその時間だけたばこを吸うようにする考えはあるのかお伺いします。

以上2点の質問です。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 中学3年生までの医療費完全無料化についてお答えします。

当町は、少子化対策の一環として安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制の整備や、一人一人の健康状態に応じた適切な医療や、療育の機会が得られるための環境整備や、医療費助成などさまざまな支援を行っております。

その中で、当町が実施している事業の柱の一つとして、子供の医療費に対する補助制度がございます。この医療費補助制度は、皆さんも御承知のとおり、生まれてから中学校を卒業するまでの子供の保護者に対して、保険診療に係る医療費及び入院における食事療養費の自己負担額を補助することで、適切な医療・療養を受けやすくし、疾病の慢性化を予防するとともに保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

補助対象医療に係る補助の額は、健康保険法や国民健康保険法など、医療保険に関する六つの法律の規定により補助対象者が負担すべき額から、各種保険法に基づく高額療養費及び他の施策に基づく給付を除いた額とされております。言いかえれば、保険診療に係る医療費のうち、本来保護者が負担すべき額から高額療養費を保険者が負担し、さらに児童福祉法、障害者自立支援法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律などに基づく医療費につきましては福祉施策で補助した上で、残る自己負担額を町の医療費補助制度で全額補助するというところでございます。

なお、健康診断や予防接種は本来保険診療外で補助の対象となりませんが、母子保健法や予防接種法などに基づき町が実施するものにつきましては、自己負担なしで受診できます。したがって、それ以外の任意での健康診断や、予防接種、文書料などの自己負担額につきましては、保険診療外であるため補助対象としてはおりません。さらに保険診療外の鍼灸、マッサージや国が認定していない民間療法を含む保険診療外の治療といったものにつきましても補助対象とはしておりません。

保険対象外の治療等につきましては、自己判断による選択の度合いが強く、補助対象と判断するには極めて困難であることから、対象となり得ないものであると受けとめております。したがって、当町の医療費補助制度は補助対象を保険診療に限っております。

静岡県の医療費補助制度は、現在小学校就学前の乳幼児に係る保険診療を対象とした補助制度であります。所得制限を設けるとともに、通院及び入院に係る医療費に対する自己負担額を設定しております。通院につきましては1回500円、月額2,000円を上限とする額を、また入院につきましては入院日数に500円を乗じた額及び食事療養費を自己負担することになっております。

しかし、当町の医療費補助制度は、県が設けている所得制限並びに入院及び通院に係る自己負担額を全額補助しておりますので、対象年齢である子供の保護者は等しく保険診療に係る医療費が無料となっているところであります。県下の市町の医療費補助の状況を見ますと、今現在も、また県の制度が来年度途中で拡大されることが公表されている現状におきまして

も、中学3年生までの医療費補助の拡大を予定していない市町もある状況でございます。

来年度途中から実施される県の制度改正は、入院に対する補助対象を小・中学生まで拡大するものであります。この補助対象の拡大に伴う各市町への県の補助につきましては、県の財政力指数と各市町の財政力指数を比較し、県の指数を下回る市町の場合は2分の1、上回る市町の場合は3分の1となっており、各市町間の不平等さが生じる制度改正となっております。

当町独自で実施している医療費補助制度では、平成19年度から医療費と補助対象を未就学児から小学校を卒業するまでの子供に拡大し、さらに平成20年度からは他市町に先駆けて中学校を卒業するまでの子供にまで拡大をいたしました。小・中学生の医療費補助の平成20年度の実績は、入院につきましては55件、266万円余、通院につきましては8,116件、2,562万円余、入院と通院に係る医療費補助の総額は2,828万円余でありました。従来から実施している乳幼児の医療費補助と合わせますと、総額9,652万円余を補助したことになります。

平成20年度の制度改正から2年目となる平成21年度につきましては、前年度に比べ明らかに申請件数及び補助額が伸びている状況でございます。平成22年10月の実施予定の県の制度改正は、当町の医療費補助制度の範囲内であるため、当町にとりましても町民の皆様にとりましても効果的な改正とは言えず、当町としましては現行制度での支援を継続していく考えに変わりはありません。その点からも当町は、医療機関の御理解と御協力のもとで適切な医療が受けやすく、また保護者の経済的負担の軽減が図られているものと受けとめております。さらに、その他の制度として、疾病によっては国や県が補助対象としているものもございます。

国では、昭和47年の厚生省の難病対策要綱に基づきまして、調査研究の推進、医療施設の整備と要員の確保、医療費の自己負担の解消を三本柱として、総合的に難病対策が進められております。難病対策として取り上げる疾病の範囲としましては、症例数が少なく、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病であること、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病であることとされております。具体的には悪性新生物や慢性消化器疾患などの11の分類の中で、500以上もの疾病が難病とされておりますが、その中で医師の診断により認められた難病が国等の補助対象となります。

難病対策に取り入れられた疾病は、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業などの対象として、保険診療による疾病の治療に要する医療費の自己負担額を公費で負担することとし、県が審査・認定等一連の手続を実施する役割を担い、保護者の経済的負担の軽減を図る対策が進められております。しかし、この難病対策におきましても特定の難病に対する医療費も一定の自己負担額が発生するため、その自己負担額につきましても当町の医療費補助制度により補助し、保護者の負担の軽減を図っております。

最後に、難病に限らず保険診療外の治療も含め、あらゆる疾病に等しく町独自で追加助成することは不可能であり、保険診療に係る医療費等の自己負担額に対する補助こそが公平公正な制度であると認識をしております。

以上のように、子供が中学校を卒業するまでの間、保護者の経済的負担の軽減を図り、早期受診によって疾病の重症化を防ぎ、適切な療養の実現を支援することが安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりにもつながり、子供の健全な育成に寄与できるものと考えてお

ります。今後におきましても、医療を取り巻く情勢に細心の注意を払いながら、子供が健全に育ち、また安心して子育てができるよう、従来どおり保険診療に係る医療費の自己負担額に対し、対象となる子供の保護者に平等に補助することを継続してまいりたいと考えております。

次に、職員の喫煙についてお答えします。

答弁に先立ちまして、「職員の禁煙について」という一般質問が平成20年第2回吉田町議会定例会において勝山議員からあり、健康増進法及び庁舎に設置している喫煙所についてお答えしておりますので、若干重複する部分がございますことを御了承ください。

それでは、まず当町職員の喫煙に関する現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

喫煙による被害は大きいもので、がんや脳卒中、心筋梗塞だけではなく、慢性気管支炎や肺気腫などのさまざまな病気の危険因子であることは周知のとおりであり、世界保健機関におきましても病気の原因の中で予防可能な最大の単一の原因として言い続けられております。

また、喫煙者が身近にいることで受動喫煙をする方にも悪影響を及ぼすことから、非喫煙者にとっては大変迷惑なものであり、喫煙者と非喫煙者の分離が社会的要請となっております。このような背景の中、平成15年5月1日に施行されました健康増進法第25条では、公共的な場所はもちろんのこと、事務所等の人々が集合する場所の管理者や事業者に対しまして、受動喫煙の防止対策を講じるように定められ、役場庁舎では同法を重視し、職員だけではなく来庁者が受動喫煙をすることなく町民の皆様がよりよいサービスを受けるための庁舎づくりの一環として、平成21年1月31日に喫煙所を庁舎東側通用口前から、庁舎と離れた職員駐輪所横に移設することで完全分煙の措置を講じております。

また、職員が勤務時間内に喫煙するといった行動について触れますと、職員は地方公務員法第35条におきまして、職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと、いわゆる職務専念を課せられておりますので、厳密に言えば職務専念義務違反と言わざるを得ません。

こうした中、喫煙所を設置し、当所での職員の喫煙を認めていることは社会通念に照らし合わせ、あくまでも常識の指揮監督の及ぶ範囲内において、公務への影響が生じないことを前提に、最小限の範囲で認めるところであり、積極的に職務専念義務を免除しているものではございません。したがって、喫煙によって長時間離席するなど職務に影響を及ぼすことや、来庁者や町民の皆様方から見苦しい、職務怠慢ではないのか、といった御批判が起こることは当然ながら許されるべきものではありませんので、こうしたものが起きれば必要な指導を適宜適切に行うとの方針のもと、現在に至っているところでございます。

一方、勤務時間内に喫煙することは、議員の御指摘のとおり少なからず時間上のロス、職務上のロスとなっていることは否めない事実でございます。職員の御質問の中で、午前、午後の休憩や昼休みに喫煙を限定するといった御提案をいただきましたが、職員の休憩時間につきましては、平成18年3月の人事院規則の改正を受けまして、国家公務員と同様に廃止することとし、平成19年第1回議会定例会に吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正議案を上程し、議会の議決もいただいた経緯がございます。この議決を踏まえ、当町では平成19年4月から職員の休憩時間を廃止しておりますので、現行制度では勤務時間内の

喫煙は昼の休憩時間に限られることとなります。

今回の議員の御提案は、当町における職員の職務遂行の規範にかかわる大変重いものでございますので、議員の御提案を真摯に受けとめ、御提案の内容を尊重し、今後の方針といたしましては、職員の勤務時間内の喫煙につきましては、本日より6月30日までを自粛期間としてその間に勤務時間内の禁煙になれていただき、7月1日より勤務時間内の禁煙に踏み切りたいと考えております。

また、職員の健康管理の側面から、禁煙を推進、サポートし、喫煙者が少しでも減るよう努力してまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても御理解を賜りたいと思います。

今回の議員の御提案、本当に真摯に受けとめ、ありがたく思っております。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 再質問をさせていただきます。

まず、中学3年生までの医療費完全無料化についてでございますが、ただいま御答弁の中で、県の補助制度と吉田町の補助制度と比べると、格段に吉田町の補助制度のほうが良いということが理解できました。

それから町長の今の答弁の中で、保険診療以外は補助なしというふうに御答弁いただきましたが、自分がこれを質問したのは、やっぱりそういう方がある中で、医療費が国で認可されていない適用外の方が何人いるかということで把握はしておりませんが、そういう方がいることは事実なものですから質問したわけで、結局、今後も中学3年生までの医療費完全無料化についてということの中では、保険診療外の補助はないということで確認の意味でお尋ねいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお話ししているとおりでございます。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 了解しました。

それでは、二つ目の質問の職員の喫煙についてですが、今日から6月30日を試行的に禁煙という形をとって7月1日から完全に禁煙すると、こういう答弁がありましたので、これに関しては私が皆さんの健康とかそういうものを考えて、吸う時間を減らして、吸う回数を減らして、体を徐々にならして行って禁煙のほうに進めたらいいかなということで質問したものですから、英断といいますかこのような禁煙をするというような答弁が来たものですから、もう何も聞くことがなくなってしまいました。これはこれで本当に本日から6月30日までのことを、私もちよっと見させていただきまして、それで1日から禁煙ということで本当に大したことだと思って。そうすると私も職員の間で嫌われてしまうかもしれませんが、それが職員のためでもあるし、本当にあそこで何人か固まって吸っていて、その中でいろいろなお話もしていると思いますけれど、そういうことがいいのか悪いのかわかりませんが、ちょっと調べたら1時間に20人くらい増えていっていたものですからね。それが多いか少ないかということとはよそと比べてみないものですからわかりませんが、本当に町長のこの7月1日から禁煙するという言葉を受けて、私が言ったことに対しての答弁としてすごく重く感じますので、よろしくお願ひします。

ということで、あと質問はないものですから、早いですけれど、以上で私の一般質問を終

わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、23日火曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時42分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会22日目最終日であります。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。よろしくお願いいたします。

---

◎議案第6号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第1、第6号議案から日程第9、第18号議案までの総務文教常任委員会へ付託した9議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この9議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、藤田和寿君。

〔総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

それでは、総務文教常任委員会に付託されました9件の議案審議について御報告申し上げます。

平成22年3月9日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員会委員7名と当局より町長、副町長を初め所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

審査の順序については議事日程により進行することを報告し、付託されました9件の審査に入りました。

日程第1、第6号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

委員、保有資産内容は。

当局。20年度末の残高は定期預金が7,705万4,325円、土地は11億636万3,923円です。

ほかに質疑はなく、以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第2、第8号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

委員。諸収入の過誤による返納金は。

当局。21年度において老人保健事業はありませんが、前年度までの事業分で医療機関から間違いの申請があり、それに伴う返納金です。

以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第3、第9号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第10号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

委員。基金の繰り入れについて。

当局。保険料を低所得者に対し減額していることと、基金を見込んで保険料を算定しているので、介護給付費準備基金から繰り入れをいたします。また、リーフレットの事務費を、一般会計からの繰り入れを介護従事者処遇改善臨時特例基金から財源を変更いたしました。

委員。保険給付費が8,365万円の減額であるが、主な要因は。

当局。当初見込みと比べて給付費は5.7%増、居宅その他において18.7%減となっております。全体では実績値において前年度比2.6%の増です。

委員。保険料の収納状況は。

当局。特別徴収は100%入っております。普通徴収の収納率は90%で試算しています。

委員。地域支援事業の中、介護予防特定高齢者施策事業費の減額要因は。

当局。保険給付費の見込み額の3%を予算措置しています。介護予防に関しましては、そのうちの1.5%を当初予算で計上してあります。特定高齢者の設定数は年々増加しておりますが、介護事業の参加者が伸びていかない現状です。19年度31名、20年度55名、21年度44名となっております。

委員。給付費全体で2.6%増加しているが、施策効果は。

当局。地域支援事業が始まって3年経過いたしました。元気なうちから介護予防を行うことが効果的であるとの調査結果が出ております。一般高齢者施策事業で運動機能向上教室の開催回数を工夫して、教室終了後も一般開放しており、自己責任で自主的に継続して参加していただいております。

委員。施設介護から居宅介護へと計画されているのか。

当局。国の指針に参酌標準があります。要介護2から5の方に対する介護保険、介護保険施設3施設及び介護専用型居住体系サービスの利用者の割合を平成26年度まで37%以下とするもので、それに基づいた計画です。

以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが、討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第5、第14号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。財産取得費が2,500万円計上されているが、取得予定は。

当局。例年1,000万円ですが、本年度は都市建設課より西ノ坪公園の買収予定として1,500万円増額し、2,500万円計上しております。

以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第6、第15号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。滞納の収納見込みと今後の増減は。

当局。例年並みに見込んでおります。数字的な実績をにらみ、12月と3月にて補正を行う予定です。

委員。不納欠損の最近状況は。

当局。20年度決算ですが、1,741万9,000円です。19年度は2,289万6,000円と減少しております。

委員。税込確保が難しい中、療養給付費が伸び、支払い準備基金を取り崩し賄っている状況である。収納率を92%で計算した税をどのように確保するのか。

当局。収納率については税務課とともに取り組んでいき、主に短期保険証の発行の都度にお話しをさせていただきます。政府案ですが、リストラされた方が前年度所得を100分の30とし、軽減される予定ですので、効果があらわれると考えます。また、国保から離脱した方の数を適正化することによって、国保の被保険者数を正常にしたいと思っております。

委員。基金残高は。

当局。平成20年度末残高は3億9,162万円でしたが、2回の補正で2億6,400万円となり、今回の当初予算の1億4,900万円と1億5,000万円となります。しかし、あくまでも予算の措置ですので、執行段階で今後の医療費の伸びによって若干修正を行い、調整いたします。

委員。特定健診の算定について。

当局。20年度からスタートして、24年度の目標を65%と国より決められております。当町では20年度30%、21年度40%、22年度50%と目標を立てており、それに沿った予算です。なお、21年度は40%の目標に対しおおむね達成できる見通しです。

委員。50%の受診率の秘策は。

当局。集団健診の1日の人数を110人から120人へ増加、榛原総合病院やJAの静岡厚生病院へ委託、また人間ドックもカウントできますので、目標に向かって頑張っていきます。

委員。保険税の町独自の特例措置は。

当局。減免についてですが、現在でも税務課とともに対応しており、納税相談等を行っていただければ体制は整っております。なお、件数は年間に数件ございます。非自発的失業者についても軽減策もありますが、私どもでは状況がわかりませんので、あくまでも申請主義です。ぜひ相談いただきたいと思っております。

委員。保険基盤安定繰り入れは。

当局。保険税額は所得で決定いたします。低所得者に対し6割・4割軽減を行い、一般会計から繰り入れするものです。

委員。特定健診の受診の年齢推移は。

当局。40代、50代の働いている世代の受診率が低く、65歳以上の前期高齢者の受診が多くなっております。2月途中の実数ですが、65歳から69歳が1,159人中494人、70歳から74歳が1,009人中379人です。

委員。40歳以下でも補助金を出して生活習慣病健診を行っているところもあると聞く。オザキ市では20歳から39歳まで実施、ことしは16歳から20歳まで年齢を下げ、年1回の健診を助成しているが、年齢を下げてはどうか。

当局。平成24年度までは国の方針が特定健診の対象者が40歳以上となっておりますので、我が町では考えておりません。



委員。保険給付費が平成21年度補正と比較して少ないが、当初予算額が実態と合っているのか。

当局。医療給付費は、多少予算編成の時期がずれましたが、おおむね決算見込みです。今後、21年度の決算や22年度の動向や状況を見きわめていかなければならないと考えます。

委員。1億1,500万円と基金残高が減っている。総務省の通達で保険給付費等の3カ月分、4億5,000万円ぐらいの積み立てが必要である。一般会計から繰り入れするのか。

当局。基金残高は保険給付費等の25%を目標としておりますが、医療費の急増に伴い財源措置として繰り入れしているので減っております。すべての国保加入者が町民であれば、一般会計からの繰り入れも問題ないと思いますが、現在7,700人が加入者で、3万500人弱の約4分の1ぐらいですので、一般会計からの繰り入れが妥当であるかどうかです。また、本来、特別会計は特別会計内で処理するという考えでありますので、現時点では繰り入れは考えていません。今後の推移を見守り、税率とともに考えていかなければならないと思います。

委員。年度途中において状況の急変で税の見直しもあるのか。

当局。12月補正で1億3,000万円の繰り入れ予算であり、執行段階でどのくらいの金額になるか。また、22年度当初で1億4,900万円の基金を取り崩して組んでおりますが、実際の医療費の伸びがわかりません。最終的な基金残高が減るかどうかは不明です。税率の改正は現時点では考えてはおりませんが、そうなったときはトップと相談して対応していきたいと考えております。

委員。税率改正時に試算した見込みを大幅に超える医療費の伸びとなっている。今後の対応は。

当局。改正実算は1.5%の医療費の伸びで、現在の約10%の大幅な伸びが予想できませんでした。ただ、今後も10%以上伸びる確証もありませんので、現状を把握しながら対処していきます。22年度の本算定が7月にあり、住民税の落ち込み予想の中で保険税の所得割を抑えておりますので、本算定と医療費の動向で考えていきたい。

以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第7、第16号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第17号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。75歳以上の方が対象であり、徴収について、猶予申請など窓口相談の町の実態は。

当局。保険料全体の10分の1程度を被保険者の方にお支払いいただいている。その半分ぐらいの人が軽減対象です。特に9割軽減の方は100分の1程度の保険料であります。余り負担はないと思われます。実際20年度の普通徴収は99.7%です。払うことが困難という御相談はありません。相談内容は、制度についての説明や納め忘れの納期おくれなどが主なものです。

以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第18号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。介護給付費準備基金繰入金で3%引き上げた処遇改善について。

当局。介護従事者の人材確保、処遇改善を最大のポイントとし、介護報酬の改定がありました。しかし、直接3%を一律給与に反映するものではありません。負担の大きな業務や介護従事者の定着促進のための専門性への評価などを加算することにより施設等の増収を図り、賃金等を上げることを目的としております。ただ、介護職員の賃金の引き上げについては、各事業所の判断です。個別の処遇改善については、改善に取り組む事業者が国に対して申請を行い、別途10分の10を給付されるものです。

委員。介護従事者の重労働などによる移動で人手不足等があるのか。

当局。個別の施設について人手不足を把握しておりませんが、施設の介護士の人数については規定があり、規定以下では運営はなく、人手不足はありません。

委員。地域支援事業にプールや民間スポーツジムなどと連携した事例を聞くが、町として新しい面についての考えは。

当局。北区いきいきセンターの体操教室を本年度4教室に増加いたしました。他のメニューについては男性の方の参加が少なく、男性に魅力的なプログラムを模索しております。また、介護計画で22年度にアンケート調査を行う予定です。予防についてもアンケートを行い、調査いたします。

委員。包括支援センター運営事業について、本年度より社会福祉協議会に業務委託を完全移行するが、体制は。

当局。包括支援センターの設置には主任ケアマネ、保健師、社会福祉士の3職種の専門職が必要であります。そろっております。緊急雇用創出事業でケアマネを1名採用予定で、5名体制でスタートいたします。完全委託になりますが、今後も高齢者支援課として連携して対応していきます。また、保健師を課内に配置しておりますので、相談や支援の業務は今までどおり継続いたします。

委員。介護給付費準備基金より本年度2,200万円取り崩し、基金残高が減少する。24年度以降の介護保険料の予測は。

当局。本年度と来年度において基金の積み立てができない場合は、残高が2,000万円弱になります。一般財源から法定負担率12.5%の繰り入れをいただいております、これ以上は現在考えておりません。給付費が急激に伸びた場合は財政安定化基金で賄うようになります。基金を取り崩して介護保険料を抑えるように、国からの指導で基金の8割の8,000万円を23年度までに取り崩します。現在の負担割合が変わらなければ財源がありませんので、今後、保険料は上がっていくと思われま。

以上で質疑を終了し、本案に対し反対討論を求めましたが討論はなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案どおり可決されました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました9件の議案審査を終了いたしました。

委員会の閉会は11時40分でした。

以上、御報告いたします。

○議長（増田宏胤君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第6号議案 平成21年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第8号議案 平成21年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第9号議案 平成21年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第10号議案 平成21年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第14号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第15号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第16号議案 平成22年度吉田町老人保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第17号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、第17号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について反対の討論をします。

後期高齢者医療制度は、2008年4月から実施され2年が過ぎました。吉田町の被保険者は約3,000人で、そのうち約50%の人が保険料を軽減されています。県の広域連合は4月から保険料を平均で年額471円引き上げ、5万9,571円になります。昨年8月の総選挙で政権が変わり、後期高齢者医療制度は廃止になると期待されていましたが、新政権は制度を廃止して老人保健制度に戻すという公約を守らず、2013年度まで4年間かけて新制度をつくり、それまで現行制度を維持する方針を打ち出しています。

この制度は、75歳以上の高齢者のみを健保や国保から切り離し別の保険にしたことで差別医療ではないか、年金からの一方的な保険料の天引きに批判が集中しました。前の自公政権は余りにも大きな批判に、長寿医療制度と呼び名を変えたり、低所得者の保険料を軽減したり、被用者保険の被扶養者に対して軽減するなど対策をとってきました。新政権も引き続き軽減政策はとりますが、高齢者にとって医療を受けにくくなっていることには変わりありません。この制度は国が決め、保険料は広域連合が決めていますが、批判の多い高齢者いじめの後期高齢者医療制度は一たん廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきだと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第18号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 次に、日程第10、第11号議案から日程第13、第20号議案までの産業建設常任委員会へ付託した4議案について、これを一括議題といたします。

初めに、この4議案について委員長から審議結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、杉村嘉久君。

〔産業建設常任委員会委員長 杉村嘉久君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

平成22年3月10日、産業建設常任委員会が開催され、付託されました4議案について審議をいたしました。4件の審議結果報告をさせていただきます。

午前9時より、役場4階会議室におきまして、委員会委員7名と当局より町長、副町長を初め所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開催いたしました。

日程第1、第11号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。下水道事業費の760万円をマイナスすることについて伺う。

当局。入札差金、落札率に差金が出たことによるものです。

以上で質疑を終了し、本件に対し意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第2、第12号議案 平成21年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑、意見ともになく、討論を省略し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第3、第19号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。下水道事業を進める過程で受益者負担金に対する意見、不満等を言ってくるケースは多いのか。

当局。受益者負担金に対する意見、不満等は少ない。逆に一括納付、また前納することによる報奨金、値引き制度が理解されていて、21年度は90%の方が一括納付でした。

委員。地震対策事業の一環としてのマンホールトイレについて伺う。

当局。下水道管の流れを利用する簡易トイレのことですが、22年度に住吉小学校に16個、

25年度に吉田中学校に4個設置する予定です。

委員。使用料、手数料の減少について伺う。

当局。不景気の影響によるものです。例えば町内の自動車関連企業の例ですが、使用料が4分の1に減額しました。また、多くの中小企業でも事業の一部をストップさせた等による影響が響いていると思います。しかし、21年後半から徐々に上向いてきています。

委員。予算書18ページの職員給与の平均給料月額は間違いではありませんか。

当局。調査して訂正します。

委員。一般職給与の約460万円マイナスは。定数7人を6人でやっていくのですか。

当局。現在、職員1名が育児休暇中で予算に入れていない。下水道課の業務全般については5年から6年の経験が必要になります。休暇中の職員が復職するまで全員で業務を分担していく予定です。

委員。未接続者への指導、進捗状況を伺う。

当局。家族に跡継ぎがないという影響もある。また、接続費の管理費が高いと思われる場合も多い。接続についての特別な推進活動は行っていません。

委員。住吉地区、川尻地区の未整備地域が整備されない理由は。

当局。中央幹線道路沿いの五、六件ですが、効率のよい方法を検討しております。

委員。地震対策費は計上されているか。

当局。500万円ほど計上している。数カ所を整備する。

委員。昨年の地震被害内容に対する改善策の組み入れは。

当局。国の補助金により、避難路の整備、浄化センター付近等の耐震化対策を進めます。

以上で質疑を終了し、本件に対し意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

日程第3、第20号議案 平成22年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。水道使用料未納者対策について伺う。

当局。未収金対策として、通知、訪問、分割納付指導等を行っているが、年々減ってきています。また、金はあるが納めない場合は給水停止をしております。現在、8件を給水停止している。

委員。水質検査の内容について伺う。

当局。法定水質検査は、原水、家庭用上水など用途別に詳細に決められております。

委員。浄水器検査と漏水対策について伺う。

当局。浄水器検査は、法定基準で8年に一度メーターを交換することになっているが、修繕で対応してもよいことになっています。漏水対策は年間を通じて地区を絞って修繕しております。

委員。水道を引くに当たり、本管との距離がある場合の扱いについて伺う。

当局。費用対効果を重視する必要もある。ほかの事業のついでにやるということもある。

委員。老朽管2,000メートルの布設がえは何年かかるのか。

当局。布設がえ残は東名の側道横に位置しているので、中日本自動車との調整が必要になってくる。

委員。水道料未納者8件の給水停止はいつからか。

当局。以前からやっている。納付が確認できた段階で解除をしている。話し合いは十分行っている。中には転居先不明者もいる。

委員。給水栓は自分であけられるのか。

当局。あけることは難しい。ハンドルをカバーする方式なので、あけられません。

委員。地震対策用の管の対応とその経費的なものは。

当局。耐震用としてポリエチレン管を考えている。経費的には若干割り増しになる。

委員。ポンプの水質調査を行っているとのことだが、現在の水源に問題があるのか。

当局。現在7つの水源があり、1つは休止中。給水の理想は、7つのポンプそれぞれに補助のポンプ、予備のポンプを持つことである。

委員。水道使用料金の見直しは行うのか。

当局。使用料金アップは難しい。先延ばしになると思う。料金アップは経営しやすくなるが、費用等の節減を図る。管の布設がえを念頭にシミュレーションを行い、調整をしていく。

委員。水道事業の運営は使用料で賄っていく、すなわち料金収入で運営することが理想であると思う。町民としては、節水・節減の努力をしても値上げが行われることに対して我々の努力は何だったのかという疑問を持ち、このことを悪循環として見る。このことに関する考えを伺う。

当局。基本的には成り立つ話だが、難しい方程式としては成り立つが実行は困難です。

委員。改善策の一つとして町が事業を起こす考えは。例えば管の取りかえ事業の運営等を行うことについては。

当局。現実的にはそのようなことはとれない。

委員。消火栓設置要望は総務課にすればよいのか。ホースの口径は市町によって異なるのか。広域消防を前提に同一にならないか伺う。

当局。申請すればよいというものではない。ホースの口径は統一されている。アダプターをつけて調整をしている。

委員。新水源調査業務委託と22年度第7期拡張事業計画の業者選定方法について伺う。

当局。新水源調査、井戸の掘削については指名競争入札、7期拡充計画については単独随意契約による。

委員。水道料金は他の市町と比較してどのような状況か。

当局。県内市町の間です。

委員。第6期拡張事業の委託業務内容は。

当局。新水源位置の確定ほか財政、人口等の調査をして、シミュレーションをするケンガクです。

以上で質疑を終了し、本件に対し意見を求めましたが意見はなく、討論を省略し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案どおり認定されました。

以上、産業建設常任委員会に付託された4件の議案審査を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（増田宏胤君） 委員長、報告されました4議案について、「認定」と言われましたけれども、「可決」ですので、訂正をしてください。

○産業建設常任委員会委員長（杉村嘉久君） すみません。可決されました。訂正させていただきます。失礼しました。



○議長（増田宏胤君） 4議案について可決ですので、訂正をさせていただきます。

委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第10、第11号議案 平成21年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、第12号議案 平成21年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第19号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、第20号議案 平成22年度吉田町水道事業会計予算について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 続いて、日程第14、第2号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

全協で時間外の勤務が60時間以上の方はどれくらいいるかということで、何人かいるというようなお答えがありました。60時間以上ということ、月に20日間として1日3時間、一応役場の勤務が5時15分までとなっているということから、8時15分くらいまでということ、平均して言うとそれくらいのことで、8時ちょっとまで仕事をしたいと思います、そういった中で、休息时间とか休憩時間というもののはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） その間は休息时间はとってございません、3時間。5時15分に終わってからそれからとる方もいます。だから、とってから勤務時間に入ることになりますけれども、一たんやればその晩は終わるまで休息时间をとっておりません。

○議長（増田宏胤君） 八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 平成13年の3月議会で休息时间というのをなくしたわけですね。これは人事院勧告でたしかなくしたと思いますが。こういった休息とか休憩の時間を、人事院勧告で言われたんじゃないなくて、町独自として定めたりすることができるのかどうかお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 条例、規則等で定めることはできると思いますが、うちの町は人事院勧告のとおりにやっております。

- 議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。
- 13番（八木 栄君） それでは、休憩時間とそれから休憩時間の定義といたしますか、言葉の意味といたしますか、その辺をお伺いします。
- 議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。
- 総務課長兼防災監（中村久義君） 休憩時間につきましては、4時間勤務して1時間とるといような形ですけれども、休憩時間は以前は2時間やって15分といような形でとらせてもらいましたけれども、その休憩時間がなくなったということで、休憩時間は4時間やって1時間休むといような形となっております。
- 〔「議長、ちょっと答えの内容が違うのでよろしいですか。もう一回ちゃんと質問させてください。いいですか」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。
- 13番（八木 栄君） 休憩時間というのは労働基準法に定められて、6時間以上8時間だったかな、そういう中で何分とりなさいとちゃんと決められているものですから、その時間をとるのはわかるんですけれども、僕が質問したのは、休憩時間というものと休憩時間の内容ですよね。休憩時間とはこういうものですよ、休憩時間とはこういうものですよという、その言葉の定義といたしますか、それを伺っています。ただ、何時間に何分とりなさいといようなことじゃなくて、言葉について定義をお伺いします。
- 議長（増田宏胤君） 休息と休憩の定義をお願いします。
- 総務課長、中村久義君。
- 総務課長兼防災監（中村久義君） 休憩時間につきましては、連続4時間の間に2時間やって15分といような形で、その間拘束されるというんですか、ちょっと説明できないんですけども、休憩時間につきましては4時間やって1時間休むと、これはもう拘束されない自由な時間だといふようなことと解釈していますけれども。
- 議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。
- 〔「いや、今の答弁では納得というかわかりませんね。もう少しきちんと答えてもらわないと。何分とか時間のことを言っているわけじゃないですよ。内容が知りたいんです」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。
- 総務課長兼防災監（中村久義君） すみません、へたで。休憩時間というのは拘束される時間の範囲内ということで、休憩時間というのは勤務時間に拘束されないといようなことで解釈しています。
- 議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。
- 5番、藤田和寿君。
- 5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。
- 今回の条例改正に関しまして、勤務時間、休息等、今、同僚議員からも質問があったわけですけれども、民間企業の場合ですと労働基準法があつて三六協定ですね。労働者代表と調停を結んで、長期勤務については以上の要綱を基準局に提出するようになっていますが、その辺のところ町においては、この条例にあります上位法というんですか、その辺のところですういったものの関係はどのようになっているか、まず御説明をお願いしたいと思います。今、人事院勧告というお話がありました、公務員法の中でどのような形でこの辺について

網羅して、それに基づいているかという説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 現業職員については労働基準法に準じておりますけれども、それ以外の職員につきましては人事院勧告に準じているというような形になっております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 人事院勧告という説明はちょっと納得できませんが、上位法が必ずあると思うんですが、その確認を再度したいと思います。

それと、この条例の中に育児休業等に関する条例も附則の中に挙がっているわけですが、今現在、育休及びその他の休業等の状態ですね、その辺の申請等の管理もされていると思うんですが、どのような状態に今なっているか教えていただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） この条例の関係につきましてはうちのほうの条例でということになるかと思います。それから、育児休業の管理ということでございます。これは申請が出てきまして、その分についてはきちんと管理しているつもりでございます。

〔「その他休業はないですか」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） その他休業につきましては現在ありません。

○5番（藤田和寿君） 了解。

〔「議長、先ほどの答弁はちょっとあいまいだったもので確認させてください」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

〔「それではちょっと自分のほうから。すみません、13番、八木ですけども」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 答弁をします。

○13番（八木 栄君） この間の一般質問の中で、休息时间云々ということで答弁があったものですから、今、確認の意味でしたんです。

休息というのは有給時間ということで、勤務時間で給料を支払う中に入っておる時間ということで、なので、たばこを吸いに行っているということはサボっているという言い方ですよ。サボっているという解釈になるんですね。それで、休憩というのはあくまでも自由な時間で、いろいろ調べてみると一斉にとりなさいとかと書いてあるんですけども、それが一応お昼に1時間あるよと。

では、私は、午前と午後に15分ずつとってたばこを吸ったりリラックスしたらどうかというような形で質問したつもりですけども、何か休憩時間と休息时间というのが一緒に答弁されたみたいなんで、その辺をはっきりしておかないとまずいもんですからね。休息時間はあくまでも有給休暇の、持ち場を離れないで体を動かしたりとか、ちょっと一服するというんですか、リラックスする時間だということで自分は解釈していますけれどもね。

それで、休憩時間はあくまでもその時間は自由な時間ということで、お昼なんか、職員の方がうちにお昼を食べに行ったりするという事は職場を離れるということですね、別に問題はないと思うんです。その辺をちゃんとはっきりしておいてもらわないと、何となく休息と

休憩とごっちゃで考えていて、休憩時間にたばこを吸って何が悪いだというような感覚で、答弁が何かそういうふうにもとれる感じだったもので、その辺で確認をいたしますが、休憩時間はあくまでもお金をもらう中へ入っている時間であって、休憩時間がちゃんとした自由に使える時間という解釈でよろしいでしょうか。

だもんで、休憩時間にたばこを吸っていたということは悪いことだと。それで、休憩時間ならたばこを吸いに行ってもいいよということで、今、1時間、お昼時間に吸えるよということになってますけれど、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） そうです。ですので、今後全面禁煙ですか、それをやっていくということです。休憩時間については、議員の言うとおりの勤務時間内というような形になるかと思うんです。それも、すぐ仕事に入れる状態でないと休憩時間にはならないかと思えます。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第15、第3号議案 吉田町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） これは議案説明で受けていますけれども、この条例の改正ですか、家庭的保育事業が法制化されたということで文言を変えるということなんですけれども、これを実際に吉田町に当てはめた場合、保育ママの申請なり相談が、これは2008年から法制化されたということになりますけれども、その間、実際にそういう相談なりはあったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

ただいま議員のお話にありました家庭的保育事業、いわゆる保育ママの事業であります。

現在町内で実施をしている事業者あるいは実施をしようとしている事業者につきましては特  
にないというように聞いております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第16、第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定についてを議  
題とします。

質疑を行います。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

第4号議案のちいさな理科館設置条例について質問するものでございます。

このちいさな理科館につきましては、過去の答弁で町長のほうから、子供たちに自然と接  
する機会を与えることにより、自然現象や物事の変化を自分の目で耳でとらえ、みずから考  
察する習慣を身につけさせるということができればと考えており、理科の実験や観察の機会  
を子供たちに提供し、自然に関心を喚起させることを目的とした、ちいさな理科館建設を目  
指すということで御説明をいただきました。また、教育長からも、自然と触れ合いながら子  
供たちに理科を学んでもらうというのがちいさな理科館のイメージで、目的であると答弁を  
されております。

したがって、今回の設置条例にこの御説明にないような条項が上がっているわけで、  
それについて質問するわけでございます。

まずもって、設置条例の第1条の中にございます、「教員の理科教育研修」という言葉が  
出ているわけでございます。今回のちいさな理科館というのは、子供の理科離れが世の中で  
叫ばれていて、その理科離れを少しでも食いとめる形で、自然と触れ合いながらやっ  
ていくということでございますので、まず、この理科館をつくることによってなぜ理科離れが防止  
できるかといった、最初のきっかけというんですか、その説明をお願いしたいと思います。

それが1点。

次の2点目は、「教員の理科教育研修」ということでございますけれども、この「教員の理科教育研修」をだれが行って、何をテキストにこの研修を行うのか、その説明をお願いしたいと思います。

3つ目は、平成19年度に、理科館の答申という形でコンセプトというものが上がってきております。そのコンセプトの中には、読み上げますが、「ちいさな理科館のコンセプトと位置づけ、故郷の自然に愛着を持ち、自然現象に触れるとともに、実験、観察、実習、工作を通じて子供たちに薄れかけている自然科学に対する興味、関心を喚起する。」二つ目、「知識を与えることを主目的とせず、学校から離れた場所で子供たちに夢と刺激を与え、一人一人に科学への扉を開かせる。」三つ目、「ちいさな理科館の活動を通じて異年齢の子供同士の触れ合い、また保護者との触れ合いを図る。」四つ目、「町民の生涯学習の発信地とする」というようなコンセプトと位置づけで、民間の方々、丹沢先生を初めさまざまな方々が、この調査でまとまったもので今回入札という形で今工事が実際にして、8月7日のオープニングセレモニーを目指して今工事が着々と進行しているわけでございます。

このコンセプトの意味からもいいまして、第3条の4号、「教員の観察・実験等の研修」の事業を行うということになっているわけでございますけれども、これを入れ込んだ理由というものが非常にわかりづらいと思いますので、その3点についてまず御質問いたします。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 今の議員の御質問ですけれども、私は、コンセプトを含め当初の構想と何も矛盾しないので、それをすべて盛り込んだものがこの設置条例だというふうに考えております。

特にその中で、教員が利用するという事は、ここを利用して教員に研修を強制的に、計画的にやってもらうと、そういう意味合いではないので、子供のためにつくったこの理科館を一層有効に活用するために、教員にも必要に応じて利用してもらおうと、そういう意味合いであって、これによって理科教員の負担を増やすとかそういうような意味は全くないわけで、だから何ら問題はないだろうというふうに私は考えております。

さっき理科離れという言い方をしましたけれども、確かに説明の中でそういう文言は使ったかもしれないですけれども、理科離れを食いとめるというのはいかにも消極的な言い方でありまして、本来的に子供たちは自然に親しむ、理科を好きな、そういう存在であろうと思います。そういうものを一層子供たちの教育の中で、学習の中で生かしていくと、そういう意味でありますので、私は、今藤田議員の質問を聞いていてどこが矛盾するのかな、あるいはこの前、整合性が図られていないという意味合いのことを言われましたけれども、どの部分とどの部分が整合性が図られていないのか、かえって疑問に思っているわけです。

確かに、今までの中で教員の利用というのははっきり出てこなかったかもしれないけれども、これは最初の構想を打ち立てて、それから建設委員会とかあるいは運営委員会とか、あるいは先導的な実験の試行をやったり、いろいろなことをやる中でこういうものが出てきているわけで、その都度、議員一人一人にこれによろしいですかということを確認することは実際ではできないわけで、いろいろな場合、そういうことは多分やっていないだろうと思うんですよね。だから、今までのことを総合して、ここで初めて設置条例案として提案したわけですので、そこところは御理解いただきたいというふうに思います。

〔「もう一点、教員研修に求める指導者と、何を教科書として教員に研修するか、その辺についての御答弁がないんですが」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 今、何を教科書としてと言いましたか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（黒田和夫君） 別に教科書を利用するつもりはありません。例えば教員でどうもカエルの解剖実験は苦手だという人たちがいたら、そういう人たちが集まって、そこであの場を提供して実際にその研修をやればいいと、そういう考え方で、何かスケジュールを組んで、テキストを決めて、教員にこういうものをこの場で研修しなさいと、そういうことは考えておりません。ただ、教員の研修のために必要に応じてあの場を提供する、それが子供たちのためになることだと、そういう考え方でいます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今、教育長のほうから何ら矛盾する点がないということで御説明がありまして、従来から詳しく説明する場がなかったということではありますが、とんでもない、説明は我々受けています、十分に。

当初は、平成19年3月において町長のほうから今回の理科館をつくろうということでお話がありまして、それ以降、毎回、町長からは施政方針の中でこの件につきましてお話をいただいているわけございまして、行政報告の中でも説明をいただきまして、過去に議員が私を含めて2名、一般質問もしております。

また、予算・決算においても十分このちいさな理科館につきましては多くの時間をとって質疑を行っているわけで、その都度その都度、この目的、コンセプトについては我々確認してきて、この財政が厳しい折に箱物は要らないよと、空いた学校の理科の教室を使って理科の教育を行えばいいんじゃないかという御質問をいたしたところ、教育長のほうから、空き教室もないし、学校から離れたところで理科に興味を持つ子供たちがそこに集まれるたまり場的な、スポーツ少年団的なものをさまざまなものでやるということで御答弁があったわけで、それにつきましてこの厳しい中、町長も言われていますように教育については手厚くやると、吉田町の未来を担う子供たちに手厚くやるんだという形で今回ちいさな理科館事業が推進されて、我々議員もそれに賛同したわけでございます。

ここで一つ本来教員というものの整理をしたいと思うんですが、確かに、子供たちに理科の教育を教えるに当たりまして教員の研修は絶対必要であります。それはもう書かなくても、教員たるもの理科の勉強を小学校においてはすべての科目について担任が教えますし、中学になりましては専任教員が教えるというのは、それは本来教員の職業でありますし、県から、町から給料はいただいているわけです。それとはこの事業は違うんだよ、学校から離れているんだよと。でも私が理科を教えるわけにいきませんので、おのずと先生方の御好意で、ボランティアの形でこの事業を遂行してもらおうような形で、現在、運営委員として小学校、中学校の理科教諭に集まっていたいただいて、手弁当で一生懸命この案をつくっていただいているわけございまして、もう先生方には十分その辺のところは理解されていると思うんです。

今回の設置条例というものは、広く町民にこの内容が示されるわけで、やはり町民の方々はいいます、何で今箱物なのと。理科室があるじゃないかと。いや、そうじゃないんだよと、



学校から離れたところで自由に子供たちに勉強してもらうために、今回、町はこの予算をつくったんだよということで私は説明をしております。やはりその説明に沿った形で、この設置条例というものが明確な形でですね、表記されないと、今はいいですよ、今は。皆さんその議論について参加しておりますけれども、これが3年、5年、10年たった後その項目がひとり歩きして、教員の研修を行う、事業を行うものということになっています。事業をすることということになっておりますので、これは、今、教育長が御答弁された意味合いとは全然意味合いが違うと思います。

その点の意味から、小・中学校の教員の研修というものは県教委が行うんですか、町の教育委員会が行うんですか。また、予算はどこから出るんですか。今まで理科教員に対してどのような研修が行われてきたか、従来の学校施設、県の施設あすなろ等で間に合わないのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 私が今まで説明が不十分であるというようなことを言ったというふうに発言がありましたけれども、私は十分説明してきていると思ったんです。なぜそういう言い方をしたかという、十分説明したにもかかわらず何回も同じような質問を出されるものですから、謙虚に、今までの説明が足らなかったと、そういうふうに言うだけのことです。そして、教員のための理科事業というふうに言われたけれども、どこに書いてあるんですか。

〔「第3条、理科館は、次に掲げる事業を行う。」「（4）教員の観察・実験等の研修」の声あり〕

○教育長（黒田和夫君） これは、議員は計画的に教員を集めて、テキストを持ってもらってうやるというふうにとったわけですか。

〔「わからないから聞いたんです」の声あり〕

○教育長（黒田和夫君） そういう意味ではないと、どなたが読んでもそうはとらないだろうと私は思いますよ。そして、ここで言う理科の教員の研修のためにこの場所を提供するというのは、何も教員に日当を払うとかなんとかそんなことは全く考えないんで、自主的主体的・に研修をやりたいからあそこを貸してもらいたいといったら、そういうときに提供しましょうと、ただそれだけのことなんです。

理科教員は教員として、今お話がありましたように県費教員ですから、県のほうの研修計画に従って研修をもちろんやっているわけです。それは半ば強制的に義務づけられた研修であって、ここで言う理科の教員の研修というのはそういう意味とは全く違うわけです。子供たちが学校の教室から離れて、ここで理科の勉強をするということと同じように、教員はそういう県の計画する研修と離れて、主体的にやるという意味合いのものです。

先ほど箱物という言葉がありましたけれども、私はこれを箱物というのは、かつてほかの議員からも吉田町は箱物をつくるというふうな意見がありましたけれども、これは、私は箱物という定義をどういうふうにして意見を出されるかわかりませんが、箱物といえば全部箱物なんですね。体育館だって学校だって、この議場だって箱物なんです。その中で有効な活動がされていけば、それはいわゆる箱物ではないだろうと思うんです。理科館を建てて、それは建築物であるけれども、その中で子供たちが生き生きと理解について、自然について学習すれば、それは箱物という言い方で呼んではならないものだというふうに思っ

おります。

体育館だってそうですね。体育館の目的にかなった活動をその中でやれば、それを箱物だと言うことはできないだろうと思います。だから、簡単に箱物という言い方を使ってはならないというふうに私は考えております。もしそれで足らなければなお説明しますから、御質問ください。

[「議長、3回目ですか」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 4回目になりますので、いいですか。

[「もう一回だけいいですか」の声あり]

○議長（増田宏胤君） では最後とします。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今、県の職員、県教委の職員ということで、賄い給与のほうは県のほうから出ているということで御説明がありました。

教育長が言われることは十分わかりますよ。このちいさな理科館を運営するに当たって、先生方の御協力をいただかなければならないというのは十分わかります。研修も必要でしょう。子供たちを集めるに当たって、先生方のコミュニケーションがとれていなければ実際できませんもん。十分わかりますよ。でもそれをこの設置条例に載せなくてもいいんじゃないですか。細かく運営規定で、最後の総則に8条として、「この条例に定めるもののほか、理科館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。」ということがうたっていますので、実際に何か事業をやるに当たって、体育館をつくるに当たって、体育館で指導を行う事業を設置するとかいうことは、町のほかの設置条例を見ましたよ、ここまで詳しく書いてないです。

確かに、今、教育長の言われるように強制するものではないということでもありますけれども、条例で決めるということは、それはもうこのちいさな理科館の法律でありますよ、町の。その法律によって誤解を招く、私はこれを見て誤解を生みました。そういったものを載せるというのは非常に問題があるんじゃないかなと。単純明快に、今回のちいさな理科館というのは子供の理科及び町民の生涯学習の拠点として設置するんだよと。それを運営するには教員の方々の手助けが必要だというのはみんなわかっていますので、それをあえて載せてくるというのは理解できないということで質問させていただきました。

教育長の言われることは十分わかります。運営に携わっている人たちの気持ちもわかりますが、やはり今後この条例が残っていくわけでございますから、だれが見ても明快な形でこの条例はすべきではないかなと思いますので、最後に質問させていただきます。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） よくわからないんですけどもね、議員の言っていることは。この設置条例というのは、建設委員会、運営委員会、それから教育委員会へかけて、そして指導員の方のアドバイスもいただきながら、最終的には町長の決裁を得て、これでいいということで提案しているわけで、何も、教員云々というのは教員にこの運営にかかわってもらうという意味じゃないんです。教員の研修のためにも提供するというので、これが要らないんじゃないかとは私はまったく思いません、私は実にすばらしい設置条例だというふうに考えますから、提案をしたわけです。それだけ申し上げておきます。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 設置条例は最終的に私の管轄になるわけですから、あえて議員に申し  
ておきたいんですけども、議員は先ほどから、教育長が教員の研修等について義務的なもの  
として入れ込んでいると、子供たちのいわば理科に対するさまざまな勉強であるとか、研  
修であるとか、そういうものについて教員が関係するからどうのこうのと、私は、そういう  
狭い範囲でとらえるべきものではないと思っています。

例えば子供たちは、理科の勉強でも先生たちに突拍子もない意見とか、突拍子もないこと  
を言う場合があります。恐らく大人の考えていることを超えたようなところで、全然考えて  
いないようなことをひょっと言う場合があります。そういうものについて、先生たちもそう  
いう中において意表をつかれたような言葉が結構あると思うんです。

そういうような場合に、またそこでやるわけじゃなくて、町にちいさな理科館があるわけ  
ですから、そこでそういうふうな質問に対してみんなで先生たちが、子供たちにより有為な  
教育、研修をするために、そんなところで集まって、自発的なさまざまな話し合いである  
とか実験であるとかそういうことをやると、そういうふうにとらえればよろしいわけで、あ  
えて入れたことにおかしいと言う議員の考えのほうが悪くおかしいと私は思っております。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私も今、質疑を聞いていて、この設置条例を教育長は検討されてこう  
いう話になったというふうに説明されましたけれども、私たちが今まで説明を受けている中  
で、このコンセプトが、いただいたコンセプトがやっぱりシンプルで一番いいと思うんです。  
このコンセプトの中には、1条の中に書かれている「教員の理科教育研修」という言葉は入  
っていないわけで、これがなぜ入ってきたのかなというのがちょっと疑問です、私も。

これは別になくても、別に私はあそこで理科の先生方は研修をするなど言っているわけじ  
ゃないんだけど、この設置条例の中にあえて入れなくても、本当に子供のためのちいさ  
な理科館であるのであれば、こういう文言を入れなくても十分伝わると思いますし、先ほど  
から聞いていて、私、理科の先生方が研修をやるのは大いにやっていただくべきだと思  
い、それは教育の場で幾らでもあるんじゃないですか、学校の中で。何でちいさな理科館に  
までこういうものを入れ込む必要があるのかというのがちょっと疑問です。

だから質問としては、どういう場面で検討されてこれが入ってきたのかというのがちょ  
っとわからないものですから、説明をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、藤田議員に説明したことですよ。子供たちが理科の実験である  
とか、そうでない場合もほかの授業でも結構ですけども、意表をつくような、えっ、何  
でこんな質問をするんだろうと、何でこんな思考をするんだろうというようなことが結  
構あるんですよ、子供というのは。我々とは違いますのでね。そうした場合に、折々  
先生たちが集まってそこでさまざまな研修をするということは全く問題ないと私は思  
っております。それを入れて何か悪いことはございますか。何か矛盾しますか。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私も、それをやるなどということを言っているんじゃないです。  
大いにやってもらいたいと思います。

ただ、ちいさな理科館の設置条例の中に、なぜあえて教員の研修と今までなかった  
ことを、うたうのかというのがなぜ出てきたのかというのが逆にわからないんです。  
この1条の

「教員の理科研修」という言葉を削っても何ら問題ないと思うんですけれども。なぜこういう文言が出てきたのかいまいち理解に苦しむところです。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） だから、逆に言うとなぜ入れちゃいけないかと、そう思うんです。あした、私たち4人で有馬先生にお会いしてこれをお示ししますけれども、きっと、これはすばらしいものだというふうに言ってくれると思っています。今まで入れなかったからこれを入れた、審議の過程でこういう案が出てくるわけですから、そういうことはあると思いますよ。最初にぱっと決めたからそのとおり最後までいくんじゃなくて、いろいろ審議しながら、これも入れたらどうか、これはカットしたらどうかというをはやった末に、最後に成案として出てくるわけですからね。結論からいって、逆に言うとなぜこれを入れちゃいけないのかと聞きたいくらいなんですけれどもね。なぜなんですか、それは。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 最終的に入ったのは入っているわけだからわかりますけれども、その審議の過程が見えないんですと私は言っているわけですよ。だから、だれがいつどういう審議をしてこういう文言を入れたのか。私は、さっきも言ったようにシンプルに、このコンセプトだけでいいんじゃないですかと。しつこいようだけれども、教員が研修をするのは大いにやっていただきたいと思います。それは理科館を使おうがどこを使おうがやってもいいと思うんですけれども、その審議の過程がいまいち見えないと言っているんです。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員ね、大いにやってもらいたいと強調するんだったら入れても一向に構わないわけで、何か実害がございますか。4号に書いてあることはこれまでの運営委員会の中でどなたがどのような発言をされてこうなったかは知りません。しかしながら、私は、個人的には有馬先生とこんな話はとっくにしています。有馬先生は非常に感心しておりましたので、はい。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

私も今の議論を聞いておまして、似たような質問をさせていただきたいと思います。

今回、設置条例の中に「教員の観察・実験等の研修」ということが入っていることについてですけれども、この理科館をつくるについては、建設委員会、運営委員会、運営委員会の前に準備委員会というものがあつたかと思えます。準備委員会のときには、たしか企業のほうからも推薦をした委員が選出されて最初の議論がされたと思えます。そして、21年度になって運営委員会ということで、ここの設置条例にこうした形で出てくるまでの議論をされたと思えますけれども、1点目の質問といたしましては、この運営委員会の委員はどういう構成になっているのかということをもまず1点お聞きをしておきたいと思えます。

それから、教育長が全員協議会の際に、教員の研修が入っていることについては、実験や研修をしたいという希望があれば教員にも門戸を開く、それがひいては子供のためにもなるということであるという御説明があつたわけでありますけれども、私が心配をしたのは、この理科館を実際に新年度から始めていくわけですけれども、教員たちに頼らなければ理科館の子供たちの実験等の担い手がないのではないかとこのことを心配しました。したが

まして、教員の負担を増やすものではないということでありましたけれども、実際に理科館をやっていくについてはこうした理科教員の力をかりなければならないということになるのではないかと考えておりますので、負担を増やすものではないということでありましたけれども、実際に理科館で子供たちの実験の指導をするということに当たっては、理科教員の力をかりるということになるのでしょうかということでもあります。それが2点目です。

それから、吉田町の教育委員会といたしましては、吉田教育21でしたか、その中で生涯教育を打ち出しております。そうした場合、私はやはり、教員だけでなく大人ということにとらえていくべきではないかというふうに思います。設置条例の中に、教員の自発性、自主的な研修を促すということで行う事業の中に入っておりますけれども、それを入れなくても、子供も大人も生涯教育施設としてちいさな理科館があるんだよというところで、教育委員会としての考え方に至らなかったのかなということがございますので、その点もお伺いしておきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 大勢の議員さん方に大変感心を持っていただいていることには、私は感謝をしたいというふうに思います。もっと大いに意見をお出しいただきたいと思いますが、今の質問の中で委員の構成はと。これはもう前々から大体決まっていることなんで、理科の実験といいましても、最終的には自然科学といいますか、理科につながるものでなきゃならんというふうに考えておりますので、勢い教員の経験者が多くなってきております。それはこちらに資料もありますので、もし必要ならごらんいただきたいというふうに思います。

実際に理科の実験をするのは、これは御心配のようですけれども、今はほとんど全員OBです。理科教員のOBの方にほとんどやっていただくことになっておりますので、現場の先生方に特に負担をかけることはありません。ただ、この実験はぜひ子供たちの前で教室から離れてやってみたいという申し出があれば、それは受け入れたいというふうに考えております。

それから、生涯学習云々のことでもありますけれども、これは最初から言っているように、あくまでも主体は子供たちであります。例えば3月27日、もうすぐですけれども、今建設中の理科館で、あそこの設計者のヤマセという1級建築士が来て、子供たちに、でき上がった理科館でなくて建設途中の理科館を前にして、鉄骨がどういう役割を果たすとか、どういうことに使われているとか、そういうことを説明する会を27日、午前午後各1回ずつ持つわけでありまして、そのときには保護者も一緒に参加してもらいます。もちろん都合のつく保護者でありますけれども、参加してもらいます。そういう形で生涯学習にかかわっていくと、そういうふうにお考えいただくといいと思います。大人だけを集めて理科の実験をやるとかというようなことを特に考えているわけではありません。あくまでも子供が中心で、それにかかわって大人も一緒に参加していくというふうに考えています。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 教育長、お伺いしたいですけれども、先ほどからの「教員の観察・実験等の研修」ということが条例の中に行う事業としてあえて盛り込まれたということについてでございますけれども、3月初めの新聞なんですけれども、常葉学園大学の教職大学院というのがございまして、そこで修了者がフォーラムをやったという記事を偶然目にしたわけでございます。

その中で、実際にここの大学院の学生さんが現場に伺ったと、現場調査に入ったという中で、実習先での調査を踏まえ、今の学校現場には科学的リテラシー、これは知識や技能ということらしいですけれども、その概念が教職員に定着していないという問題提起をされた。そしてまた、実際に小学校の教諭をされている方は、教師自身が科学を楽しまない子供たちに学びはないということで、今の教員の資質といたしますか、教員自体が科学を楽しんでいないとか、知識や技能が備わっていないという現場の調査の結果が載っていました。

教員の観察や実験の研修を行うということをおの理科館にあえて盛り込んだというのは、そういう実態があるということにとらえてよろしいのでしょうか、お伺いしたいと思います。子供が楽しいと思うには、教える者自身が科学を楽しまない子供に学びは伝わらないと、そういうことについてお伺いしたいと思います。

それから、この理科館は休館が木曜日、金曜日で、それ以外は開館をするということになっておまして、全員協議会ときにはここで館長を選ぶと。館長は今現在の運営委員の中で検討することになるのでしょうか。私が全員協議会で伺ったときには、スタッフについては今の6人の運営委員さんプラス4人、この4人の方は理科教員のOB、運営委員会の人脈で探すということをお局長からお伺いしたところでございますけれども、そうしますと、理科館というのは子供たちを中心という教育長の答弁でしたけれども、まさしくこれは私は、大人、町民、主婦のさまざまな理科の実験をやりたい、こういうことを試してみたいというような利用にもつなげていけるのではないかとおもうに思っておりますけれども、第3条の事業の中で大人がそうした利用をできるということは盛り込まれておりますか、その辺について見解をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 前般のことについて私のほうからお答えします。

確かに、理科教育の現場にはそういう問題もあろうかと思っておりますけれども、別にそのことを考えてどうこうというわけでは全くありませんし、吉田町の理科の教員を全部あそこへ集めてとか、そういうことは全く考えておりませんで、来たい人が来てやりたいことをやると、そのために場所を提供すると、そういうふうにお考えているわけで、自由な使い方ができるようにしたいと、そういう考え方です。

日本の理科教育をどうしようということをお今考えているわけではありませんので、その程度に考えています。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局長でございます。

先ほどの館長の件でございます。今、現に運営委員さんは6人、理科関係のOBの方が4人、それから地域で活動されている方が2名でございます。

それから、この条例が可決されて以降、4月に入りまして、この運営委員さん6名プラスあと4名の方を募集させていただきまして、理科に共通する、今現在の予定としては理科のOBの方が1名、それから現役というんですか、大学の教授、講師をやられていて時間がとれる方が1名、それから企業の技術者のOBの方が2名ばかり手を挙げているというか、皆さんにお話をしておして、4人スタッフをやってもいいよというようなお話を聞いておまして、正式にこれからお話をさせていただいて10名を今度は運営スタッフと、6名プラス4名を運営スタッフという形でこの4月以降は置かせていただいて、館長はその中から選任をさせて

いただきたいと、そういうふうを考えております。

館長につきましては非常勤で、1週間に1回程度の勤務で、あとは実験とかそういうものに携わったりするものですから1回が1回じゃないんですけれども、運営スタッフのときもあれば館長のときもあると、そういう形で運営をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 大塚です。

町長が先ほど同僚議員に答弁をされた中で、教員が入っていることについては、子供が突拍子もないいろいろな質問をしてきた、それに教員が答えられない、それに応じられない場合もあるのではないかと、そうしたときに教員同士が集まって観察をしたり実験をしたりする中で子供に答えを教えていこうという、そういう一つの具体的なイメージとしてお示しをしていただいたんですけれども、先ほど新聞の記事で紹介したように、やはり教員自身が科学に対して楽しみを見出せない、あるいは技能的にも専門的にもそこに問題があるというところの、これから教職を目指そうとする人たちが実際に学校現場を歩いて見つけた問題というもの、これは確かにあることだと思います。

そういう中で、子供たちが突拍子もない質問をしたときに、じゃ果たして教員がそれに答えられるだろうかというところでございますけれども、問題解決をするには確かに教員の中で解決できるものばかりでもないと思います。そうしたときに地域の大人がそうしたものを、だから、教員も地域の人材、地域の大人なんです。ですから、教員ということを取りたてて区別するのではなくて、私は、子供も大人も楽しんで学べる理科館ということであっていいと思うんです。ですので、この設置条例の第1条の中にも「教員の理科教育研修及び町民の生涯学習を実施する施設として」とありますけれども、あえて教員というものを入れなくても、子供も大人も楽しめる理科館でいいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度も説明していることですのでは理解していただきたいんですけれども、理科の教育で子供と直接接するのは先生だもんですから、あえて限定して言っているわけなんですけれども、やっぱり先生は、子供たちの意表をつくような意見であるとか、そういうものについて非常に斬新に受けとめた人というのは結構いると思うんです。また、答えられない場合も結構あると思うんですけれども、そういう場合に、こういうふうな話が出ただけけれど、同好の士で集まってそれについてこんなふうに子供に答えてやればいいんじゃないかとか、そういう一つの会をみんなで集まって、場合によっては実験であるとかそういうものも併用しながらやっていくという形でやっているわけで、それは当然のことながらその中に別な、町民でそういうことがわかる人が入っても一向に構わないわけで、限定していろいろなことを考えなくてよろしいんじゃないでしょうかね。もっと包括的に物事を考えていけばよろしいと思いますけれどもね。

○9番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

先ほど教育長のほうから、なぜここにこの文章があるといけないんですかということを質

問した議員に答弁しましたけれども、逆に、それじゃなぜここになくてはいけないのかという質問をしたいんです。

ここに、「理科館は、次に掲げる事業を行う。」というふうに書いてあるものですから、事業というと、私の考えでいくと年間を通しての事業とか毎月を通しての予定とかということと考えるわけですが、そういう中にそれじゃこれがずっと入っているのかということとを考えたとき、全員協議会の中では、「教員の観察・実験等の研修」もあり得るとかというような言葉で、あり得るということで自分は伺ったと思うんです。だもんで、そういうこともあるんだよということで、別にそれが悪いとかというわけじゃなくて、だとしたらこの事業という中で、それをずっと行うというような決まりがあってやるならこういう言い回しでもいいんですけれども、そういうふうにご利用することもあるよということなら、別段ここにうたっていないなくても、そのコンセプトの中にいろいろな形でそういうことも盛り込まれているもので。

ただ、今、ここに教員という言葉があるのとないのとどっちだよというような、意見の言い合いのような形になっている中で、教育長はなぜここにあつてはいけないのですかと言ったんですけれども、なぜここになくてはいけないんですかということとを逆に、押し問答みたいになっちゃうんですけれどもね。そういう中で、私は、ここに事業ということも入っているもので、計画的にここでやる事業ということと考えると、計画されてきちきちやるものじゃなければ、別段ここにうたわなくてもいいんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 子供の近くにいるのは教員であり保護者であるわけで、私は、ここに書き上げるべきだと思って提案をしたわけです。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

参考資料の3番の中で、第2条のところに、「学校から離れた場所で、自由な時間に子どもたちに夢と刺激を与え、一人一人に科学への扉を開かせる活動を行う。」とあるもので、ということは、先生から離れて先生じゃない人の教えを受けたり、そういう人と触れ合うことが大事だよという、これがコンセプトになっているんですよ。

一般の方あるいは先生をやめた方、ある程度そういう知識がある方たちと、保護者を含めてそういう方たちと触れ合うことが子供としての成長につながったり、ある程度いろいろなことを覚えたり、理科のこともそうですけれども、ということとでなっているもので、そういうことを考えたときに特別ここに、先ほど言ったように教員云々という言葉は要らないんじゃないかなと。そういうふうには学校を離れてということとであそこへ理科館をつくるものから、先生とちょっと離れた形で、先生に教わるんじゃなくて違う形で、理科というものを違う角度から見ても勉強するのもいいんじゃないかなということと、私自身もそういうことで理科館建設に賛成もしているものから、ここに事業として書くことは要らないんじゃないかなというふうに思って今質問したものですから、その辺で、なぜそれじゃわざわざ学校を離れてという言葉を入れてやっているのかなということになるんですけれども。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） そこで言う教員研修のときの教員はその場で子供たちと触れ合うと



いう意味じゃありませんで、実際に子供たちの前で実験をするのはそのほかのスタッフであって、その人たちが教員の仮にOBであっても、その人たちは今言ったような趣旨を十分理解した人たちですので、その辺は大丈夫だと思います。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） それじゃ、先ほど来3条に載っている教員というのは現役の教員ということで、今実際に教師をやっている方がここで観察とか実験等の研修をやるということで、OBとかそういう人は一般の方なもので別段問題ないと思うんですけども、現役の教員がそれをやるということでここで今ちょっと話し合いが、問題になっていると思うものですから、これを抜かせば別段問題はなくなるものですからね。そのことをやること自体は皆さん別に問題ないというふうに言っているもので、ただ、ここに言葉があること自体がちょっとということをやっているもので、抜いてくれればそれですんなりいくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど教育長が言った、なぜここにあってはまずいんですかという逆で、なぜここになくてはならないんですかということにまたなっちゃうんですけどもね。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 教員の主体的な学習の場としても提供したいということをお願いしたいと、そういう意味です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 動議を提出します。

ただいま審議されております第4号 議案ちいさな理科館設置条例の制定に対しまして修正動議を提出します。

○議長（増田宏胤君） 賛成者はございませんか。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） ただいま藤田和寿君から、第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に対する修正動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、第1会議室へ御集合ください。

再開は議会運営委員会が終了次第とし、お知らせします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時36分

○議長（増田宏胤君） 再開いたします。

第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に対する修正案を議題とします。  
提出者、藤田和寿君の説明を求めます。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に対する修正動議を提案いたします。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第14条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提出者、吉田町町議会議員藤田和寿。

賛同者、吉田町町議会議員八木 栄。

平成22年3月23日でございます。

修正案を朗読します。

第4号議案 ちいさな理科館設置条例に対する修正案。

第4号議案 ちいさな理科館設置条例の一部を次のように修正する。

第1条中「教員の理科教育研修及び」を削る。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

参考資料としまして、削除いたしました箇所を記載した資料をつけさせていただきました。

それでは、提案理由を言わせていただきます。

今回のちいさな理科館設置条例は、先ほどの議案審議の中でも明白なおお、当初より出されておりますコンセプトや説明内容と違った、教員の理科研修という設置利用の項目が追加されております。これは、この事業のコンセプトの実現に必要な一つの手段であると認識してはおりますが、目的ではございません。今後この事業が長く続き、発展する事業として展開を図るためにも、目的は明確にしなければならないと考えます。

広く町民の皆様へちいさな理科館事業を広め、御理解をいただき、目的を遂行するために設置条例の修正をするものでございます。一日も早い理科館の設置を願い、今回、修正動議として修正案を提出させていただきました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。藤田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

賛成討論はありませんか。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

私は、ただいまの第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に関する修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

このちいさな理科館のコンセプトと位置づけた中に示されたものには教員というような言葉はありませんが、そのコンセプトの中には行うことが十分に含まれていると考えます。

したがって、あえてここに事業として載せる必要はないと考え、この修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

7番、永田智章君。

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

私は、第4号議案 ちいさな理科館設置条例の一部を修正する動議に反対する立場で討論を行います。

子供のためにつくった理科館を教員のために有意義に使うということは、何ら問題はないと思います。理科教員が自主的に主体性を持って研修を行うことにちいさな理科館を提供するだけで、子供たちの邪魔になるものではなく、むしろ子供たちのためになると思います。

第1条の中に、「教員の理科教育研修及び町民の生涯学習を実施する施設として」という文言が入っていますので、広く町民にも門戸を開いてくれておりますし、理科教員が自分のわからないことをこの場に来て子供たちの実験等を見て自分で自主的に研修をすることは、何ら問題ではないと思います。

したがって、第4号議案 ちいさな理科館設置条例の修正動議に反対するものでございます。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、修正動議に賛成する立場で討論します。

今回、先ほどいろいろ審議をしましたがけれども、町長の方から、教員があの場合を使う根拠がないというような御説明もありましたがけれども、参考資料3の「ちいさな理科館の管理及び運営に関する規則」という中に、第2条の第4番目に、「地域の教員の研修の場とする。」という言葉も入っていますので、教員があの場合を使えないという根拠にはならないし、私は、質疑の中でも言いましたがけれども、第1条の設置目的は、少なくとも教員の研修という言葉が入らなくても、シンプルに、吉田町のちいさな理科館は吉田町の子供たちのためになるんですよということと、町民の生涯学習にも使うんですよということで十分ではないかと思えます。

あえて1条の中にそういう言葉は必要ないということで、修正動議に賛成いたします。

〔「議長、修正を行うようお願いします」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、佐藤議員の発言の中ですね、教員が使う根拠と、それは私、本会議の答弁で言ったことはありませんので、個人的に私語を交わした内容を、持ち出されてやられるのは非常に今後困りますので、ぜひもう一度改めて、もしあれでしたらお話ししてください。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 大変失礼いたしました。確かに本会議の質疑の中ではそういう言葉は使っておりません。先ほど休憩中にちょっと私語の中でそういう会話が出たものですから、ついそういう思い込みで私は発言してしまいました。それは取り消させていただきます。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 修正案に賛成の討論でもよろしいですか。

○議長（増田宏胤君） 結構です。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

私、ただいま出されました修正案に賛成する立場で討論をさせていただきます。全く原稿はないですけれども、自分の言葉でお願いいたします。

先ほど教育長に私は質疑をいたしました。その中で、私は、理科教員が現実として知識や技能離れをしていて、子供に楽しい理科の授業ができていないということが事実ではないかというふうに指摘をさせていただきまして、そのための教員の自発的、自主的な実験・観察のできる理科館ということでありますかというところで質問をさせていただきましたが、教育長はそこまで大それたことを考えてはいないということで、理科教員の実態というものを聞きすることができませんでした。

私は、やはり今実際に若い教員が田んぼの中に入れない、子供の育て方を聞いてもわからないという現状も聞いております。そうした教員が子供たちの質問に対して説明ができないということであってはならないと考えますが、教員の意識の中で果たして問題解決ができるかというところは、私は疑問に思っております。

そこで、この理科館ができるということであれば、教員も地域の住民として、大人として地域のノウハウを謙虚に学ぶ場ということで、町民の生涯学習の中に入るのではないかとこのように考えます。したがって、教員等の文言を入れなくても、町民の生涯学習を実施する施設ということで、教員も地域の人も同じ大人として子供とかかわりを持ってばすばらしい理科館になると思います、この修正案に賛成をしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 修正案に反対するものでございます。

条例においては、「教員の理科教育研修及び町民の生涯学習」とありますけれども、参考資料の中には、あれは規則でありますけれども、「地域の教員の研修の場とする。」という4番が入っているわけでありまして、教員が学校において小学生からいろいろな問題を提起されたときに、クラスの担任が困ったということのないように、やはりこういう場を使うということは、町の税金を使ってつくったものでございますので、先生方、特に子供たちには、こういう施設を利用して、子供たちに科学の力をつけるということで、この設置条例は別に邪魔になるものではないということで、この設置条例に賛成するものであります。修正案には反対します。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

これより第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に対する修正案の採決に入ります。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。起立多数です。

よって、第4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に対する修正案につきましては可決されました。

お諮りします。

修正可決した部分を除きまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は修正可決した部分を除く原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開でありますけれども、本日、職員の葬儀並びに告別式があります。申し出がありましたので、再開は15時といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時50分

再開 午後3時00分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に、5番、藤田和寿議員より発言を求められております。これを許可します。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿でございます。

先ほどの4号議案 ちいさな理科館設置条例の制定に対する修正動議の説明の最中に本文を読み間違えましたので、訂正をお願いいたしたいと思っております。

会議規則「第17条」と読むべきものを会議規則「第14条」と朗読いたしました。訂正いたします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第17、第5号議案 平成21年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第18、第13号議案 平成22年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

- 2番（枝村和秋君） 2番、枝村和秋です。

68ページでございますが、敬老報償金、全協のときもお聞きしました。88歳の米寿対象者の祝い金を廃止したと、やめるということですが、これは当事者、高齢者の方とか町民の方からやめてもいいよという声があったのかということと、もう一点は廃止した理由というものは何かという、この2点をお願いします。

- 議長（増田宏胤君） 高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

- 高齢者支援課長（池ヶ谷恭子君） 敬老会の祝い金についての意見ですけれども、高齢者福祉計画の策定時に敬老会についてのアンケートは行っておりますが、祝い金についての意見は聞いておりません。なお、今年度、米寿の祝い金の受け取りを辞退した方が2名おりました。

なぜやめたかということでございますが、米寿者につきましては祝い品として、別に写真を記念品としてお渡ししております。それと、高齢者数の増加によりまして米寿者も昨年84名から今年度も113名と増加しておりますので、米寿者の祝い金のほうは廃止といたしました。

以上です。

- 議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

- 12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎です。

22ページの権限移譲事務交付金ということで旅券事務交付金が114万7,000円入っておるわけですが、これは何名ぐらいを予想されての交付金なのかお伺いをいたします。

- 議長（増田宏胤君） 町民課長。

- 町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

ただいまの御質問の旅券事務交付金についてですが、これについては前年度、21年度の人数によって交付されるということになっておりますので、21年度980件ということで算定をしております。

以上です。

- 議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

- 12番（河原崎昇司君） それこそこれは外国へ行くためのパスポート手続と、そしてまた県からの権限移譲と、こういうことになるかと思いますが、町としては広報なんかで外国へ行くには我が町で手続ができるよと、こういうことであるかなと思いますが、あえて言うならば、静岡空港活用のためにもこれはもっともっと町民に知らしめるべきだと、このように

と思いますが、その点はどうお考えなのか教えてください。

○議長（増田宏胤君） 町民課長、大石修司君。

○町民課長（大石修司君） 旅券事務の発行件数、交付件数でございますが、20年度は20年9月から移譲されてきましたが、そのときよりも21年度の件数は伸びております。既に当時、広報あるいは自治会連合会、あるいは問い合わせ等も来ておりますことから、空港が開港した前後においては通常よりもかなり多い件数、100件を超えております。最近も、この2月でございますが、また113件ということで件数が大分伸びております。既に広報、あるいは自治会連合会以外にも、県あたり、マスコミ等で広報がされているということもございまして、かなりの方が旅券事務の申請に参っているような状況でございます。

以上です。

○12番（河原崎昇司君） はい、了解。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

さきの一般質問で地域交流、都市間交流ということで質問したんですが、時間がなくてちょっと聞けなかった部分がありますので、当初予算に関連づけまして御質問いたします。

39ページの13の放送番組制作委託料ということで、これはFM島田と防災放送協定を結んで、吉田町全域にはまだ番組が流れないというお話ですけれども、島田の市長さんというんですか、首長との対談を企画しているということでございますので、その辺どのような事業を委託する予定なのか詳しい説明と、町民全域にまだ放送ができないということで、町としてどのような今後働きかけをしていくのか、その点についてお尋ねいたします。

次に、49ページの総務費の人事管理費でございます。

職員福利厚生費の中に、謝礼金が前年度当初と同額の54万円予算措置されております。予算に関する主要な事業の説明書では産業医の事業関係という説明でございますけれども、21年度から継続で産業医についてはやっているのか、その辺の内容等を御報告いただければ。また、新規事業なのか、その御説明をお願いしたいと思います。

また、20年度決算におきましては、報償費としまして、横浜心理相談センターによります心理テストを用いたメンタルヘルス研修を実施して、職員一人一人の心身の健康増進を図ってきたと報告を受けて決算の認定をしたわけでございますけれども、本年度の予算主要説明書によりますと、メンタルヘルスなどの研修につきましては職員研修費の自主研修事業の中に取り入れられているということで、少し変わってきたかなと感じるわけでございますが、その点についての御説明をお願いいたします。

もう一点でございますけれども、これは非常に質問しづらいことでございますが、議会費の議会調査費についてでございます。従来の枠配分方式によります予算編成をやめて本年度、実施計画ヒアリング結果を基準とした見直しをかけた予算要求方式に改めたと、企画課長の各課、事務局に対する通知で拝見をいたしました。実施計画額において平均10%を上回る圧縮が必要であるということで予算の積み上げをされたと思うわけでございますけれども、議会調査費につきましては前年度比26%減でありまして、職員の研修費は昨年度1,000万が800万ということで20%減でありますけれども、これは議会事務局に質問してもあれなものですから、町長に、この議会調査に関しましてどのようなお考えか御答弁をお願いしたいと思います。

以上3点です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） FM島田の件でございますけれども、平日5日間、月曜日から金曜日の朝・昼・夕、1日3回、2分程度でございますけれども、町のイベント情報を流したりということでございます。そのほか、年1回か2回、首長による吉田町アピールというようなことも計画しております。

地域拡大ですけれども、この点についてはまたFM島田と御相談しながら、どんな状況になるのか、許可が関係してくると思いますので、その点を話し合いましたら検討していきたいと思っております。

それから、産業医の件でございますけれども、21年度につきましては当初、榛原病院のお医者さんに依頼するというような計画でございましたけれども、御存じのようにあのような形になりましたので、21年度は委託ができなかったということでございます。

それから、メンタルヘルスの関係でございますけれども、確かに20年度は職員全員を対象にやってきました。昨年度もそうで今年度もそうですけれども、新人の課長には臨床研修というかそのような形で、メンタルヘルスの関係で研修を受けてもらっております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

最後の議会関係の議会調査費並びに職員の研修費につきましてお答え申し上げます。

まず、議会関係の費用でございますが、これにつきましては、一律削減を図るというような対象には入れずに予算を編成しております。したがって、要求があったものについてはすべて認めております。

それから、人事管理費でございますが、先ほど昨年1,000万あったものが800万になったというような御発言がございましたが、21年度の当初予算の職員研修事業費というのは総額で847万1,000円だったはずでございます。したがって、それと大差ない800万ということで措置をしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

FM放送ということで、非常時におきまして町民に対して情報を発信する手段としてコミュニティの、小さいエリアのFM放送というのは大変有意義だと思います。そうした中、現在、全域になっていないということで、この辺のところは今後法律等で詰めるというお話をいただいたわけでございますけれども、町では民間企業の株式を、静鉄とかそういったものを持っているわけで、株を取得してその事業主体の中に今後参加出資するような形でエリア拡充を図っていくのか、その辺のところの確認をお願いしたいと思います。

それと、1日3回、町長からメッセージを、町のメッセージということでお話がありました。これは広域的にどのようなメッセージを発信するのか。それこそ、先日、一般質問でお話ししたように吉田町に来てくださいというメッセージなのか。具体的にどのぐらいの時間でやって、公共媒体を使って町長が発信されるというような御答弁をいただいたわけで、どのようなことを今検討されているか、その辺について確認をしたいと思います。



続きまして、産業医の件に関しましては理解いたしました。今後は榛原総合病院のほうから派遣してもらうような形でということでもあります。メンタルヘルスに関しましては、今、新人の課長を対象にというお話があったんですけども、予算もあるわけでありますので、なるべくなら広く管理職に向かっては門戸を開いていただいて、メンタルヘルスの研修をやっていただきたいと思っておりますので、その辺についての御答弁をお願いします。

最後ですけれども、議会調査費に関しましては、要求事項がなかったからこの金額であるということで御答弁いただきましたが、本当にそうなんです、再度確認いたします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） FM島田の件でございますけれども、平日5日間につきましては町のイベントとかお知らせ、そういうものを朝・昼・夕の1日3回、一、二分程度流すということでございます。それから、首長による件でございますけれども、これは年1回か2回、会談というかそういうものを予定しているということでございます。

それから、メンタルヘルスの件でございますけれども、これについては、先ほど申し上げましたように新人の課長に行っていておりますけれども、管理職についても将来また検討させていただきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 議会関係の費用でございますけれども、予算編成に当たりまして、編成方針を出した段階では財政状況を内部で話をいたしまして、それに基づく編成方針を出しましたので、その中ではかなり厳しい、一律10%程度圧縮しない限りは予算が編成できるかわからないと、こういうような内容の話はいたしておりますが、どこに関してどれだけのものと、こういうようなことでは示唆をしたことはございませんので、議会につきましてもそれなりの要求があれば当然検討いたしますし、議会につきまして査定で減額をしたというようなところは財政担当の中ではございません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 例のFM島田の件でございますけれども、たまたま吉田町の半分ぐらいしか音波が届かないと、これはたまたまでございまして、別にFM島田の放送が流れるということからは期待したわけでも何でもないんですね。

今、議員がおっしゃられた株主として中に参加していくとか、それから株主として吉田町のほうに全部電波が届くようにやっていくあれはないかと言いますけれども、FM島田の免許申請のときの条件がどんなふうになっているかちょっとわかりませんが、そこは私のほうから市長には、もう少し電波が届くようにしてもらいたいということは個人的にもさまざまに形で申し上げておりますけれども、現在の時点でその中に事業主として株を持って入っていくというふうなことは考えておりません。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 最後です。少し内容を変えます。

45ページの自治振興費でございます。

これは過去の当初予算等でもお尋ねしていることでございますけれども、振興補助金及び自治会運営費ということの算定の基準が、隣組の組数、また各世帯、町内会当たりの単価ということで、昔はそれでもよかったかもしれませんが、最近是新興住宅等の増加、及び昔に

においては非常に人口密度が多かった地域でもあったんですが、今の時代の推移により人口動態が変化することによって変わっているということで、この辺のところは、貴重な税金をやはり人数に見合った金額で分配して、地域振興及び自治会の運営に賄うべきではないかと考えるわけですが、これについて今後、算定基準等を見直すお考えがあるか、また検討されてきたか、その辺について最後に質問して終わりたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） この件については、議員おっしゃるように人口も増えているところもございますけれども、その点につきましてはまた自治会等とお話しさせていただいて、どんなのがいいのかまた検討させていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺も含めて、今の時点ではこのような形で算定している状況でございます。

〔「今後検討していくかどうかだけ。検討しないのかするののか」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 自治会の意見等も参考にしていきたいと思っております。ですけど、すぐさあとという形で変わるかどうかはわかりませんが、意見は聞きたいと思っております。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木です。

94ページですけれども、救急医療対策事業費が590万5,000円ありますね。4月から、榛原病院が徳洲会の指定管理のもとで365日24時間救急医療というものができるというように伺っておりますので、町としてこの志太榛原地域救急医療センターを今後どのような形で今後考えていくのかお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、榛原総合病院の救急が24時間365日営業しているという関係で救急医療センターは必要ないのではないかとということで、榛原総合病院は地域の基幹病院として2次救急病院の位置づけになっております。それに対しまして、救急医療センターは第1次救急としておりますので、現在の病院に対する諸問題を考えても、まずは第1次救急で対応することが必要ですので、なくてはならない施設と考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 13番、八木 栄君。

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

別に必要がないというわけではなくて、町の今後の方針ということで今伺ったものですから、1次救急の今までそのために活躍してきたセンターでありますので、そういうことで伺ったわけでありまして、今後ともずっとこれを維持していくという考え方でよろしいかどうか、再度お伺いします。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） そのとおりであります。これからもずっと利用していき

たいと考えております。

以上です。

○13番（八木 栄君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 10番、吉永満榮です。

169ページに移りますが、これは5の芸術・文化振興事業費に入りますけれども、事業の説明等の中を見ていただきますと観劇公演事業あるいは音楽鑑賞事業等の目的があるということですが、その出費する項目はどこに入るのか。静岡県巡回劇場負担金なのか。昨年は決算でいきますと38万8,500円ということですが、今回ちょっと減りまして30万、その辺が充てられるのか。それについてどのような内容であるか教えていただきたい。

もう一つは175ページの図書館管理費でございますが、昨年度20年度決算では6,647万7,000円、19万3,000円ですが、1,100万ぐらいの減額で5,533万7,000円ということで随分の減額になっておりますが、図書費についても、昨年は1,100万ですが今度は500万ということで600万切られているんですけども、その辺の図書購入費等の減額について聞きたい。

それから、清掃業務の委託料についても、決算では750万ちょっとですけども658万ということで、100万ぐらい減額しているということで、途中で100万も委託料を減らすと清掃しないところができるのかどうか。

あとは、177ページに入りますけれども、図書館情報システム借上料もこれも500万から238万3,000円ということで、その辺の減額理由を聞かせてもらいたいと思います。

以上。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

169ページになりますが、芸術・文化の関係でございます。

お言葉に出ましたコンサートとか劇団たんぼぼの関係につきましては、この8節の謝礼金のほうに入れさせていただいてございます。それから、静岡県の巡回劇場は負担金という形で、これは県との絡みがございまして、県と町とそれから団体と、そういう形がありまして、19節の負担金のほうにさせていただいてございます。

ちなみに、ジャズコンサートは23年3月に行うと、それから劇団たんぼぼのほうは22年6月3日に住吉小学校、それから巡回劇場のほうが同じく、今回は応募を全地域にしたわけですけど、ほかがなくて住小だけ応募がございまして、巡回劇場も22年10月に住小で行うというような計画でしております。

それから、図書館の関係でございます。減額したというか図書費が減っておりますけれども、御存じのように図書費については上限はございません図書。しかし、現在の財政状況ということで、とりあえずは図書費を今図書館にしては我慢するというので、このような数字を上げさせてもらっております。

それと同じように清掃の関係でございますけれども、ボランティアさんが入っておる、できることをやってもらって、そのできたことについてその項目を抜いて計算をし直して業者と契約をするということで、100万という数字が減っておるというふうに考えていただきたいと思います。

それから、177ページの図書館情報システム借上料でございますけれども、今回期限とい

うことで、借り上げのあれを新規で今度検討しております。今までのリースというんですか、借り上げが年度末ということで最後に来ているものですから、とりあえずことし1年の分ということで、途中で変えると、今その検討をしている段階でございまして、そのような形で若干例年より数字が低くなっておるといふふうに考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 10番、吉永です。

先ほど芸能・文化のほうは、観劇のほうは住吉小だけと、住小が2月と10月に行うということでもわかりました。

あと、音楽鑑賞については今回はないのかどうかということ、場所はわかりましたけれども、小学校の場合は体育館とかそういうところでやるんでしょうけれども、学習ホールでやる場合があるのかどうかということも、どういうところで会場はやるのか、その辺も教えていただきたいと思います。

それから、図書費についてですけれども、町長の施政方針の中には、「22年度は、通常の図書館サービスが受けられない方々へ、図書の貸し出しを行うアウトリーチサービス事業」を推進するということですが、その事業については、「町内の介護福祉施設への団体貸出サービスが挙げられます。お年寄りの希望に合った本を施設へお届けし、利用者の皆様に大変喜ばれております。将来的には、個人のお宅への宅配サービス等も視野に入れていきたい」ということですが、これについては司書あるいは職員がやられるのか、その費用についてはどのようにされるのか。

非常にいいことなんですけれども、「これまでの『待ち』の姿勢」から意識転換させ、図書館側から積極的に働きかけ、新しい利用者を開拓し、より多くの町民の皆様のために役に立つ図書館を目標として取り組んでいくということでございますので、これは今までの方式とはちょっと違いますので、出張図書館というような形になろうと思っておりますけれども、その辺はどうなされるのか、この中でどこをどのように予算の中で使うのかお聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

初めに、芸術・文化の関係で場所の関係ですね。

たんぼぼ劇団と、それから巡回劇場は住吉小学校の体育館を予定しております。それから、例年のごとく、ジャズコンサートをいつも3月に行っております。これは学習ホールという形で考えております。

それから、図書館の今の出前の関係でございますけれども、あくまでも22年度から、実際に今、1施設は御希望がある場合は回っておるんですけれども、これからにつきましてはのあれは福祉施設を中心に回って、それから行く行くは図書館に来たくても来られないような理由のある方のお宅を回るといふか、希望をとりまして回って貸し出すと、そういうふうに考えておるわけですが、その人件費とかあれは今の図書館の職員及び臨時職員で対応する。ですから、毎日というわけにはいきません。毎年統計をとっておるんですけれども、大体その週人数が落ちついてきております。その中でやりくりができる日で行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 吉永です。

芸術・文化につきましては3つの事業をやるということですが、98万8,000円をどのような割合で劇団と音楽関係とに割るのか、その辺を細かく教えていただきたいと思えます。

それから、図書の関係で貸出サービスなんですけれども、臨時職員ということであると常時使えないものですから、週何回という決まったことで宅配をするんじゃないかと思うんです。今回、臨時職員費が1,000万入っているんですけれども、その辺の対応はいつからやられるのか。それで、対象はどのぐらいあるのかおわかりでしょうか、これからやるについて。

それから、清掃業務を、項目を変えて清掃委託料を減らしたというけれども、その項目に乗らないところはお掃除しないんですか、それはだれがやるんですか。

それともう一点、図書館情報システム借上料の新規の事業者を変えるというようなことですが、それは安く、入札でやるのかあるいは安くやる業者があるのか、その辺についてもお聞きして終わります。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

1点目の芸術・文化の関係の98万8,000円の内訳でございますけれども、ジャズコンサートに35万円でございます。それから、劇団たんぼぼでございますけれども、63万7,150円という数字で一応見積もっております。

それと、出前の対象でございますけれども、まだここここというふうには上がってなくて、福祉施設を中心にとということしか今この場では申し上げられません。それで、将来的には何人とか何件とかという数字になろうかと思えますけれども、ちょっと年数をかけてやっていきたいと。当分の間は職員、今の配置でいきますと正職員が5名、それから臨時職員が5名程度おるわけです。その中でやりくりをして、図書館自体がお客の人数の少ない時間を今統計上出しておりますので、そこで当て込んでいきたいというふうに考えております。

それから、清掃についてでございますけれども、そのところはやらないのかという御質問でございますけれども、ボランティアの方ができるのは100%ではございませんが、やってくれているところもあるものですから、そこら辺で、始末という言い方はおかしいんですけれども、ちょっと内容を変えさせていただきましてこのような数字になったというふうに御理解を願いたいと思えます。

以上でございます。

〔「借上料」の声あり〕

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 借上料のあれは入札を考えております。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

3点ほど質問をお願いいたします。

まず、障害者自立支援施設がこれからオープンに向かうわけでありましてけれども、73ページに指定管理料が121万2,000円と載っております。これは手続は今後どのようにされていくのかということと、今現在5万円という運営委託料でやっていると思えますけれども、その

121万2,000円という指定管理料の算出方法についてお伺いをしておきたいと思います。

それから2点目ですけれども、7款商工費の中で小山城の資料館の管理手数料というのが42万4,000円計上されております。これは、22年度どのようにこの資料館を管理していく予定であるのかというところをお聞きしておきたいと思います。

それから3点目ですけれども、土木費になるかと思えます。4項の都市計画費の中で土地区画整理事業というのが載っております。その中で浜田の土地区画整理組合が負担金と補助金と載っておりますけれども、負担金のほうが平成21年度の予算と比べて増額、補助金のほうが減額予算となっておりますけれども、22年度の計画について説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

73ページの障害者自立支援室の指定管理委託料でございますが、まず平成22年4月から9月まで、この間はこのうちのマサムラ作業所の委託分ということで、年間を通じまして5万円の積算をしておりますので、半年分ということで2万5,000円、これに加えまして障害者自立支援施設の管理委託分が118万7,000円でございます。

その内訳でございますが、需用費としまして電気使用料が56万2,500円、それから水道使用料が6万7,500円。役務費として、これは計算上の内容でございますが、浄化槽の手数料が7万2,450円、浄化槽清掃点検手数料が19万1,456円、植木の剪定手数料が6万円、それから日常清掃管理手数料としまして19万575円、これに加えまして放送聴取料ということで4万340円、これらの合計額でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

122ページの資料館の管理手数料でございますけれども、本年度から資料館は日曜日も開館させていただいておりますけれども、来年度につきましては、日曜日とあわせまして祝日の12日間を新たに追加させていただいて、年間で64日開館をしたいという考えで予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 136ページの土地区画整理の関係でございます。

まず初めに、浜田の関係の負担金のほうが去年が2,475万円ということで、22年度は4,365万円ということで増えております。この関係につきましては、榛南幹線のほうを重点的に整備しなさいと県のほうから話がございますして、その22.5%、事業費でいきますと1億9,400万の事業費をもって進めていきたいと考えております。浜田の榛南幹線の部分について進めていくという形になります。

それからもう一点、浜田の土地区画整理事業の補助金との関係です。

補助金につきましては、去年、町の関係の水路補助をもらったわけですが、本年度は榛南幹線のほうに重点的に進めるという話になりまして、この辺を減らしてございます。527万7,000円の使い道でございますが、利息と利子補給という形になります。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

町の公の施設の指定管理というのは健康福祉センターがあると思いますけれども、今回整備している障害者自立支援施設も健康福祉センターと同じ方法で、実際にかかるコストを指定管理料として設定したということによろしいかどうかお伺いしたいと思います。

また、現在さくら作業所の委託ということで、やまばと学園のほうを受けておられますけれども、今後、事業年度の途中ではあるんですけれども、その辺の手続についてはどのようなになっているのか。協定のほうもあるかと思いますが、その点の御説明をお願いいたします。

商工費の中の資料館の管理でございますけれども、この資料館の資料についてであります。

産業課長のほうからお答えがあつて、資料館の管轄は産業課ということでありましてけれども、資料館の中にどのような資料を収集するかということころは、基準について産業課のほうで持っているのか、あるいは、内容からいうと歴史の資料でありますから、これは教育委員会の中できちんとした基準に基づいて収集をするということではないかと考えます。管理については管理手数料ということで日数が増えたというのが増額の理由だと思っておりますけれども、どのような資料を収集するかということについてはどのような基準になっているのかお伺いしておきたいと思っております。

それから、浜田の土地区画整理について説明がありましたけれども、22年度については榛南幹線をメインにやっていくということで、従来組合が進めている事業に対する補助金というのは、今回はそれも榛南幹線に集中をするということで、それ以外はやらないということによろしいかどうか。利子補給だけという説明でございましたけれども、それで今後、土地区画整理事業というのが予定どおり進めていけるのかということと、あわせて榛南幹線の延長をするということだと思っておりますけれども、組合の関係の地権者の理解等は確実なこととして、この榛南幹線の22年度の事業は予定どおり、計画どおり進められるということであるのか、見通しについてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） まず、障害者自立支援施設の指定管理の委託料でございますが、これにつきましては、施設管理をする上で必要な経費を算定しております。この施設は、自立支援施設の管理運営を当たっていただくことに加えまして、障害者自立支援法の福祉サービスの事業所でもありますので、その事業者としての運営の、報酬とかですね、そうしたものと組み合わせて実際には実施をしていくという形になるかと思っております。

それから、さくら作業所の切りかえでございますが、これは自立支援施設、8月末に施設が完成をしまして、一定の準備をしまして10月1日から新たに施設の開設をするという形になっておりまして、さくら作業所につきましては10月1日をもって就労継続支援B型の施設ということで、自立支援施設の中に移行するという形になりますので、その手続につきましてはサービス事業者の方が手続を行い、これを委託、事業者として認定をしていくという形になるということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 都市建設課長、大石悦正君。

○都市建設課長（大石悦正君） 浜田の関係です。榛南幹線だけ進めるのかというお話で組合としてどうかという話だと思っております。

3月28日に総代会を予定しております。その中で、組合の事業について話を進めていくということになりますので、榛南幹線だけ進めるというわけではなく、町として榛南幹線の補助はしますが、ほかの事業としては組合で進めていくという話になると思います。

それから、榛南幹線の見通しはどうかということで、今現在、仮換地指定が74%いってございます。22年度につきましても仮換地の指定を進めたいと組合は考えています。なるべく早く100%の仮換地をしたいということで組合からは聞いてございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

資料館の資料につきましては、当時、資料館ができたときに昔の農耕具とか農機具、また昔の遊び道具等が今展示されておるわけでございますけれども、そのほかにつきましても当時、町民に募りましてそれらを収集したと聞いております。また、現在でも古いお宅を取り壊すに当たりまして、そのような昔の農機具、農耕具等があった場合、見に来てくださいということで職員が出向いているんですけども、それらのものにつきましては、もう既にあるものにつきましてはお断りをしているような経緯がございます。

当時、一番初めに開館したときに集めたもの以外のもも現在入っておる状況でございますけれども、どのような状況になっているとかいうのはちょっと、一番初めの出発がちょっと自分ではわからないところでございますので、申しわけございませんが以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚です。

障害者自立支援施設についての説明が課長からありましたけれども、ただいまの説明ですと、実際にかかる経費以外に障害福祉サービスとしての事業云々ということが言われたと思うんですけども、それも指定管理料の中に入っているということですか。先ほどの一度目の説明ですと、水道料だとか電気料だとかという実際かかるコストについて、その分だけ指定管理料の中に入れてきたというふうに私は解釈したんですが、事業者が行う事業サービスについてはどのように町は考えておられるのか。

あわせて、今さくら作業所がございまして、今度それが障害者自立支援施設の中では就労のB型になるということで、さくら作業所がその部分だけ指定管理となるのか。施設全体についての指定管理というのが、今後どのような手続を経て指定管理業者が決まっていくのかというところの説明をよろしくお願いいたします。

それから、資料の件なんですけれども、産業課長からは説明がありましたけれども、教育委員会の事務局長にお伺いしたいと思います。

今は資料館の資料というのは産業課の中で、町民からの申し出があって、それで実際に見に行つて集めるということでもありますけれども、本来、大勢の訪れるお客様もある中で、吉田町の小山城の資料館に行けばどのような資料が見られるかというところで、これは文化的・伝統的に大変重要なことだと思います。きちんと資料の収集基準を決めて、農民の歴史物を集めるのか伝統を集めるのかといったような、そうした基準を設けたほうがいいと私は考えますが、教育委員会との連携というのがとられる予定はないですか。必要性はないのかどうかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。



○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

今、議員が言われるように、うちのほうは文化財保護審議委員という形の団体というか、そういう方でいろいろ町の資料というか、昔の歴史のものを管理とか補修とかしたほうがいいとかそういうことをやっておって、その中に今産業課長が言われるようなことも、古い民家を取り壊してこういうものは要らないかとかいうのも若干は、僕が教育委員会に来てからも一、二件はあります。そういう方に行ってもらって現場を見ていただいて、それで今言われるように中にはもう資料館にあるとか、ある程度、公民館のほうにも倉庫というか収納庫に古いものが置いてあるものですから、それと照らし合わせまして、欲しいものはもらってきていただいたり、公民間の前の石なんかも、ちょっと掘ったほうがいいんじゃないかというようなものはストックはしてあるんですけども、今後、今議員が言われるように、産業課との連携は図っていかなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長（水野辰明君） 社会福祉課でございます。

自立支援施設の指定管理の委託料でございますが、先ほど申し上げました建物の維持管理に必要な経費につきまして指定管理委託料として計上がしてございます。

それから、指定管理の手続でございますが、今後、この障害者自立支援施設の設置のための条例を上程させていただくということとあわせまして、指定管理の関係も議案として上程をさせていただきまして、御審議をいただくということを考えております。

以上です。

○9番（大塚邦子君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 幾つか質問します。

職員の人件費のことですけれども、この間の一般質問の中でも、平成17年4月当時は224人いた正規職員が22年度では210人でスタートということを知りました。14人減っているということは、大分職員が頑張っているという言い方もできるし、職員に負担がかかっているのかなという見方もできるかと思えます。

それで、職員の数はわかるんですけれども、恐らく臨時職員がその減った分はフォローしているのかなと思いますので、22年度のスタート時点での臨時というのは何人ぐらいになっているのかということをお聞きしたいのと、それから、先日来何回も説明を受けているものですかから余りしつこく聞くのもなんですけれども、緊急雇用創出事業の臨時さんを3,000万で1年間雇うということですから、その辺の絡みが、例えば図書館でいえばさっき新しい事業をやりますよということで臨時を1人入れるらしいけれども、1人やめるから実質的には人数は変わらないというふうなことだと思えるんですけれども、その辺の絡みがあるものでちょっと整理していただきたい。

それから2点目に、54ページの税の滞納機構の件なんですけれども、314万8,000円という負担金を負担するわけなんですけれども、これは5件だということを知りました。これは幾らぐらいを移管することになるのか。それで、21年度の途中だけでも21年度は1,500万円移管して1,200万ぐらい入ってきているという効果がありますよということとか、移管予告で効果が7,800万ぐらいというような評価がされているわけで、その辺のことが、本当に移管予告

でそうになったのか税務課の職員が集めてそうになったのかちょっとわかりませんが、そういう言葉をちょっと聞きたいと思います。

それからもう一点は、新規事業の中で、額は小さいんですけども、ひよこさん教室におけるブックスタートをやりますよということで、子育て支援に大変いいことではないかと私は思いますけれども、これをどういう形でやるのか体制と、それから、これをやることによって何か効果が期待できるのかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 臨時の22年度の予定人員でございますけれども、予算上につきましては143人の臨時を予定して計上させていただきました。今の143名のうちには緊急雇用の分も入っております。

○議長（増田宏胤君） 税務課長、仲田京司君。

○税務課長（仲田京司君） 54ページの滞納整理機構の負担金の関係でございますが、こちらにつきましては、今年度21年度までに行ってきました徴収事務ということに加えまして、機構に業務の追加をするような形に22年度からなるということになりますので、その部分の負担金を加えたというような形で計上させていただいております。

まず、徴収の関係の負担金でございますが、基本負担額につきましては10万円ということで、21年度と同じような金額になっております。それから、書類件数割り額ということですが、これにつきましては21年度までは1件20万円ということで計上してございましたところが、今回、徴収実績割りということが22年度から加わるということで、移管の事業案件が1件当たり20万が13万円に減って、今回予定しておりますのが5件ということで、65万円ということで計上してございます。

それから、22年度からは20年度実績をもとにしまして徴収実績割りということで、徴収実績の10%が負担金ということで、1,854万2,555円実績がございましたので、185万4,000円の負担金ということで計上をしてございます。

それから、新しく研修事業を業務に加えたということでございます。その負担金につきましては6万3,000円を計上してございます。

それから、軽自動車税の関係で申告書の取り扱いの事務の負担金ということで、これにつきましては45万6,000円、それから軽自動車税の関係で同じく提出書類の情報の取り扱い負担金ということでこれが2万5,000円ということで計上をして、合計で314万8,000円ということになってございます。

それから、機構への移管予告の関係でございますが、それにつきましては、機構へ送る案件を拾いまして、その対象者に対しまして移管予告通知というものを送付いたしまして、その結果、分割納付ということで納付誓約等をしていただいた方とか直接納付をしていただいた方という形になりますので、税務課の職員の納税相談によって件数が増えている部分とその予告による効果と両方だと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） ブックスタートの件ですけども、ブックスタートですが、まだ字を読むことや単語の意味を理解したりストーリーを楽しむことのできない赤ちゃんでも、絵本を開いて優しく語りかけられることが大好きで、その時間がとても大切なひと

ときであることを伝えることを目的としております。これによりまして、赤ちゃんと保護者が絵本を介して向き合い、親子の触れ合いの時間を持つきっかけができると、そういう効果があると考えております。

それから、体制ですけれども、現在、ひよこさん教室という教室を実際にやっております。こちらのひよこさん教室を利用してブックスタートのほうも行うんですけれども、一月置きで考えております。本来のひよこさん教室の次の翌月にブックスタートの教室を行うという形を考えております。4月以降に生まれた子供さんを対象として考えておりますので、このブックスタートの時期としましては5カ月児が最適と考えられますことから、9月から実際に教室が始まるというふうに考えております。

それから、実は僕もこのごろわかったことなんですけれども、ブックスタートという言葉はNPO法人の固有名詞というか、何かそういう権利があるようなことで、余り使ってはいけないということがわかりました。ということで、当町としましては初めての絵本教室というような形で、今は、ブックスタートですけれども、そういう名前で事業をスタートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にお話ししたいんですけれどもね、ブックスタートを提唱されていたのは議員ですよね。その熱心に提唱されていた議員が、ブックスタートをやってどんな効果があるんですかねって、そういうふうな皮肉ったような、精神が分裂したような質問はやめていただきたい。素直な質問をしていただきたい。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 町長、ちょっとショックです。町長の言葉は、ちょっと言葉を返して悪いですけれども、品がないと思います。

それで、私は効果がどういうところにあらわれるのかと聞きましたけれども、いろいろな効果が出てくると思うんです。今ちょっと課長が答えたかどうかわかりませんが、ひよこさん教室への参加がたしか低いんじゃないかと思うんです。このブックスタートをやることによって、多分何%かは上がる効果が出るんじゃないかなという思いもあって聞いているわけで、私は確かに一般質問でも聞いたことがございます。効果がわかっていなくて聞いているわけじゃなくて、私は決して町長をおちょくっているわけではございません。ぜひそこは誤解のないようにしていただきたいと思います。おちょくっているわけでは絶対ありませんのでね。

それでは質問を続けます。

臨時のところは140人くらいとおっしゃいましたけれども、緊急雇用の分が入ってですよという答弁で、緊急雇用のことについては同僚議員からいろいろな形で質問もされていますけれども、もう一回そこを整理してほしいと思って聞いているわけで、人数を言う場合、この間の説明だと半年交代だよというようなことで、半年ずつ11人だと22人になるんだけれども、そこら辺のところをそういうカウントをしていいのかどうかというところがちょっと私も整理できていないもので。

それから、さっき私も言ったように、本来なら、ちゃんとした臨時と言ういい方はおかしいんですけれども、新しい事業をやるために入れるんだよということで、ある部分、そうい

う作文と言っていいかわかりませんが、そういうことでやっているところもあるかなと思いますのでその辺の人数のカウントの仕方がね、ちょっとあいまいなものですからちょっと、確認というか質問をしています。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

臨時緊急雇用ということでございますので、担当課となる企画課のほうからお答えをいたします。

ちゃんとしたところというのが難しいわけですが、緊急雇用につきましては既存の事業ではだめですよということが条件としてありますので、すべてが新たに発生した事務と、こういうとらえ方になります。その中で、図書館につきましては新たな事業で、これは、この緊急制度がなくなっても多分それをなくすことは難しいのではないかと、こういうものも含んでおります。

それで、全体として緊急雇用の22年度の計画でございますが、直接雇用につきましては特殊な事務でない限り、議員の御質問にありましたとおり半期ごとの契約期間ということになりますので、半期ごとの契約が人工でいきますと22でございます。したがって、これは半期ごとの同じ期間だけ延長することができることになっていきますので、同一人をもし雇用したということになりますと11人ということになりますけれども、単純に11人とか22人とかいうことはちょっと難しい問題です。

それと、外部に委託して雇用していただいて事業をこなしていただくというものが2カ所ございまして、それにつきましてはシルバー人材センターを窓口にしまして、保安林の保護環境整備に人数といたしましては10人雇い上げをしていただく予算を組んでございます。それから、地域包括支援センターに、社会福祉協議会を窓口といたしまして1人採用をしていただくということで考えております。

したがって、前期、後期の22人工プラス委託事業として11人ですね、これだけ22年度では予定をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 先ほどの効果の話なんですけれども、議員がおっしゃるとおり、ひよこさん教室をやることによって人数が増えるということはあると思います。それからもう一つ、こういう絵本になれる、本になれるということで、最終的には図書館の利用率の向上にもつながるんじゃないかと、そういうことも考えられると思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） 勝山です。

99ページの母子保健衛生費の中の特定消耗品費についてお伺いいたします。

平成20年度の決算における需用費の金額よりもこの特定消耗品費がマイナスの予算になっております。まず、このマイナスの要因をお伺いしたいと思います。

そして、今ブックスタート事業のお話がありましたが、何月議会だか忘れましたが、この提案をしたのは私でございます。その背を押していただいたのが佐藤議員でもありますし、このブックスタート事業がやっとなが町でも開始をされるということで本当に喜んでいる次

第でありますけれども、またこの事業についてちょっと詳しく、先ほど御説明がありました  
が、ひよこさん教室の中で実施をされるというふうに伺いまして、隔月に行われる、5カ月  
のお子さんを対象にということは、4月から生まれて5カ月後、隔月でということは、年間  
を通して、要は生まれた子の半分ぐらいのお子さんしか対象にならないのではないかと  
いうふうに思っております。

また、ひよこさん教室に来られなかった人に対して何らかの形でブックスタートのプレゼ  
ント、また、本を聞かせる楽しみを味わえる何かほかの方法というものはないのかどうかと  
いうことをお聞きしたいと思っております。

そして、ほかの事業の中で4歳、5歳の児童を対象のフッ素事業がこの中にあると思いま  
すけれども、この中の4歳、5歳児というのが保育園とそれから幼稚園の実施になっており  
ます。平成20年度の実施では保育園が5園、そして幼稚園が1園となっておりますけれども、  
我が町では幼稚園が2園あります。この予算の中ではこの実施をどのようにお考えになって  
いるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） まず1点目の特定消耗品が減額になっているというこ  
とですけれども、21年度が50万少々で、22年度の予定が76万強ということで、ブックスタート  
の新たな事業が始まった関係で、その部分を抜かせばほぼ同額じゃないかと考えております。

それから、2点目の来られなかった方に他の方法をとという話ですけれども、来られなかつ  
た方には再度また通知のほうを出したいと考えております。本来、余りいいことじゃないで  
すけれども、ただ本をプレゼントするというだけでは余り意味のない話なんですけれども  
も、そのときに少しでもお母さんないしお父さんにそれを伝えることでカバーして、第二弾  
目を考えていきたいと思っております。

それからあとフッ素ですけれども、保育園は全保育園ともやっております。幼稚園は町内  
2つある中の1つがちょっと理解を得られずに今やっていない状況です。予算を立てるに当  
たりまして当然どうですかという話はしたんですけれども、22年度もちょっとできる状態  
ではないということで、1幼稚園分の予算はとってありません。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 11番、勝山徳子君。

○11番（勝山徳子君） フッ素の件でありますけれども、ここでお名前を聞くわけにはい  
かないのか、HなのかTなのか、頭だけ聞いていいのかどうか。やはりこの4歳、5歳。児に  
とっては非常に大事な時期であると思っております。園の考えがどのような考えであるのかただ園  
としてはやりません、ああそうですかというわけではないと思っておりますが、非常にこの4歳、  
5歳児にとっては大事な事業ではないかというふうに思っております。どちらのというか、  
お名前はまずいでしょうかね。もう少し指導というものが大事ではないかというふうに思  
いますが、いかがでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 園の名前のほうはちょっと勘弁していただきたいと思  
います。また健康づくり課のほうからお話はさせていただきます、悪いことじゃないです  
ので、これからぜひ協力してもらえようというお願いをこれからはしていきますので、ち  
よっときょうのところは勘弁していただきたいと思っております。

それから、その園がやらない理由ということですからけれども、ちょっとそこまでは確認してありませんので、申しわけありません。

○議長（増田宏胤君） いいですね。

○11番（勝山徳子君） はい、了解です。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

補助金につきまして、これは各項目でかなり補助金があるわけですからけれども、来年も、地域活性化大規模イベント事業補助金として200万円ほど新規のものが予算化されております。私、昨年一般質問でこの補助金につきましてどのようにお考えかという質問をしましたら、整理・統合を図り、いわゆる合理化によって経費節減、見直しを行っていきますと、そういう回答といたしますかお言葉をいただいたわけですからけれども、各市町、新聞等でもよく記事としてありますけれども、言葉は悪いですがけれども、いわゆる補助金のたれ流しとか福祉の上乗せじゃないかとか、そのようなことも言われるわけですからけれども、歳出に占めるこの割合ですね。それから、類似団体に比較して金額的にはどのような状況か。それから、一般財源に対して10%を超えないほうがいいんじゃないかということをよく言われておりますけれども、その辺のことについてお聞きします。

以上のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

補助金の考え方でございますけれども、やはり補助金につきましては経常的になるものは避けたいということは原則的に思っております。それで、当町においては平成16年度に全事業の見直しを行っております。その中で補助金につきましてもかなり厳しい評価を下しまして、それからできるだけ削減を図ると、こういうような取り組みを行っております。

それから、第3次の行政改革大綱の中でもそうした取り組みを行っておりますし、集中改革プランの中でも、終期を定めながら補助効果を高めるようなことをやろうと、こういうことで思っております。

それで、今回できました地域活性化大規模イベント事業補助金でございますが、これにつきましては同じ団体に対して恒常的に出ていくというものではございませんで、事業に対しての補助金でございます。ですから、運営補助金とかそうしたものは異なる性格でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、類似団体の中でどの程度の位置づけにあるのかというような御質問がございましたが、具体的な資料を今探しませんと出てまいりませんので、明確な回答はできかねますけれども、当町につきましては、経常経費そのものがそれほど高い割合を示しておりません。経常経費が90%を超えるような団体であればかなり硬直化したこととなりますけれども、当町の場合まだ70%台でございますので、そういう意味では、ほかの経常経費も含めまして決して高い状態にあるとは思っておりません。

以上です。

○4番（杉村嘉久君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） お伺いをいたします。

農業振興の中で、111ページでございますが、米需給調整総合対策事業費として42万5,000円、先日も同僚議員がお伺いしたと思いますが、昨年夏の衆議院選で政権交代をした民主党の言われる米補償制度が本年4月1日から始まるという先日の回覧、「広報よしだ」の中にパンフレットとして挟まれておったわけですが、これは各家庭、一般のお宅にも配付されたと思います。これの予算計上がないわけですが、4月1日から受け付けが始まるという状況でございますが、これは町の対応はどうされるのかお伺いをしたいと、このように思います。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

戸別所得補償モデル事業につきましては4月から始まるわけでございますけれども、この事業が始まるにつきまして、榛南地域水田協議会というのがJA榛南のほうに本部を置きまして、吉田町と牧之原市のほうで、前は転作の事業を進めていった経緯がございます。町としましては、牧之原市と同じように、この榛南地域水田協議会が母体となって事業を進めていただきたいということを申し合わせていたところでございますけれども、JA榛南のほうでなかなかその辺のモデルができないということも言っておった中で、推進市というものが国のほうから示されてきましたのが、この当初予算編成後に示されてきた経緯がございますので、これらにつきまして現在、榛南農協とも、牧之原市を含めまして、この戸別所得補償モデル事業についての事業実施につきまして、今後、話を進めていきたいと思っております。

先ほど言いましたように、推進市のほうにつきましては今後補正の中で対応をしていきたいという考えを持っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 大体わかるわけですが、平成19年ごろ、休耕・転作については役場からJAのほうへ事務を移されているわけですね。今回、この米補償制度、また戸別所得補償モデル対策というか、これの推進というか事務を進めるための総括的な事務は、それじゃJAがするのか、それとも役場側が担当するのか、そこら辺を一つお伺いしたい。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 転作につきましては先ほど言いました榛南地域水田協議会のほうが母体となってやっておったわけですが、今回4月から始まるものにつきましては、行政のほうでやっていただきたいという話が今現在進んでいるという状況でございます。ですので、町が主体になるということだと思います。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） わかりました。じゃ町が主体になってやると、こういうことであると思います。

しかし、申し込みは4月から6月まで、そしてまた補償支払いは12月から3月までと、こういうことまでうたわれているわけですね。新しい事業でありますので、進めるというか早急に対応しないとこれはなかなか大変な事業であると、このように思います。ぜひ頑張っていただいて、制度がうまくいくように、米が本当に下落しまして格安になっておりますので、ぜひ当局の対応をしっかりやっていただきたいと、このように思います。よろしく願います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） 3番、市川でございます。

ページですけれども、179ページから180ページにかけまして、体育施設・広場維持管理費ということで530万円計上されておまして、その中で180ページにスポーツ広場植栽管理業務委託料が370万円ということで載っております。これは、先日の全協のときにシルバーのほうへ業務を委託しているということでお伺いしたわけでございますけれども、この具体的内容ですね、どういったことをやられているのかということが1点。

それから、簡易トイレが河川敷の中にあるわけでございますけれども、これも、行事等の内容によってはそのときだけまた増やしていただくということも伺いましたけれども、河川敷外にトイレが以前からあるわけでございますが、このトイレについて維持管理費というのはかかっているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

以上2点をお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局でございます。

第1点目の180ページのスポーツ広場の管理費370万円の内容ということですが、主にグラウンド整備、それから外溝の低木の管理ですね。それから、大ざっぱに言うとそこに散らばっているごみ拾いとか、そういうことを日常にやっております。

それから、トイレの関係でございますけれども、仮設のトイレがここにあるんですけれども、常時今3基、中に仮設のトイレがございます。その維持管理は業者のほうへ、トイレットペーパーの入れかえであるとか、くみ取りですか、それからあと芳香剤というんですか、そういうものの管理を1年間、1カ月何回とかそういうふうにしてやって、特に夏場が一番回数が多いんですけれども、そのような管理業務を委託しております。

それから、外にあるトイレでございますけれども、これもその中に入っております。管理の中に清掃であるとかそういうものは入っておりますけれども、使用者がおらないものですから、中のに比べますと、2回に1回とかそういうふうになっているかとは我々も考えておりますけれど。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） 3番。

そうしますと、トイレのことでございますが、利用をされていなくて維持費がかかっているということでしたら、中にあるほうは使い勝手がいいものですから使いますけれども、外のものについては、我々も試合とかでよくグラウンドを借りますけれども、土手をよじ登って使うということはほとんどないものですから、もし何でしたら撤去を考えてもいいじゃないかなという気がいたします。

それから、広場のほうの管理については、全般的に管理のほうをしてくださっているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局です。

今の2点目の質問のほうは、全体的に管理をしているということで理解していただいて結



構でございます。

それから、トイレのほうでございますけれども、本当に申し上げにくいんですけれども、本当は我々中にあるトイレは取りたいんです、はっきり言って。だがしかし使い勝手の関係があるものですから、初めは外側につくって使用される方はそのつもりでしたわけなんですけれども、どっちを残したいかという、できましたら外のほうを残しておきたいというのが我々管理する側の心情でございます。ただ、使用が無料ということがあるものですから、使ってくれるのは結構なんですけれども、そこら辺も利用者の方が考えて、ある程度やっていただければありがたいなというふうに内心に思っているところが本音でございます、この場でそんなことを言って申しわけないんですけれども、外側のトイレを残しておきたいということは明確に申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○3番（市川陽三君） 了解です。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） 8番、八木です。

189ページの、これは人件費の中の共済費、それから時間外手当についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、本年度の予算を見ますと、人件費部分というのは前年度に対して大分全体的に増額されております。ここにあります共済費、それから時間外手当についてももちろんでそうでございますけれども、この共済費と時間外手当についてちょっとお尋ねいたしたいと思うんです。

この共済費というのは、これは自分たちの努力によって増額したり減額したりできるものではなくて、いわゆる定率あるいは定額というような基準に基づいて算出されたものだと思うんですけれども、これを見ますと、前年度に対しまして本年度は3,563万7,000円という大変大きな金額で増額をされております。共済費は、基本的には給与費にある定率を掛けてということで個人個人のを積算したと思うんですけれども、それにしても給与費がわずか、予算的にはですよ、199万7,000円、これは増額率を見ますと1%にも満たない0.18%になるんですね。計算しますと0.18%です。それに対しまして共済費の3,563万7,000円というのは、2割、20%の増額に計算上はなっております。

これを見ますと、職員数のほうも、これは前年度192に対して本年度194の2名だけの増員で、結果的に共済費がこれだけ、2割も上げた計算になっておるわけでございますけれども、この共済費の掛け率が何か変わっているんでしょうかというのが1点目の質問です。

それから次に時間外手当でございますけれども、これも本年度は前年度に対して990万という大変大きく上がっております。これはやっぱり計算しますと28%。それで、さきの本年度の最終的な時間外手当の増額補正が、この12月議会、それから1月の臨時議会で各課における時間外手当のいわゆる増額補正がなされました。そのときの増額補正の理由というのが、当局の説明ですと、21年度は60周年記念事業がありまして、それに大変多くの時間を費やさざるを得なかったと。それによって当初計画した時間外手当の額よりはるかに大きくなってしまいましたという説明がございました。

これを見ますと、前年度の当初予算に対して本年度は2割も上げたということは、また本年度において何か時間外、要するに時間を費やさざるを得ないような新しい事業が予定されているのかどうか。要するに、前年度の当初予算に対して3割近くも超えざるを得なかった

のかという、この数字を出した根拠についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

以上2点よろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 共済費につきましては、これは役場自体が負担するものでございますので、個人とほとんど折半ということになるかと思ひますけれども、21年度に比べて全体的に率が上がっているということでこのような数字になっているところでございます。

それから、時間外手当でございますけれども、補正のときに60周年とかというような、主なものについて説明させていただいて増えているよということでございますけれども、そればかりじゃ実はないですので、今年度の実績にかんがみて来年度はちょっと増やして、このような数字を計上させていただいたということでございます。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） この共済費については料率が改定されたということで、積算した結果このような数字になるということで理解しました。

それから、時間外手当でございますけれども、今の御説明によりますと、21年度の実績をベースに本年度の予算を計上というふうなお答えでございますけれども、その実績の中には、それこそ60周年事業によってかなり時間をオーバーしましたと、そういう部分は当然加味されていないというふうに考えてよろしゅうございますか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 60周年記念事業を行った課は全部の課ではございません。ほかの課においても時間外手当は増えてございます。ですので、そこら辺の分については、60周年の分については余り加味していないというような形で、今年度はこのような形で増やさせてもらったというようなことでございます。

○議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和君。

○8番（八木宣和君） 了解しました。この時間外手当というのは、やはり本当に必要な残業をやりましたという分については、これはもう絶対的に労働の対価として支払わなければいけないものだと思います。ただ、そうではなくて、やっぱり大切なことは、慢性的な残業というのはやはりそれぞれここにおられる課長さん方の、残業というのはこれは課命ですから、御指導によって減額するということはもう可能なことなものですから、そういう意味で、本当に必要な残業に対してはこれは支払わなければいけないけれども、そうでない慢性的な残業というものがもしあるならば、これはぜひ管理者の皆さん方の御努力によって漸減するような方向に持っていただきたいというふうに思ひます。

終わります。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、本日の会議時間は議事の都合によりましてあらかじめ延長します。

---

### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第19、第22号議案 島田・榛原地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

質疑を行います。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

この協議会につきましては、当初の役割が終わったという説明を受けているわけでございます。であります、さきの一般質問において、町長のほうから大井川を基軸にした交流が必要であるということで、今後、このような形の協議会というものが御検討されているかどうか。この廃止に伴って島田市、川根本町以外との連携も考えられるのではないかと思います。この廃止に伴って、昨年ですか、志太榛原中東遠地域での市町サミットという形で町長が発言したのをDVDで拝見させていただいたんですけども、静岡市と浜松市という政令指定都市を挟むこの地域として、吉田町としても、県のビジョンをいただいてそれに添った形でやっていくという、そういう報告を見させていただきました。

この廃止に伴いまして、町として今後町長のお考えがあるようでしたら御教授を願いたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は志太榛原中東遠の市町サミットでも知事にはっきり申し上げたんですけども、志太榛原中東遠といってもイメージがはっきり言ってわかりません。知事は一生懸命言われますけれども、その志太榛原中東遠という一つの地域が、私にとってはイメージアップできません、非常に無理があることだろうと私は思っています。

一般質問でもお答えしましたけれども、やはり大事なことは、吉田町というのは置かれている状況の中で、まず素材としての大井川の流れというふうなものを基点に考えていったほうがよりよい地域連携ができるのではないかと、そんなふうに思っております。いずれそれなりの形をもっていろいろなところで声が出されてくると思いますので、またお待ちいただければありがたいと思います。それを通じて当然職員の交流等も、それから情報の交流等も、やはり重層的にトップから職員に至るまでさまざまな階層、それからジャンルにそういうものができていけば、よりよい地域連携というものができていくと私は思っております。

○5番（藤田和寿君） 了解。

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第20、第23号議案 駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第21、第24号議案 榛原総合病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第22、発議案第1号 公立病院の維持・存続に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、八木 栄君の説明を求めます。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

発議案第1号について御説明を申し上げます。

公立病院の維持・存続に関する意見書については、志太榛原5市2町議会議長連絡会において、地域医療に対する共通の課題として意見書の採択要請がありました。ついては、当町議会としても意見書を提出する必要があると判断したため、発議案として提出するものです。朗読をもって内容の説明とさせていただきます。

発議案第1号 公立病院の維持・存続に関する意見書について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月23日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、八木 栄。賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司君。同、枝村和秋君、同、市川陽三君、同、杉村嘉久君、同、藤田和寿君、同、片山 武君、同、永田智章君、同、八木宣和君、同、大塚邦子君、同、吉永満榮君、同、勝山徳子君、同、川原崎昇司君。

公立病院の維持・存続に関する意見書。

平成16年に新医師臨床研修制度が始まって以降、全国的に病院勤務の医師不足が顕著となった。

特に、ここ数年、医療費の抑制を図るためのさまざまな医療制度改革等が進められてきたため、地方の自治体病院は大きな影響を受け、診療の縮小、制限や休止はもとより、病院の閉鎖に追い込まれるなどの事態が生ずるなど、病院経営は年々厳しさを増している。

静岡県志太榛原地域では、4つの公立病院がそれぞれの役割に応じてバランスの取れた地域医療を担ってきた。

しかし、経営の悪化とともに医師不足・看護師不足が過重な労働を強いるなど、医療現場に大きな不安が感じられ、自治体の責務である住民の生命と健康にかかわる安心・安全の基

盤が揺らぎ始めている。

こうした厳しい環境の中で、それぞれの病院が医師・看護師の確保に努め、経営改善に取り組んでいるが、一病院、一自治体の努力だけでは限界もあり困難な状況となっている。

国は、こうした地域医療の厳しい現状を受け止め、下記の事項について早急に対処されるよう強く要望する。

記。

1、地方の公立病院への医師の充足配置について、絶対数が確保されるよう速やかに必要な措置を講じること。

2、地域医療を担う自治体病院の安定した経営が確立できるよう、必要な財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日、静岡県榛原郡吉田町議会。

送付先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。八木 栄君、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第23、発議案第2号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者永田智章君の説明を求めます。

7番、永田智章君。

[7番 永田智章君登壇]

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

発議案第2号の説明を行います。

発議案第2号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議について。

地方分権が進み、議員定数が大幅に減少している状況下で、定数削減と議員報酬の増額といった議論もなされている状況下、議員定数を検討し議会活動の活性化を図ることを目的に特別委員会を設置するため、発議案として提出するものです。

朗読をもって説明といたします。

発議案第2号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月23日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、永田智章。賛成者、吉田町議会議員、杉村嘉久君、同じく藤田和寿君、同じく八木宣和君、同じく川原崎昇司君、同じく八木 栄君。

議員定数検討特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議員定数検討特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、議員定数検討特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第110条及び吉田町議会委員会条例第4条。
- 3、目的、議員定数を検討し、議会の活性化を図るため、特別委員会を設置する。
- 4、委員の定数、委員会の委員は、議会の全員議員をもって構成する。
- 5、継続調査、委員会は、議会の閉会中も調査及び研究を行うことができる。
- 6、調査期間、上記事件の調査・研究が終了するまでとする。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。永田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に議員定数検討特別委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長、副委員長の互選をお願いします。

当局につきましてはここで御退席いただき、委員長、副委員長の互選終了後連絡いたしますので、よろしくをお願いします。

議員の皆様は4階の第2会議室へ移動をお願いします。

休憩 午後 4時57分

再開 午後 5時49分

- 議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
正副委員長の互選結果を報告いたします。  
委員長に河原崎昇司君、副委員長に片山 武君。  
以上のとおり決定いたしました。
- 

◎議員派遣について

- 議長（増田宏胤君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。  
吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日が確定している行事について派遣したいと思います。  
お諮りします。  
議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認め、議員派遣についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。
- 

◎議会閉会中の委員会継続調査について

- 議長（増田宏胤君） 日程第25、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。  
総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり議会閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。  
よって、各委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。
-



### ◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で、平成22年第1回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、一般会計予算を初めとしてさまざまな議案につきまして慎重に審議をいただきまして、一部を除きそのまま通していただきましてありがとうございます。

私は議員の皆様とお話しする機会というのはほとんどございませんで、定例会というものは基本的には行政に対するさまざまなチェックが主となりますので、私は被告でございます。原告として言えるのはこの閉会のごあいさつだけでございますので、皆様に一言原告としてお話し申し上げたいと思っております。

ちいさな理科館設置条例について修正があったわけでございますけれども、論理的に思考に関して一部誤解があるような感じがいたします。藤田議員と佐藤議員のほうから話があったんでけれども、とりわけ藤田議員のほうから、ちいさな理科館のコンセプトとして書類に記されたものの中には教員の研修がないよと、いうふうなことがあったわけでございますけれども、皆様に考えてもらいたいんですけれども、ちいさな理科館のコンセプトという場合、そのコンセプトの意味は何でしょうか。お答えいただければありがたいです。概念と訳す場合は基本的に間違いです。

ちいさな理科館のコンセプトというのは、基本的には、ちいさな理科館という概念に含まれる属性ととらえていただきたい。概念論で、概念に含まれる属性と、その属性が適用される事物の範囲、さきの属性は内包、事物の範囲は外延と申します。これは概念論の初歩でございますけれども、そうした場合、もともとの英語は、含まれるということです。したがって、ちいさな理科館の教育委員会から上がってきて私もそれにオーケーのサインを出した教員の何々の研修というのは、ちいさな理科館という概念に含まれるものというふうな形で我々はとらえたわけで、それを町のちいさな理科館を運営するに当たって積極的に前面に出したいという形で出したわけです。

ちいさな理科館の概念の中に教員の研修という属性があるかないかということでございますけれども、我々はあると。皆さんはないと言ったわけではなくて、書かれてないと言っただけです。あるかないかの議論はそこでなかったわけで、本来的に、こういうふうな基本的な物の考え方については概念論という論理学の初歩の問題でございますので、今後もあるかと思っておりますけれども、それについてよりよくまた考えていただければありがたいと思っております。

それから、藤田議員のほうから、最初に全協のときにもございましたけれども、教育長とか私のちいさな理科館に関してのこれまでの説明等に整合性がとれていないというのは恐らく研修のことだと思うんですけれども、整合性がとれていないと、これは論理的な言葉でございますよね。議員に思い起こしてもらいたいんですけれども、平成20年5月23日とか平成20年12月19日、これどういう日だったか覚えておりますよね。

5月23日は、調査特別委員会ができて、委員長を初めとした調査員の方々がマスコミに対

して記者会見をした日です。その中で、藤田議員は46項目のいわば疑問点についてお話ししました。そのとおりですね。その中で一番肝心かなめのいわば疑問点が一つございます。ほかにもございますけれども、取得を協議した課長はだれかということについて究明したいと言っております。議員はやりませんでしたね。これは、取得を協議した課長という名前が浮かび上がりますと、基本的にある構造が全部わかります。登場人物は5名だけなんです。中村芳樹町長、当時の村田佳隆助役、大村総務課長、取得を協議した課長、あとはジャリ屋ですね。この5名がいわば中山三星に登場した人間でございます。この構造をよりよく問うときには今申し上げたように、取得を協議した課長というのはキーパーソンであるわけです。この人間を浮かび上がらせることはできなかった、しなかった。言ったにもかかわらずしなかったというのは、我々はちいさな理科館のときに言わなかったからだめだと言った。あなたは言ったにもかかわらずやらなかった。最もこれは大事な点であって、言ったことをやるべきです。我々は言わなかったから皆さんからとがめを受けた。しかしながら、その完成文に含まれているかいなかであって、言ったか言わないかの問題じゃないです。その辺の概念論の立場から非常に私は奇異に思いますので、あえてお話ししたいと思っています。

それから、12月19日、皆さん御存じのとおり発議案第6号です。この提唱者は藤田議員でございますね。その中で、検査事務報告とそれから監査報告、この2つを真摯に受けとめてという言葉を使っております。その2つの報告は、片方は問題がある、片方は問題がないと、全く相入れないものがございます。全く相入れないものを真摯に受けとめると、まさに論理的に見れば全く整合性のとれないことを、藤田議員は前回の特別委員会の席上でやっているわけです。その人間から我々がいわゆる論理的に整合性がとれていないと言われるような言葉は、お返し申し上げます。

議員とか私は選挙で選ばれた人間です。その人間は議会活動において常に首尾一貫性、論理一貫性ということ問われるわけで、御自分の行動は、総括された上で我々はそういう言葉を受ける場合は受けますけれども、基本的に議員は、いわば特別委員会において基本的に自分が全く別のことをやっておいて、我々に対してそのような言葉を吐くということは、ぜひとも総括した上で言っていただきたい。それが有権者から見られる首尾一貫性の問題であると思っております。

以上でございます。私の気持ちでございます。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

---

### ◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 本日ここに平成22年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月2日以来22日間にわたり諸議案の御審議をいただきました。本日ここにすべての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、平成22年度の一般会計当初予算の審議を初め、各種の特別会計の予算審議など、新年度に向けての重要な議会でありました。町当局においては、景気後退の影

響を受け町税等の大幅な減収を見込まざるを得ない状況の中、町長を初め職員が一丸となつて、効率・効果的な行財政運営に取り組む姿勢を感じ取ることができました。

また、議員各位には、住民の代表として熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきました。議会閉会中も地域の諸会合等何かと御多忙のこととは存じますが、住民の負託にこたえ、町政発展のための御尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

最後に、議員各位並びに当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上をもちまして、平成22年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 6時00分